

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省所管の政府開発援助に関する会計検査の結果について」

平成20年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成20年1月15日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月16日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成20年10月
会計検査院

目 次

第1 検査の背景及び実施状況	1
1 検査の要請の内容	1
2 政府開発援助（ODA）及び技術協力の概要	1
(1) ODAの概要	1
(2) 技術協力の概要、実施主体及び形態	1
(3) 技術協力に係る予算	2
(4) 5省所管の技術協力に係る事業の概要	3
3 検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
(1) 検査の観点及び着眼点	5
(2) 検査の対象及び方法	5
第2 検査の結果	6
1 ODA事業に係る予算・決算及びDAC報告	6
(1) ODA事業に係る予算	6
ア 一般会計ODA予算	7
イ ODA事業予算	7
(2) ODA事業に係る決算	8
(3) ODA実績とDAC報告	10
ア DAC報告	10
イ 5省所管の技術協力に係る予算・決算とDAC報告との関係	11
2 5省所管の技術協力の実施状況	13
(1) 技術協力の実施体制及び府省庁間の連携、調整等	13
ア 技術協力の実施体制等	13
イ 府省庁間の連携、調整等	15
(2) 5省所管の技術協力の実施体制	18
(3) 5省又は独立行政法人における直轄事業の実施状況	20
ア 5省又は独立行政法人における直轄事業の概要	20
イ 5省における直轄事業の状況	20

ウ	独立行政法人における直轄事業の状況	22
(4)	委託・補助等による事業の実施状況及び委託・補助等の相手方となっている	
	団体等の状況	24
ア	事業の委託・補助等の状況	24
イ	委託・補助等の相手方の決定	25
ウ	委託・補助等の相手方となっている公益法人等の状況	36
エ	委託又は補助の相手方となっている団体等における会計経理の状況	40
3	5省所管の技術協力に係る援助の効果	43
(1)	被援助国側の需要の把握	43
(2)	技術協力の事業の種別ごとの援助の効果	44
ア	留学生の受入事業等	44
イ	研修生の受入事業	53
ウ	専門家派遣事業	77
エ	施設、資機材等の建設・調達、供与等	84
オ	調査研究事業	88
カ	その他の事業	100
(3)	援助の効果についての評価の状況	100
ア	ODA事業の評価に関する規定等	100
イ	評価の実施状況	102
ウ	評価結果の公開状況	109
エ	JICAにおける評価	110
オ	実施した個々の評価の内容	111
第3	検査の結果に対する所見	115
	別表等	125

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年1月15日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月16日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(二) 検査の内容

五省所管の政府開発援助についての次の各事項

- ① 技術協力の実施状況
- ② 技術協力に係る援助の効果

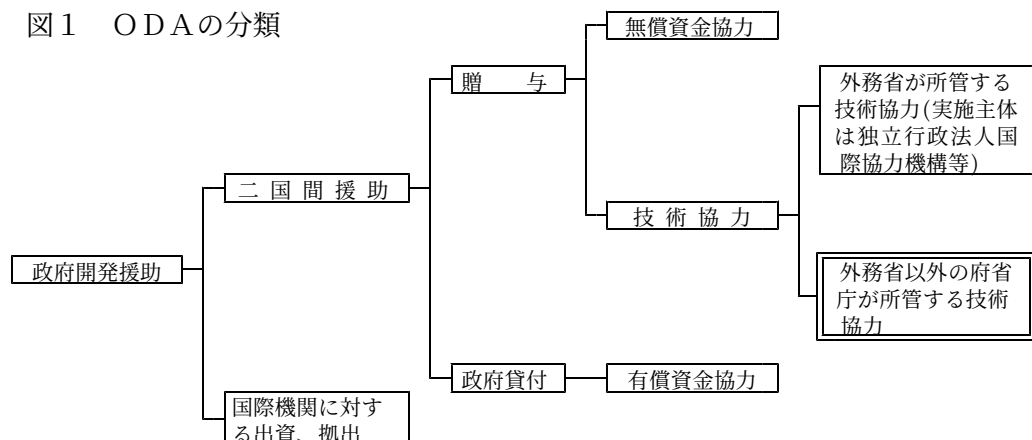
2 政府開発援助（ODA）及び技術協力の概要

(1) ODAの概要

政府開発援助（ODA）は、政府又は政府の実施機関によって開発途上国又は国際機関に供与されるもので、開発途上国の自助努力を支援し、経済及び社会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的として行う資金及び技術の提供による協力である。

これを形態別に分類すると、二国間援助と国際機関に対する出資、拠出とがあり、このうち二国間援助には贈与である無償資金協力及び技術協力並びに政府貸付である有償資金協力がある（図1参照）。

図1 ODAの分類



(2) 技術協力の概要、実施主体及び形態

技術協力は、開発途上国の経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するため、我が国の有する技術、技能、知識を開発途上国に移転するなどし、技術水準の向上、制度・組織の確立・整備等に寄与するものである。具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識を有する専門家やボランティアの派遣、技術移転に際して必要な資機材の供与等がある。そして、技術協力は、対象となる分野が広範にわたっていて、開発途上地域の国造りの基礎となる「人づくり」を目的とするソフトウェア中心の形態であり、いわゆる「顔の見える援助」の典型とされている。

技術協力は、外務省（実施主体は独立行政法人国際協力機構（平成15年10月1日以前は国際協力事業団）（Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。）等）に加え、本件の検査の要請において検査の対象とされた文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の5省（以下「5省」という。）を含む計13の府省庁において、それぞれの所掌事務に係る国際協力として実施されている。そして、外務省は各府省庁が実施する技術協力の調整等の機能を担っている。

前記のとおり、技術協力には多様な形態があり、5省は、研修生の受入れ、専門家の派遣、資機材の供与、調査研究等様々な内容・形態の技術協力を実施している（後記表2参照）。

(3) 技術協力に係る予算

我が国のODAの資金は、一般会計のほか、特別会計、出資国債、財政融資等によって賄われている。これらのうち一般会計分を「政府開発援助一般会計予算」（以下「一般会計ODA予算」という。）と、特別会計等分を含む全体を「政府開発援助事業予算」（以下「ODA事業予算」という。）とそれぞれ称している。

19年度のODA事業予算を、外務省が公表している区分に従い、所管府省庁別・形態別にまとめて整理すると表1のとおりである。このうち、技術協力は、一般会計予算又は特別会計予算を財源として実施されている。表1のとおり、技術協力に係る予算の約7割は外務省の所管であるが、外務省以外の12府省庁が所管する技術協力の予算についてみると、本件の検査の要請における検査の対象とされた5省の所管分がその大半を占めている。

表1 平成19年度のODA事業予算

(単位：百万円)

府省庁 区分	贈与							借款	計
	二国間贈与					国際機関に対する 出資、拠出			
	経済開発等 援助	貿易再保険 特別会計へ の繰入	国際協力銀行 交付金	技術協力 構成比	国際連合 等諸機関	国際開発金 融機関			
内閣府本府				37	0.0%				37
警察庁				29	0.0%				29
金融庁				60	0.0%	32			93
総務省				768	0.2%	193			962
法務省				342	0.1%				342
外務省	163,600		20,000	220,790	73.9%	49,969	1,817	34	456,211
財務省				1,662	0.5%		82,404	770,000	854,066
文部科学省				42,653	14.2%	34			42,688
厚生労働省				2,637	0.8%	9,235			11,873
農林水産省				2,682	0.8%	2,070		13,218	17,970
経済産業省		2,500		26,025	8.7%	858			29,383
国土交通省				680	0.2%	153			833
環境省				66	0.0%	349			416
計	163,600	2,500	20,000	298,437	100.0%	62,898	84,222	783,252	1,414,910

注(1) 当初予算の額である。

注(2) 技術協力は、「技術協力」と表記される場合と「技術協力等」と表記される場合とがある。以下、単に「技術協力」という。

(4) 5省所管の技術協力に係る事業の概要

5省所管の技術協力に係る事業の概要は表2のとおりである。

表2 5省所管の技術協力に係る事業の概要（平成19年度）

省	事業の概要 (19年度事業予算（当初）額。単位：百万円)
文 部 科 学 省	留学生交流の推進（36,350） アイ 国費留学生受入れの整備 イ 私費留学生等への援助 ウ 留学生に対する教育・研究体制の充実 その他（6,303） アイ 外国人に対する日本語教育 ウ 教育、文化、スポーツの各分野での研究者の受入れ、専門家派遣等 エ 国連大学等国際機関を通じての協力 (計42,653)
厚 生 労 働 省	ア 開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画 イ 結 核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画の推進、開発途上国特有の疾病等 ウ 民間団体と協力して行う労働安全衛生に係る技術協力（セミナーの開催） エ 技能実習制度受入企業等への指導援助 オ 職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ等 カ 東南アジア諸国連合（ASEAN）等への支援 (計2,637)
農 林 水 産 省	アイ 世界の食料安全保障への貢献 ウ 砂漠化・地球温暖化等地球規模の環境問題への解決への支援 エ 海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進 オ 関係諸国との協調による海外漁場の確保及び漁業協定の円滑な推進という 枠組みに関する事業 (計2,682)
経 済 産 業 省	海外開発計画調査（2,975） ア 鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における開発計画、プロジェクト実施計画の策定に対し、専門家からなる調査団を派遣、報告書あるいは設計書を作成 経済産業人材育成支援事業（7,739） ア 民間主導による開発途上国からの経済産業技術研修の受入れ等及び開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家派遣 研究協力推進事業（1,013） ア 開発途上国固有の技術開発課題（技術的要求）について、既存技術の移転ではなく、一貫した研究協力に関係諸国と共同して実施。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を行うほか、我が国への研究者の受入れ等を実施 共同資源開発基礎調査等事業（1,242） ア 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を通じ、開発途上国における資源探査に係る技術協力を実施 独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金（8,016） ア 開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けて活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動及び開発途上国経済研究活動に関わる業務を実施 その他（5,041） ア 生産基盤の整備事業等の事業可能性調査 イ 貿易投資の環境整備を推進するため専門家派遣事業等 (計26,025)
国 土 交 通 省	国土政策、交通、社会資本整備等の分野における アイ 人材育成・国際交流 ウ 情報収集・分析・協力企画 エ プロジェクト形成のための事業 オ 環境・安全に係る国際協力 カ 技術開発、技術移転 キ 民間国際協力への支援 建設産業の海外展開等を通じた国際貢献の推進 (計680)

（注） 本表は、「政府開発援助（ODA）白書」等に基づき、会計検査院において作成したものである。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

参議院決算委員会は、前記1のとおり、20年1月15日に検査を要請する旨の決議を行っているほか、18年6月7日に行った「平成16年度決算審査措置要求決議」において、「政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである」ことを決議している。

ア 会計検査院は、5省所管の技術協力の実施状況について、正確性、合規性、経済性、効率性等の観点から、次の点等に着眼して検査した。

- ① JICAや他の府省庁が実施する他の事業との連携、調整が十分でない事態が生じていないか
- ② 援助の実施に係る契約その他の会計経理は適切に処理されているか
- ③ 委託、補助等により事業を実施している場合、その相手方は適正に決定されているか
- ④ 委託、補助等の相手方において当該事業に係る会計経理は適正に処理されているか

イ また、技術協力に係る援助の効果について、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

- ① 事業は計画どおりに進ちょくし、対象となる技術は目的どおり相手国側に移転されているか
- ② 移転された技術や供与された資機材等は相手国側において計画どおり十分に利用されているか
- ③ 調査報告等の内容は十分なものとなっており、その成果は活用されているか
- ④ 事業の対象、方法等は援助の効果を達成するのに適したものとなっているか
- ⑤ 社会情勢の変動等に伴い効果や必要性が低下している事業はないか
- ⑥ 事業の効果等は適切に評価され、その結果は公開されているか

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、5省所管の技術協力を検査の対象とし、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について検査した。具体的には、表3のとおり、原則として15年度から19年度までの5か年間に実施された5省所管の技術協力（予算額計4065億円）を対象として検査した。

表3 5省が所管する技術協力に係る予算の額

(単位：百万円)

所管	会計名	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
文部科学省	一般会計	46,378	44,244	43,777	43,195	42,653	220,249
	国立学校特別会計	9,475	-	-	-	-	9,475
	小計	55,854	44,244	43,777	43,195	42,653	229,724
厚生労働省	一般会計	1,886	1,629	1,520	1,386	1,208	7,631
	国立高度専門医療センター特別会計	995	863	940	828	729	4,357
	労働保険特別会計	818	721	727	701	699	3,669
	小計	3,700	3,214	3,188	2,916	2,637	15,658
農林水産省	一般会計	3,570	3,280	3,115	2,860	2,682	15,509
経済産業省	一般会計	30,205	28,943	29,506	26,831	26,025	141,512
国土交通省	一般会計	995	891	776	779	680	4,123
5省所管技術協力に係る一般会計ODA予算の計		83,037	78,990	78,696	75,053	73,249	389,026
5省所管技術協力に係るODA事業予算の計		94,326	80,574	80,364	76,584	74,678	406,528

注(1) 当初予算の額である。

注(2) 国立学校特別会計は、平成16年4月1日に廃止された。

注(3) 国立高度専門医療センター特別会計は、平成15年度以前は国立病院特別会計であった。

会計検査院は、5省（各省の外局及び機関を含む。）及び5省から委託、補助等を受けるなどして技術協力事業を実施している団体等のうち、金額が大きいものなど主要な56団体（独立行政法人等17（独立行政法人10、国立大学法人6、事業団1）、学校法人6、公益法人等33（公益法人30、その他の団体3））において会計実地検査を行った。また、5省所管の事業を実施しているものではないが、参考情報を得るために外務省においても会計実地検査を行った。なお、JICAについては、5省所管事業の受託者として検査を行うとともに、JICAが我が国の技術協力の実施の中核となっていることから、参考情報を得る目的でも検査を行った。

会計検査院は、本件の検査において、5省等に調書の提出を求め、在庁してそれら関係書類の分析等の検査を行ったほか、623人日を要して、上記の各検査箇所に対する会計実地検査を行うとともに、マレーシア、ミクロネシア連邦（以下「ミクロネシア」という。）、マーシャル諸島共和国（以下「マーシャル」という。）、フィジー諸島共和国及びキリバス共和国（以下「キリバス」という。）に職員を派遣して技術協力の実施状況を現地調査した。

なお、調書の作成に当たっては、個々の契約、補助等は1件当たりの金額が一定金額以上のものなどを対象とすることとした。

第2 検査の結果

1 ODA事業に係る予算・決算及びDAC報告

(1) ODA事業に係る予算

我が国のODAの実施状況については、政府開発援助大綱（平成4年6月30日閣議決定、15年8月29日改定閣議決定。以下「ODA大綱」という。）に基づき、毎年、外務省が「政府開発援助（ODA）白書」（以下「ODA白書」という。）として取りまとめ、閣議報告している。ODA白書では、一般会計ODA予算及びODA事業予算の額が集計されて公表されている。

なお、ODA白書で公表されている一般会計ODA予算及びODA事業予算はいずれも当初予算の額に基づくものであり、補正予算等を加えた予算現額は示されていない。

ア 一般会計ODA予算

一般会計ODA予算は、国の一般会計における1会計年度内のODAとして支出される予定額である。

国の予算においては、一般会計について、10年度以降、ODAに要する経費につき「政府開発援助庁費」のように「政府開発援助」という名称を冠した科目名を用いており、原則として、このように「政府開発援助」という名称を冠した科目の予算を集計することにより一般会計ODA予算の総額が算定される。

ただし、19年度予算においては、18年度まで計上されていた文部科学省所管の「政府開発援助私立大学等経常費補助金」（外国人留学生の受入に係るもの）が「私立大学等経常費補助金」に統合され、「政府開発援助」という名称を冠さないものとなったが、統合後の「私立大学等経常費補助金」のうち一定の額（52億4700万円。18年度予算における「政府開発援助私立大学等経常費補助金」の額と同額）は一般会計ODA予算の額に含められている。このように「政府開発援助」という名称を冠した科目の予算を集計しても、年度によっては一般会計ODA予算の総額と一致しない場合がある。

イ ODA事業予算

ODA事業予算は、一般会計ODA予算に、特別会計におけるODA予算、円借款の原資となる財政融資資金及び国際開発金融機関への出資のために交付される出資国債等の額を加えたものである。技術協力には財政融資資金、出資国債等を財源とするものはないので、5省所管の技術協力に係るODA事業予算は5省に係る一般会計ODA予算と特別会計におけるODA予算の合計額となる。

なお、特別会計においては、前記アの一般会計とは異なり、科目の名称において「政府開発援助」という名称は冠されていないので、特別会計予算のうちどれがODAに係るものであるかは、科目の名称からは区分できず、個別に判断されることになる。

そして、5省のうち、15年度から19年度までの間に特別会計予算を財源として技術協力を実施しているのは、文部科学省（15年度のみ）及び厚生労働省であるので、これら2省所管の技術協力に係るODA事業予算の額は、それぞれの一般会計ODA予算の額に特別会計におけるODA予算の額を加えたものとなる。一方、他の3省所管の技術協力に係るODA事業予算の額は、それぞれの一般会計ODA予算の額と一致する。

15年度から19年度までの5省所管の技術協力に係る一般会計ODA予算及びODA事業予算の額は表3のとおりであり、ODA予算全体と同じく漸減傾向にある。なお、5省所管の技術協力に係るODA事業予算が15年度から16年度にかけて大きく減少しているのは、文部科学省所管国立学校特別会計に計上されていたODA事業予算（15年度94億7516万余円）が、同特別会計の廃止に伴い、16年度以降は、ODA事業予算に計上されなくなったことなどによるものである（後記事例1参照）。

(2) ODA事業に係る決算

我が国のODAの実績については、ODAを実施している各府省庁等からの報告を外務省が取りまとめて、ODA白書等において「政府開発援助（ODA）実績」として公表されているものがある。これらは経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（Development Assistance Committee。以下「DAC」という。）へのODA実績の報告と合わせて、暦年による集計値とされており、年度単位での決算額は示されていない。また、技術協力全体の額は示されているものの、その所管別の額等は示されていない。

今回の検査の対象とした15年度から19年度までの5省所管の技術協力に係る決算額について、決算書により又は5省に対し調書の提出を求めるなどして集計した結果は表4のとおりである。

表4 5省所管の技術協力に係る決算額

(単位：百万円)

所管	会計名	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
文部科学省	一般会計	45,439 (46,378)	43,247 (44,244)	43,483 (43,777)	42,927 (43,195)	37,026 (42,653)	212,124 (220,249)
	国立学校特別会計	- (9,475)	- -	- -	- -	- -	- (9,475)
	小計	45,439 (55,854)	43,247 (44,244)	43,483 (43,777)	42,927 (43,195)	37,026 (42,653)	212,124 (229,724)
厚生労働省	一般会計	1,753 (1,886)	1,508 (1,629)	1,409 (1,520)	1,288 (1,386)	1,195 (1,208)	7,155 (7,631)
	国立高度専門医療センター特別会計	574 (995)	547 (863)	634 (940)	725 (828)	596 (729)	3,077 (4,357)
	労働保険特別会計	721 (818)	653 (721)	679 (727)	627 (701)	630 (699)	3,312 (3,669)
	小計	3,049 (3,700)	2,709 (3,214)	2,722 (3,188)	2,642 (2,916)	2,421 (2,637)	13,545 (15,658)
農林水産省	一般会計	3,251 (3,570)	2,986 (3,280)	2,893 (3,115)	2,722 (2,860)	2,667 (2,682)	14,522 (15,509)
経済産業省	一般会計	28,474 (30,205)	26,156 (28,943)	26,120 (29,506)	24,156 (26,831)	23,996 (26,025)	128,904 (141,512)
国土交通省	一般会計	916 (995)	788 (891)	696 (776)	718 (779)	661 (680)	3,781 (4,123)
5省所管技術協力に係る一般会計ODA予算に係る決算額計		79,835 (83,037)	74,687 (78,990)	74,603 (78,696)	71,814 (75,053)	65,547 (73,249)	366,488 (389,026)
5省所管技術協力に係るODA事業予算に係る決算額計		81,131 (94,326)	75,888 (80,574)	75,916 (80,364)	73,168 (76,584)	66,773 (74,678)	372,878 (406,528)

(注) 上段は決算額、下段の括弧書きは当初予算額である。

表4のうち、19年度の文部科学省所管の技術協力に係る一般会計の決算額は予算額426億余円に対して370億余円となっていて、両者に大きな開差が生じている。これは、主として、前記(1)アのとおり、文部科学省所管の「私立大学等経常費補助金」のうち約52億円が一般会計ODA予算に算入されたが、同補助金の算定の仕組みが変更されたため、従来ODAに係るものとされていた外国人留学生の受入に係る補助金に相当する分をその他の分から区別することができなくなったことから、この予算額に対応する決算額が把握できないことによるものである。

また、15年度の文部科学省所管国立学校特別会計については、決算額が不明となっている。これは、次のとおり、同省が同特別会計の予算について、会計法令上区分管理が求められていないこともあり、予算の執行過程においてODA事業とその他の事業とを区分していなかったため、ODA事業に係る決算額を把握できないことによる

ものである。

<事例1>

文部科学省は、平成15年度まで、各国立学校が実施する事業の中には、留学生受入れ、開発途上国との学術交流などODAに当たるものがあるとし、これらに係る予算を国立学校特別会計予算に計上し、ODA事業予算に含めていた。そして、特別会計では「政府開発援助」という名称を冠した科目が用いられていないことから、これらの予算は、ODA以外の事業に係る予算とともに「校費」等の科目に含められていた。

したがって、ODA事業に係る執行額（決算額）を把握するためには、予算の執行過程において、内部管理上ODA事業に係るものとそれ以外とを区分して把握しておく必要があるが、会計法令上その区分管理が求められていないこともあり、文部科学省や各国立学校は、予算の執行に当たってODA事業とそれ以外とを区分して把握していなかった。

この結果、国立学校特別会計に係るODA事業の決算額は把握できない状況となっていた。

なお、16年度からは国立大学が国立大学法人化されたことに伴い、同特別会計は廃止されている。また、同年度からは、文部科学省は各国立大学法人に対し国立大学法人運営費交付金を交付しており、各国立大学法人はこの運営費交付金等を財源として留学生受入れなど従前ODA事業とされていたものと同様の事業を実施しているが、この運営費交付金はODA事業予算として取り扱われてはいない。

(3) ODA実績とDAC報告

ア DAC報告

上記(2)のとおり、我が国のODA実績はODA白書等において公表されており、このODAの実績はDACにも報告される。DACは、我が国からの報告も含めた各加盟国からの報告を取りまとめて公表しており（以下、この公表を「DAC報告」という。）、DAC報告は、各援助国によるODA実績の国際比較等に広く用いられている。

DACは報告等のためにODAの定義を示しており、それによれば、ODAとは、DACが世界の国・地域をその国民等1人当たりの国民総所得（GNI）に基づいて分類したリスト（以下「DACリスト」という。）に掲載されている国・地域等に対する援助であり、次の三つの要件をすべて満たすものとされている。

- 1 政府ないし政府の実施機関によって供与される。
- 2 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的とする。
- 3 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないよう^(注1)になっており、グラント・エレメントが25%以上である。

(注1) グラント・エレメント 援助条件の緩やかさを示す指標。商業条件（金利10%と仮定）の借款をグラント・エレメント0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってグラント・エレメントは高くなり、贈与の場合は100%となる。

我が国を含む各加盟国がDACにODAの事業実績を報告するに当たっては、これらの定義や報告基準に従って報告することとなる。

イ 5省所管の技術協力に係る予算・決算とDAC報告との関係

我が国が技術協力を実施する場合は、相手国・地域がDACリストに掲載されている被援助国・地域（以下「開発途上国」という。）であることを目安とするとされている。したがって、我が国が実施する技術協力は、原則として、DACの報告基準に合致し、技術協力のために支出した費用はDAC報告に計上され、我が国の国際貢献として評価されることになる。

しかし、5省所管の技術協力について検査したところ、次のとおり、ODA事業に係る予算・決算とDAC報告との間にずれが生じている事態が見受けられた。

(7) ODA事業予算により実施している事業の一部に開発途上国以外の国に係る事業を含めているなど、DAC報告から除外されている事業をODA事業予算により実施しているもの

一般に、ODA事業予算により技術協力を実施する場合は、その対象とされるのは開発途上国ないしその国民である。しかし、次のとおり、文部科学省はODA事業予算により実施している外国人留学生（以下「留学生」という。）の受入事業において、開発途上国以外の先進国等からの留学生も対象としており、これに係る経費は予算上はODA事業予算とされているが、DAC報告からは除外されていた。

<事例2>

文部科学省は、留学生の受入事業等において、開発途上国だけではなく、先進国等からも我が国の負担により国費外国人留学生を受け入れるなどしている。これらの開

開発途上国以外の国からの留学生の受入れなどに係る経費については、開発途上国からの留学生の受入れなどに係る経費と同様に予算（「政府開発援助国費外国人留学生給与」等）上はODA事業予算とされているが、DACへの報告においては、開発途上国以外の国の出身者に係る分として計算された額は除外されている（例えば2006年（平成18年）のDAC報告には、総額426億2976万余円のうち81.8%である348億7906万余円だけが計上されている。）。

なお、予算において開発途上国以外の国からの留学生に係る経費をODAに含めているのは、当該事業が主として開発途上国からの留学生に係るものであること、国別の採用枠がない場合もあり、あらかじめ国別に採用数を示すことが困難であることなどによるとされるが、開発途上国以外の国からの留学生は国費外国人留学生で23.7%（19年5月1日現在の在籍者10,020人のうち2,381人）、私費外国人留学生^(注2)で20.8%（19年度の学習奨励費給付対象者13,833人のうち2,885人）と相当の割合に上っている。

（注2）私費外国人留学生 国費留学生及び外国政府が派遣する留学生以外の留学生であり、独立行政法人日本学生支援機構が給付する学習奨励費、民間団体等の奨学金を受給している留学生、自ら経費を負担している留学生等である。

また、次のとおり、厚生労働省は、ODA事業予算により実施している事業をDACの報告基準に該当しないとしてDACへの報告から除外していた。

<事例3>

厚生労働省所管国立高度専門医療センター特別会計における国際医療協力研究委託費及び国立国際医療センター研究所経費はODA事業予算とされている。しかし、同省は、これらは日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転するものではなく、また、技術等の開発や改良を支援し、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与するものではないためDACの報告基準に該当しないとして、平成17年分以降DACへの報告から除外していた（17年度から19年度まで計19億4898万余円。なお、DACへの報告は暦年を単位とすることとされているが、上記の金額は年度単位の決算額を参考のために示したものである。以下、事例4において同じ。）。

(イ) ODA事業予算により実施している事業で、DAC報告に含めることが可能であると思料されるにもかかわらず、DAC報告に含められていないもの

次のとおり、厚生労働省（一部の部局）及び農林水産省は、政府開発援助庁費等の事務経費について、予算上はODA事業予算とされているが、DACへの報

告からは除外していた。しかし、事務経費のうちには、DACへの報告に含めても差し支えないものもあることから、それらについては、DACへの報告に含めることができるものと思料される。

<事例4>

厚生労働省の一部の部局及び農林水産省は、ODA事業予算のうち、委託費及び補助金の額のみをDACへの報告に計上しており、政府開発援助職員旅費、政府開発援助庁費等の事務経費については、予算上はODA事業予算とされているものの、DACへの報告からは除外していた（厚生労働省：平成15年度から17年度まで計3302万余円。農林水産省：15年度から19年度まで計3億9829万余円）。

このように、予算上のODA事業予算の取扱いとDAC報告における取扱いとの間に相違があることについては、それぞれの目的の違いによる部分もあると考えられるが、国会や国民においては、ODA事業予算（特に予算科目上「政府開発援助」という名称を冠しているもの）を決定するに当たり、当該予算が我が国のODAとして国際的に評価されることも期待していると考えられる。それにもかかわらず、上記のように予算上はODA事業予算として扱われていながら、DAC報告に計上されていないものについては、結果として、国会や国民の期待に十分にこたえていないものとなっているおそれがある。また、DACの報告基準によればDAC報告に含めることが可能であると思料されるものについては、DACへの報告に含めることにより我が国の国際貢献が正当に評価されるようにすることが望まれる。

2 5省所管の技術協力の実施状況

(1) 技術協力の実施体制及び府省庁間の連携、調整等

ア 技術協力の実施体制等

(7) 技術協力の実施体制

前記のとおり、我が国の技術協力は13府省庁によって実施されている。

表1のとおり、技術協力に係る事業予算のうち7割は外務省の所管であり、技術協力の多くはJICAが実施主体となって実施されている。JICAは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）第3条において、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施等に必要な業務を行うなどし、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とするとされており、我が国の技術協力の実施における中核的な役割を担っている。

一方、今回の検査の対象である5省は、それぞれの省の設置法において、各省は「所掌事務に係る国際協力に関すること」をつかさどるなどと規定されていることから、これらの規定等を根拠として技術協力を実施している（文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第4条第95号等、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第109号、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第4条第12号、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第4条第15号、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第4条第125号）。

(イ) 5省が実施する技術協力とJICAが実施する技術協力との区分

5省は、外務省やJICA等ではなく、当該省が主体となって技術協力を行う意義について、当該省の政策をより直接的に訴えることができること、当該省のその分野における専門的知見等を活かした取組ができること、相手国政府からの正式な要請を待たず、各省の政策要求に基づき、開発援助に関する政策立案に必要な調査等を実施できることなどを挙げている。

しかし、次のように、5省が実施する技術協力とJICAが実施する技術協力との区分は必ずしも常に明確であるわけではない。

a 国際約束の有無による区分

JICAが実施する技術協力プロジェクト等は公文書による国家間の国際約束に基づいて実施されるのに対し、5省による技術協力は、JICAに委託するなどして実施するものを除き、公文書による国際約束に基づくのではなく、当該府省庁やその受託者等となる団体と相手国側における関係機関等との間で覚書や募集書・申請書に基づいて実施されたり、特段の書面等を交換することなく実施されたりしている。

ただし、JICAが実施する業務の中には、附帯業務として行っている技術協力案件の発掘形成調査など国際約束に基づかずに実施される業務もあることから、この点の違いによりすべての場合が区分できるわけではない。

b 技術協力により移転する技術の内容による区分

5省の一部においては、JICAによる技術協力は基本的に確立された技術を移転するものであるのに対し、各省による技術協力はそれまでに蓄積されている技術や人材を活用しつつ、開発途上国の事情に対応した技術や手法の開発を行い得ることをJICAとの違いであるとする見解もみられた。

しかし、JICAによれば、JICAの技術協力においても、相手国に適合する技術を試行しながら見いだしていくことも少なくないとのことであり、上記のような区分は必ずしも当てはまらないとしている。

ｃ 事業の目的による区分

事業の目的について、JICAの場合は、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することが目的であると直接規定されている（JICA法第3条）。これに対し、5省が行う技術協力は、各省の設置法において、各省が所掌する事務に係る国際協力を行うものとされており、開発途上地域の発展等が目的として直接明示されているわけではない。

しかし、JICAの場合も5省の場合も、ODAとして実施するものである以上は、いずれもODA大綱に示された「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」という我が国ODAの目的に沿って実施されるものであることから、事業の目的の面においても必ずしも明確に区分することはできない。

イ 府省庁間の連携、調整等

ODA大綱では、「関係府省間の連携」として、「政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議（会計検査院注：18年4月以降は海外経済協力会議）の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する」とされている。

前記のように、5省が実施する技術協力とJICAが実施する技術協力との区分は必ずしも明確なものではなく、内閣官房長官の下に設けられた「海外経済協力に関する検討会」による報告書（18年2月28日）においても、JICA及び各府省庁が実施する技術協力について「その戦略的な統一性を確保するため、外務省をはじめとする関係省庁が相互に連絡を密にし、情報共有・連携を強化することが必要である」との提言がなされているところである。

府省庁間の連携、調整等の状況についてみると、次のとおりである。

(7) 各種会議等による連携、調整等の仕組み

我が国の海外経済協力（ODA以外のものを含む。）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図ることを目的として、18年4月以降、内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚により構成される海外経済協力会議が設置、運営されている（同会議の設置前は対外経済協力関係閣僚会議が設置されていた。）。

また、外務省は、ODA全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関する事務をつかさどるほか、ODAのうち技術協力に関する関係行政

機関の行う企画及び立案の調整に関する事務をつかさどるとされている（外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第24号及び第26号）。そして、政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し実施できるよう、ODAに関わる関係府省庁間の連携を図るための具体的な仕組みとして、政府開発援助関係省庁連絡協議会（局長レベル）及び同幹事会（課長レベル）、技術協力連絡会議（課長レベル）等が開催されている。

このうち技術協力連絡会議は、従前の技術協力関係府省庁連絡会議を15年2月に改称したものであり、各府省庁の技術協力予算や事業計画の情報共有等を議題として、19年度末までに14回開催されている。

また、ODA事業の評価についても、各府省庁が行っているODA事業に関する評価について意見交換し各府省庁の連携を推進するために、ODA関係府省により構成されるODA評価連絡会議が開催されており、14年度以降19年度末までに8回開催されている。

さらに、外務省が国別援助計画（被援助国ごとに、計画策定後5年間程度を目途とした我が国の援助計画を示すものであり、援助の重点分野、課題、援助実施に当たっての留意点等を内容とする。）を策定するに当たっては、各府省庁と協議を実施し、その意見等を踏まえて行うこととなっている。

(イ) 個々の技術協力事業の実施に当たっての連携、調整等

外務省及びJICAは、JICAが実施する技術協力については、新規案件の検討・採択段階において外務省と関係府省庁との協議が行われており、案件名は公開されているなど情報共有が図られていること、JICAが実施する事業は一部を除き国家間の国際約束に基づいて行われるものであるため、援助相手国においても重複の有無等が確認されているはずであることなどから、JICAが実施する技術協力と他の各府省庁が実施する事業との重複は生じないと考えていているとしている。

一方、5省が実施する技術協力については、国家間の国際約束に基づいて行われるものではないが、各省は、事業実施の前後を通じて随時に外務省やJICAと連絡を取るほか、海外での事業実施の際には現地の我が国在外公館やJICA事務所にも連絡を取っているとしている。そして、各省は、その際に、他の府省庁等が実施した事業との重複の有無についても確認しているなどとしている。

なお、外務省は、関係府省庁との効率的・効果的な情報の共有・連携を強化するために、各省が実施する技術協力の実施状況等を収集、蓄積及び参照することができるシステムとして、13年度から「関係府省庁技術協力検索」を省庁間ネッ

トワークである霞が関WAN等により提供している。

しかし、5省においては、個々の技術協力事業を担当している部署の担当者が同システムの存在を知らなかったり、霞が関地区以外にある官署や独立行政法人等はそもそも霞が関WAN等に接続していないため同システムにアクセスできなかったりしていて、同システムを全く利用していない例が見受けられた。また、同システムの存在を知っており、同システムへのアクセスが可能な場合についても、各省で実施している事業が各省ごとの専門的技術であり、重複は想定できないなどとして、同システムをあまり利用していないものもあった。

今回の会計検査院の検査を受け、今後は積極的に同システムを利用したいとするものもあり、今後、同システムがより活用されることが望まれる。また、外務省は、20年2月の会計実地検査時においては、同システムやそれと同様の情報を霞が関WAN等以外でも提供する予定はないとしていることから、霞が関WAN等に接続していない官署や独立行政法人等は、本省を通じるなどして必要な情報の収集等を行うことが望まれる。

(ウ) 5省とJICAとの間での事業や事務の移管、委託等

5省とJICAの間では、事業を移管したり、事業の実施に当たり業務を委託したりしているものが存在する。その主なものは次のとおりである。

a 5省からJICAに事業を移管したもの

「特殊法人等整理合理化計画について」（平成13年12月19日閣議決定）において、府省庁が所管している公益法人等が実施している技術協力のうち、相手国政府の関与の程度等にかんがみて、適当なものについてはJICAが移管を受けることとされた。これに基づき、厚生労働省及び農林水産省は、次のとおり、所管の技術協力事業の一部をJICAに移管していた。

① 厚生労働省

福祉専門家養成事業（社会福祉コース）等14事業（16年度に移管）

② 農林水産省

食品産業技術海外円滑化事業及び海外食品物流効率化協力事業の2事業（14年度に移管）

なお、これらについては、移管後数年間は、移管前に厚生労働省及び農林水産省からそれぞれ事業の実施を委託されて実施していた公益法人が、引き続きJICAから業務を委託されて実施していたが、その後順次見直しが行われてきている。

また、5省のうち上記2省以外の3省については、前記の閣議決定に基づきJ

IICAに事業を移管した例はなかった。

b 5省がJICAに業務を委託しているもの

5省所管の事業であるが、その実施に当たり、事業の全部又は一部をJICAに委託し、JICAがその事業の実施に当たっているものが、農林水産省（砂漠化防止対策推進体制検討調査委託事業等）、経済産業省（海外開発計画調査委託事業等）等において見受けられた。

ただし、これらのうちの一部については、事業を受託したJICAから更に農林水産省又は経済産業省所管の独立行政法人に事業の一部が再委託されていた。

c JICAが5省に業務を委託するなどしているもの

JICAが実施する技術協力のうち、技術研修員受入事業について、JICAが5省に委託するなどして実施しているものがある。

特に厚生労働省の施設等機関においては、医療分野等における専門能力を有することから、JICAから委託を受け、技術研修員受入事業に係る研修業務を実施しているものが相当数ある。これらのうち、国立保健医療科学院、国立身体障害者リハビリテーションセンター及び国立感染症研究所において、JICAから支払を受けた委託費を国庫に納付せず別途経理して、そこから直接、経費を支払っている事態が見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例5>

国立保健医療科学院は、毎年度、JICAから委託を受けて、集団研修「保健衛生管理」等の研修業務を実施している。

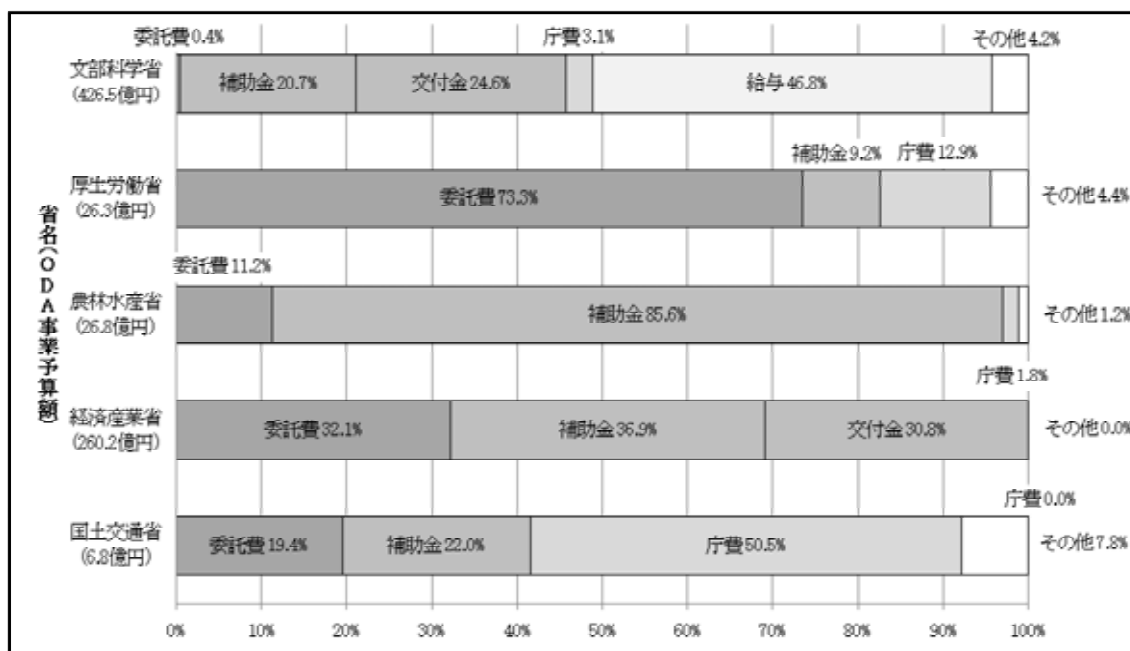
しかし、同院は、JICAからの受託収入や受託業務の実施に要する費用に係る支出を歳入・歳出予算に計上せず、受託収入は市中銀行に同院会計課長等の名義の口座を開設するなどして預入・管理して、そこから直接、必要な費用を支払っていた。

(2) 5省所管の技術協力の実施体制

5省は、技術協力を実施するに当たり、自ら直接事業を執行したり、独立行政法人、公益法人、企業等の団体等と契約を締結して、研修生の受入れ、専門家の派遣、調査研究の実施等の業務を委託し又は請け負わせたり、これらの団体等に補助金を交付したりして事業を実施したり（以下、委託、請負及び補助を総称して「委託・補助等」という。）している。

19年度の5省所管の技術協力に係るODA事業予算について、予算科目によりその態様を分類すると図2のとおりである。

図2 5省所管の技術協力に係るODA事業予算の予算科目による分類（平成19年度）



このように、5省所管のODA事業予算の大宗を占めるのは、委託費、補助金及び交付金（以下、(2)において、これらを合わせて「委託費等」という。）であり、これらは、5省以外の団体等に資金を交付し、これらの団体等が事業の直接の実施主体として技術協力を実施するものである。委託費等が5省所管の技術協力に係るODA事業予算に占める割合は、経済産業省99.9%、農林水産省96.9%、厚生労働省82.6%、文部科学省45.8%、国土交通省41.5%となっている。

このうち国土交通省については、委託費等の比率は相対的に低いものの、同省のODA事業予算の50.5%を占める庁費の約9割は団体等と請負契約を締結し、技術協力事業を実施させているものであることから、同省についても、経済産業省、農林水産省及び厚生労働省と同様に、他の団体等が直接の実施主体として事業を実施するものが多くなっている。

一方、文部科学省については、同省所管の技術協力に係るODA事業予算のうち国費外国人留学生（以下「国費留学生」という。）に支給する給与（以下「留学生給与」という。）が46.8%を占めていることから、委託費等の比率が低くなっている。

なお、文部科学省及び経済産業省の交付金は、それぞれ独立行政法人日本学生支援

機構（以下「学生支援機構」という。）及び独立行政法人日本貿易振興機構（平成15年10月1日以前は日本貿易振興会。以下「ジェトロ」という。）に対する運営費交付金である。

(3) 5省又は独立行政法人における直轄事業の実施状況

ア 5省又は独立行政法人における直轄事業の概要

5省所管の技術協力の実施に当たっては、各省が国際会議を開催し、その講師等に対する謝金や会場借料等を直接支払ったり、外国で開催される国際会議に職員を派遣する場合に旅費を支給したりするほか、施設等機関等において調査研究事業等を自ら行っているものなどがある。また、各省は、技術協力に係る業務を遂行するための各種事務経費も執行している。さらに、独立行政法人においても、政府開発援助運営費交付金（以下「ODA運営費交付金」という。）を財源として、これらと同様の事業や支出を行っているものがある（以下、これらを総称して「直轄事業」という。）。

イ 5省における直轄事業の状況

5省における直轄事業の状況は別表1-1（125ページ）のとおりであり、18年度の事業費は、文部科学省226億2334万余円（同省の技術協力事業費全体（独立行政法人に対する運営費交付金を除く。）に占める割合69.9%）、厚生労働省4億6590万余円（同17.6%）、農林水産省6566万余円（同2.4%）、経済産業省2560万余円（同0.1%）、国土交通省6803万余円（同9.4%）、計232億4854万余円（同42.7%）となっていた。

文部科学省において直轄事業の割合が高いのは、同省が自ら留学生給与（201億6327万余円）を執行しているなどのためである。また、厚生労働省においてその割合が相対的に高いのは、同省の施設等機関である研究機関が技術協力としての研修、調査研究等を多く実施しているなどのためである。

5省における直轄事業について、事業に係る会計経理は適正かなどについて検査したところ、次のとおり、不要不急の物品を購入していたり、ODAとは直接関係のない業務にODA事業予算を使用していたり、競争契約が可能であるのに随意契約により契約を締結していたりして適切とは認められない事態が見受けられた。

(7) 不要不急の物品を購入していたり、ODAとは直接関係のない業務にODA事業予算を使用したりしているもの

<事例6>

厚生労働省の国立感染症研究所が行う研究のうちハンセン病、エイズ等の研究に係る経費は技術協力としてODA事業予算から支出されている。

同研究所は、平成18年度末に、同研究所の機関であるハンセン病研究センターにおいて使用する交通機関用のプリペイドカードの在庫が27枚あり、その使用実績は年間30枚前後であるにもかかわらず、同カード90枚を新たにODA事業予算である政府開発援助庁費により購入するなどしていた。そして、これらのうち87枚は19年度末に至っても使用されないままであった。

また、同研究所は、18年度に、エイズ研究に使用するとしてジェネティックアナライザ^(注3)をODA事業予算である政府開発援助試験研究費により購入していた。しかし、この機器は、エイズ研究等とは別の動物由来感染症の診断技術開発等に使用するものであり、ODA事業予算がODAとは関係のない業務に使用されていた。

(注3) ジェネティックアナライザ 遺伝子解析を目的とし、DNAの塩基配列決定等を行うための研究用機器

<事例7>

農林水産本省及び国土交通本省は、ODA事業予算である政府開発援助庁費(以下「ODA庁費」という。)を、例えば、ODA業務を主として担当している部署(以下、この事例において「ODA担当部署」という。)において勤務が深夜に及んだ職員が帰宅する場合等の自動車借上料(以下「タクシー代」という。)や事務機器の保守料、消耗品費等のODAに係る業務のための事務経費等に使用している。

しかし、農林水産本省及び国土交通本省(交通分野)が平成19年度にODA庁費から支出したタクシー代及び事務機器保守料等の一部は、それぞれODA担当部署とは別の部署におけるODAとは直接関係のない業務に係るものであった。なお、両省とも、本事例とは逆に、ODA担当部署に係る経費をODA庁費ではない一般の庁費から支出しているものもあった。

(イ) 競争契約が可能であるのに随意契約により契約を締結しているもの

<事例8>

厚生労働省の国立国際医療センターは、平成15年度に研究所で使用する酸素クラスター殺菌脱臭装置等の購入契約を5回にわたって締結しており、いずれも予定価格(各107万余円)が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)において随意契約による

ことができる限度額の範囲内であるとして、随意契約により同一の業者と契約していた。

しかし、これらは、15年8月1日、8日、15日、22日及び29日の5回にわたり、1週間置きに毎回同一の内容（同装置を1台ずつ購入）、金額及び条件（納入期限1週間）で契約を締結しているものであり、一括して調達することができるものを分割して随意契約によって契約しているものと認められた。

なお、同センターは、予定価格の算定に当たり、契約相手方である業者1社からしか見積書を徴していなかった。

ウ 独立行政法人における直轄事業の状況

学生支援機構及びジェトロは、ODA運営費交付金の交付を受け、それを財源に直轄事業等を実施している。これらの事業の実施状況及びこれに係る会計経理を検査したところ、次のような状況となっていた。

(7) ODA運営費交付金を財源とする事業に係る予算の執行状況の把握

a ジェトロ

ジェトロは、ODA運営費交付金（「政府開発援助独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金」（18年度82億5739万円））と一般の運営費交付金（「独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金」（同156億6513万余円））との2種の運営費交付金の交付を受けていることから、予算の執行に当たっても両者を区別することが交付の趣旨に適うものであるとして、各支出経費が2種の運営費交付金や自主財源等のいずれを財源とするものであるか明確に区分し、財源別の事業の予算執行額（決算額）を把握していた。

そして、ジェトロにおける直轄事業の状況は別表1-2（126ページ）のとおりであり、18年度の事業費は78億7498万余円（同法人の技術協力事業費全体に占める割合94.0%）となっていた。このように直轄事業の割合は5省の場合に比べて高くなっており、これはジェトロが自ら研修、調査研究等を実施したり、海外に事務所を設置し、その費用を支出したりしているなどのためである。

b 学生支援機構

一方、学生支援機構は、ジェトロの場合と同様に2種の運営費交付金（「政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金」（18年度105億7320万余円）及び「独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金」（同113億8983万余円））の交付を受けているが、運営費交付金は用途を特定しないものであるとして、予算の執行に当たり、ODA事業の予算執行額（決算額）を把握し

ていなかった。

しかし、独立行政法人に対する運営費交付金はその用途を特定しないものであるとはいえ、ODAに係るものとそれ以外のものの2種の運営費交付金の交付を受けている以上、その交付の趣旨にかんがみ、説明責任を果たす上でそれぞれに係る事業の執行状況を明らかにすることが望まれる。

なお、学生支援機構における直轄事業の状況について、予算上ODA運営費交付金のみを財源とすることとされている科目に係る事業費等を集計したところ、別表1-2（126ページ）のとおり、18年度82億9401万余円（同法人の技術協力事業費全体に占める割合82.5%）となった。このように直轄事業費の割合が高いのは、学生支援機構が私費留学生に対する奨学金の給付を行っているなどのためである。

（イ）会計経理が適切でないもの

学生支援機構について、次のとおり、海外事務所における金銭の出納及び保管並びに契約に関する会計経理が、同機構の定めた会計規程にのっとっておらず、適切とは認められない事態が見受けられた。

<事例9>

独立行政法人日本学生支援機構は、インドネシア共和国、大韓民国、タイ王国及びマレーシアの4か国に海外事務所を設置しており、このうち大韓民国を除く3海外事務所の経費は、予算の積算上、ODA運営費交付金を財源とするとされている（上記(7)のとおり、予算執行上は区分されていない。以下についても同様に、同機構に係る事例は、いずれも予算の積算上ODA運営費交付金を財源とするとされているものを取り上げている。）。

同機構の会計規程によれば、出納責任者が金銭の出納及び保管を、契約担当職員が契約をそれぞれ行うこととされている。また、契約に当たっては、予定価格が100万円以上で随意契約にしようとする場合は、なるべく2者以上の者から見積書を徴することとされている。

しかし、同機構は、マレーシア事務所には出納責任者や契約担当職員が置かれていないにもかかわらず、資金を同事務所に送金（平成18年度の送金額1150万余円）し、現地採用職員に金銭の保管、支払等の出納事務や契約事務を行わせていた。また、契約に当たっては、1者のみから見積書を徴し当該徴取先と随意契約を行っていた。

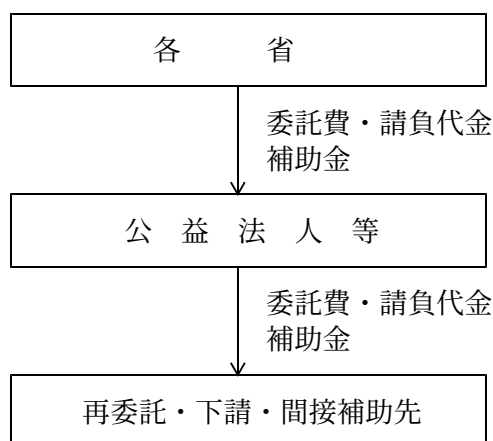
(4) 委託・補助等による事業の実施状況及び委託・補助等の相手方となっている団体等の状況

ア 事業の委託・補助等の状況

(7) 5省における事業の委託・補助等の状況

5省は、技術協力を実施するに当たり、前記(3)のように自ら事業を執行するほか、独立行政法人、公益法人、企業等の団体等と契約を締結して、研修生の受入れ、専門家の派遣、調査研究の実施等の業務を委託し又は請け負わせたり、これらの団体等に補助金を交付したりして事業を実施している（図3参照）。

図3 委託・補助等の執行体制



5省における事業の委託・補助等の状況は別表2-1（126ページ）のとおりであり、18年度の事業費は、文部科学省89億1944万余円（同省の技術協力事業費全体（独立行政法人に対する運営費交付金を除く。）の27.5%）、厚生労働省21億7614万余円（同82.3%）、農林水産省26億5705万余円（同97.5%）、経済産業省158億7398万余円（同99.8%）、国土交通省6億5055万余円（同90.5%）、計302億7717万余円（同55.7%）となっていた。このように文部科学省以外の4省は、委託・補助等により大半の技術協力を実施していた。なお、文部科学省の委託・補助等の割合が低いのは、前記(3)のとおり、留学生給与を直轄事業により執行しているなどのためである。

また、委託・補助等の相手方は別表2-1（126ページ）のとおりであり、文部科学省では227団体等であるのに対し、他の4省では20団体等から54団体等と相対的に少ないものとなっていた。文部科学省において団体等の数が多くなっているのは、留学生関係の補助金の交付を受けている学校法人が多く存在することなどに

よるものである。

委託・補助等の相手方の団体等をその種類別にみると、5省全体では、独立行政法人等23団体、136億1761万余円（全体金額の45.1%）、公益法人等61団体、124億8475万余円（同41.4%）、株式会社その他274団体等、40億3089万余円（同13.3%）となっており、独立行政法人等及び公益法人等が多くなっていた。さらに、省別に金額の多い5者をみると、別表2-2（127ページ）のとおり、各省とも、上位5者はすべて公益法人等、独立行政法人等及び学校法人となっており、株式会社、個人等は上位にはなかった。なお、各省の委託・補助等の事業費のうち上位5者の占める割合は61.4%から86.4%となっていた。

(イ) 独立行政法人における事業の委託・補助等の状況

学生支援機構及びジェトロがODA運営費交付金を財源として実施している技術協力についても、他の団体等への委託・補助等により事業を実施しているものがある。これら2法人については、別表2-3（129ページ）のとおり、18年度のジェトロにおけるODA運営費交付金を財源とした委託・補助等の金額は3億0075万余円（同法人の技術協力事業費全体に占める割合3.5%）となっており比較的小さいものとなっていた。また、学生支援機構については、前記(3)ウ(7)ｂと同様に、予算上ODA運営費交付金のみを財源とする科目に係る事業費等を集計したところ、12億7171万余円（同12.6%）となった。

委託・補助等の相手方は、学生支援機構及びジェトロとも25団体前後となっており、これを団体等の種類別にみると、他の独立行政法人等に委託・補助等しているものはなく、公益法人等が2団体、6億4909万余円（41.2%）、株式会社その他が48団体等、9億2337万余円（58.7%）となっており、株式会社その他の割合が高くなっていた。さらに、金額の多い5者をみると、別表2-4（130ページ）のとおり、学生支援機構から国際交流会館等の管理運営業務を請け負っている財団法人日本国際教育支援協会のほかは、株式会社が多くなっていた。また、これら2法人の委託・補助等の事業費のうち、上位5者の占める割合は、それぞれ81.6%及び65.5%となっていた。

イ 委託・補助等の相手方の決定

(7) 委託・請負契約に係る契約の方式

a 委託・請負契約の状況

前記のとおり、文部科学省の留学生給与等を除くと、5省所管の技術協力は、委託・補助等により事業を実施しているものが多い。このうち5省における役務の提供を目的とする委託・請負契約は、別表3-1（131ページ）の

とおり、件数で各年度185件から243件、計627件、支払金額で98億3574万余円から135億0693万余円、計333億8620万余円となっていた。

また、学生支援機構及びジェトロについては、同表のとおり、件数で各年度52件から67件、計185件、支払金額で12億4636万余円から19億5605万余円、計47億3488万余円となっていた。

b 契約の方式

(a) 5省における状況

国の契約の方式には、会計法（昭和22年法律第35号）等により、一般競争契約、指名競争契約（以下、これらを合わせて「競争契約」という。）及び随意契約の3方式があり、このうち一般競争契約が原則とされているが、実際には随意契約等によっているものが少なくなかった。会計検査院は、従来、各省庁や団体等における随意契約について、同種業務を実施する者が複数存在したり、業務内容等を仕様書で詳細に定めれば当該業務を遂行できる者がほかにも存在したり、調査研究等業務について調査の方法等をあらかじめ仕様書等で示すことにより同種調査に熟練した他の者でも履行できたりするなど、随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があるなどの事態について検査報告に掲記するなどしている。また、18年8月25日に財務大臣から各省各庁の長あてに「公共調達の適正化について」の通知が出され、各省庁は、公共調達に関して、総合評価方式の拡充、競争性のない随意契約（以下「従来型随契」という。）の一般競争入札又は企画競争若しくは公募への移行、随意契約における再委託の適正化等に努めることとされた。

なお、企画競争及び公募は、いずれも契約申込みの前段階で実施されるものであり、企画競争とは、契約の内容から価格による競争を実施することが困難な場合において、複数の者から企画書等を提出させるなどし、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、その者を契約相手方として随意契約が行われることになる（以下、このような随意契約を「企画随契」という。）。また、公募とは、特殊な技術又は設備等が不可欠な内容の契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で参加者を募る手続であり、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のため行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数ある場合は一般競争契約又は企画競争が行われ、1者の場合は当該者と随意契約が行われることになる（以下、このような随意契約を「公募随契」という。）。

前記の検査報告又は財務大臣の通知を受けるなどして、各省等は「随意契約見直し計画」を定めるなどしており、特に18年度後半以降、従来型随契から、順次、競争入札又は企画競争若しくは公募に切替えが進められている。

5省の技術協力に係る委託・請負契約について、その契約方式等をみると、別表3-2（133ページ）のとおり、17年度から19年度で、従来型随契は、件数では17年度179件から19年度51件（全体の73.6%から25.6%）、金額では123億1389万余円から40億7658万余円（同91.1%から40.5%）と減少し、一方、競争契約は1件から54件（同0.4%から27.1%）、1億5015万円から21億7230万余円（同1.1%から21.6%）、企画随契は63件から86件（同25.9%から43.2%）、10億4288万余円から36億8218万余円（同7.7%から36.6%）などと増加しており、従来型随契から競争契約、企画随契等に切替えが進められている。

これを契約主体である省（本省）、外局等の別にみると、文部科学省、農林水産省、水産庁、林野庁、気象庁及び国土地理院の6機関は19年度に従来型随契を全く行っておらず、文化庁、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁及び国土交通省の5機関は、計51件（対17年度比34.4%）、40億7658万余円（同34.4%）を従来型随契で契約していた。

なお、「行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の根絶の進め方について」（平成20年7月4日内閣官房発表。以下「公益法人集中点検」という。）においても、点検対象とされた公益法人に対する発注等について、競争性を更に促進するための見直しが発表されており、今後とも更に随意契約等の見直しが進められていくことが必要である。

(b) 独立行政法人における状況

学生支援機構及びジェトロについても、それぞれの会計規程において一般競争契約が原則とされており、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等を受け、「随意契約見直し計画」を定めるなどしている。

学生支援機構及びジェトロのODA運営費交付金を財源とした委託・請負契約（学生支援機構については、予算上ODA運営費交付金を財源の全部又は一部としている事業に係る契約であり、その金額にODA事業予算以外を財源とする分が含まれている。）について、その契約方式等をみると、別表3-2（133ページ）のとおり、従来型随契は、件数では17年度25件から19年度

12件（全体の48.0%から17.9%）、金額では17億2888万余円から5億5431万余円（同88.3%から44.4%）と減少しており、一方、競争契約は26件から41件（同50.0%から61.1%）、2億1957万余円から6億0473万余円（同11.2%から48.5%）、企画随契は0件から10件、0円から6616万余円と増加していた。これは、学生支援機構の競争契約の割合が高まったことによるものであり、ジェトロは17年度から既に競争契約の割合が相対的に高くなっていた。

なお、5省、学生支援機構及びジェトロの合計では、従来型随契は、件数で17年度204件から19年度63件（全体の69.1%から23.6%）、金額で140億4277万余円から46億3090万余円（同90.8%から41.0%）と減少していた。

c 随意契約の理由の妥当性等

15、16両年度の契約も含め、随意契約により契約を締結している場合、その理由は妥当なものとなっているかなどについて検査したところ、次のとおり、随意契約とする理由の妥当性に疑義があったり、事業費の相当部分が再委託されていたりする事態が見受けられた。

(a) 随意契約とする理由の妥当性に疑義があるもの

<事例10>

経済産業省は、平成15年度に随意契約により独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対し、アジア及び太平洋地域環境技術普及促進事業を1273万余円で委託している。

この事業では、アジア太平洋地域の環境問題解決のため、公害対策技術を中心とした環境保全対策技術を同地域に普及・促進させることを目的として、①公害防止のための技術普及方策の調査、②ワークショップの開催及び③戦略的技術普及計画の策定を実施したものである。

経済産業省は、本件事業の委託先の選定に当たり、事業を行うためには、環境対策技術に対する幅広い知見や技術移転の進め方に関するノウハウを必要とすることから、これら知見等を有し、また、海外の政府機関等とも交流があり、その人脈の有効活用が図られることなどから、同機構を委託先として選定していた。

同機構は、事業の効率的推進を図る観点から、経済産業省に届け出た上で上記の①から③の事業のすべてを財団法人国際環境技術移転研究センターに再委託することとし、同機構自身は当該事業の取りまとめをするとしていた。

しかし、同機構は同センターに対する助言や協力者の紹介は行っていたものの、実績報告書によれば、本件委託事業に要した経費は同センターへの再委託費等のみとな

っていて、同機構自身においては本件業務に係る支出実績はなく、また、本事業の調査報告書は、同機構自らが作成したものではなく同センターが作成したものであった。

経済産業省は、前記のとおり、環境対策技術に対する知見等を活用するため同機構に委託したとしているが、上記のことなどからみると、委託先の選定の妥当性に疑義がある。

なお、16年度は、同センターへの直接の委託に変更している。

<事例11>

独立行政法人日本学生支援機構は、平成16年4月に財団法人日本国際教育協会等4公益法人（以下「旧協会等」という。）から承継した国際交流会館等（以下「会館」という。）の運営業務を、16年度から19年度までの毎年度、随意契約により財団法人日本国際教育支援協会（旧協会等を改組して発足。以下「支援協会」という。）に計30億2260万余円で委託している。

同機構は、会館運営業務の委託について、①全国の会館の管理を一元的に実施できる体制を確保できること、②運営が教育的、公共的立場でなされること、③会館の管理運営及び留学生福祉・交流事業について専門的知識がある人材を有していることなどの要件を備えた者に委託するとし、委託先として支援協会が最も適当であり、他に適当な業者は見当たらないとして支援協会と随意契約をしていた。

しかし、

ア 同協会において管理人業務に従事している者の職歴、知識、経験等を調査したところ、支援協会の正規職員のほか、大学等の職員であった者を退職後常勤嘱託職員として採用した者や非常勤嘱託職員、派遣職員等も管理人となっていた。そして、これらの嘱託職員及び派遣職員については、雇用又は派遣に当たり、留学生関係業務の経験等を有することは条件とされていなかった。また、支援協会が定めた会館の管理運営マニュアルにも特別なノウハウ等が記載されているとは認められなかった。特別な専門的知識やノウハウ等についてはマニュアルに記載し尽くせない面もあるものの、上記のことからすると、支援協会ないし同協会で管理人業務に従事している者に特別な専門的知識やノウハウがあるとは客観的には認め難く、支援協会以外にも会館の運営を実施できる者がいるのではないかと認められる。

なお、同機構は、独立行政法人整理合理化計画に基づき、会館の運営についていわゆる市場化テストを導入し、19年度に1会館の運営業務について総合評価方式による民間競争入札を行っており、3者が応札し、支援協会を代表者とする共同企業

体が落札している。さらに、20年度には別の1会館についても同様の民間競争入札を実施し、これらの民間競争入札の検証結果等を踏まえ、残る会館における民間競争入札を推進することとされている。

イ 支援協会は、管理人に充てた嘱託職員、派遣職員等の給与が正規職員の給与の平均値よりも相当低いにもかかわらず、契約に当たり、同機構に提出した見積書では人件費について正規職員の平均給与額を基に算定していた。

一方、見積書には、通常一般管理費として計上される管理部門等の人件費及び物件費が計上されておらず、割高となっている管理人人件費の相当部分は実質上これらの経費に充てられたものと考えられる。

(b) 事業費の相当部分が再委託されているもの

<事例12>

厚生労働省は、平成15年度から18年度までの各年度は随意契約により、19年度は企画随契により、社団法人国際厚生事業団に開発途上国福祉専門家養成等事業等7件の事業を計5億4314万余円で委託している。

これらの事業を構成する個々の事業の一部について、同事業団は、表5のとおり、その事業費のうち相当部分を他の公益法人等に再委託していた。

そして、これらの再委託の実施については、同事業団が委託契約締結前に厚生労働省に提出し承認を受けた事業計画において明示されておらず、委託契約締結後においても再委託の承認手続は執られていなかった。

表5 厚生事業団による再委託の状況

年度	委託事業（個別事業）名	契約額 A(千円)	個別事業費 B(千円)	再委託先	再委託額 C(千円)	契約額占め率 C/A(%)	個別事業費占め率 C/B(%)
平成15	開発途上国福祉専門家養成等事業	215,136					
	開発途上国食品衛生専門家研修事業		10,187	社団法人日本食品衛生協会	7,179	3.3	70.4
	開発途上国児童福祉対策専門家研修事業		6,193	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会	4,195	1.9	67.7
18	東南アジア諸国等福祉医療協力事業	94,494					
	ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ開催事業		10,667	東南アジア教育大臣機構	6,549	6.9	61.4
19	ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ開催事業	10,298	10,298	エイズ感染症センター（カンボジア保健省の国立機関）	4,890	47.5	47.5

d 実質的な競争性の確保の必要性

前記bのように、5省等は、それぞれ随意契約の見直し、競争性の導入等に取り組んでいるところである。これらについて、競争性が確保されているかどうか、競争契約及び企画随契における入札者及び応募者の状況をみると別表3-3（135ページ）のとおりであり、各省等における競争契約について、1者からしか入札がなかったものは、17年度は競争契約全体の0%（0件）、18年度50.0%（2件）、19年度70.3%（38件）となっていた。また、企画随契について、1者からしか企画書の提出等がなかったものは、17年度は企画随契全体の23.8%（15件）、18年度49.5%（55件）、19年度61.6%（53件）となっていた。さらに、公募の結果1者からしか応募がなかった場合に行われる公募随契は、17年度はなく、18年度1件、19年度3件となっていた。

これを契約主体別にみると、国土交通省については、企画随契において1者からしか応募がなかったものが各年度85.7%から96.4%と多くなっており、また、少数ではあるものの、水産庁及び国土地理院については、企画随契のすべてについて1者からしか応募がなかった。さらに、競争契約についても、少数であるものの、文部科学省及び資源エネルギー庁については、すべて1者からしか入札がなかった。一方、文部科学省の企画随契については、3者以上から応募があったものが、18、19両年度のみであるが、それぞれ86.6%及び95.4%となっており、比較的多くの者から応募が得られていた。

また、学生支援機構及びジェトロについては、競争契約について1者からしか入札がなかったものは、17年度は競争契約全体の3.8%（1件）、18年度20.5%（8件）、19年度19.5%（8件）となっていた。また、企画随契について1者からしか応募がなかったものは19年度の企画随契全体の30.0%（3件）となっており（17年度は企画随契を実施していない。）、公募随契は18年度の1件だけであった。

そして、競争契約についても企画随契についても、学生支援機構は、ジェトロと比較すると、応札・応募者が少ないものの割合が高くなっていた。

これらのように5省並びに学生支援機構及びジェトロにおいて、契約方式としては、競争契約等への切替えが進められているものの、実際には1者からしか応札・応募がないものの比率も増加している状況となっていた。

また、これらの契約について、実質的に競争を制限するような条件を付していないかなどについて検査したところ、次のとおり、公募を行っているものの、その際に実質的に競争性を阻害するような条件を付していた事態が見受けられた。

<事例13>

文化庁は、平成15年度から18年度までの毎年度、文化遺産の保護に資する研修の開催、文化遺産に関わる国際会議等の開催等を行うため、随意契約により財団法人ユネスコ・アジア文化センターとアジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業の請負契約を計2億2071万余円で締結していた。

文化庁は、19年度は、随意契約の見直しの一環として、公募を行うこととし、参加要件等をインターネット上で示すなどして公募を行っていた。そして、受注を希望する者が同センターのみであったとして、企画競争は実施せず、同センターと随意契約により5449万余円で契約を締結していた。

しかし、

ア 文化庁が公募の際に示した参加要件の中には「過去5年間連続して、文化遺産保護の国際協力のため、諸外国からの研修生受け入れ実施実績があること」、「過去5年間連続して、文化遺産保護にかかる国際会議開催の実績があること」など、実質的に同センター以外の者を阻害する効果をもつと認められる要件が含まれていた。

なお、本件事業については、20年度においても公募を行っていたが、上記のような実質的に競争性を阻害するような要件は付されていなかった。

イ 文化庁は、各年度とも本件請負契約について精算条項を付さない確定契約として

おり、実績額に基づいて契約金額の精算を行うことはしていなかった。

しかし、本件業務は仕様書の作成及び予定価格の算定の段階においては、研修の開催期間、研修生の出身国、語学能力等が確定していないなど、事業内容に不確定要素が多いものであり、そのため、契約金額と実績額にかい離が生じていた。

(イ) 補助金に係る交付相手方の選定等

5省所管の技術協力は、前記のとおり、委託又は請負によるもののほか、独立行政法人、公益法人等の実施する事業に対して直接又は間接に補助金を交付することにより実施しているものも多くなっている。

5省は、委託事業と補助事業との区別について、委託事業は、本来国が実施すべき事業を、専門的知識を有する外部機関を活用することによって実施するものであるのに対し、補助事業は、国以外の機関が主体的に実施すべき事業であって、国の政策上必要とされる事業について国が補助する形で実施するものであるなどとしている。そして、委託事業の場合は、本来国が実施すべき事業であることから、事業の実施に要する費用は基本的に委託者である国が負担するのに対し、補助事業の場合は、国の判断により、事業の実施に要する費用の全部又は一部を助成するものである。

しかし、ある事業について、本来国が実施すべき事業であるのか、国以外の機関が主体的に実施すべき事業であるのかを判別することは必ずしも容易でない場合があり、また、補助事業には、定額補助の場合などにおいて、補助対象事業費に対する補助金額の割合が非常に高い場合があり、なかには補助対象事業費全額が補助金で賄われているものもあるなど、国と事業者との費用の負担割合の面からも委託事業と区別しにくい場合も見受けられる。

そして、公益法人集中点検においては、契約についての競争性の導入にとどまらず、補助金等についても公募制を活用するとされているところである。

そこで、補助事業についても、委託契約等の場合と同様の視点から、補助金交付の相手方がどのように決定されているかを検査したところ、次のような状況となっていた。

a 補助金交付の相手方の特定の状況

5省の技術協力に係る補助事業について、補助金交付の相手方の決定方法をみると、別表4-1（138ページ）及び別表4-2（139ページ）のとおり、特定の団体が実施する特定の事業に対して補助金を交付するとして、特定の団体名を補

助金交付の根拠となる補助金交付要綱等（以下「交付要綱等」という。）に明記していて、補助金交付の相手方があらかじめ特定の団体に限定されている事業は、事業数では17年度51件から19年度37件（全体の89.4%から60.6%）、補助金額では17年度163億4472万余円から19年度154億8535万余円（82.1%から77.0%）と減少し、一方、交付の相手方が限定されていない事業は、6件から24件（10.5%から39.3%）、35億5283万余円から46億0891万余円（17.8%から22.9%）と増加していた。

このように、補助金交付の相手方が特定の団体に限定されていない事業の割合は、件数、金額ともに増加してきているものの、補助金額では、依然として多くの補助事業が相手方を特定の団体に限定しており、補助金の交付決定権者である省（本省）及び外局の別にみると、厚生労働省及び国土交通省は、19年度においてもすべての補助事業について相手方を特定の団体に限定していた。

補助金交付の相手方が特定の団体に限定されている事業について、その相手方をみると、公益法人等が相手方とされているものが件数で各年度34件から49件（相手方が限定されている事業の91.8%から96.0%）、補助金額で92億0117万余円から97億8426万余円（同59.4%から59.8%。ただし、相手方が限定されている事業の中には、文部科学省が日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）に補助金を交付し、私学事業団から多数の学校法人に補助金を交付しているものが含まれており、これを除くと88.0%から89.8%となる。）となっていた。そして、19年度では、厚生労働省、農林水産省、水産庁及び国土交通省では、すべての相手方が公益法人等となっていた。

なお、学生支援機構は、別表4-1（138ページ）及び別表4-2（139ページ）のとおり、各年度1件のみ補助事業を実施しており、従来、補助金交付の相手方を限定していない。また、ジェトロは補助事業を実施していない。

b 補助金交付の相手方を特定の団体に限定している理由の妥当性等

交付要綱等において補助金交付の相手方をあらかじめ特定の団体に限定しているものの中には、法令等において当該事業を実施する者が当該団体に限定されているなど、そのような限定が当然である場合もある。

一方、そのような法令等による制限がない場合であるにもかかわらず、特定の団体に限定しているものについて、5省は、当該事業を実施することができるのは事実上当該団体しかないこと、あるいは、当該団体が最もよく当該事業を実施することができることによるなどとしている。

しかし、検査したところ、5省は、真に当該事業を実施することができるのが当該団体しかないかどうか、あるいは、当該団体が最もよく当該事業を実施することができるのかどうかについて、公募を行うことなどによって確認しているわけではなく、客観的に証明するに足る資料等があるとは言い難い場合が多く見受けられた。そして、なかには、次のとおり、事業の実施状況からしてそのようには認められないものも見受けられた。

<事例14>

農林水産省は、平成16年度に制定した総合食料対策事業実施要領で、社団法人国際農林業協力・交流協会（19年4月以降は社団法人国際農林業協働協会。以下「農林業協会」という。）が実施する日中農業交流事業等3事業を補助対象として明記し、農林業協会に補助金16、17両年度計9006万余円を交付していた。

このうち日中農業交流事業（補助金交付額計1321万余円）は更に2事業に区分されており、15年度まではそれぞれ、財団法人亜細亜農業技術交流協会及び財団法人アジア農業協同組合振興機関が同省から補助金の交付を受けて事業を実施していたものである。

16年度以降は、前記のとおり農林業協会が行う事業として実施要領で規定され、農林業協会に補助金が交付されているが、農林業協会は上記の2財団法人に補助対象事業費と同額で事業を全面的に委託しており、自らは事業を実施していなかった。

なお、本件補助金は18年度に廃止されている。

一方、一部の省庁は、従来は交付要綱等において特定の団体を指定していたが、同種の活動を実施する意欲と能力のある団体等がほかにはないとは必ずしも予断できないとして、あらかじめ特定の団体に限定することなく、当該補助事業を実施しようとする者であれば広く補助申請を受け付け、各団体等の申請内容を審査した上で補助金交付先を決定することになっている。

このように補助金交付先をあらかじめ特定の団体に限定しないことにしている事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

経済産業省は、平成18年度から経済連携促進のための産業高度化推進事業を実施している。同省は、18年6月に制定した交付要綱において、補助事業者として特定の団体を特定せず、「民間事業者等」としている。そして、18、19両年度に公募により補助金交付先を募集し、それぞれ、5事業について株式会社2社を含む4者を選定してい

る。

ウ 委託・補助等の相手方となっている公益法人等の状況

前記のとおり、5省所管の技術協力事業は、公益法人等を委託・補助等の相手方としているものが多い。

そこで、これらのうち18年度において5省等から直接一定金額以上の委託・補助等を受けている公益法人等63団体について、各省等に調書の提出を依頼するとともに、他の年度に委託・補助等を受けている団体や間接補助を受けている団体も含め、金額の大きいものなどの主要な33団体について会計実地検査を実施し、国等からの委託費・補助金等が当該団体の事業に占める割合、内部留保の状況、各省等からの再就職者の在籍状況等について調査した。その結果は次のとおりである。

(注4) 再就職者 委託・補助等を行った省等に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員等を退職し、委託・補助等の相手方となっている公益法人等に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

(7) 国等からの委託・補助事業等が当該団体の事業に占める割合

5省等からの技術協力に係る委託費・補助金等が当該公益法人等の収入額全体に占める割合(18年度)は別表5(140ページ)のとおりであり、これが50%以上となっているのは上記の63団体のうち4団体となっていた。なお、これには技術協力以外の事業に係る委託費・補助金等や5省等以外の省等からの委託費・補助金等は含んでいないので、国等からの委託費・補助金等全体が収入額に占める割合はこれより高い場合がある。

公益法人等の中には、元々、国又は独立行政法人からの委託・補助事業等の実施主体となることを主目的として設立された団体もあり、国等からの委託・補助事業等のほかには特段の事業を実施していない団体も見受けられた。

そして、前記イ(イ) aのように、補助金について、交付要綱等上、補助金交付の相手方を特定の団体に限定しているものには、かつては、当該団体の運営に要する経費全体のうち自己収入等で賄える部分を除いた部分をすべて補助対象経費として、その全額について補助金を交付していたもの(いわゆる収支差補助)など国等への依存度が非常に高い団体も存在した。

これらについては、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(平成14年3月29日閣議決定)、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(同)等を受けて、改善が

図られているところであるが、次のとおり、その後もなお補助対象経費の定め方が、補助事業を実施するために必要な経費のうち所管大臣が認めた経費というように抽象的な規定にとどまっていた、具体的にどのような経費は補助対象として認められ、どのような経費は認められないかなどの区分が明確でなく、運用によっては収支差補助と同様の結果になる可能性もある事態が見受けられた。

<事例15>

文部科学省は、平成15年度から18年度までの毎年度、ユネスコ・文化交流協会を通じて、財団法人ユネスコ・アジア文化センター（以下「文化センター」という。）に対し政府開発援助ユネスコ活動費補助金計7億4373万余円を交付していた。そして、補助金の交付要綱等によれば、同補助金に係る補助事業は、「主として、アジア地域諸国との文化交流を促進し、これら諸国の文化の振興と相互理解に寄与する」ため「文化センターが行う事業」とされており、補助対象経費は、「補助事業を実施するために必要な経費及び文化センターの運営に要する経費のうち文部大臣が認めた経費」とされ、この経費に対して定額方式により補助金を交付するものとされていた。

しかし、文化センターは、「ユネスコと協力して、主としてアジア地域諸国の文化交流を促進するとともに伝統文化の保存・活用に協力し、もってこれら諸国の文化の振興と相互理解に寄与すること」を目的として設立されている法人であって（財団法人ユネスコ・アジア文化センター寄附行為第4条）、補助事業の目的として交付要綱に規定されている上記の内容は文化センターの設立目的とほぼ同義のものとなっていた。そして、文化センターの「運営に要する経費」とは管理部門を含む文化センターの人件費等のことであるとされていたことから、実際には、文化センターの事業及び運営に要した全経費（他の団体からの補助金等に係る分等を除く。）のうち自己収入（会費、寄附金等）で賄えない部分はすべて補助事業に要する経費として認定され、これと同額の補助金が交付されていた。このように、本件補助金は実質的に収支差補助の機能を果たしていたと認められる。

文部科学省は、前記の公益法人改革に関する閣議決定等を踏まえ、17年度以降は文化センターの運営に要する経費を補助対象から除外し、事業費に対してのみ補助することとしたとしているが、交付要綱等の規定からは「及び文化センターの運営に要する経費」の部分が削除されておらず、「補助事業を実施するために必要な経費」についての明確な基準も示されていなかった。

なお、19年度に至り、同補助金は、同協会を通さずに文部科学省から文化センターに直接交付されることとなり（事例16参照）、その際、新たな交付要綱が制定されて

いる。この新たな交付要綱では、上記の「及び文化センターの運営に要する経費」に相当する規定は設けられていない。

また、次のとおり、団体独自の事業がほとんどなく、役職員も他団体の役職員が兼務しているなど、団体の活動実態からして、当該団体を補助金の交付先としていることの必要性・妥当性について疑義がある事態が見受けられた。

<事例16>

ユネスコ・文化交流協会は、二国間及び多国間を通ずる教育、学術、文化の国際交流の推進及び諸国民相互間の理解の増進に寄与することを目的として昭和53年に設立された法人格を有しない任意団体であり、平成15年度から18年度までの毎年度、文部科学省から政府開発援助ユネスコ活動費補助金及び政府開発援助文化交流団体補助金計10億4773万余円の交付を受け、これを財源として他の教育、学術又は文化の国際交流の推進等を主目的とする団体の活動に対する助成（間接補助金の交付。交付額は直接補助金の交付額と同額。）を行っていた。

同協会は、これらの補助金の交付に係る事務及び文部科学省から交付されるこれら以外の補助金(非ODA。15年度から18年度までの交付額計44億8678万余円)について同様の事務を行うほかに独自の事業は行っていない。また、20年3月現在、理事長は間接補助事業者の一つである財団法人ユネスコ・アジア文化センターの理事長が兼務しており、職員は3名のみで、すべて同センターの職員が兼務していた。そして、同協会は、昭和53年の設立の際に選任された理事及び監事の任期（1年）が54年に切れたにもかかわらず、それ以降一度も後任の理事及び監事の選任手続を執っておらず、同センター理事長が兼務しているとしている同協会理事長も正当な手続により選任されたものではなかった。また、総会や理事会が開催された形跡はなく、少なくとも平成15年度以降は一度も開催されていなかった。

そして、19年度からは上記の各補助金が国から従来の各間接補助事業者に直接交付される形に変更されたため、同協会は事実上活動停止状態となっていた。

文部科学省は、従来、同協会を通して補助金を交付していたことについて、民間ユネスコ活動事業、二国間教育交流事業、留学生交流事業等の各種の事業を一体的に補助することで、教育、学術又は文化の国際交流の強力な推進が図られていたとしている。

しかし、上記のような同協会の実態からして、同協会の補助団体としての適格性や同協会を通し補助金を交付していたことの必要性・妥当性には疑義がある。

なお、前記のとおり、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、補助金に依存する度合の高い公益法人についてはその見直しを図ることとされている。同協会は実質的に補助金に係る事業のみを実施しているものであるが、法人格のない任意団体であり、公益法人ではないため、この見直しの対象に含まれていなかった。また、同協会は文部科学省との調整を経て20年5月に総会を開催し解散した。

(イ) 内部留保の状況

公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）により、総資産額から財団法人における基本財産や公益事業を実施するために有している基金等を除きたいわゆる内部留保について、「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30％程度以下であることが望ましい」とされている。

公益法人における18年度末時点での内部留保の状況は別表5（140ページ）のとおりである。適正な内部留保水準は各法人の行う事業の目的や内容等により異なると考えられるが、30％を上回る内部留保を有しているのは、前記の63団体のうち公益法人以外の団体等を除いた56公益法人のうち15法人となっていた。そして、これらの中には、後記の事例18のように、十分な収入があると認められる事業に補助金を交付しており、そのことが内部留保の増加の一つとなったと考えられるものもあった。

(ウ) 再就職者の在籍状況

5省等からの19年4月1日時点における再就職者の在籍状況は別表5（140ページ）のとおりであり、これらの再就職者が役員又は職員として在籍している公益法人等は63団体のうち56団体となっていた。なお、学生支援機構及びジェトロからの再就職者はいなかった。

上記のうち50団体については、再就職者が常勤の役員又は職員として在籍しており、再就職者の人数は常勤役員99名、常勤職員196名の計295名となっていた。そして、これらのうち6団体については、10名以上の再就職者が常勤の役員又は職員として在籍していた。

なお、これらには5省等以外の省等からの再就職者は含んでいないので、国等全体からの再就職者数はこれより多い場合がある。

エ 委託又は補助の相手方となっている団体等における会計経理の状況

委託・補助事業については、一般に、契約書又は交付要綱等において、業務を受託し又は補助金交付決定を受けた団体は、その経理について別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備して事業終了年度から一定期間保管すること、事業完了後は遅滞なく委託事業においては精算報告書等を、補助事業においては実績報告書等をそれぞれ提出することなどとされている。そして、委託事業においては委託契約書等上の委託金額、補助事業においては交付決定額と、それぞれの業務に要した実支出額（定率補助の場合は、これに補助率を乗じた額）とのいずれか低い額をもって委託料の精算又は補助金の額の確定を行うこととされているのが通例である。

検査したところ、次のとおり、補助事業の実施期間中に使用されない多量の切手等を年度末に購入していたり、補助金以外の収入で経費を十分賄うことができる事業を補助対象としていたり、補助事業に要する経費を適切に算定していなかったりしている事態が見受けられた。

<事例17>

財団法人ユネスコ・アジア文化センターは、前記事例15のとおり、平成15年度から18年度までの毎年度、文部科学省からユネスコ・文化交流協会を通じ政府開発援助ユネスコ活動費補助金の交付を受けている。そして、同センターは、各年度とも、交付申請どおり事業を実施したとして実績報告書を提出し補助金の額の確定を受けていた。

しかし、同センターは、15年度から17年度までの各年度とも、補助事業に係る支出から自己収入（会費、寄附金等）を控除した補助事業に要する経費が補助金交付額を下回る見込みとなった年度末に、補助金を返還することを避けるため、多量の切手、プリペイドカード、事務機器等を購入し、補助事業に要する経費が補助金交付額と一致するようにしていた。

これらの物品は各年度の補助事業の実施期間中に使用されるものではないことから、これらの購入に係る経費は補助事業を実施するために必要な経費とは認められない。

<事例18>

財団法人日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）は、文部科学省から、平成15年度から18年度まではユネスコ・文化交流協会を通じ、19年度からは直接、政府

開発援助文化交流団体補助金計2億2504万余円の交付を受けている。

補助金の交付要綱等によれば、同補助金に係る補助対象経費は、日本語教育機関の質的向上に資する事業に要する経費とされており、日本語教育機関の審査・認定を行うための審査委員会の設置・運営に要する経費（以下「審査委員会の実施経費」という。）等を対象としている。

この補助事業に係る日振協の会計経理を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 審査委員会の実施経費は、日振協が審査対象の日本語教育機関から徴収している審査料で十分賄えるものであった。

なお、それにもかかわらず審査委員会の実施経費を補助の対象としていることが一因となり、日振協の内部留保水準は147%（18年度末）と高くなっていた。

イ 日振協は、実績報告書に記載する補助対象経費について、実績に基づく実支出額を計上すべきであるにもかかわらず、前年度の実績報告額に一定の率を乗じた額を計上していた。いずれの年度においても実支出額は実績報告書計上額を上回っており、補助金額に影響はなかったものの、実績報告が的確に行われていなかった。

<事例19>

社団法人海外水産コンサルタント協会は、平成19年度に水産庁から補助金4201万余円の交付を受け、海外漁業協力効率化促進事業を実施している。

この事業は、海外漁業協力事業に対する開発途上国の要望等を把握するために、当該国の漁業の現状と問題点を調査分析する事前調査等を実施するものである。

同協会は、補助事業費の算定に当たり、①本件補助事業に全く従事していない者の賃金を含めたり、本件補助事業と他の事業との双方に従事している者について、本件補助事業に従事した実績に基づくことなく、特定の月についてはその月の賃金のすべてを補助事業費に含めたり（逆に、他の月については本件補助事業に従事していてもすべて除外していた。）、②水産庁が定めた要領により補助対象外とされている賞与、住宅手当等を含めたりなどしていた。

また、上記の事例19以外にも、関係資料等により把握できた範囲では、結果的に必ずしも委託費・補助金額が過大になっているものではなかったものの、各事業に係る人件費の算定について、各職員がそれぞれの業務に従事した実績を明確に区分して把握・計上していないなどの事態が見受けられた。事例19を含むこれらの事態

について、以下の①及び②の態様別に示すと、表6のとおりである。

- ① 勤務実績表等がないなど業務に従事した日数又は時間数を実績に基づいて算定していないもの
- ② 業務に従事した職員の人件費単価を実績に基づいて算定していないなどのもの

表6 委託・補助事業における人件費の算定が適切でないもの

(単位:千円)

省	事業主体	委託・補助事業				態様
		事業区分	年度	件数	委託費又は補助金額	
厚生労働省	社団法人国際厚生事業団	委託	平成15～19	7	543,142	①
	財団法人日本経団連国際協力センター	委託	15～19	5	1,083,697	①
	財団法人国際労働財団	委託	15～19	5	1,473,323	①
農林水産省	社団法人国際農林業協働協会	委託補助	15～19	33	639,666	①
			15～19	19	722,358	①
	社団法人海外水産コンサルタント協会	委託補助	15～19	5	201,309	①
			15～19	5	199,486	①②
	社団法人国際農業者交流協会	補助	15～19	5	303,034	①
経済産業省	財団法人海外技術者研修協会	補助	15～19	5	28,681,265	①
国土交通省	社団法人海外運輸協力協会	委託補助	15～19	20	356,928	②
			15～19	4	191,697	①②
	社団法人国際建設技術協会	委託	15～19	26	303,873	①②
	社団法人海外建設協会	委託	15～19	20	130,853	①②
	財団法人国際研修協力機構	委託	15～19	5	72,008	①②

さらに、個人（研究者）が受託者となっている研究事業について、次のとおり、業者から架空の納品書、請求書等を提出させ、委託費を別途経理している事態が見受けられた。

<事例20>

国立国際医療センターは、国際医療協力の効果的・効率的な推進を図ることを目的

とし、開発途上国に特有な疾病等に関する臨床研究及び医療技術に関する研究等の一部を国際医療協力研究委託費として、研究者に委託して実施している。

そして、同センターに所属する研究者A及びBは、主任研究者又は分担研究者個人として、平成13年度から17年度に同センターから受託して研究を実施していた。

この委託費の管理方法については、13年度事業においては、主任研究者等が自ら管理しており、Aは研究用物品等の購入を行い、その購入代金を業者に支払っていた。また、14年度以降の事業においては、A及びBの委託費は同センターが管理を行い、同センターは、A及びBから研究用物品等を購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際には、これらの取引の一部は、Aが、自らの委託費及びBから処理を依頼されたBの委託費の一部について、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより架空の取引に係る購入代金の支払を行っていたものである。そして、Aはこれらの額を業者に預けて別途に経理していた。

なお、本件事態は、同センターが事実を把握し、調査したものについて会計実地検査の過程で報告を受けたものである。

3 5省所管の技術協力に係る援助の効果

(1) 被援助国側の需要の把握

技術協力等の援助が効果を上げるためには、被援助国側の需要を的確に把握し、その需要に適合した事業を実施することが必要である。

前記のとおり、JICAの実施する技術協力については、一般に我が国政府と相手国政府との国家間の公文書による国際約束に基づいて実施されていることから、相手国の需要については、そこで一定の確認がされていることになる。また、JICAが技術協力に関する附帯業務として行う調査については、国際約束に基づいて実施されるものではないが、JICAの在外事務所において相手国の需要を収集し、その中からJICA内で検討の上、選定がなされている。

これに対して、5省所管の技術協力は、JICAに委託するなどして実施する場合を除き、国家間の公文書による国際約束に基づくのではなく、当該府省庁やその受託者・補助事業者等となる団体と相手国側における関係機関等との間での覚書や募集書・申請書に基づいて実施されたり、特段の書面等の交換なしに実施されたりしている。覚書等が取り交わされている場合には、相手国側の需要について、ある程度正式な確認が行われていると考えられるが、何らの文書も取り交わすことなく事業を実施しているものも見受けられた。

需要の把握方法について、5省は、相手国側において各省や各団体のカウンターパートとなる省庁等の公的機関、団体等との日頃の接触を通じて相手国側の需要を把握したり、毎年実施する事業等の場合には参加者に意見・要望を聴取したりして、需要の把握に努めているとしている。また、前記のとおり、5省は、各種連絡会等に加えて、事業の各段階において、随時に外務省、JICAや現地の在外公館、JICA事務所等と連絡を取っており、その中で相手国側の需要についても情報や意見を求めているとしている。

(注5) カウンターパート 技術協力のために派遣された専門家等と行動を共にし、技術協力を受ける相手国側の技術者等

(2) 技術協力の事業の種別ごとの援助の効果

前記の表2のとおり、5省所管の技術協力には、国費留学生や研修生の受入れ、専門家の派遣、資機材の供与、調査研究等様々な内容・形態のものがある。これらについて、事業種別ごとにその状況を示すとともに、それらについての援助の効果を示すと、次のとおりである。

ア 留学生の受入事業等

(7) 留学生の受入事業等の概要

留学生の受入事業等は5省等のうち文部科学省及び学生支援機構並びに厚生労働省において実施されており、その大部分は文部科学省において実施されている。

文部科学省が実施する留学生の受入事業等は、我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めること、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与すること、開発途上国の場合にはその人材育成に協力することを目的としている（「21世紀への留学生政策に関する提言」（昭和58年8月31日「21世紀への留学生政策懇談会」（文部大臣の懇談会））及び「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」（昭和61年5月1日閣議決定））。また、「新たな留学生政策の展開について（答申）」（平成15年12月16日中央教育審議会）では、留学生の受入れの意義（理念）は、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化、国際社会に対する知的国際貢献等とされている。

そして、昭和58年に策定された「留学生受入れ10万人計画」に基づき、その当時1万人程度であった留学生の数を大幅に増やす施策が採られ、平成15年には留学生数が約11万人となるなど同目標が達成されている。19年5月1日時点の留学生数は118,498人となっており、政府においては、留学生数の更なる増加を図るとの方向性が示されているところである。一方、留学生については、量の目標は達

成されたものの、質の面で問題が生じているのではないかといった問題提起が国会等においてなされている。

留学生受入れに関する文部科学省関係の施策としては、国費留学生の受入れ、私費外国人留学生（以下「私費留学生」という。）に対する各種支援、留学生を受け入れる学校法人に対する支援等がある。

このうち国費留学生の受入事業等については、主として文部科学省が、学生支援機構、留学生の所属先となる各学校等と連携を図りながら実施している。各学校等は国費留学生から授業料等を徴収しないほか、文部科学省は、各国費留学生に対し、渡航費に加え、留学生給与として、原則として毎月、所定の額を学生支援機構を通じ支給するなどしている。なお、国費留学生の募集・選考事務の一部や帰国後のフォローアップ等は、外務省の在外公館において実施されている。

また、文部科学省は、留学生（国費及び私費の両方を含む。）が在籍する大学等を設置する学校法人等に対する支援として、留学生数等に応じ私学事業団を通じ補助金（私立大学等経常費補助金）を交付するなどしている。

さらに、学生支援機構は、私費留学生の一部に対して学習奨励費を給付したり、医療費の一部を補助したりするほか、留学生宿舍を自ら設置して提供したり、学校法人等が留学生宿舍を設置する際に補助金を交付したりするなどの支援を行っている。

留学生本人に対する支援の主なものは、表7のとおりである。なお、これらの支援の対象となる留学生は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に規定する「留学」の在留資格を有する者とされている。

表7 留学生に対する主な支援の種類と金額（平成19年度）

ア 国費留学生	
給 与	ヤング・リーダーズ・プログラム（Y L P）留学生 月額 258,000円 研究留学生等 月額 170,000円(渡日後13月目以降の者は160,000円) 上記以外（学部留学生等） 月額 134,000円(渡日後25月目以降の者は126,000円)
旅 費	往復航空券
一時金	渡日一時金として25,000円
授業料	国立大学法人等是不徴収、 公立私立大学は文部科学省負担（留学生からは不徴収）
イ 私費留学生（私費外国人留学生学習奨励費給付制度による留学生に対してのみ給付）	
学習奨励費	月額 70,000円(大学院レベル)、月額 50,000円(学部レベル)
ウ 短期留学生（短期留学推進制度による留学生に対してのみ支給）	
奨学金	月額 80,000円
留学準備金	150,000円

注(1) ヤング・リーダーズ・プログラム（Y L P）留学生とは、アジア諸国等の将来の指導的立場になる者の養成を目的とする大学院の修士課程に在学する留学生である。

注(2) 研究留学生等とは、大学院の修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程等に在学する留学生及びこれに先立ち日本語予備教育を受ける留学生などである。

注(3) 短期留学生とは、大学間交流協定等に基づき、母国の大学に在籍したまま短期間、我が国に留学する者である。

(イ) 文部科学省所管の国費留学生の受入状況等

a 国費留学生の受入状況

上記の各施策のうち国費留学生は最も手厚い支援を受けている。留学生について、主な種類別の受入数は表8のとおりである。

表8 留学生の種類別受入数

平成19年5月1日現在(単位：人)

留学生数 118,498	国費留学生	10,020 (8.4%)	YLP留学生	65
			研究留学生	7,715
			学部留学生	923
			その他	1,317
	私費留学生	106,297 (89.7%)	私費留学生のうち学習奨励費の受給者	13,833
			私費留学生のうち短期留学推進制度（受入れ）奨学金の受給者	2,723
	外国政府派遣留学生	2,181 (1.8%)	外国政府の経費負担により派遣される留学生	2,181

注(1) 本表は学生支援機構が行った平成19年度外国人留学生在籍状況調査結果等を基に会計検査院で作成したものである。

注(2) 学習奨励費の受給者及び短期留学推進制度(受入れ)奨学金の受給者は、これらを平成19年度中に受給した人数であり、19年5月1日現在には在籍していない者も含まれている。

b 国別の配分

国費留学生のうち大きな部分を占めている研究留学生について、その出身国・地域別の内訳を示すと表9のとおりである。研究留学生のうち相当部分については国ごとの採用枠が設定されている。そして、国ごとの採用枠、応募者数、採用者数の関係を調査したところ、国費留学生の採用者数が採用枠を下回っている国がある一方、応募者数が採用枠を上回っていて、国費留学生を採用枠一杯に採用している国もある状況であった。それにもかかわらず、国別の採用枠は固定化していて、留学生の動向や外交上の要請に必ずしも機動的に対応できていない状況であった。

これについて、文部科学省は、採用枠の急激な削減は相手国から我が国の外交姿勢の変化と捉えられる可能性もあり、慎重に対応すべきであるとしつつ、戦略的・機動的に運用する特別枠を順次設定していくとしている。

なお、国ごとの採用枠のうち3割程度は開発途上国以外の国に配分されている状況であった。

表9 研究留学生の国・地域別内訳(上位20か国・地域)

平成19年5月1日現在

国・地域名		留学生数	構成比
		(人)	(%)
1	中 国	1,507	19.6
2	韓 国	632	8.2
3	インドネシア	506	6.6
4	タ イ	502	6.5
5	バングラデシュ	459	5.9
6	ベトナム	330	4.3
7	フィリピン	230	3.0
8	マレーシア	181	2.3
9	ブラジル	175	2.3
10	イ ン ド	170	2.2
11	ミャンマー	144	1.9
12	ロ シ ア	129	1.7
13	アメリカ	110	1.4
13	ネパール	110	1.4
15	イ ラ ン	105	1.4
16	モンゴル	99	1.3
17	スリランカ	96	1.2
18	ト ル コ	86	1.1
19	カンボジア	82	1.1
20	エジプト	79	1.0
	その他(131か国・地域)	1,983	25.7
計		7,715	100.0

(注) 国別採用枠とは別に採用されている研究留学生を含む。

c 類似事業との関係

国費留学生受入に類似する事業として、外務省の無償資金協力事業である人材育成支援無償やJICAの技術協力事業である長期研修等があり、これらの間の連携強化を図ることが必要であるとの指摘がなされている。また、国際協力銀行（20年10月1日以降、同銀行の海外経済協力業務部門はJICAに統合）は有償資金協力によりアジア地域の国に奨学資金の貸与（留学生借款）を実施している。

文部科学省は、人材育成支援無償やJICAの長期研修等は開発途上国政府の要請を受け、開発途上国の社会・経済開発に関わる行政官を中心とする人材育成を図るものであって、個人を対象とする国費留学生受入とは性格が異なるとしつつ、これらの仕組みを全体として戦略的に活用していくよう留意したいとしている。

(ウ) 文部科学省所管の留学生の受入事業等に係る援助の効果

a 学位の取得状況

留学生受入の目的である被援助国の教育、研究水準の向上や、人材育成が

なされたことを具体的に示すものとして、留学生の学位の取得状況が一つの指標と考えられる。

学位の取得状況について調査したところ、大学院レベルでの留学生全体（文部科学省による支援対象となっていない者を含む。）の標準修業年限での学位取得率は、博士課程で49.8%、修士課程で84.1%、専門職学位課程で79.1%となっていた。これを国費留学生に限ってみると、博士課程で69.1%、修士課程で95.5%、専門職学位課程で87.5%となっており、いずれも留学生全体の取得率を上回っていた（18年度。学生支援機構が実施している外国人留学生学位授与状況調査による。）。

なお、学部レベルである学士課程については調査が行われておらず、把握・分析することはできなかった。

b 途中退学等の状況

国費留学生について、休学、退学等の状況について調査したところ、休学11件、停学0件、退学116件、転学21件となっていた（18年度。国費留学生給与支給対象期間中の者に限る。）。

c 開発途上国以外の国からの留学生

国費留学生制度は、我が国のODAが開始されたのと同じ昭和29年に創設されたという長い歴史をもつものであり、前記の事例2のとおり、開発途上国以外の先進国等からの留学生も対象にしている。そして、このような開発途上国以外の国からの国費留学生は、19年5月1日現在で2,381名と国費留学生全体10,020名の23.7%を占めている。また、私費留学生に対する学習奨励費についても、開発途上国以外の国からの留学生も対象にしており、そのうち学習奨励費の受給者の数は、19年度で2,885名と学習奨励費給付対象者全体13,833名の20.8%を占めている。そして、この開発途上国以外の国からの留学生に対する留学生給与等の支給額は、表10のとおり、18年度65億8525万余円、19年度66億4435万余円、計132億2960万余円である。

開発途上国以外の国からの留学生に対する支援については、開発途上国からの留学生が我が国において開発途上国以外の国からの留学生と交流を図ることができるという意義・効果は認められるものの、ODAの技術協力という点からは、直接ODAとしての効果が認められるかは疑義があると考えられる。

表10 開発途上国以外の国からの留学生に支給されている留学生給与、学習奨励費等の額

(単位：千円、%)

年度	留学生の種類	留学生給与等	旅 費	渡日一時金	合 計	比率
平成 18	国費留学生	4,743,374 (20,163,272)	313,729 (1,085,296)	20,300 (72,175)	5,077,403 (21,320,743)	23.8
	私費留学生	1,507,850 (7,843,130)	— (—)	— (—)	1,507,850 (7,843,130)	19.2
	小 計	6,251,224 (28,006,402)	313,729 (1,085,296)	20,300 (72,175)	6,585,253 (29,163,873)	22.5
19	国費留学生	4,613,368 (19,668,714)	391,796 (1,057,247)	18,550 (67,175)	5,023,714 (20,793,136)	24.1
	私費留学生	1,620,640 (8,009,670)	— (—)	— (—)	1,620,640 (8,009,670)	20.2
	小 計	6,234,008 (27,678,384)	391,796 (1,057,247)	18,550 (67,175)	6,644,354 (28,802,806)	23.0
	合 計	12,485,232 (55,684,786)	705,525 (2,142,543)	38,850 (139,350)	13,229,607 (57,966,679)	22.8

注(1) 留学生給与等とは、国費留学生については留学生給与、私費留学生については学習奨励費を指す。

注(2) 下段の括弧書きの金額は、開発途上国からの留学生に支給された額を含む全体額である。

注(3) 比率は、合計欄の開発途上国からの留学生に支給された額を含む全体額(下段)に対する開発途上国以外の国からの留学生に支給された額(上段)の比率である。

d 留学後の留学生の状況、フォローアップ等

(a) 留学生の感想等

留学生は、留学を終え、帰国するなどした後、我が国と出身国の架け橋としての役割を果たすことが期待される。そのためには、留学期間中、我が国のことをよく理解し、親日家となることが期待されるが、留学生が留学を終えるに当たって、我が国に対してどのような認識や印象を抱くことになったかなどにつき統一的なアンケート調査等は実施されておらず、把握・分析することはできなかった。

(b) フォローアップ

留学終了後のフォローアップの重要性は国会等でしばしば指摘されているところである。

学生支援機構は、18年度から、留学期間を終了し又は期間途中で帰国する各国費留学生について、その後の住所、進路等を調査票に記載し提出してもらい、フォローアップのための資料としている。また、学生支援機構は、留

学生等を対象としたメールマガジンも開設しているが、その登録者数はまだ一部にとどまっている（20年3月現在の登録者数5,057人。日本人等留学生以外の者も含む。）。

このほか、各留学生が在籍した大学や研究室単位で、同窓会組織等によるフォローアップがなされている場合もあるが、その状況は様々であり、また、文部科学省、学生支援機構との連携が図られているものは特段見受けられなかった。

(c) 在外公館との連携

国費留学生の帰国後のフォローアップは各在外公館で実施することとされており、在外公館は、そのほか、国費留学生（大使館推薦分）の募集、面接を含む採用試験の一部、オリエンテーション等も実施している。

そこで、在外公館におけるこれらの業務の実施状況等について、本年、会計検査院が会計実地検査を実施した在外公館のうちマレーシア等11か国に所在する11公館に対しアンケートを行うなどして調査した。その結果、フォローアップについて、留学生全員について行うことは困難であるものの、留学生本人や家族に直接確認したり、学生支援機構から文部科学省及び外務省を通じて送付を受けた前記の調査票を利用したりなどして留学終了後の進路を把握するようにしており、7公館は留学終了者名簿を作成していた。そして、5か国においては帰国留学生の同窓会が結成されており、正式な同窓会組織でないものも含め9か国において同窓会会合が開催されており、在外公館はこれら同窓会を支援するなどしていた。

なお、私費留学生については、一部の在外公館を除き、その帰国後の状況を把握していなかった。

また、国費留学生の募集・選考については、9公館において、現地のマスメディアに公告を掲載したり、在外公館のホームページに掲載したりするなど広く募集を行っており、採用試験については、いずれの在外公館も、文部科学省の作成した統一試験を使用するなどしていた。留学前のオリエンテーションについては、在外公館により実施しているところと実施していないところがあった。

e 支援の実施が適切でないなどのもの

留学生本人に支給される留学生給与、学習奨励費等が適切に給付等されているか、私立大学等経常費補助金のうち留学生の受入に係る補助の額は適切に算定されているかなどについて検査したところ、次のとおり、在留期限が切れ、

不法在留状態になっている者等に留学生給与を支給していたり、誤った留学生数に基づいて補助金の額を算定していたりする事態が見受けられた。

<事例21>

文部科学省は、国費留学生に対する給与の支給については、国費留学生が在籍する大学等の長からの在籍確認報告に基づいて支給することとしている。そして、国費留学生は、自己の在籍を報告するため、大学の長が作成した在籍簿に、毎月、自ら押印（又はサイン。以下同じ。）を行い、大学等の長は、この在籍簿の確認に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に在籍確認報告を行うこととしている。また、国費留学生が研究目的等のために大学等を離れ、やむを得ず在籍簿に押印ができない場合で、あらかじめ文部科学省との協議で認められた者については、大学等の長が在籍簿に代理に押印することができることとしている。そして、在籍確認ができない場合には、当該月の給与は支給しないこととしている。

ア 国立大学法人東京大学は、国費留学生Aが入管法で定める在留期間更新手続を怠ったため在留期限が平成19年4月中に切れて不法在留状態になっているにもかかわらず、そのことを十分把握しないまま翌5月以降も在籍確認報告を行っていた。このため、同年10月に同大学がAの在留期限が切れている事実を発見するまでの間、給与が支給され続けていた。

イ 学校法人明海大学は、国費留学生Bが講義の終了した20年2月から同年3月までの2か月間、私的な事由で母国に帰国していたにもかかわらず、ファックスをもって在籍確認をしたとして在籍確認報告を行っており、これに基づき給与が支給されていた。

ウ 学校法人早稲田大学は、国費留学生Cから、所属する研究室が別キャンパスにあり、事務室に赴いて在籍確認簿に押印することが不便であるとの申し出を受け、電話等をもって在籍確認をしたとして在籍確認報告を行っており、これに基づき給与が支給されていた。

<事例22>

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付しており、私立大学等が留学生を受け入れている場合には、その留学生数に応じて所定の額を特別補助として増額して交付している。

学校法人早稲田大学は、同事業団に提出した資料において、留学生の数に、正規の

課程等に在籍していない科目等履修生等であるため、同特別補助の算定対象とはならない者を含めていた。

(エ) 厚生労働省所管の留学生受入事業

厚生労働省が実施している留学生受入事業は、開発途上国における職業訓練指導員の養成確保への協力として、国が設置し、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営している職業能力開発総合大学校の専門課程及び研究課程に開発途上国からの留学生を受け入れるものである。その専門課程の応募資格は、卒業後、募集対象国において、職業訓練指導員又は職業能力開発に携わる者として勤務する者として同国政府により推薦を受けた者とされている。そして、この留学生は毎年16名程度が受け入れられている。

このように、この留学制度においては、卒業後、職業訓練指導員等特定の業務に就くことが採用時の条件とされている。そこで、卒業後1年間における進路の状況を厚生労働省が把握している範囲で調査したところ、職業訓練指導員等となっていた者は、15年度卒業者で16人中10人（62.5%）、16年度卒業者で15人中9人（60.0%）、17年度卒業者で15人中12人（80.0%）、18年度卒業者で16人中10人（62.5%）、計62人中41人（66.1%）であり、職業訓練指導員等となっていない者も見受けられた。なお、厚生労働省は、20年2月に、職業訓練指導員等への就職割合が低い国の政府に対して、本制度の趣旨を再度説明し、改善を求めている。

イ 研修生の受入事業

(7) 研修生受入事業の概要

a 研修生受入事業等の実施状況

5省及びジェトロは、自ら又は他の団体に委託、補助するなどして技術協力として研修事業を実施している。この研修事業には、外国人の研修生を我が国に受け入れて研修を実施する研修生受入事業、我が国から講師を派遣するなどして開発途上国等において研修を実施する海外研修事業及び日本人であって外国に専門家等として派遣される者等を対象に研修を実施する派遣専門家研修事業があり、研修生受入事業がその大半を占めている。

5省及びジェトロの研修生受入事業の18、19両年度の実施状況は、表11及び別表6（142ページ）のとおりであり、主に研修生受入れを実施しているものは計45事業、80研修、研修生11,640人、事業費150億7726万余円であり、このうち経済産業省が研修生数及び事業費の8割程度を占めている。

表11 5省等における研修生受入事業の実施状況（平成18、19両年度）

省等	事業数	研修 の数	研修生数 (人)	事業費 (千円)	構成比 (%)
文部科学省	4	8	93	129,610	0.8
厚生労働省	16	16	1,008	1,993,203	13.2
農林水産省	8	29	434	561,135	3.7
経済産業省	6	9	9,849	11,944,299	79.2
国土交通省	8	10	198	278,400	1.8
小計	42	72	11,582	14,906,647	98.8
ジェトロ	3	8	58	170,618	1.1
計	45	80	11,640	15,077,266	100

(注) 同一人が複数の研修を受講している場合、それぞれの研修生数に含めており、研修生数の計も総計としている。

このほか、研修生受入事業以外の事業と一体として実施されている場合を含めた全体としての研修生受入事業の実施状況は、58事業、100研修、研修生12,396人となっている（外国人研修・技能実習制度については、一般に、5省及びジェトロが直接研修の実施主体となっているものではないことから、原則として、これには含めていない（後記(ウ)参照)。）。

研修生数で比較すると、5省及びジェトロのうち経済産業省（18年度5,416人（85.1%）、19年度5,189人（85.9%））が最も多くなっている。

5省所管の研修生受入事業は、5省及びジェトロがそれぞれ所掌する専門分野に関し、その有する知見や国際機関等との関係を活用して、各省等の専門分野に係る人材の育成等を行うものであって、相手国の当該分野の所管省庁等と調整を図り開発途上国からの研修生の推薦・募集を受けて事業を進めるなどしている点に特徴がある。

そして、専門分野の特徴に応じて、公益法人、試験研究機関、企業等において研修を実施するなどしており、研修方法、研修期間、研修後のフォローアップ等は様々となっている。

これらの研修は、その内容により、実務研修と非実務研修とに大別される。このうち実務研修は、入管法等により、商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修であるとされており、OJT（On the Job Training。職場で働きながらの研修。）によって、生産現場で技術、技能又は知識の習得を図ることを目的としているものである。一方、非実務研修はOFF-JT（Off the

Job Training。講義、見学等。）、「座学」、「集合研修」などと呼ばれ、教室、実習室等で行われる日本語教育、専門技術教育等の研修である。

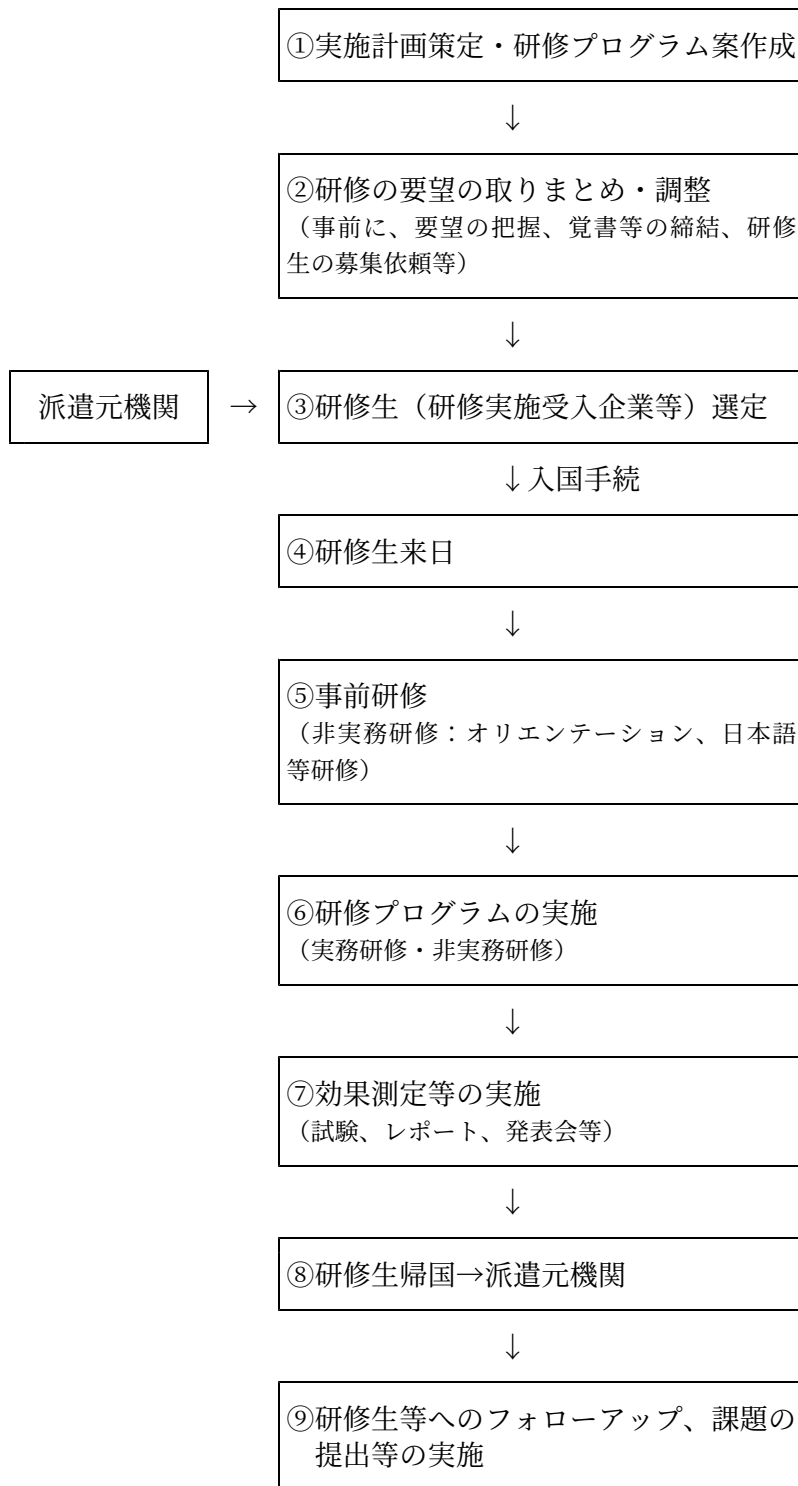
このように5省所管の研修は、実務研修を含む研修があることが大きな特徴である。これに対して、JICAの行う技術研修員受入事業には、このような意味での実務研修を含むものはない。

なお、研修生受入事業以外の研修は、厚生労働省及び経済産業省が海外研修事業を、厚生労働省及びJETROが派遣専門家研修事業をそれぞれ行っている。また、学生支援機構は、研修生受入事業その他の研修事業を行っていない。

b 研修生受入事業の実施手順

5省所管の研修生受入事業は、期間等の違いにより多少の差異はあるが、おおむね図4の手順により実施されている。

図4 研修生受入事業の実施手順



c 研修期間

5省所管の研修生受入事業の研修期間の状況は別表7（145ページ）のとおりであり、研修期間が91日以上の比較的長期の研修を受けた研修生が18年度で3,182人（50.0%、研修数11）、19年度で3,148人（52.1%、研修数16）と半数強

を占めている。

省等の別にみると、国土交通省では91日以上期間の研修を受けた研修生の割合が高くなっており（18年度78.4%、19年度81.2%）、文部科学省では1日から15日までの比較的期間の短い研修を受けた研修生の割合が高くなっている（18年度59.5%、19年度58.6%）。

d 研修生受入事業の実施体制

5省所管の研修生受入事業について、直轄事業、委託・補助等の実施体制により区分すると、別表8（145ページ）のとおりであり、補助事業に係る研修生が18年度で5,667人（89.1%、研修数28）、19年度で5,415人（89.6%、研修数28）と全体の約9割を占めている。ただし、厚生労働省では、委託事業によるものが多くなっている（18年度研修生289人（54.7%）、19年度研修生271人（56.4%））。厚生労働省を除く4省では直轄事業が全くなく、厚生労働省もわずか（研修生数比で18年度1.5%、19年度2.5%）であり、研修生受入事業のほとんどは外部の公益法人等において実施されている。なお、ジェトロは、5省とは異なり、研修生受入事業のほとんど（同18年度100%、19年度88.2%）を直轄事業として実施している。

e 実務研修を含む研修生受入事業

実務研修を含む研修は、別表9（146ページ）のとおり、文部科学省以外の4省が実施している。その数は、18年度で研修数10、研修生数3,398人（5省等所管の研修生受入事業全体の53.4%）、19年度で研修数11、研修生数3,100人（同51.3%）と、実務研修を含まない研修とほぼ同程度となっている。

(イ) 研修生受入事業に係る援助の効果

技術協力としての研修生受入事業は、当該研修生自身の技能、知識の向上をもって終わりとするのではなく、技能、知識等が同人を通じて母国の政府や事業者に伝播され活用されることを目的としている。

このような研修の効果が十分発揮されることを確保するためには、各段階に応じて次のようなことなどが重要となる。

- ① 研修実施前においては、研修生の選定
- ② 研修期間中においては、当該研修生への技能、知識等の移転状況を確認するための効果測定
- ③ 研修終了後においては、フォローアップ

また、研修の効果の発現の前提として、研修生が計画された研修カリキュラムを完了することが必要である。

そこで、研修生の選定が適切に行われているか、研修中において効果測定が適切に行われているか、研修後のフォローアップが適切に行われているか、研修生の中に途中帰国した者や失そうした者がいないかなどについて検査したところ、それぞれ次のような状況となっていた。（なお、外国人研修・技能実習制度については、主に、別途後記(ウ)において取り扱う。）

a 研修の需要の把握

研修生受入事業の実施に当たっては、当該研修について実際に開発途上国等からどの程度需要があるかを確認することが必要である。そして、各省等は、国際会議等の場で相手国の所管省庁や関係機関等から要請があったことや覚書等の文書により需要を確認して事業を行っているとしている。

5省所管の研修生受入事業に係る需要の把握の方法、事業の端緒の状況は表12のとおりであり、研修生を派遣する国の省庁等の国・地方の機関からの要請によるものが最も多く、これとその他の関係団体からの要請を合わせると、全体の過半が派遣元機関等からの要請に基づいて研修生を受け入れているものであった（複数回答のため、他の需要の把握方法、事業の端緒も伴うものも含む。）。また、委託・補助等を受けて研修を実施している団体が需要の把握のために調査を行っているものもあるなど、何らかの方法で需要の把握が図られていた。

表12 研修生受入事業に係る需要の把握方法、事業の端緒

省等	年度	研修の数	需要の把握方法、事業の端緒						
			派遣国の省庁等の国・地方の機関からの要請	左以外の関係団体からの要請	国際機関から要請	国際条約、国際会議での決定等	委託・補助等を受けて研修を実施している団体が行った調査に基づくもの	その他	(A+B)
			(A)	(B)					
文部科学省	平成18年度	4	4	0	0	0	0	0	4
	19年度	4	4	0	0	0	0	0	4
厚生労働省	18年度	8	3	4	0	0	2	0	6
	19年度	8	3	4	0	0	2	0	6
農林水産省	18年度	15	5	0	3	1	6	0	5
	19年度	14	7	0	2	0	5	0	7
経済産業省	18年度	14	5	2	3	5	1	6	5
	19年度	15	4	2	3	7	1	6	4
国土交通省	18年度	5	2	2	0	0	1	0	4
	19年度	5	2	2	0	0	1	0	4
小計	18年度	46	19	8	6	6	10	6	24
	19年度	46	20	8	5	7	9	6	25
ジェトロ	18年度	5	0	3	0	1	0	1	3
	19年度	3	1	1	0	0	0	1	2
計	18年度	51	19	11	6	7	10	7	27
	19年度	49	21	9	5	7	9	7	27
		100	40	20	11	14	19	14	54

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても研修の数と一致しない場合がある。なお、A+Bの数は純計である。

b 研修生の選定

研修生の選定については、相手国側の関係機関から推薦された候補者等を基に、候補者の担当業務、能力等を考慮して選定を行っているものが多い。

5省所管の研修生受入事業における研修生の選定方法の状況は別表10（146ページ）のとおりであり、研修生派遣国の省庁等の国・地方の機関に所属している者から選定を行う研修が全研修数の4割強を占めていた（複数回答のため他の選定方法も伴うものも含む。以下同じ。）。そして、これと、委託先又は補助先の関連団体又はそれ以外の民間会社に所属している者から選定を行う研修を合わせると、何らかの組織に属している者を対象として研修生を選定している研修が7割強を占めていた。

ただし、経済産業省においては、公募により研修生の選定を行う研修が多く、国土交通省においては、試験により研修生の選定を行う研修が多かった。

また、実務研修を含む研修については、受入企業等における研修を含んでいることから、民間会社に所属している者から選定を行う研修が全体の半数程度を占めていた。

一方、選定に当たっての要件とは別に、選定し受け入れられた研修生が結果的にどのような組織等（派遣元）に所属している者となっているかについてみると、別表11（147ページ）のとおりであり、民間会社を派遣元としている研修生（18、19両年度計10,946人）が全研修生数の88.3%を占めており、派遣国の国・地方の機関を派遣元としている研修生（同938人）は7.5%にとどまっていた。これは、前記のように、研修の数の比では、派遣国の国・地方の機関に所属している者を選定対象としている研修の数が多いたものの、そのような研修の1研修当たりの研修生数は相対的に少ない一方、民間会社に所属している者等を対象としている研修の1研修当たりの研修生数は相対的に多いことなどによると思料される。

なお、農林水産省は、各地域から選定された農業青年等、必ずしも国・地方の機関、民間会社等の組織を派遣元としていない研修生も相対的に多くなっていた。

これらの中には、研修生及び受入企業の選定が偏っているため、研修の効果及び範囲が限定的となっている事態が、次のとおり見受けられた。

<事例23>

財団法人日本ILO協会は、平成15年度から19年度までの毎年度、厚生労働省から

政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金計7億9199万余円の交付を受け、国際技能開発計画事業を実施している。

この事業に基づく研修は、開発途上国の工業化及び経済的自立に必要な技能・技術を移転するために、その育成が必要で将来自国の生産現場等において指導的役割を果たし得る技能労働者を研修生として受け入れ、同協会において日本語研修等のオリエンテーションを行った後、協力企業等で職場実習訓練（実務研修を含む。）を行うものである。

本事業の研修生は、関係諸国の現地の協力機関（業界団体、地方公共団体、教育機関等）等が募集及び推薦を行い、これに基づいて同協会において選定することとなっているが、実態としては、現地の企業が現地協力機関を通して自らの従業員を推薦する場合が多く見られた（以下、このような場合の現地企業を「派遣元企業」という。）。

そして、派遣元企業と協力企業等との関係については、図5のとおり、派遣元企業は協力企業の合弁企業、海外子会社、海外支店など協力企業等と何らかの関係がある場合がほとんどであった。このうち、自社の合弁企業等からの研修生を受け入れている数の多い協力企業の上位4社の状況は図6のとおりとなっており、これら4社だけで本件事業の研修生全体の約半数を占めていた。

このため、結果として、本件研修事業は特定の企業グループの研修を支援しているに等しい状況となっており、当該事業の効果は、主として特定の企業グループ内にとどまり、他への波及効果は小さいものとなっていると認められる。

図5 派遣元企業と協力企業との関係

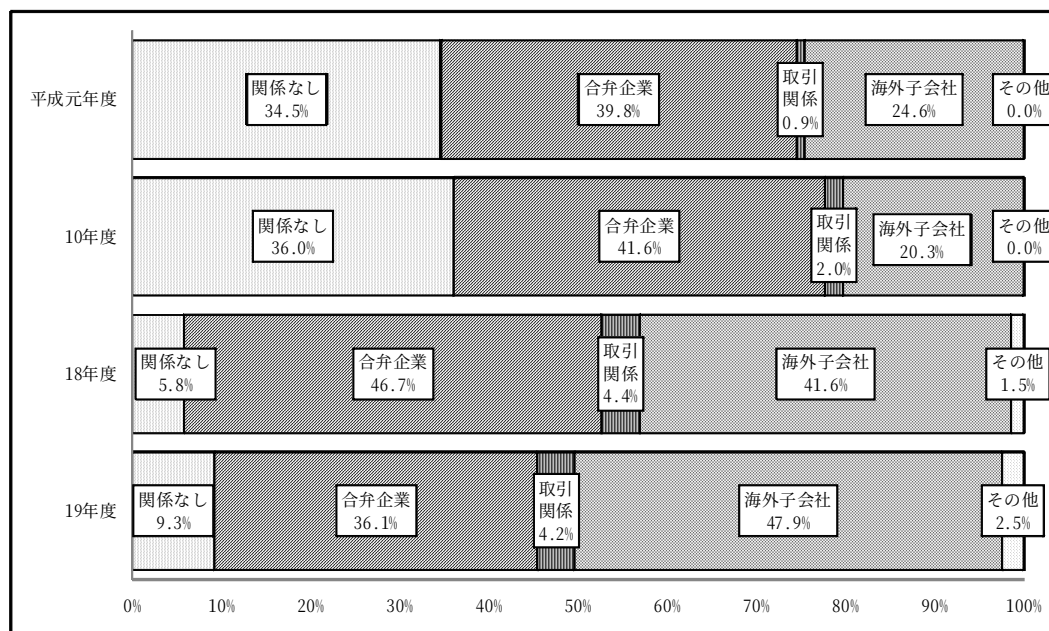
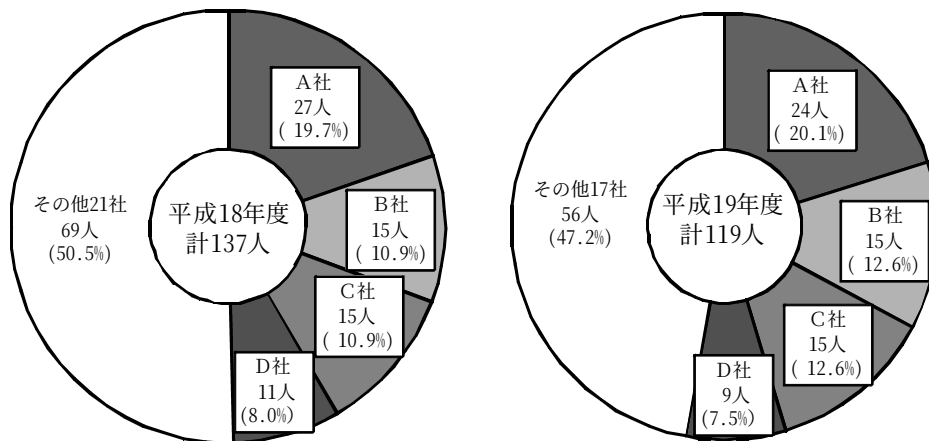


図6 合併企業等からの研修生受入数の多い協力企業上位4社の研修生数



c 開発途上国以外の国からの研修生の受入れ

5省所管の研修生受入事業は、原則として、開発途上国から研修生を受け入れるものであり、開発途上国以外の国の者からも参加希望がある場合には、渡航費、滞在費等は相手国側の負担とするなど、ODA事業予算を開発途上国以外の国の者に使用しないよう配慮している例が多く見受けられた。しかし、一部には、開発途上国以外の国の者を研修生として選定し、その経費をODA事業予算により負担しているものが見受けられた。その状況は別表12（147ページ）のとおりであり、18年度21人、19年度12人、計33人の開発途上国以外の国からの研修生をODA事業予算により受け入れており（これらの者に係るODA事業予算の支出額18年度386万余円、19年度390万余円、計776万余円）、これらについては、直接ODAとしての効果が認められるかは疑義があると考えられる。

d 研修の効果測定

研修中に技能、知識等の移転が図られたかどうかについて確認するためには、効果測定等を行うことが必要であり、特に、研修期間が長期になるほど、研修において移転される情報の量が多くなるため、効果測定を実施することが重要となる。

効果測定の実施状況は別表13（148ページ）のとおりであり、18、19両年度計で97.0%とほとんどの研修生受入事業において効果測定が行われていた。効果測定の方法としては、研修生に対する調査票（アンケート等）により効果測定を行っている研修が最も多く、また、複数の効果測定の方法を組み合わせ

実施している研修が全体の半数程度あった。

省等別にみると、農林水産省及び経済産業省は調査票による効果測定が多く、厚生労働省はレポートの提出や発表・討論による効果測定が多かった。試験により効果測定を行っている研修（18、19年度各3）は、いずれも期間が100日を超える長期の研修であり、このうち2研修は実務研修を含む研修であった。この2研修については、実務研修における使用言語が日本語であり、実務研修に入る前に日本語の研修が行われて日本語研修の効果測定のために試験を行っているものであり、実務研修の効果測定は、試験でなく指導員による評価等により行われていた。

効果測定については、研修生自身に対するアンケート等の調査票による把握のみでは客観的な測定に限界があり、研修内容に合わせた効果測定を実施することにより、研修生への技術移転の状況をより客観的かつ的確に確認することが必要である。

e 研修途中での帰国、失そう

5省所管の研修生受入事業における研修生の途中帰国者及び失そう者の状況は、表13のとおり、18年度35人、19年度23人、計58人（途中帰国者等が発生した事業の研修生の0.5%。これらの者に係るODA事業予算の支出額18年度2358万余円、19年度2260万余円、計4619万余円）となっており、結果として、これらの者については技術協力の効果が十分生じていないと認められる。

表13 途中帰国者及び失そう者の状況

省等	年度	母数となる 研修生数 (A) (人)	途中帰 国者 (B) (人)	(A)に対 する左 の割合 (B/A) (%)	失そう 者数 (C) (人)	(A)に対 する左 の割合 (C/A) (%)	計 (D=B+C) (人)	(A)に対 する左 の割合 (D/A) (%)	(D)に対す るODA事業 費の支出額 (千円)
文部科学省	平成18年度	0	0	—	0	—	0	—	0
	19年度	0	0	—	0	—	0	—	0
厚生労働省	18年度	214	2	0.9	0	—	2	0.9	307
	19年度	98	2	2.0	0	—	2	2	1,738
農林水産省	18年度	58	3	5.1	2	3.4	5	8.6	3,185
	19年度	61	2	3.2	0	—	2	3.2	3,986
経済産業省	18年度	4,948	21	0.4	7	0.1	28	0.5	20,095
	19年度	4,774	15	0.3	4	0	19	0.3	16,878
国土交通省	18年度	0	0	—	0	—	0	—	0
	19年度	0	0	—	0	—	0	—	0
小計	18年度	5,220	26	0.4	9	0.1	35	0.6	23,588
	19年度	4,933	19	0.3	4	0	23	0.4	22,603
ジェトロ	18年度	0	0	—	0	—	0	—	0
	19年度	0	0	—	0	—	0	—	0
計	18年度	5,220	26	0.4	9	0.1	35	0.6	23,588
	19年度	4,933	19	0.3	4	0	23	0.4	22,603
		10,153	45	0.4	13	0.1	58	0.5	46,191

注(1) 途中帰国者等に対するODA事業予算の支出額は、途中帰国者等に係る直接経費（渡航費、滞在費等）である。

注(2) 母数となる研修生数は、途中帰国者又は失そう者が発生した研修に係る研修生数としており、途中帰国者等が全く発生していない研修は除いている。

なお、5省所管の研修生受入事業については、前記のとおり、研修生の多くは民間会社等の組織に所属している者であることから、途中帰国者や失そうが発生した場合には、各省等は、派遣元の機関と連絡を取るなどして調整したり、場合によっては当該機関からの研修生の受入れを一定期間停止する措置を執ったりなどして再発防止に努めているとしている。そして、19年度は、途中帰国者数、失そう者数及びそれぞれの発生割合のいずれも18年度に比べ低くなっている。

失そう者が発生している事例を示すと次のとおりである。

<事例24>

厚生労働省は、平成15年度から19年度までの毎年度、財団法人国際労働財団に委託して、国際労働関係交流事業（19年度以降は「国際労働関係事業」に名称変更）（労働組合関係分）を計14億7332万余円で実施している。

国際労働関係交流事業は、アジア太平洋諸国等の使用者団体、労働組合等を対象に、労働関係者の招へい、現地セミナーの開催等を行うものである。

17年度の招へい事業においては、223名を招へいし、221名は所定の研修を終了し帰

国している。しかし、ネパール王国（20年7月24日以降はネパール連邦民主共和国）から招へいした2名については、離日日に失そうし、うち1名は現在も所在不明の状況となっており（他の1名は帰国したことが確認されている。）、これら2名については、技術協力としての効果が十分発現されない状態となっていた。

なお、このことに対して同財団は、当該失そう者の所属組織を招へい対象組織から2年間除外する措置を講じている。

f 研修終了後の研修生の状況の把握

前記のとおり、研修生受入事業は、単に当該研修生個人に対する技術移転にとどまらず、同人を通して開発途上国に対する技術移転が行われることが期待されており、研修終了後において研修効果が十分に発現し、研修生本人以外の者にも効果が及ぶようにするためには、研修生が帰国等の後、研修内容に関連した業務に従事していることが望ましい。

研修終了後の研修生の状況の把握状況及び把握されている研修生の研修関連業務への従事状況は別表14（148ページ）及び別表15（149ページ）のとおりである。

研修終了後の状況の把握は、18、19両年度に行われた100研修のうち、約半数の48研修で行われていたものの、これらは1研修当たりの研修生の人数が少ないものが多く、研修生数でみると、研修終了後の状況を把握していた研修に係る研修生数の比率は9.8%にとどまっていた。これは、特に研修生数の多い経済産業省において、研修終了後の状況を把握しているものが少ない（把握している研修生数の比率18年度0.3%、19年度0.4%）ことなどによると認められる。

なお、このように研修終了後の状況が把握されている研修数は限られているが、それらの者についてみると、そのうち8割から9割の者は研修に関連した業務に従事していた。

このように、状況が把握できた者のうち研修関連業務に従事している者の割合はかなり高く、これは、研修内容と研修生の所属及び職務の内容との関係が明確な者を研修生として受け入れていることなどによると思料される。

個々の事業についてみると、次のとおり、研修終了後の研修生の状況の把握が十分でなく、研修の効果が発現しているかどうかの確認が十分でない事態が見受けられた。

<事例25>

財団法人日本船員福利雇用促進センターは、平成15年度から19年度までの毎年度、国土交通省から補助金計2億1750万余円の交付を受け、開発途上国船員養成事業を実施している。

この事業は、開発途上国の船員候補生の知識、技能の向上を促進し、もって開発途上国の船員養成に協力・貢献することを目的とするものである。同センターは、開発途上国からの船員候補生を研修生として受け入れ、独立行政法人航海訓練所、民間商船会社等の協力を得て、2か月間の基礎研修及び1年間の乗船研修を実施している。研修生は、この乗船研修によって海技試験（船員免許）の受験に必要な海上実歴を得ることができ、研修終了後、母国等において海技試験を受験することによって、海技資格を取得し船員となることができる。

しかし、同センターは、研修生個人の知識、技能の向上については訓練記録簿等により把握しているものの、研修生の帰国後の海技資格の取得状況については把握しておらず、本事業により研修生に付与した海上実歴が船員養成にどのように寄与しているのか不明となっていて、開発途上国の船員養成に協力・貢献するという本件事業の援助の効果が十分把握できていない状況となっている。

g 研修終了後のフォローアップ

研修の効果を十分に発現させるためには研修終了後に更なる援助・指導を実施したり、研修生を通じて技能、知識等を伝えることを支援したりするなどのために研修を終了した研修生に対してフォローアップを実施することが重要であると考えられる。

フォローアップについては、主として委託・補助等を受けて研修を実施した公益法人等により、①一定期間経過後に調査団等を相手国に派遣して、実地に研修成果を確認する、②研修生に研修関係資料等を送付するなど様々な方法で実施されている。

フォローアップの実施の有無、方法等の状況は別表16（150ページ）及び別図1（183ページ）のとおりであり、研修終了後の研修生の状況の把握を行っている研修の数（18、19両年度計48）よりも、多くの研修（同55）においてフォローアップが行われていた。これは、研修終了後の研修生の状況の把握を行わないまま、研修関係資料等の送付を行っているものがあることなどによると考えられ、その場合、研修関連業務に従事していない者にも送付されるなど、フ

フォローアップの効果が十分に発現しないおそれがある。したがって、研修終了後の研修生の状況を確認した上で研修内容に応じたよりの確なフォローアップを行うことが必要である。

(ウ) 外国人研修・技能実習制度

a 外国人研修・技能実習制度の概要

外国人研修・技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和のある発展を図っていくため、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、外国から青壮年労働者等を我が国産業界に受け入れ、産業上の技術・技能、知識を修得させるものである。

外国人研修・技能実習制度については、事業の規模が大きく、一方で、実質的に低賃金労働力の確保の手段として利用されているのではないかといった批判や、賃金の支払等をめぐる争いなど社会的問題となる場合も発生していることから、他と区別して本項において取り上げることとする。

外国人研修・技能実習制度は、まず研修生として一定期間の研修を実施（以下、この期間を「研修期間」という。）した後、研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したことなどの要件を満たした場合、引き続き我が国にとどまり、技能実習生として雇用関係の下で技術、技能等を修得する（以下、この期間を「技能実習期間」という。）ことができる制度である。その期間は、研修期間と技能実習期間とを合わせて最長3年間とされている。

外国人研修制度による研修生は、入管法等に定める「研修」の在留資格をもって我が国に入国・在留することとなる。入管法等によると、「研修」は、我が国の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動とされ、研修以外の就労等の資格外活動は認められていない。

研修期間においては、研修生は、受入企業等において非実務研修及びOJTによる実務研修を受けるが、この実務研修は飽くまで研修として実施されるものであって、「労働」ではないと位置付けられており、労働関係法令は適用されない。研修生には賃金ではなく研修手当が支給され、また、所定時間外にわたる研修の実施は認められない。

研修期間が終了し技能実習制度に移行するに当たっては、当該研修生について、研修成果が一定水準（国の技能検定試験の基礎2級に相当）以上に達し、在留状況が良好と認められるなど、研修成果、在留状況及び技能実習計画の評価について所定の要件を満たすとともに、在留資格について「研修」から「特

定活動」への変更許可を受けることが必要とされている。

技能実習は研修を受けたのと同じの企業において実施され、技能実習期間においては、技能実習生は、雇用関係の下で研修により修得した技能、知識等をより実践的かつ実務的に習熟することを目的として実習に従事する。技能実習生は受入企業と雇用関係に立つことから、労働関係法令の適用を受け、例えば最低賃金等の規定が適用されることになる。

外国人研修・技能実習制度をはじめとする実務研修を伴う企業における研修生の受入れには次の二つの形態がある。

①「企業単独型」による研修生の受入れ

我が国の企業により設立された外国の現地法人や合併企業又は取引関係のある企業等の常勤職員を研修生として受け入れ、当該日本企業において非実務研修及び実務研修を行うものであり、その概要は別図2（183ページ）のとおりである。

②「団体監理型」による研修生の受入れ

商工会議所、事業協同組合等の団体（第一次受入機関、第一次受入団体）が自己の事業として責任をもって研修生を受け入れ、その監理下で会員、組合員である企業等（第二次受入機関、第二次受入企業等）とともに研修を行うものであり、その概要は別図3（184ページ）のとおりである。

外国人研修・技能実習制度における研修生の受入人数には制限があり、企業単独型の場合には、各受入企業の常勤職員総数の5%以内とされている。一方、団体監理型の場合の研修生の受入れの人数枠は別図4（184ページ）のとおりであり、企業単独型の場合より緩和されている。なお、常勤職員総数の算定に当たっては、研修生を受け入れる際に既に技能実習に従事している技能実習生を常勤職員の数に算入してよいこととされている。ただし、団体監理型の場合も、研修生の人数は常勤職員の数を超えてはならないこととされている。

外国人研修・技能実習制度における「研修」と「技能実習」との主な相違を示すと別表17（151ページ）のとおりである。

b 外国人研修・技能実習制度に係る国の支援

厚生労働省は、外国人研修・技能実習制度に関し、研修生・技能実習生や受入企業及び受入団体（以下「受入企業等」という。）等に対する直接の助成は行っていないが、技能実習制度を適正かつ円滑に推進することにより、研修生・技能実習生の技能修得をより強力に進めることが必要であるとして、技能実習制度推進事業を実施している。

技能実習制度推進事業は、受入企業等に対する巡回指導、研修指導員の養成、修得技能の認定の促進等技能実習制度の適正かつ円滑な推進に向けて必要な措置を行うことを内容とするもので、毎年度、財団法人国際研修協力機構（Japan International Training Cooperation Organization。以下「J I T C O」という。）に委託して実施している（15年度から19年度までの委託費計19億4469万余円）。

また、国土交通省は、建設分野における外国人研修・技能実習に関し、一部の受入機関に補助金を交付している。

技能実習制度推進事業においてJ I T C Oが実施する業務の流れは図7のとおりである。

図7 J I T C Oの行っている技能実習制度推進事業の概要（平成18、19両年度）



注(1) が、J I T C Oで行っている技能実習制度推進事業である。

注(2) 研修期間1年、技能実習期間2年の場合の例である。

c 研修生・技能実習生、受入企業等の概要

J I T C Oは、技能実習制度に移行することを希望する研修生のうち、入国申請に際して支援を行った研修生（ただし、そのすべてが技能実習制度への移行を希望する者ではない。）については把握しているものの、それ以外の者については、受入企業等から技能実習移行希望申請書（以下、これを「移行申請書」といい、これに係る研修生を「移行申請者」という。）が提出されるまで、正確な情報を把握できない。また、技能実習生については、移行申請者数は、移行申請書によりその全体を把握しているものの、実際に移行した技能実習生数は、移行申請を取り下げる場合に提出される技能実習移行希望取下げ書（以下、これを「移行取下げ書」といい、これに係る研修生を「移行取下げ者」という。）や移行時に提出される技能実習移行報告書（以下、これを「移行報告書」といい、これに係る技能実習生を「移行報告者」という。）が必ずしも速やかに提出されとは限らないことなどから、ある時点での技能実習生の実数等の把握は困難であるとしている。

このため、J I T C Oが把握している範囲において、研修生・技能実習生、受入企業等の全体的な状況を示すと図8、別表18（151ページ）、別表19（152ページ）及び別表20（152ページ）のとおりであり、19年度の移行申請者は60,177人となっている。移行申請者のうち95.7%は団体監理型による受入れに係る者であり、受入企業等の規模別にみると、従業員50人未満の企業等の受入れが53.2%を占めている。受入企業等の業種は「機械・金属」と「繊維・衣服」に集中しており、この2業種で51.1%を占めている。

図8 外国人研修・技能実習制度の実施状況（平成19年度）

研修 「研修」の在留資格による新規入国者数 102,018人	移行申請者 60,177人	移行取下げ者 1,279人 企業単独型 37人 団体監理型 1,242人				
	<企業単独型> 受入企業 391 移行申請者数 2,562人 <団体監理型> 第一次受入機関 5,874 第二次受入機関 19,912 移行申請者数 57,615人	技能検定・JITCO認定評価試験合格者 58,801人	移行報告者 45,205人 <企業単独型> 受入企業 254 移行報告者数 1,870人 <団体監理型> 第一次受入機関 4,439 第二次受入機関 15,122 移行報告者数 43,335人	途中帰国者 5,704人 失そう者 2,125人 企業単独型 途中帰国者 186人、失そう者 32人 団体監理型 途中帰国者5,518人、失そう者2,093人		
		技能実習 (参考:20年7月17日現在101,980人)				修了証明書交付 31,516人
		巡回指導の実施 8,139社等 受入企業・第二次受入機関8,041、第一次受入機関 98				
			技能検定・JITCO認定評価試験合格者 336人	技能検定・JITCO認定評価試験合格者 330人		
研修生			技能実習生1年目		技能実習生2年目	

注(1) 移行申請者数、移行取下げ者数、評価試験合格者数、移行報告者数等は、それぞれ平成19年度における数値であり、相互に母数、内訳等の関係にあるものではない。

注(2) 平成20年7月17日現在の技能実習生の数は、今回、会計検査院の求めにより、JITCOが特に算出したもので、参考のために記載したものである。

d 技能実習制度推進事業に係る援助の効果

(a) 技能等の修得状況

① 技能実習移行の際の技能等の修得状況の評価

前記のとおり、研修から技能実習に移行する際には、一定水準以上の技能等を修得していることが必要とされることから、技能等の修得状況の評価が行われている。

この評価は、国の技能検定試験又はJITCOが認定した評価システムに基づく評価試験により、研修生が一定水準以上の技術・技能を修得していることを確認することが中心となっている。

このうち、技能検定は、労働者の有する技能の程度を一定の基準によって検定し、これを公的に証明する制度であって、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて中央職業能力開発協会が試験問題を作成し、都道府県及び都道府県職業能力開発協会により実施されている。そして、技能実習移行のための研修成果の評価に利用される技能検定試験は、技能検定基礎2級とされている。

また、JITCO認定による技能評価制度は、国の技能検定が実施され

ていない職種等について公益法人等が行う技能評価試験であって、J I T C Oが認定したものを研修成果の評価に利用するものである。これは全国農業会議所等8団体により実施されている。

技能実習に移行する際の研修生に対する評価試験の受験、合否等の状況は別表21（153ページ）のとおりであり、合格率は18年度95.8%、19年度95.3%となっている。なお、前記のとおり、研修生の総数は把握されていないので受験率は算出できなかった。

② 技能実習移行後の技能等の修得状況の評価

技能実習に移行した後の技能実習生の技能の修得状況の評価について、厚生労働省は、技能実習1年目の修了予定者については技能検定試験の技能検定基礎1級が、技能実習2年目の修了予定者については技能検定3級がそれぞれ適当であるとされており、また、J I T C O認定の評価試験においてもそれぞれに相当する水準の評価試験を用意している。

技能実習移行時の評価試験とは異なり、これらを受験することは義務付けられているものではないが、J I T C Oは、技能実習制度推進事業において、受験を促進するよう指導するなどとしており、受入企業等に対する巡回指導（後記(b)参照）においても確認・指導の対象としている。

しかし、その受験率は、別表22（154ページ）のとおり、移行申請者（移行^(注6)取下げ者を除く。）に対する割合で0.7%から1.0%（18、19両年度）と低調なものにとどまっていた。また、別表23（155ページ）のとおり、巡回指導において、「技能検定等の受験予定なし」という事態に当たるとしてJ I T C Oが指導した割合は、巡回指導企業等数比で40%台となっており、巡回指導の際は受験予定があるとしながら、実際には受験していない場合も少なからずあると考えられる。このように、技能検定等の受験については、技能実習制度推進事業に基づく巡回指導の効果が発現しているとは認め難い状況であった。なお、このように限られた者であるが、受験した者の合格率は90%以上となっていた。

このように受験が低調である理由としては、これらの資格を取得しても帰国後直接役立つとは限らないこと、受験等をしなくても、一定期間以上技能実習に従事すればJ I T C Oから技能実習修了認定証が授与されることなどが考えられる。

また、都道府県別にみると、別表24（156ページ）のとおり、移行申請者数が少なくても技能検定試験の合格者が多い県がある一方、移行申請者

数が多くても合格者が全く存在しない府県も見受けられるなど、地域による取組の違いの存在が見受けられた。

(注6) 前記のとおり、技能実習生の実数は把握されていないことから、移行申請者数に対する割合で算出した。

(b) 巡回指導の実施結果

J I T C Oは、技能実習制度推進事業に基づき、受入企業等に対し巡回指導を実施している。この巡回指導は、あらかじめ受入企業等に対し巡回指導の目的及び実施希望日を通知して日程の調整を図った上で、受入企業等を実地に訪問して行われている。巡回指導においては、技能実習の体制、技能実習計画の進ちょく状況、技能修得の状況、技能実習生に対する雇用条件の管理、労働安全衛生対策、労働保険・社会保険の加入、生活環境等について、書類により確認したり、技能実習生と面談を行って確認したりなどしている。

J I T C Oが18、19両年度に実施した巡回指導の実施結果は別表25（157ページ）のとおりであり、文書指導に係る指摘率は18年度1.9%、19年度2.8%にとどまっているものの、口頭指導に係る指摘率は18年度85.3%、19年度89.5%と高くなっている。なお、口頭指導に係る事態には、労働保険・社会保険の未加入等の法令違反の疑いのあるものも含まれていた（別表23（155ページ）参照）。

また、巡回指導の結果の活用について、賃金の不払い、深刻な人権侵害等の重大な問題があると認められた場合、J I T C O自身には是正指示等を行う法的な権限はないことから、J I T C Oは関係行政機関に対し指導の要請を行うこととされている。

しかし、19年度までは、厚生労働省もJ I T C Oもこの要請の手続等に関する要領等を定めておらず、要請を実施した場合の記録も残されていなかったため、巡回指導の結果の活用状況について確認することはできなかった。

なお、20年度からはJ I T C Oは「厚生労働省・法務省への巡回指導結果（重大悪質事案）通報要領」を定めている。

(c) 巡回指導の対象

巡回指導は第一次受入機関及び技能実習生の所属する第二次受入機関を調査対象としており、研修生のみしかいない第二次受入機関については対象としていない。

また、技能実習生の所属する第二次受入機関が受け入れている研修生については、パスポートの強制管理など明らかに指導すべき点が認められる場合

には事実上指導しているものの、原則として、指導の対象とはしていない。

しかし、別図5（185ページ）のとおり、受入企業等の多くは研修生と技能実習生との両方を受け入れており、せっかく企業等を実地訪問して調査確認を行うのであるから、関係行政機関間での調整・連携を強化するなどして事業の効率的な遂行を図ることが望まれる。

(d) 途中帰国者、失そう者の状況

他の研修と同様、外国人研修・技能実習制度についても、研修生に技能、知識等の移転が十分かつ確実になされるためには、研修生・技能実習生が研修計画及び技能実習計画で計画された研修・実習カリキュラムを完了することが必要である。

そこで、研修生・技能実習生について、途中帰国・失そうの状況について調査したところ、次のような状況となっていた。

① 研修期間中の途中帰国等

受入企業等は、研修生が途中帰国等をした場合、厚生労働省やJ I T C Oに必ずしも報告することとはなっていない。このため、技能実習への移行のために移行申請書を提出しながら、その後、申請を取り下げる場合に提出される移行取下げ書の提出状況を調査した。なお、移行取下げ書では、途中帰国、失そう等を区別して記載することとされているが、実際は区分して記載していないものが多く、内訳は把握できなかった。

18、19両年度における移行取下げ書の提出状況は別表26（157ページ）、別表27（158ページ）及び別表28（158ページ）のとおりであり、技能実習への移行申請を取り下げた研修生は、18、19両年度とも1,250人前後であり、移行申請者全体の2.1%から2.4%となっていた。これらの多くは団体監理型の受入れで発生しており、従業員50人未満の企業等が過半を占めていた。

② 技能実習期間中の途中帰国等

技能実習生について、18、19両年度における途中帰国者、失そう者等の状況は別表29（159ページ）、別表30（160ページ）及び別表31（161ページ）のとおりであり、途中帰国者は18年度3,296人（17、18両年度の移行申請者数に対する割合3.5%）、19年度5,704人（18、19両年度の移行申請者に対する割合5.1%）、失そう者は18年度1,668人（同1.8%）、19年度2,125人（同1.9%）となっていた（なお、失そう者のうち、その後所在が判明し帰国したことが確認できた者は、失そう者と途中帰国者の双方に計上

されているが、その数は把握されていない。以下同じ。）。

これらの多くは団体監理型の受入れで発生しており、受入企業等の従業員が50人未満の企業等が64.9%を占めていた。

③ 他の研修の状況との対比

研修生の途中帰国及び失そうは、外国人研修・技能実習制度だけでなく、我が国に研修生を受け入れている他の研修事業においても前記(イ) e のとおり見受けられる。

外国人研修・技能実習制度における途中帰国者及び失そう者の状況と他の実務研修を含む研修における状況を対比して示すと表14のとおりであり、母数となる研修生等数の違いはあるものの、技能実習生の途中帰国者及び失そう者の発生割合は、他の研修事業に比べ高くなっていた。

外国人研修・技能実習制度は、国等が直接研修等の実施主体となるものではなく、民間主導で研修等が実施されているものであり、他の研修生受入事業とは、国の関与の度合い、仕組みなどが異なり、必ずしも単純には比較できないものの、外国人研修・技能実習制度においては、他の研修の場合よりも、途中帰国・失そうの発生率が高くなっていて他の研修の場合よりも研修等の効果が発現していない事態が多く生じていた。

表14 各種研修事業の途中帰国者及び失そう者の状況

研修事業名			主な研修等期間	平成18年度					19年度				
				母数となる研修生等数 (a)	途中帰国者数	(a)に対する左の割合 (%)	失そう者数 (人)	(a)に対する左の割合 (%)	母数となる研修生等数 (b)	途中帰国者数	(b)に対する左の割合 (%)	失そう者数 (人)	(b)に対する左の割合 (%)
外国人研修・技能実習制度	企業単独型	研修1年間	2,195	40	1.82	—	—	2,562	37	1.44	—	—	
		技能実習2年間	4,086	155	3.79	33	0.80	4,757	186	3.91	32	0.6	
	団体監理型	研修1年間	48,821	1,197	2.45	—	—	57,615	1,242	2.15	—	—	
		技能実習2年間	87,923	3,141	3.57	1,635	1.85	106,436	5,518	5.18	2,093	1.9	
	計	研修1年間	51,016	1,237	2.42	—	—	60,177	1,279	2.12	—	—	
		技能実習2年間	92,009	3,296	3.58	1,668	1.81	111,193	5,704	5.12	2,125	1.9	
産業技術者育成支援研修事業			1年間	2,761	17	0.61	3	0.10	2,686	13	0.48	3	0.1
国際技能開発計画事業			6か月以上1年以内	214	2	0.93	0	0.00	183	0	0	0	0.0
参考（非実務研修） JICA技術研修員受入事業				9,288	59	0.63	2	0.02	9,218	55	0.59	1	0.0

注(1) 外国人研修・技能実習制度の研修生についての母数は、外国人研修生のうちの各年度の移行申請者数としており、途中帰国者数は、移行申請者のうち移行取下げ者の数（途中帰国、失そう等の内訳は不明。）としている。
注(2) 外国人研修・技能実習制度の技能実習生についての母数は、平成18年度は17年度及び18年度の移行申請者数、19年度は18年度及び19年度の移行申請者数としている。
注(3) 産業技術者育成支援研修事業は、経済産業省の補助事業として財団法人海外技術者研修協会が、国際技能開発計画事業は、厚生労働省の補助事業として財団法人日本ILO協会がそれぞれ実施しているものである（事例23（59ページ）参照）。

(e) 技能実習制度推進事業の実施上の問題点に関する背景

外国人研修・技能実習制度については、上記のように効果に疑問がある事態が見受けられるが、その背景には次のような事情があることなどが考えられる。

- ① 他の同種の研修の場合には派遣元企業の常勤職員など所属の定まった者が研修生として派遣される場合が多いのに対し、外国人研修・技能実習制度（特に団体監理型の受入れ）においては、研修生は派遣元企業の所属者等に法令上限定されていないこと
- ② 受入企業等のうち、特に従業員が10人未満の零細企業等においては、外国人研修生・技能実習生が当該企業等の従業員等の半数近くを占めるものもあり、そのような場合、研修生・技能実習生に対する指導等が行き届かないおそれがあること（別図6（185ページ）及び別表32（162ページ）参照）
- ③ 前記のとおり、技能実習においては、技能実習の中間時や終了時における効果測定が十分に行われていないこと

e 海外建設交流事業

前記bのとおり、厚生労働省は、外国人研修・技能実習制度に関し、研修生・技能実習生や受入企業等に対する直接の助成は行っていないが、国土交通省は、同制度における建設分野の研修生（以下「建設研修生」という。）の受入れについて受入団体に補助金を交付している。

この補助事業について検査したところ、次のとおり、国が財政援助を実施する意義、必要性等は低下してきていると認められた。

<事例26>

財団法人建設業振興基金は、平成16年度から19年度までの毎年度、国土交通省から補助金の交付を受け、海外建設交流事業（研修生受入事業）を実施している。この事業は、①建設研修生及び②職長級研修生の受入れなどを実施するものである（補助金交付額①1億4968万余円、②1418万余円、計1億6386万余円）。なお、15年度までは、同年度末に解散した別の財団法人が補助金の交付を受け、同様の事業を実施していた。

このうち①の建設研修生の受入事業は、外国人研修・技能実習制度に基づき開発途上国から受け入れる建設研修生に対して建設技術・技能の研修、訓練等を行うものである。同基金は、海外の建設研修生送出機関と協定を締結して、その第一次受入団体となり、自ら建設研修生に対して座学等の一般研修を行うとともに、一般研修の終了後、民間企業等の第二次受入団体が建設研修生を業務現場に受け入れ、実地に建設技

術・技能の研修、訓練等を行うのに要する費用の一部を当該第二次受入団体に補助している。

国土交通省は、本件事業の創設当時、建設研修生が少数にとどまっていたことから、その受入れの促進を図ること、及び模範的な研修制度を実施することを狙いとして、建設研修生の受入れに対して補助を行うこととし、補助金の交付要綱において、同基金（15年度以前は上記の財団法人）を補助事業者と規定し、同基金に対して補助金を交付している。

しかし、近年では建設研修生の第一次受入機関は同基金以外にも多数（18年度315団体）存在しており、多数の建設研修生が入国（18年の建設分野での新規入国者4,914名。同基金の受入れは18年度195名）している。また、同基金は、16年度から19年度まで毎年度181名から195名の建設研修生を受け入れているが、このうち補助対象とされる建設研修生は毎年度40名程度と一部に限られている。

このように、建設研修生の受入事業は、同様の事業を行っている多数の第一次受入団体のうち特定の第一次受入団体に対して、また、同団体に係る研修生や第二次受入団体のうちの一部のものについてのみ助成するものとなっており、多くの第一次受入団体及び第二次受入団体は国からの財政援助を受けずに、外国人研修・技能実習制度を運営していることを考慮すると、今日においては、本件事業を実施する意義、必要性等は事業創設時に比べて低下していると認められる。

ウ 専門家派遣事業

(7) 専門家派遣事業の概要

a 専門家派遣事業の実施状況

5省並びに学生支援機構及びジェトロは、自ら又は他の団体に委託、補助するなどして専門家派遣事業を実施している。5省所管の技術協力における専門家派遣事業は、派遣相手国における技術者、労働者等に対して技術指導等を行うために長期又は短期に専門家を派遣するなどのものであり、これには専門家派遣を事業の主たる内容として実施しているもののほか、研修等ほかの事業に合わせて実施しているものが多い。

5省所管の専門家派遣事業の18、19両年度の実施状況は表15及び別表33（163ページ）のとおりであり、主に専門家派遣を実施しているものは計41事業、事業費計81億7534万余円であって、そのうち経済産業省が全体の7割近くを占めていた。

表15 5省等における専門家派遣事業の実施状況（平成18、19両年度）

（単位:件、千円、％）

省等	事業数	事業費	構成比
農林水産省	13	1,886,648	23.0
経済産業省	9	5,565,086	68.0
小計	22	7,451,734	91.1
ジェトロ	19	723,611	8.8
計	41	8,175,346	100

（注）主に専門家派遣を実施しているものに限る。

このほか、他の事業に合わせて実施しているものを含めた全体としての専門家派遣の実施状況は、派遣回数1,320回、派遣総人日数146,209人日となっている。省等別にみると、人日数比で経済産業省が最も多く、全体の7割程度を占めていた。

b 派遣人日数

1事業当たりの専門家の平均派遣人日数をみると、別表34（164ページ）のとおり、15人日以内の事業が37.8%、15人日を超え30人日以内が19.6%、30人日を超え60人日以内が9.0%、60人日を超えるものが33.3%となっていた。これを省等別にみると、文部科学省及び農林水産省では、60%以上が60人日超となっており、厚生労働省及び学生支援機構ではすべて15人日以内となっていた。

また、主に専門家派遣を実施している事業に限ってみると、別表35（164ページ）のとおり、農林水産省は92.3%、経済産業省は66.6%が60人日超となっており、一方、ジェトロは15人日以内が57.8%となっていた。

c 派遣する専門家の選定方法

派遣する専門家の選定方法は、別表36（164ページ）のとおりであり、関連業界団体の推薦によるものが最も多くなっている。省等別にみると、公募により選定している事業の数が最も多かったのはジェトロで、5省では、公募によるものは経済産業省の1事業のみであった。また、専門家の選定基準の有無についてみると、選定基準がないものが19.6%となっており、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省はすべて選定基準が無く、一方、学生支援機構及びジェトロはすべて選定基準を定めていた。

(イ) 専門家の派遣に係る援助の効果

a 派遣の需要の把握

専門家派遣事業の実施に当たっては、派遣相手国等の需要を確認することが必要である。

派遣相手国の選定理由は表16のとおりであり、相手国の本省庁等や地方の機関からの要請によるものが最も多く、次いで事業を実施する各省等の独自の判断によるものとなっていた。また、各省等の独自の判断のみで実施したものは、5省並びに学生支援機構及びジェトロ全体で15事業、全体の2割程度となっており、省等別にみるとジェトロが最も多くなっていた。

表16 派遣相手国の選定理由の状況（平成18、19両年度）

省等	相手国の選定理由別の事業数						
	各省等 独自の判断	左のうち 当該理由 のみの事 業数	派遣相手 国の省庁 等の国・ 地方の機 関からの 要請	関係機関 との協定 又は覚書	外部有識 者の意見	その他	計
文部科学省	0	0	2	3	0	0	3
厚生労働省	1	0	0	2	0	0	2
農林水産省	17	2	15	0	0	6	19
経済産業省	3	3	9	2	2	6	14
国土交通省	2	2	0	0	0	0	2
小計	23	7	26	7	2	12	40
学生支援機構	0	0	0	0	2	0	2
ジェトロ	14	8	15	2	0	0	24
小計	14	8	15	2	2	0	26
計	37	15	41	9	4	12	66

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

b 開発途上国以外の国への専門家の派遣

5省が実施している専門家派遣はすべて開発途上国に対して派遣しているものであった。一方、ジェトロにおいては、開発途上国以外の国に対して派遣しているものもあったが、これは、派遣場所が開発途上国以外の国であるものの、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域を対象に物流の現状確認、問題点の抽出を行い、開発途上国に対し改善提案を行うものであり、ODAとして実施されているものであった。

c 派遣された専門家による報告書の作成

専門家派遣を行った場合、実際に指導等を行った専門家自身により指導の実

施状況、成果等について報告書が作成され、支障がない限り公開することによってその成果を広く利用できるようにすることが望ましい。

専門家派遣事業における専門家による報告書の作成状況は別表37（165ページ）のとおりであり、多くの事業で報告書が作成されていたが、全体の6.0%の事業については作成されていなかった。

また、報告書を作成している事業のうち、これを公開していたものは24.1%にとどまっており、公開している場合でも、公開方法は、報告書を国立国会図書館等に納本することによっているものが60.0%と最も多くなっていて、報告書の全文を各省等のホームページで公開しているものは13.3%となっていた。

さらに、報告書の作成状況及び公開状況を事業の実施体制別にみると、別表38（165ページ）のとおり、委託、請負又は補助により実施された事業については、すべて報告書が作成されていた。直轄事業で実施されたものについても多くは報告書が作成されていたが、一部で作成されていないものがあった。

作成された報告書の公開状況については、委託又は請負により実施した事業については多くが公開されていたが、補助事業については27.5%、直轄事業については6.6%にとどまっていた。

d 派遣された専門家に対する評価の実施

派遣された専門家に対する評価を実施すること、当該派遣の効果を確認するとともに、その後の専門家派遣事業を実施する際の専門家の選定等に役立てる上で有用であると考えられる。

しかし、専門家の指導を受けた者にアンケート調査するなどして派遣された専門家に対する評価を実施していたのは、別表39（166ページ）のとおり、全体の40.9%にとどまっていた。これを省等別にみると、農林水産省及び経済産業省は評価を実施していたものが60%以上であったが、他省等は0%から33.3%にとどまっていた。

また、専門家に対する評価の実施状況を事業の実施体制別にみると、別表40（166ページ）のとおり、委託又は補助事業については評価基準に基づき評価を実施していたものの割合が60%以上であったのに対し、直轄事業については6.6%にとどまっていた。

e 個々の事業の効果

個々の専門家派遣事業に係る援助の効果について、今回、会計検査院は、マレーシア、ミクロネシア、マーシャル及びキリバスの4か国に職員を派遣して、我が国の事業実施主体の職員の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内

で、相手国側の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、事前に事態を把握するために我が国の事業実施主体を通じて相手国側の事業実施主体に質問票を送付するなどして、協力が得られた範囲内で回答を得たり、相手国側の事業実施主体等の保有している資料で調査上必要なものがある場合に我が国の事業実施主体を通じて入手したりして実態を把握した。その結果、次のとおり、相手国側の事情による部分が多いものの、計画どおりに事業が進ちょくしていなかったり、事業終了後、事業の一部が自立的に発展していなかったりしている事態が見受けられた。

<事例27>

経済産業省は、貿易投資円滑化支援事業を独立行政法人日本貿易振興機構に委託して実施している。同機構は、このうち、日本・マレーシア間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement（EPA）。平成18年7月発効。）上の自動車分野での産業協力事業の一つとして、平成18年度から22年度までの5年間の予定で、現地指導員の教育制度の構築支援を行っている。この事業は、現地の自動車関連の製造技能者等を指導する現地指導員を育成するために、日本人専門家を現地の職業訓練校に派遣して技術指導等を行うものである（18年度派遣専門家7名、派遣事業費2295万余円、19年度派遣専門家13名、派遣事業費7982万余円）。

同機構は、マレーシア側の人選を基に現地の職業訓練校の教官15名を現地指導員として、段階的に基礎的・共通的な事項から順次技術指導を実施することにしており、第1期（19年1月から2月、約5週間）、第2期（同年5月から9月、約19週間）、第3期（同年11月から20年2月、約12週間）と進行することになっていた。

しかし、第1期で指導対象とされた現地指導員15名は、自ら教官として講座を持っており多忙なため、技術指導を必ずしも十分に受けることができなかった。

このため、翌年度の第2期では、近隣の職業訓練機関の教官を含め42名を現地指導員とすることにした。しかし、新たに対象とした現地指導員も各機関の教官を兼務していたため、第1期と同様な状況になった。

このような状況を打開するため、第2期の後半の19年8月にマレーシア及び我が国のプロジェクト関係者が検討会を立ち上げて、第3期までに、教官の身分を保持したまま、指導期間中は講座を持たないで技術指導を受けることに専任する者（以下「専任指導員」という。）を15名確保することにした。

しかし、その条件を満たす者を第2期の現地指導員から十分確保することは難しく、第2期の終盤の8月後半以降に着任し一部の技術指導のみを受けた5名と新規に受講す

る7名の計12名が第3期の専任指導員となった。このため、第1期及び第2期で実施された技術指導のうちの主要な技術指導を第3期において改めて実施することになり、これらを専任指導員に指導せざるを得ない状況になっていた。

以上のように、技術指導の対象者が各期において大きく変動したため、第1期から第3期まで継続して受講している現地指導員はおらず、各期ごとに段階的に技術指導が進む計画になっていたのに、計画どおりに進ちょくし十分に効果が上がっているとは認められない状況となっていた。

<事例28>

財団法人海外漁業協力財団は、水産庁から補助金計137億8089万余円の交付を受け、平成10年度から19年度までの毎年度、国際漁業振興協力事業を実施している。

この事業は、海外漁場の確保と海外漁業協力事業(海外の水域における水産業の開発、振興等及び国際的な資源管理等に資する経済協力又は技術協力の事業)の一体的推進を図ることによって、我が国漁業の安定的発展に資することを目的とするものである。そして、同財団は、上記の期間中、我が国と入漁協定を締結している33か国のうち28か国に対して事業を実施しており、我が国の漁業者がこれらの国の経済水域内において操業している。

同財団が実施した個々の技術協力について、同財団の支援実施後の状況等を調査したところ、事業の一部において次のような事態が見受けられた。

ア ミクロネシア連邦環礁内資源管理支援事業

同財団は、ミクロネシアにおける環礁内の資源管理に資するため、13年度から16年度までの各年度において、ミクロネシアの連邦政府が実施するシャコガイの資源管理を支援する目的で、ミクロネシア連邦環礁内資源管理支援事業を実施している(補助金交付額計7075万余円)。そして、同財団は、ミクロネシア側の関係者に指導・助言を行う長期専門家1名(派遣期間3年1か月)を派遣したり、事業に必要な資機材を供与したりしている。

この事業は、連邦政府の機関である水産養殖センター(以下「養殖センター」という。)等がシャコガイの種苗を生産し、それを州政府が漁業者に配布して養殖を支援する一方、漁業者が養殖したシャコガイのうち10%を保護区へ放流することにより、シャコガイ資源の保護を図ることを支援するものである。なお、残りの90%については、漁業者が自由に販売又は自家消費に供することができるようになっている。

そして、派遣された専門家は、養殖センターの生産計画の策定、各州におけるグローアウトファーム(小規模シャコガイ養殖事業。以下「ファーム」という。)の普及等について指導・助言を行っている。

しかし、ミクロネシア側の事業実施機関等によれば、養殖センターは、17年度以降、財政難により、漁業者へのシャコガイの種苗の配布を中止し、同センターの経営の維持のため、種苗を輸出業者に販売している。また、開始されたファームについては、飼育管理の不十分による貝の死滅、盗難、種苗の新規配布の中止等のため、一部のファームが閉鎖されるなどしていた。また、一部地域では州政府の予算不足により十分な電力の供給が得られなかったことから、同財団と州政府との協議の結果、当該地域における活動を取り止めることとされたため、ファームの運営が実施されていなかった。

イ キリバス共和国沿岸漁業開発支援事業

同財団は、キリバスにおける離島振興を図るために、11年度から14年度までの各年度において、キリバス共和国沿岸漁業開発支援事業を実施している（補助金交付額計2億6650万余円）。

そして、同財団は、長期専門家2名（派遣期間各3年5か月）を派遣したり、これらの事業に必要な資機材を供与したりしている。

この事業は、離島の漁業者から漁獲物を買付けることにより離島の漁業者に現金収入を得る機会を与えるとともに、漁業経営の改善を指導し、また、漁獲物を首都の消費者に安定的に供給することを通じて離島の振興を図ることを目的とするものである。

派遣された専門家は、同財団が以前に同国の漁業公社に供与した船等を使って、同国内の離島等から首都に漁獲物を安定的に供給する事業の運営等について指導・助言を行っている。

しかし、会計検査院の現地調査及びキリバス側の事業実施機関等によれば、首都への漁獲物搬入量は、同財団による支援の最終年である15年には年間約185tであったが、燃料代の高騰、上記の船の経年による故障の発生、外国漁船から廃棄魚として上記の公社に無償供与される魚の増加のために本事業により搬入される魚の需要が影響を被っていることなどのため、16年は約63t、17年は約65t、18年は約32tとなっており、19年には約21tと15年と比べて約1／9に減少している。また、離島4島のうち2島からの漁獲物の輸送は20年6月の現地調査時点では停止している状態となっている。

エ 施設、資機材等の建設・調達、供与等

(7) 施設、資機材等の建設・調達、供与等の概要

a 施設、資機材等の建設・調達

5省並びに学生支援機構及びジェトロは、技術協力において必要となる施設の建設、資機材等の調達を実施している。これらは、国内又は国外で使用するため、国の施設等機関、学生支援機構及びジェトロ等が研修、調査研究、海外事務所の運営等に必要となる施設の建設、資機材等の調達を行ったり、委託・補助等の相手方である団体等が研修、調査研究、専門家派遣、相手国側への資機材の供与等のために必要となる施設を建設したり、資機材を調達したりなどするものである。

5省所管の施設の建設及び資機材等の調達について、その全体的な実施状況をみると、表17及び別表41（167ページ）のとおりであり、金額比でみると、農林水産省（34.3%）、学生支援機構（25.3%）及び経済産業省（24.5%）が多くなっている（建設・調達金額には、ODA事業予算以外の財源を含む場合がある。）。このうち、農林水産省（水産庁）は財団法人海外漁業協力財団（以下「漁業財団」という。）に補助金を交付して相手国側に供与する施設、資機材等を建設・調達するなどしており、学生支援機構は各地にある国際交流会館の施設の改修工事を実施するなどしている。また、経済産業省は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（New Energy and Industrial Technology Development Organization。以下「NEDO」という。）に補助金を交付して開発途上国の研究機関との共同研究等に必要な施設、資機材等を建設・調達するなどしている。

なお、事業の実施体制別にみると、補助事業で行われているものが、金額比で全体の64.2%を占めていた。

表17 施設、資機材等の建設・調達状況（平成18、19両年度）

省等	事業数	件数	建設・調達金額（千円）	金額比（％）
文部科学省	2	2	145,284	5.5
厚生労働省	7	12	67,132	2.5
農林水産省	7	26	894,788	34.3
経済産業省	4	14	639,620	24.5
国土交通省	1	1	4,000	0.1
小計	21	55	1,750,825	67.3
学生支援機構	4	34	658,815	25.3
ジェトロ	4	29	192,726	7.4
小計	8	63	851,541	32.7
計	29	118	2,602,367	100

注(1) 建設・調達金額が150万円以上（海外で使用するものは200万円以上）の施設、資機材等を対象とした。

注(2) 事業等別に、対象とした施設、資機材等を施設の建設、実証プラント設備、調査・研究用機器等、車両、その他に分類したものをそれぞれ1件とした。

注(3) 建設・調達金額には、ODA事業予算以外の予算を財源としている部分、補助の相手方である団体等の自己負担部分等を含む。

調達した施設、資機材等の種類は表18及び別表41（167ページ）のとおりである。このうち、調査・研究用機器等は、文部科学省以外の4省において施設等機関や委託・補助等の相手方である団体等が測定・分析機器、施設の修繕用の器具、漁具等を調達しているもので、全体金額の43.1%を占めている。また、実証プラント設備は、主に経済産業省がN E D Oに補助金を交付してデータの取得、確認等のために、実際のプラント設備より小規模な実証試験用のプラントを建設等しているもので、全体の15.3%を占めている。なお、その他は、学生支援機構が国際交流会館の改修工事を実施しているものなどである。

表18 施設、資機材等の種類別の状況（平成18、19両年度）

種類	件数	建設・調達金額（千円）	金額比（％）
施設の建設	4	29,153	1.1
実証プラント設備	5	399,419	15.3
調査・研究用機器等	31	1,124,046	43.1
車両	22	166,292	6.3
その他	56	883,455	33.9
計	118	2,602,367	100.0

調達した施設、資機材等の使用場所をみると、海外で使用するものは、農林水産省、経済産業省、国土交通省及びジェトロで計59件、15億6877万余円であり、全体金額の60.2%を占めている。一方、国内で使用するものは、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、学生支援機構及びジェトロで計59件、10億3359万余円であり、全体の39.7%となっている。海外で使用するものには、例えば、前記のとおり、農林水産省が漁業財団に補助して行う海外向けの施設、資機材等の建設・調達、経済産業省がN E D Oに補助して行う海外での実証プラント

の建設等のほか、国土交通省が南太平洋地域に地殻変動を監視するための機器を設置しているものや、ジェトロが開発途上国等に所在する海外センター・海外事務所で使用する車両を調達したり、事務所等の改修を行ったりしているものなどがある。一方、国内で使用するものには、例えば、厚生労働省の施設等機関が研究用の機器、物品等を調達しているものや、学生支援機構が国際交流会館の改修工事を行っているものなどがある。

b 相手国に対する施設、資機材等の供与等

上記の海外で使用する施設、資機材等には、我が国の関係者が単独で又は相手国側と共同で使用しているもののほか、事業実施中又は事業終了後に相手国側に供与等したものが18、19両年度で農林水産省及び経済産業省において計21件、8億9794万余円ある（別表41（167ページ）参照）。このうち、当初から相手国側に譲渡することを目的として施設、資機材等を建設・調達したもの（以下、このような場合の譲渡を「供与」という。）が、19件、8億7240万余円あり、これは、農林水産省（水産庁）が漁業財団に補助しているものである。同様に、相手国側に貸与することを目的として資機材を調達して、貸与しているものが1件、653万円あり、これは、同省（同庁）が社団法人海外水産コンサルタント協会に委託することにより、海外に太陽光発電システムを設置して、これを相手国側に貸与しているものである。

また、当初から譲渡又は貸与することを目的として建設・調達したのではなく、我が国関係者が単独で又は相手国側と共同で調査研究等に使用した後に、相手国側からの要請を受けて、事後的に譲渡したものが1件、1901万余円あり、これは、経済産業省のN E D Oに対する補助事業で生じているものである。なお、供与及び貸与も、調査研究、専門家派遣等と合わせて実施されており、供与又は貸与した施設、資機材等の使用方法等について技術指導等が行われている。

これらのほか、経済産業省（資源エネルギー庁）は、15年度に、J I C Aに委託して実施していた資源開発協力基礎調査事業で、X線解析装置等の機材を相手国に供与していた。なお、現在、同省の事業では資機材等の供与は実施されていない。

(イ) 施設、資機材等の建設・調達、供与等に係る援助の効果

施設、資機材等の建設・調達、供与等に係る援助の効果について検査したところ、前記の事例6（21ページ）のとおり、O D Aの目的に使用されるものではない研究用機器をO D A事業予算で調達していたものがあったほか、前記ウ(イ)e(8

0ページ参照) のとおり、ミクロネシア等に職員を派遣するなどして調査したところ、次のとおり、相手国側の事情による部分が大きいものの、供与した資機材が、供与後に十分利用されていなかったり、故障していたりなどしている事態が見受けられた。

<事例29>

財団法人海外漁業協力財団が水産庁の補助金を受けて実施している国際漁業振興協力事業(事例28)において供与した資機材の一部について、次のような事態が見受けられた。

ア ミクロネシアにおける巡回普及指導整備事業

同財団は、平成19年度にミクロネシアにおける巡回普及指導整備事業の一部として、製氷機の修理・修復を実施している(補助金相当額356万余円)。そして、同財団は、修理・修復に必要な資機材を供与したり、短期専門家3名(派遣日数延べ27人日)を派遣して技術指導を行ったりしている。

同財団は、本件事業の実施に先立って、19年5月に事前調査を実施しており、その結果、製氷機のコンプレッサー等の故障に加え、地元地区が電気代の支払いを滞らせたことにより、19年3月から電力供給が停止されたため、製氷機が稼働していないことが判明した。このため、同財団は、州政府が電気代の問題を解決することを同州政府との間で文書により確認した上で事業を実施することとし、確認の上、20年2月に資機材供与、専門家の派遣等を実施したものである。

しかし、結果的に電気代の問題は解決されなかったことから、製氷機は修理された後、供与された資機材とともに梱包された状態で同州政府の修理場に保管されている状況となっていた。

なお、ミクロネシア側は、当該地区では新漁港の建設計画があり、それが実現した際に、この製氷機を移設して利用する予定であるとしている。

イ マーシャル沿岸漁業開発事業

同財団は、マーシャルにおける沿岸漁業開発に資するため、10年度から13年度までの各年度において、マーシャル沿岸漁業開発事業を実施している(補助金交付額計2億9159万余円)。そして、同財団は、漁獲物を同国内の離島から首都に運搬するための船、製氷機、コンテナフリーザー、発電機等の事業に必要な資機材を供与したり、長期専門家3名(1名は派遣期間2年9か月、2名は同各3年)を派遣したりしている。

しかし、上記の船については、燃料代の高騰、保守費用の増大、故障等のため、

定期的に運航することができない状況となっていた。

また、マーシャル側の事業実施機関等によれば、供与した資機材のうちコンテナフリーザー2機及び発電機3機は現地調査時点で故障のため稼働しておらず、このため、製氷機2機も稼働させることができない状況となっている。

オ 調査研究事業

5省並びに学生支援機構及びジェトロは、自ら又は他の団体に委託、補助するなどして調査研究事業を実施している。

5省所管の技術協力における調査研究事業は、開発途上国等において調査や研究を実施し、調査の結果を開発途上国等に提示したり、調査等の成果物である報告書やマニュアル等を国内等で活用したりなどするものである。

調査研究事業には、我が国の無償資金協力等に結び付く案件を発掘・形成するための案件発掘・形成調査が含まれている。これは、開発途上国は多様な援助の要望を有しているが、それを具体的な案件に取りまとめて、我が国政府に対し正式な援助要請書をもって要請することが必ずしも容易ではないので、案件の発掘や要請書の作成の企画立案段階から専門的技術的な支援を行うことにより、事業の効率化が図られ、質の高いODAプロジェクトを推進できるとして実施されているものであり、他の援助に結び付くことを直接の目的としている点に特徴がある。

以下、案件発掘・形成調査以外の調査研究と案件発掘・形成調査とに分けて分析する。

(7) 調査研究事業(案件発掘・形成調査を除く。)

a 調査研究事業の概要

(a) 事業費及び平均調査日数等

5省所管の調査研究事業の18、19両年度の実施状況は表19及び別表42（169ページ）のとおりであり、主に調査研究を実施しているものは計208事業、事業費計154億4798万余円となっており、これを省等別にみると、事業費比で、経済産業省が最も多く(全体の71.5%)、次いで農林水産省、厚生労働省の順となっていた。なお、経済産業省の事業費が多いのは、同省が海外開発計画調査事業をJICAに委託して実施している調査研究事業が多く含まれているなどのためである。

(b) 事業内容による区分

調査研究事業を事業内容により区分すると、①開発調査、②調査研究、③海外でのモデル事業・パイロット事業等の実証調査、④過去に実施した事業

の評価を行うための評価調査、⑤その他に大別できる。

これにより5省所管の調査研究事業を区分すると、表19のとおり、調査研究はほとんどの省等が実施している一方、開発調査を実施しているのは農林水産省及び経済産業省となっており、海外での実証調査を実施しているのは農林水産省、経済産業省及び国土交通省となっていた。

表19 調査研究事業の事業内容による区分（平成18、19両年度）

（単位：件、％）

省等	内容による区分別の事業数										計	
	①開発調査	構成比	②調査研究	構成比	③海外での実証調査	構成比	④評価調査	構成比	⑤その他	構成比		
文部科学省	0	0	6	75.0	0	0	0	0	2	25.0	8	100
厚生労働省	0	0	6	66.6	0	0	0	0	3	33.3	9	100
農林水産省	4	8.3	26	54.1	18	37.5	0	0	0	0	48	100
経済産業省	4	6.2	53	82.8	2	3.1	2	3.1	3	4.6	64	100
国土交通省	0	0	30	73.1	2	4.8	3	7.3	6	14.6	41	100
小計	8	4.7	121	71.1	22	12.9	5	2.9	14	8.2	170	100
学生支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100	2	100
ジェトロ	0	0	36	100	0	0	0	0	0	0	36	100
小計	0	0	36	94.7	0	0	0	0	2	5.2	38	100
計	8	3.8	157	75.4	22	10.5	5	2.4	16	7.6	208	100

(c) 現地調査の人日数

調査研究事業は、調査員を調査対象国に派遣して現地調査を行うなどして実施されている。海外での現地調査を実施している事業について1事業当たりの調査員の平均派遣人日数をみると、別表43（170ページ）のとおり、15人日以内の事業が29.2%、15人日を超え30人日以内が16.0%、30人日を超え60人日以内が25.4%、60人日を超えるものが29.2%となっており、農林水産省及び経済産業省では60人日超の事業の割合が最も高く、他方、他の3省及び学生支援機構では15人日以内の事業の割合が最も高くなっていた。

(d) 調査研究の成果の相手国側への移転方法

調査研究事業には、その成果を我が国において活用することを目的としていて、調査対象国に技術移転をしていないとする事業も別表44（170ページ）

のとおり、全体の45.6%存在しているが、全体の54.3%の事業においては、調査研究の成果を何らかの形で相手国側等に移転しているとしている。移転を行っている事業について、その移転方法をみると、次のとおりとなっていた（複数の方法に該当するものがある。）。

- ① 調査結果を調査報告書、マニュアル等の成果物に取りまとめ、相手国側に提供しているもの 82.3%
- ② 調査結果についてセミナー、ワークショップ等を開催して技術移転しているもの 47.7%
- ③ 調査結果について専門家を派遣して技術移転しているもの 11.5%
- ④ 調査結果を取りまとめるとともに相手国側から研修員を受け入れて技術移転しているもの 7.9%

このように、調査報告書やマニュアル等の成果物により相手国側に技術移転を図っているものが多くなっている。

b 調査研究事業に係る援助の効果

(a) 調査研究の要望の把握

海外現地調査を実施している調査研究事業について、事業を実施するに当たって調査対象国等の要望をどのように把握しているかという点から、調査研究の対象事業の選定をみると、表20のとおり、各省等の独自の判断のみによるものが182件のうち102件(56.0%)と多くなっている。これらの事業の中には、調査研究の成果を調査対象国に提供することよりも、我が国として活用することのみを目的としているものも含まれるが、相手国の関係機関等からの要請又は協定等ではなく、各省等の独自の判断により事業を実施しているものの割合が高くなっている。

表20 調査研究の対象事業の選定理由（平成18、19両年度）

(単位:件、%)

省等	対象事業の選定理由別の事業数													
	各省等独自の判断		左のうち当該理由のみの事業数		相手国の省庁等の国・地方の機関からの要請		関係機関との協定又は覚書		外部有識者の意見		その他		計	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
文部科学省	4	100	2	50.0	0	0	0	0	0	0	2	50.0	4	100
厚生労働省	5	62.5	3	37.5	3	37.5	0	0	0	0	4	50.0	8	100
農林水産省	27	56.2	19	39.5	2	4.1	17	35.4	19	39.5	3	6.2	48	100
経済産業省	36	75.0	33	68.7	7	14.5	0	0	3	6.2	6	12.5	48	100
国土交通省	20	54.0	13	35.1	13	35.1	6	16.2	0	0	6	16.2	37	100
小計	92	63.4	70	48.2	25	17.2	23	15.8	22	15.1	21	14.4	145	100
学生支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100	2	100
ジェトロ	34	97.1	32	91.4	1	2.8	2	5.7	0	0	0	0	35	100
小計	34	91.8	32	86.4	1	2.7	2	5.4	0	0	2	5.4	37	100
計	126	69.2	102	56.0	26	14.2	25	13.7	22	12.0	23	12.6	182	100

注(1) 海外現地調査を実施していない事業は除いている。

注(2) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

(b) 調査報告書等の相手国側等への提供及び公開

調査報告書等の調査研究の成果品については、相手国側等に提供するほか、支障のない限り公開することによってその成果を広く利用できるようにすることが望ましい。

調査報告書等の配布の状況は別表45（171ページ）のとおりであり、相手国側の関係機関に提供しているものは34.1%、国際機関に提供しているものは9.6%となっていた(ただし、この母数には、国内のみで調査を実施しており、調査内容も特定の国に係るものではない事業も含んでいる。)。調査報告書等の提供先で最も多いのは事業を所管する各省の省内の関係課等であり、次いで、JICA等我が国の援助実施機関となっていた。

調査報告書等の公開の状況は別表46（171ページ）のとおりであり、何らかの形で公開しているものは71.6%、公開していないものは28.3%となっていた。

公開している場合の公開方法については、国会図書館等に納本することにより公開しているとするものが67.7%と最も多かった。

ホームページでの公開については、調査報告書等の全文をホームページで公開しているものは22.8%、要約を公開しているものは6.0%となっていた。

ホームページで全く公開していない場合、その理由としてホームページの容量の問題によるとしているものが見受けられた。しかし、一般国民にとっては、特定のテーマについての調査研究が実施された後に、その報告書が存在することを知ること容易ではないので、特段の支障がない限り、少なくとも調査研究のテーマ及び請求があれば報告書を提供する旨はホームページで公開することが望まれる。

(c) 情報システム及びデータベースの相手国側への提供、公開等

文部科学省、農林水産省及び国土交通省は、調査研究事業において、情報システム及びデータベース（以下、これらを「システム等」という。）を作成しており、システム等を作成した各省等は、そのシステム等を当該省等又は事業を実施した団体等のホームページに公開して広く一般に利用できるようにしたり、関係者等に対してシステム等を格納した電子媒体を配布したりするなどして事業の成果の普及を図っている。

15年度から19年度までの間に作成されたシステム等は、個人情報を含むなどの理由により公開に適さないとしているものを除くと、文部科学省1件、農林水産省8件、国土交通省1件、計10件であった。

上記の10件について、その作成後の状況は別表47（172ページ）のとおりであり、相手国側へ提供しているものは3件である。

システム等の公開状況をみると、7件は省又は事業を実施した団体のホームページにより公開されており、電子媒体の配布によって公開されているものは4件、ホームページによっても電子媒体の配布によっても公開されていないものは1件となっている。

ホームページにより公開されている7件のシステム等について、公開までに要した期間をみると、そのうち6件は事業終了後1年以内に公開されているのに対し、残る1件は公開までに2年を超える期間を要していた（後記事例36参照）。

そして、上記10件のシステム等の20年3月末時点における運用状況をみると、運用中のものが8件、運用を停止しているものが2件であった。運用を停止している2件のうち、1件が委託事業、1件が補助事業により作成されたものであり、前者は委託事業において調査報告書の作成に利用され、その後は委託者である国において管理されており、試験研究機関等から配布要望がある場合には活用目的を精査し、媒体に格納されたものを配布することとしている。また、後者は補助を受けた団体が作成後数年間運用していたものであ

り、運用に対する補助が廃止されたことに伴い運用を継続する資金の確保が困難となったため、運用が停止されていた。補助事業の成果物は事業終了後も補助事業者が権利が帰属するものであるが、国等からの補助金を受けて実施した事業である以上、その成果物であるシステム等については、事業終了後も補助事業の目的に沿って継続的に利用されることが望まれる。

(d) 個々の事業の効果

個々の調査研究事業に係る援助の効果について検査したところ、次のとおり、①作成した調査報告書や技術指針の記述・内容が十分とはいえないもの、②事業の実施に当たって相手国側の協力が十分に得られていないもの、③相手国側に技術移転が十分になされているかなどを十分に検証できない状況となっているもの、④システム等の開発内容の一部断念や作成後の公開までに時間を要していたもの、⑤事業を適切かつ効率的に実施していないものなど、援助の効果が必ずしも十分に発現していないと認められる事態が見受けられた。

① 作成した調査報告書や技術指針の記述・内容が十分とはいえないもの

<事例30>

国土交通省は、平成17、18両年度に建設産業技能等移転促進事業を財団法人国際研修協力機構に計2632万余円で委託して実施している。

この事業は、外国人研修・技能実習制度の円滑かつ適正な推進を図るために、それぞれの年度に、①研修生受入機関等に対する訪問説明等を実施すること、②建設産業団体に対するヒアリング等により同制度の円滑な運用の在り方を検討すること、③帰国した研修生等の技能等の習得状況等により建設技能の円滑かつ効果的な移転の在り方を検討することなどを実施し、その報告書（各50部）を提出させるものである。そして、このうち②については、17、18両年度ともヒアリング等を実施し検討するほか、18年度においては、17年度に検討した方策について具体的な取組と効果を検証することとされている。

同機構は、それぞれの年度に受入企業等にアンケート調査やヒアリング調査を実施した上で、②に係る報告書として「海外建設研修実習推進調査報告」（以下「実習報告書」という。）、③に係る報告書として「建設産業技能等移転促進調査報告」（以下「移転報告書」という。）を提出している。

しかし、両年度の実習報告書のうち18年度の「受入れ機関ヒアリング調査」は、17年度の「受入れ機関ヒアリング調査の結果」と同様の記述となっていた。さらに、18

年度の「建設業の特殊性に基づく建設分野における外国人研修生・技能実習生受入れの問題点と受入れの円滑化の提言」は、17年度の「建設分野の産業特性を踏まえた研修制度活用の可能性」に数行程度を加筆したものとなっており、具体的な取組と効果の検証は十分に記述されていないものとなっていた。

また、17年度の実習報告書と移転報告書は、それぞれの表紙とその内容が食い違っており、誤って表紙を入れ違えたまま製本され、納品、検収されていた。

<事例31>

社団法人海外林業コンサルタント協会は、林野庁から計1億0446万余円の補助金の交付を受けて、平成13年度から17年度までに地域住民森林管理実証調査事業を実施している。

この事業は、開発途上国における地域住民参加による森林造成後の管理・経営への取組を推進するために、経済的誘因を用いて地域住民による自主的・継続的な森林の管理・経営活動と呼び起こす手法を確立するための調査を行うものである。

そして、本事業においては、①開発途上国現地において、地域住民とともに実施されている森林の保護・造成への取組に関する資料の分析を行い、②住民による自主的・継続的な森林管理・経営行動に向けての総合的手法のモデル案を検討の上、検証のための実証調査を行い、③システムのモデル案を検証して成果を取りまとめ、技術指針を作成するなどされている。

同協会は、技術指針を独立した冊子としては作成しておらず、事業報告書の一部の部分が技術指針になっているとしている。

しかし、その内容は、事業を実施する際の各参加者の役割分担の重要性についての一般的な記載や既往文献の引用等にとどまっており、システムのモデル案を検証して成果を取りまとめるという技術指針の趣旨に十分適っているとは認められないものであった。

② 事業の実施に当たって相手国側の協力が十分に得られていないもの

<事例32>

財団法人国際緑化推進センターは、平成16年度から20年度までの予定で、林野庁から補助金の交付を受けて、黄砂対策植生回復実証調査事業を実施している（16年度から19年度までの補助金交付額計5786万余円）。

この事業は、中華人民共和国（以下「中国」という。）とモンゴル国（以下「モン

ゴル」という。)で植林の実証試験を実施して、そこで得られた各種調査結果を分析することなどにより、黄砂発生地域に適用し得る植生回復技術マニュアルを作成するなどするものである。

ア 中国での事業実施状況について

同センターは、16年9月に、事業着手に際して、中国側の事業実施機関と合意書を締結し、その別紙で調査測定計画等について規定している。

しかし、中国側は17年度に実証調査地に植栽を行ったものの、その直後に中国側のカウンターパートが転勤になるなどし、事業最終年度である会計実地検査時点(20年5月)においても、新たなカウンターパートは配置されないままとなっていた。このため、調査測定計画等で設定されている調査項目のうち、カウンターパートから報告されるとしていた項目のほとんどについて当初計画どおり報告されておらず、同センターは、日本から毎年派遣していた調査団により調査項目を限定して自ら調査を実施せざるを得ない状況になっていた。

イ モンゴルでの事業実施状況について

同センターは、16年6月に、モンゴル側の事業実施機関と覚書を締結している。その際には、別途、植栽計画と調査測定計画を作成する予定であったが、当初からモンゴル側のカウンターパートが見つからなかったため、調査測定計画は作成されていなかった。また、植栽については、一部についてモンゴル側により行われたものの、調査結果の報告は受けていなかった。このため、同センターでは、18、19両年度に日本から派遣していた調査団が自ら調査を実施せざるを得ない状況になっていた。

このように、相手国側からは予定していた調査の実施や調査結果の報告が得られず、両国における調査は日本から派遣した専門家調査団が一部項目について実施している。

- ③ 相手国側に技術移転が十分になされているかなどを十分に検証できない状況となっているもの

<事例33>

社団法人日本森林技術協会は、林野庁から計6億5308万余円の補助金の交付を受けて、平成13年度から17年度までにアジア東部地域森林動態把握システム整備事業を実施している。

この事業は、衛星写真データの解析により森林劣化の進行状況の効率的把握及び将

来予測を行い、開発途上国の国土全体の森林劣化の進行状況を反映した森林政策の立案を支援するものである。

同協会は、開発した衛星写真データの解析技術等を相手国側のカウンターパートに対し移転するために、事業成果報告会を4か国で開催した。報告会には9か国の政府関係者等が参加し、同協会が衛星写真データやその解析結果に基づいて作成した森林劣化図等を参加者に提供していた。

しかし、同協会は、報告会において、開発した解析技術等の機能や解析結果等をスライド、資料等を用いて説明をしていたが、実際に衛星写真データからどのように解析作業等を行うかを開発したプログラムを操作して実演指導するなどしておらず、報告会の時間も各箇所ごとに1.5日間から2日間にとどまっていた。

また、林野庁や同協会は、事業終了後に相手国側のカウンターパートを再訪するなどして、相手国側に技術が移転されたか、移転された技術が相手国の政策に反映されているかなどの検証・評価等を行うことはしていなかったことから、事業の効果が発現しているか検証できない状況となっていた。

<事例34>

資源エネルギー庁は、共同資源開発基礎調査事業を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託して実施している。

この事業は開発途上国への技術協力・経済発展を図るとともに、我が国の鉱物資源の安定供給の確保に資するために、相手国側の資源探査実施組織と共同で資源開発調査等を行うものである。同事業は、平成19年度以降は、人材育成を主要目的としており、単に資源探査調査を行うだけではなく、相手国側のカウンターパートと資源探査現場等において共同して調査作業をすることにより、地質調査等の資源探査技術の技術移転を図るものである。また、相手国側カウンターパートを対象とした現地における講習会や我が国に研修員を受け入れる人材育成事業も同年度以降新たに実施されている。

しかし、同事業の委託契約書、仕様書等には、調査の内容及び方法についての記載はあるものの、具体的な人材育成のための技術移転の項目、内容等が明記されていないなど、相手国側に対する技術移転の内容が特定されておらず、技術移転としての事業の意義・内容が明確になっていない。このため、事業報告書で技術者派遣日数等の実績が報告されてはいるものの、人材育成面からの事業効果の検証及び測定をすることは困難な状況となっている。

- ④ システム等の開発内容の一部断念や作成後の公開までに時間を要しているもの

<事例35>

財団法人日本水土総合研究所は、農林水産省から計1億7967万余円の補助金の交付を受けて、平成14年度から17年度までに海外技術情報提供事業を実施している。

この事業は、海外派遣専門家等への情報の提供、農業・農村開発に関する環境保全、農地水資源に係る技術情報の収集及び我が国の農業土木の計画・設計基準を開発途上国の実情に即して検討し、適正化されたマニュアルを作成することなどを内容とするものである。このうち技術情報収集において、地理情報システム等を海外の農業・農村開発に活用するため、世界の農地と農業水利施設等の状況に地域情報を加えた総合データベースの整備・提供、地域の動的な変化を捉えるモニタリング機能、環境等の問題に関する将来予測機能等を有した世界水土システムを構築するための検討等を行っていた。

しかし、同研究所は、この検討等を開始してから3年以上が経過した17年12月に至り、世界水土システムを構築するためにはデータが不足していること、データ収集範囲が地球規模となってその収集手段も煩雑を極めることなどの課題があることが判明したとして、同システムの構築を断念している。そして、同月以降は、システム構築の一部である基礎的な情報の提供機能に事業内容を限定することとし、システム構築を実施している。

<事例36>

財団法人国際緑化推進センターは、林野庁から計5億0134万余円の補助金の交付を受けて、平成12年度から16年度まで民間植林協力推進事業を実施している。

この事業は、NGO等の民間による植林協力を推進し、地球温暖化防止を図るため、NGO等への支援、普及啓発、海外植林情報の構築・提供等を行うものである。

ア 個別のNGO等に対する提供について

同センターは、16年度に海外植林等の活動を行っている複数のNGOに対し、希望があればCD-ROMによりデータを提供するとの打診を行ったが、当時、希望するNGOはなく、提供は行われなかった。

イ 公開について

インターネット上でのデータベースの公開についてみると、事業最終年度である16年度にデータベースを構築する際に使用したソフトウェアがインターネット上で

の公開に適さないものであったことが判明したために、公開することができず、18年度に別のソフトウェアによりデータベースを再構築せざるを得なくなった。また、インターネット上の公開に際してデータ提供国の了解を得るまでに時間を要したこと、データの欠落部分があり、同センターから相手国カウンターパートに照会をし、データ追加作業等を実施したことなどのため、インターネット上で公開できたのは、事業終了から約3年後の19年2月となっていた。

⑤ 事業を適切かつ効率的に実施していないもの

<事例37>

文部科学省は、地域医療を推進するための国際教育協力の在り方に関する調査研究を行うため、平成18年度に国立大学法人東京大学に「拠点システム構築事業国際教育協力イニシアティブ」に係る調査研究を100万円で委託している。

同大学は、委託費により19年3月30日に書籍等を購入していた。しかし、これらの書籍等は、調査報告書の作成が完了し事業実施期間が終了した後に購入されたものであり、本件委託事業の実施に必要なものとは認められないものであった。

<事例38>

社団法人海外農業開発コンサルタント協会は、農林水産省から計1億2813万余円の補助金の交付を受けて、平成15年度から19年度までにプロジェクト事前調査事業を実施している。

この事業の中で、同協会は、過去の同種事業で調査団が作成した報告書(昭和52年から平成19年までの30年間分)を電子ファイル化する作業を外注により計959万余円で実施している。これは、同協会が18年度まで、調査団から報告書の提出を受けるに当たり、紙媒体での提出のみを受けていたため、それを読み取って電子ファイル化するものである。

しかし、パソコンが広く普及し、報告書をワープロソフト等により作成したり、電子ファイルによりデータベースを作成、保存したりすることが一般化した時点から、報告書の提出の際にファイルでも提出するよう求めていれば、上記のように改めて電子ファイル化する作業は大幅に軽減されるものであった。

(イ) 案件発掘・形成調査

a 実施状況

外務省が実施する無償資金協力、JICAが実施する技術協力プロジェクト及び国際協力銀行が実施する有償資金協力は、いずれも、開発途上国から正式な援助要請を受けて、その要請書の内容を審査するなどした上で案件の採否が決定される。

5省のうち文部科学省以外の4省は、これら無償資金協力等に結び付く案件を発掘・形成することを目的として案件発掘・形成調査を実施している。

案件発掘・形成調査が案件に具体化されるまでには一定の期間を要することから、10年度から19年度までの案件発掘・形成調査の実施状況をみると別表48（173ページ）のとおりであり、厚生労働省2事業、農林水産省9事業、経済産業省4事業、国土交通省2事業、計17事業となっていた。これらの事業は、それぞれ複数の国に係る複数の案件についての調査を含むものである。

b 実施体制、調査団の構成

案件発掘・形成調査は、すべて委託・補助等により実施されており、公益性があり中立的であるなどとして、所管の公益法人を実施主体としているものが多くなっていた。なお、経済産業省の4事業のうち2事業はそれぞれJICA及びジェトロ等に委託されているが、ジェトロは、現地調査の実施等をすべて公募によりコンサルタント会社等に再委託していた。また、JICAも、一部の事業については、コンサルタント会社等に再委託していた。

委託・補助等を受けて事業を実施する各団体等は、調査の実施に当たり、自らの職員のほか、実施団体である公益法人の会員となっているなどのコンサルタント会社等の職員、大学の研究者等の専門家を臨時的に嘱託職員として委嘱するなどし調査を行っている。調査団の構成は、別表48（173ページ）のとおり、事業を実施する団体の職員（調査等を実施するための臨時的嘱託職員等を除く。）は9.4%にとどまるのに対し、コンサルタント会社等の職員が83.5%とその大宗を占めていた。また、このうちコンサルタント会社の職員については、1案件に複数のコンサルタント会社から参加していることは少なく、各案件ごとに特定のコンサルタント会社から参加している場合が多かった。

c 案件への具体化

10年度から19年度までの10年間に実施された案件発掘・形成調査に係る案件が無償資金協力等の我が国の援助として具体化されているかについて、①相手国からの正式な援助要請があった案件と、②そのうち、更に交換公文の締結等がなされ正式な援助に結び付いた案件に分類して調査したところ別表49（174ページ）のとおりであり、正式な援助要請があったものは27.3%、そのうち正

式な援助に結び付いたものは21.9%となっていた。

これらのうち正式な援助に結び付いたものについて、どのような形態の援助に結び付いているかをみると別表50（175ページ）のとおりであり、無償資金協力、技術協力、有償資金協力と様々になっており、事業の目的によって特定の形態の援助に結び付いている事業もあれば、同じ事業の結果が多様な形態の援助に結び付いている事業もあった。

正式な援助に結び付いたものの率が最も高いのは、経済産業省がJICAに委託し主に開発調査の案件の発掘を行っている海外開発計画調査事業であり、その率は97.2%となっていた。一方、正式な援助に結び付いたものがまだなかったり、低い率にとどまったりしている事業も見受けられた。

ただし、案件発掘・形成調査を実施した後、当該案件について相手国から正式な援助要請がなされたり、正式な援助として具体化されたりするまでには、ある程度の期間を要し、また、無償資金協力、有償資金協力等事業の種類によってそれに要する期間も異なるため、各事業の結果の違いを単純に比較することはできない。また、これらのほかにも、調査結果の一部を取り込んで別の形で案件が形成されたり、我が国以外の援助実施機関による案件の形成に活かされたりしていることもあり得るので、それらの場合も相手国の開発に資するという意味で一定の効果は認め得るところである。

案件発掘・形成調査は必ずしも案件に具体化することのみを目的とするわけではなく、また、調査結果を踏まえ、相手国が我が国に援助の要請を行うかどうかは相手国側の事情によるところも大きいですが、各省においては、案件発掘・形成調査を実施する場合は、案件に具体化する割合の向上に引き続き努めることが望まれる。

カ その他の事業

5省における技術協力事業としては、前記のアからオ以外にも、国際会議の開催、海外からの要人や視察団等の受入れ、国際機関への拠出等の事業も実施されている。また、技術協力に係るODA事業予算は各種事務経費にも使用されている。

これらの中には、厚生労働省において、日本人が立候補した18年の世界保健機関（WHO）の事務局長選挙や国際保健分野の開発援助等に関する意見交換のための費用（422万余円）を政府開発援助庁費から支出しているものもあった。

(3) 援助の効果についての評価の状況

ア ODA事業の評価に関する規定等

ODA大綱では、ODAの効果的実施のために必要な事項として、評価の充実が

掲げられている。この中では、事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施すること、ODAの成果を測定・分析して、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施すること、また、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させることがうたわれている。

5省、独立行政法人等におけるODA事業の評価には、次のように様々なものがある。

(7) 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）においては、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないとされている。そして、各行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに政策評価に関する基本計画（以下「政策評価基本計画」という。）を定め、その中で、事前評価の実施に関する事項や、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項等を定めることとされている。そして、この事後評価の対象とする政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策とされており、行政機関の長は、1年ごとに、事後評価の実施に関する計画を定め、その中で、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策等を定めることとされている。

そして、政策評価法を受けて定められた「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）では、事業評価の実施に当たっては、既に評価に関する一定の取組がなされているODA事業については、既存の評価の取組を踏まえつつ、評価内容の充実、評価の透明性の向上など評価の取組の一層の改善・充実を図ることとされている。

(イ) 独立行政法人通則法に基づく評価

独立行政法人等は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）により準用される場合を含む。以下同じ。）に基づき、3年以上5年以下の期間を対象として主務大臣から当該独立行政法人等に示される中期目標及び中期目標を達成するため当該独立行政法人等が作成し主

務大臣の許可を受けた中期計画により業務を実施している。

そして、独立行政法人等は、中期計画に基づいて実施する事業について、外部評価として、各省に置かれた独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)による評価を受けている。

さらに、その評価結果は総務省に置かれた政策評価・独立行政法人評価委員会による評価を受けることとなっている。

(ウ) ODA事業の評価

上記のように5省については政策評価法、独立行政法人等については通則法に評価についての定めがあり、これらがODA事業についても適用されることになる。このように、原則として、ODA事業について法令上の特別な規定が設けられているわけではなく、ODA事業についても政策又は業務一般に係る規定に基づき評価が実施されることになる。

なお、政策評価法では、一定の要件に該当するODAを実施することを目的とする政策を決定しようとするときは、事前評価を行わなければならないとされているが、この要件としては一定金額以上の無償資金協力又は有償資金協力であることなどとされているので、技術協力についてはこの規定は適用されない。

さらに、各省、独立行政法人等においては、これらの法律に基づく評価以外にも、ODA事業について評価を実施している場合がある。

(エ) 公益法人等の団体における評価

国、独立行政法人等から委託・補助等を受けて技術協力を実施している公益法人等の団体については、評価の実施について法令上の定めは設けられていない。

イ 評価の実施状況

5省所管の技術協力に係る援助の効果について、各省等における17、18両年度の評価の実施状況等は別表51（176ページ）のとおりであり、各省、独立行政法人等及び受託者・補助団体等である団体がそれぞれどのような評価を実施しているかについてみると、次のような状況となっていた。

(7) 5省

a 政策評価法に基づく評価の実施状況

(a) 評価の実施の有無

国土交通省以外の4省は、技術協力事業全般を政策評価法に基づく評価の対象として選定し、評価を実施していた。

国土交通省は、従来、一部を除き、技術協力事業を政策評価の対象として選定していなかったが、19年8月に改正した政策評価基本計画において、政

策評価体系の見直しを行って、同省の主要な政策を網羅的に政策評価の対象とすることとし、新たに「国際協力、連携等を推進する」という事項により技術協力全般を政策評価の対象とすることになった。

(b) 評価の単位

ガイドラインによれば、政策評価の対象としての政策は、一般的に次のように区分されている。

- ① 「政策(狭義)」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり
- ② 「施策」：①の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、①を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの
- ③ 「事務事業」：②の「具体的な方策や対策」を具体化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの

そして、これらは、一般的に、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの政策体系を形成しているものととらえることができるとされている。

そこで、5省が実施している技術協力についての政策評価について、評価の対象とされた政策を上記の「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」、「事務事業」の一部となる「個別事業」及びこれらのいずれにも該当しない「その他」の5区分に分類すると、別表52（177ページ）のとおりであり、「施策」を評価の対象としているものが最も多く、次いで、「個別事業」となっていた。

このように、技術協力事業以外の事業等も含めた包括的な施策を単位として評価を行っており、その施策の一部として技術協力事業も含まれているという場合が最も多くなっている。

これに対して、「事務事業」又は「個別事業」を対象として評価を実施しているものとしては、次のようなものが見受けられた。

- ① 文部科学省は、留学生に係る事業について、事業の規模が大きく、更に拡充が図られていることもあり、当該事業単独で、毎年、評価の対象とされていた。
- ② 厚生労働省は、施策の目標について指標を設定し、定期的、継続的に測定するモニタリングを行っており、個別の技術協力事業もそのモニタリン

グの対象としていた。

③ 農林水産省は、技術協力の事業ごとに評価を実施し、それを統合して政策分野全体としての評価としていた。

④ 経済産業省は、技術協力事業が予算上の新規事項として実施される場合（一定金額以上のものに限る。）、当該技術協力事業を取り出して評価を実施していた。

(c) 評価の時期・段階

評価の時期・段階としては、政策の実施前に行う「事前の評価」（以下「事前評価」という。）、政策の実施途上において行う「途中（中間）の評価」（以下「中間評価」という。）及び政策の一定期間実施後や実施終了後に行う「事後の評価」（以下「事後評価」という。）があり、それぞれ次のような意義があるとされている。

① 事前評価は、政策の採択や実施の可否を検討したり、複数の政策代替案の中から適切な政策を選択したりする上で有用な情報を提供できる。

② 中間評価は、政策の進ちょく状況や達成状況を把握することによって政策の的確・着実な実施の推進のための情報や社会経済情勢の変化を踏まえた改善・見直しのための判断情報を提供できる。

③ 事後評価は、政策の効果に関し、実際の情報・データ等を用いて実証的に評価を行うことができ、政策の改善・見直しや新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供できる。

また、このうち事後評価は、政策の実施の終了後に行う終了時評価と終了後ある程度の期間を経過した後に行う事後評価(狭義)とに更に区分することができ、政策の効果の発現等に一定の期間を要する場合は事後評価(狭義)が有用であると考えられる。

5省における技術協力事業に係る政策評価の実施時期は、表21のとおりである。

表21 5省における技術協力事業に係る政策評価の実施時期

	事前評価	中間評価	終了時評価	事後評価 (狭義)
文 部 科 学 省	○			○
厚 生 労 働 省		○	○	○
農 林 水 産 本 省		○	○	
水 産 庁				○
林 野 庁		○	○	
経 済 産 業 省	○			○
国 土 交 通 省 (海上保安庁)			○	

事前評価については、文部科学省と経済産業省が実施している。文部科学省は、翌年度における新規・拡充事業のうち、社会的影響が大きいもの又は予算規模の大きいものを対象として事前評価を実施していて、技術協力としては、留学生に係る事業等を事前評価の対象としている。

また、経済産業省は、一般会計又は特別会計予算をはじめ財政資金を使う施策全般について事前評価を行うとしており、技術協力を含めた施策の評価を実施している。そして、前記(b)のとおり、新規事項については、技術協力の事業ごとに事前評価を実施している。

なお、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省は、各省の政策評価基本計画の中で技術協力を事前評価の実施対象に含めていないとして、事前評価は実施していなかった。

中間評価及び終了時評価については、厚生労働省、農林水産本省、林野庁及び国土交通省が実施していた。

事後評価(狭義)については、文部科学省、厚生労働省、水産庁及び経済産業省が実施していた。このうち、例えば文部科学省は、前年度に取り組んだ政策を対象として事後評価を実施していた。また、経済産業省は、事前評価を実施した各施策につき3年から5年後に事後評価を実施していた。

さらに、各段階での評価が行われた事業数でみると別表53（177ページ）のとおりであり、事前評価22事業、中間評価9事業、終了時評価48事業、事後評価(狭義)33事業となっており、終了時評価又は事後評価(狭義)の対象とされた事業が多く、中間評価の対象とされた事業は比較的少なくなっていた。

(d) 評価の観点等

政策評価法では、評価の観点として、必要性、効率性及び有効性が例示されており、ガイドラインでは、このほか、公平性及び優先性が挙げられている。また、DACは、ODA事業に関する評価の原則として、「評価5項目」（妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性）を示している。

5省が実施している技術協力についての評価における評価の観点は別表54（178ページ）のとおりであり、多くの評価において、有効性、効率性、妥当性及びインパクトが評価の観点とされていた。一方、必要性や自立発展性を評価の観点としている割合は他の項目に比べて低く、特に自立発展性の観点からの評価を実施しているのは農林水産省のみであった。

(e) 評価の手法

技術協力は、無償資金協力、有償資金協力等で大規模な産業基盤を整備するものなどとは異なり、人材育成等のいわゆるソフト面に関わるものが多いことから、効果を目に見える形で表わしにくいといった事情があり、評価の測定には困難な面がある。

各省は、技術協力の効果を評価するため、研修生等の人数等客観的に把握できる指標のほか、技術指導の対象者等の事業関係者に対してアンケート調査を実施して評価を行うなどしている。特に、農林水産省（農林水産本省及び林野庁）は、アンケート調査を広く利用しており、各事業について技術指導の対象者等にアンケートを行うなどしている。また、一部の省は、評価手法の検討自体を外部に委託して実施するなどしている。

前記のように政策評価は行政機関自らが行うものであり、評価の客観性、透明性を担保するためには、客観的な指標を設定して評価を行うことが有用であると考えられる。

5省において客観性のある数値目標を設定して評価を行っていたのは、別表55（178ページ）のとおり、評価を実施した91事業のうち37事業となっていた。これを省別にみると、経済産業省では16事業、農林水産省では11事業、厚生労働省では9事業、文部科学省では1事業となっており、国土交通省では該当例はなかった。

このうち、経済産業省は、事前評価で具体的な数値目標を設定した上、事後評価においてその達成度を具体的な数値によって判定するなど事前評価と事後評価とを連携させて客観的な目標により評価を実施するなどしていた。

農林水産省（水産庁）は、技術協力事業そのものの評価ではないが、技術協力の実施により我が国漁業の安定的発展に資することを目的としているこ

とから、事業から得られた結果として、上位目標である漁業協定締結数、管理対象魚種数等数値化された目標について、それがどの程度達成されたかを数値により評価するなどしていた。

厚生労働省は、研修事業における研修生の数等を数値により評価するなどしていた。

また、事業関係者にアンケート調査を行う場合に、5段階評価等の数値による評価の項目を設けているものが多く見受けられた。これは、回答者の主観的評価を定量化したものであるが、数値化することにより一定の客観性を持たせようとしているものとみることでもある。

このような主観的評価を定量化した数値目標により評価を行っていたのは、別表55（178ページ）のとおりであり、評価を実施した91事業のうち56事業となっていた。これを省別にみると、農林水産省では46事業、経済産業省では7事業、厚生労働省では2事業、文部科学省では1事業となっており、国土交通省では該当例はなかった。

農林水産省においてこのような目標により評価を行っている事業が多いのは、前記のとおり、農林水産本省及び林野庁がアンケート調査を広く活用しており、その中でこのような数値化した評価項目を設けているためである。

b 政策評価法に基づく評価以外の評価の実施状況

(a) 評価の実施の有無

5省のうち、文部科学省及び厚生労働省は政策評価法に基づく評価以外の評価を実施していたが、他の3省は実施していなかった。

文部科学省は、国際教育交流の推進等の事業について、事業の質を高めるためには、実施案件ごとの事業評価を行うことが適当であるとの外部有識者の意見を受けて、政策評価以外の評価を実施していた。厚生労働省は、国立高度専門医療センター特別会計及び労働保険特別会計の予算を財源の全部又は一部として実施している技術協力事業について、事業の見直しなどのため、政策評価以外の評価を実施していた。

(b) 評価の単位及び内部・外部評価等

文部科学省、厚生労働省ともに、個別事業ごとに評価を実施していた。そして、文部科学省は、外部有識者、教育協力に関係する機関の代表等を委員とする評価委員会を構成し、外部評価として評価を実施しており、厚生労働省は内部評価を実施するとともに、外部有識者を委員とする外部評価委員会を開催して外部評価も実施していた。また、文部科学省は評価の基準を有し

ていたが、厚生労働省は評価の基準を有していなかった。

(イ) 独立行政法人等（通則法に基づく評価）

ODA運営費交付金を財源として技術協力を実施している学生支援機構及びジェトロは、通則法に基づき、評価委員会等による外部評価を受けている。

評価の単位については、いずれも通則法に基づき、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評定をして行われている。評価の観点についてみると、学生支援機構は必要性、妥当性、有効性、効率性の観点からの評価を受けており、ジェトロは中期計画・年度計画で定められた指標及び年度内業績目標の達成度からの観点から評価を受けていた。

評価の手法については、学生支援機構は一部について数値目標を設定して評価を受けており、ジェトロはほとんどの事業について数値目標を設定して評価を受けていた。

また、前記のとおり、独立行政法人等においては、技術協力を実施するに当たり、ODA運営費交付金を財源として実施する場合のほか、国又は他の独立行政法人から委託・補助等を受けて実施する場合があります、これらについても、それが当該法人の中期計画に取り込まれている場合には、通則法に基づく評価の対象とされることとなる。

独立行政法人が実施する評価のうち、通則法に基づく評価以外のものについては、次の(ウ)において、他の団体とともに取り上げる。

(ウ) 独立行政法人(通則法に基づく評価以外の評価)及び公益法人等の団体

a 評価の実施状況

国又は独立行政法人から委託・補助等を受けて技術協力を実施している独立行政法人及び公益法人等の団体では、独立行政法人において通則法の適用がある場合の評価委員会等による評価を除き、評価の実施を義務付ける法令がないことなどから、団体独自の評価を実施していないものも多いが、別表56（179ページ）のとおり、13団体において独自の評価が実施されていた。これを独立行政法人と公益法人等の団体別にみると、次のとおりである。

(a) 独立行政法人

17、18両年度に5省から委託・補助等を受けている独立行政法人等のうち、国立大学法人及び私学事業団を除く11独立行政法人についてみると、独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。20年4月に廃止）、N E D O、ジェトロ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（Japan Oil, Gas and Metals National Corporation。以下「J O G M E C」という。）及

びJICAの5法人が独自に評価を実施していた。

(b) 公益法人等

公益法人等は、民間団体であり、評価の実施を義務付ける法令等は全く無い。このため、評価を実施していない団体が多いが、17、18両年度に5省から委託・補助等を受けている公益法人等の団体のうち財団法人ユネスコ・アジア文化センター、財団法人日本体育協会、中央職業能力開発協会、漁業財団、社団法人国際農業者交流協会、財団法人海外技術者研修協会、財団法人海外貿易開発協会及び社団法人海外運輸協力協会の8団体は、自主的に事業別の評価を実施していた。

b 評価の時期・段階

評価を実施している場合の評価の時期・段階は、別表57（179ページ）のとおりであり、終了時評価、事後評価（狭義）又は事前評価を実施している団体が多く、中間評価を実施している団体は比較的少なかった。

なお、事後評価(狭義)を実施している事業についてその実施時期をみると、事業終了後平均11.0か月後となっていた。

c 外部評価の活用

団体独自の評価を実施している13団体のうち、外部評価を活用しているものは、別表58（180ページ）のとおりであり、団体数で76.9%となっていた。

また、外部評価を活用している団体については、終了時評価で外部評価を実施している団体が多く、次いで事後評価(狭義)となっていた。

d 評価の観点等

評価の観点等については、別表59（180ページ）のとおり、DACの評価5項目等を準用して評価を実施しているものが増えており、団体間で特段の差異は見受けられなかった。

e 評価の手法

客観性のある数値目標を設定して評価を実施していたのは、13団体のうち社団法人海外運輸協力協会のみであった。アンケート調査等において数値化した評価を実施していたのも緑資源機構及び財団法人海外技術者研修協会の2団体にとどまっていた。

ウ 評価結果の公開状況

各省が政策評価法に基づいて実施した評価及び独立行政法人が通則法に基づいて受けた評価委員会等による評価の結果については、それぞれの法律に基づき公開されていた。

また、これらの一部についてはODA白書等でも紹介されているほか、外務省がとりまとめている経済協力評価報告書においても、14年度以降掲載されている。

一方、文部科学省及び厚生労働省が実施している政策評価法に基づく評価以外の評価については、厚生労働省は、内部評価の結果については公開していたが、外部評価の結果については公開していなかった。また、文部科学省は、評価（外部評価）の結果を公開していなかった。

また、委託・補助等を受けて技術協力を実施している独立行政法人及び公益法人等の団体が実施した評価（通則法に基づく評価以外の評価）のうち内部評価については、別表60（181ページ）のとおり、団体数でみると公開していないものが69.2%となっていた。公開されていないものの中には、例えば、JOGMECが、資源開発に関する一部の調査について、調査した事実が明らかになるだけで資源が存在する可能性がある地域が明らかになるので公開しないとしているように、公開することにより支障を来すおそれがあるとしているもののほか、内部での活用を目的としたものであるとしているものなどが見受けられた。

なお、漁業財団は、外部評価については以前から公開していたが、内部評価については我が国と相手国との漁業協力関係等を評価項目の一部としており、評価書の中で我が国と相手国政府との漁業交渉等に関する詳細が記述されているため公開すると支障を来すおそれがあるとして、従来、評価結果を公開していなかった。しかし、情報公開を促進するため、記述を工夫するなどして、19年度以降に実施した内部評価について20年7月から公開することとした。

エ JICAにおける評価

JICAは、政策評価法や通則法の制定前からODA事業の評価について取り組んできている。そこで、JICAにおける評価の概況を参考に示すと次のとおりである。

ア 評価の実施状況

JICAは、JICAにおける事業評価の実施方針と実施方法とを取りまとめたものとして「JICA事業評価ガイドライン」を策定しており、これに基づいて評価を実施している。そして、「プログラム・レベル」の評価として、特定の開発課題や共通の目標に関連した複数のプロジェクトを総合的に評価したり、特定の協力形態の事業を横断的に取り上げて評価対象としたりしている。また、「プロジェクト・レベル」の評価として、個別のプロジェクトごとに、事前評価、中間評価（協力期間が3年以上の案件に限る。）、終了時評価、事後評価と継続的に評価を実施している。

ただし、案件の規模が一定金額（17年6月以前は1億円、17年7月以降は2億円）未満のもの（以下「小規模案件」という。）については、簡易型の評価によることとしており、事後評価(狭義)は基本的に実施しないほか、事前評価、中間評価及び終了時評価は簡易な手法を適用するなどしている。

また、JICAは、各省、他の独立行政法人等から受託して実施している事業についても、自らの事業と同様に評価を実施している。

なお、「政策（狭義）」レベルの評価は外務省によって実施されている。

b 評価の観点等

JICAは、JICA事業評価ガイドラインに基づき、DACの評価5項目を評価の基準としている。ただし、小規模案件の評価について、事前評価においては、妥当性の観点からの評価のみを行うこととしており、また中間評価及び終了時評価においては、DACの評価5項目のうち妥当性、有効性及び効率性の観点から最低限の評価を行うものとし、自立発展性及びインパクトは必要に応じて評価するとしている。

c 評価結果の公開

JICAは、評価結果を原則としてホームページで公開しているが、小規模案件については公開していない。

d 5省の場合との対比

これらに対し、5省においては、JICAのようなプロジェクト単位での評価や継続的な評価を実施しているものは必ずしも多くない。このことについて、5省は、①各省の実施する技術協力の事業は、JICAが実施するものに比べて金額の面でも事業期間の面でも規模が小さいものが多いこと、②各省においては評価の実施に充てることのできる人的・財政的な資源に限りがあることなどによるとしている。

実際、JICAも、前記のとおり、小規模案件については簡易型の評価によるとしていたり、協力期間が3年未満の案件については中間評価は実施しないとしていたりしているところである。

このように、5省の場合とJICAの場合とで事情が異なるところはあるが、JICAはODA事業の評価について以前からの取組実績を有していることから、各省等が技術協力の評価を実施するに当たっては、JICAの知見等も活用して充実したものとなるよう努めることが望まれる。

オ 実施した個々の評価の内容

(7) 評価結果について誤解を生じさせるおそれがあるもの

5省、独立行政法人等が実施した個々の評価の内容について検査したところ、次のとおり、評価指標としたアンケート調査における選択肢等が前年度と変更されているのに、そのことを明確に説明しておらず、評価結果について誤解を生じさせるおそれがあると認められる事態が見受けられた。

<事例39>

厚生労働省は、平成19年に行われた雇用保険制度の見直しによる雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正の前に、雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業。19年度以降は雇用福祉事業が廃止され二事業。）について、目標管理のためのPDCAサイクル^{（注7）}を構築するとして、16年度以降、評価を実施している。そして、設定した目標が未達成となった場合には、評価は原則としてA、A'、B、C、Dの5段階のうちのC又はDとなり、事業の見直し又は廃止が必要とされる。

17、18両年度に実施した雇用保険三事業の評価における技能実習制度推進事業費の評価について、同省のホームページ上で公開されている評価書では、目標に関する指標はそれぞれ次のように記載されていた（18年度については他の指標も併用）。

①17年度

「技能実習生から実習終了時に、技能実習目標を十分達成できた旨の評価を受ける割合 80%以上」

②18年度

「技能実習生から、実習終了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合 80%以上」（他に技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合も指標として追加した。）

そして、これらの目標に対する目標達成度として17年度は65%で「未達成」としていたが、18年度は96.5%で「達成」としていた。そして、18年度の総合評価は上位2番目の「A'」とされている。

このように両年度における目標に関する指標の記述は全く同一ではないが、その達成度について18年度は17年度から大きな改善が見られたように思われる記載になっている。

しかし、これらの目標達成度の実績の基礎とされた技能実習生に対するアンケートの設問、選択肢、回答結果及びそれと評価書における記載との関係について調査したところ、表22のとおりとなっていた。

表22 技能実習生アンケートの内容、結果等

年度	設 問	選 択 肢	回答 (%)	評価実績に記載された割合 (%)
平成 17	技能実習の目標達成について	十分達成できた	64.6	→ 65 (四捨五入)
		ある程度達成できた	32.0	
		達成できなかった	0.4	
		(無回答)	3.0	
18	技能実習での技能習得に関する目標達成について	目標は最初の予定以上に達成できた	55.1	→ 96.5
		目標は十分に達成できた	41.4	
		目標は達成することが出来なかった	2.0	
		(無回答)	1.5	

このように、両年度とも回答の選択肢として三つの選択肢を提示しているが、そのうち17年度の「十分達成できた」は最上位の回答であるのに対し、18年度の「目標は十分に達成できた」は中位の回答とされていた。また、17年度の中位の回答である「ある程度達成できた」に相当する選択肢は、18年度には存在しなかった。そして、17年度の評価における目標達成度合は最上位の評価を得た率であるのに対し、18年度の評価における目標の達成度合は最上位の評価を得た割合と中位の評価を得た割合を加算したものであった。

このように、評価書における両年度の目標は微妙に異なっているが、国民一般からみてその違いの趣旨を読み取るのは困難であり、また、アンケートにおける選択肢の変更は知り得ないと考えられる。それにもかかわらず、評価書においては、その点の説明や両年度間での比較はできないことなどについての記載はなく、国民一般の誤解を生じさせるおそれのあるものとなっていると認められる。

(注7) P D C Aサイクル 計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結び付け、その結果を次の計画に活かすプロセスのこと

(イ) 特別会計で実施される技術協力についての評価

前記のとおり、5省所管の技術協力のうち、文部科学省（15年度のみ）及び厚生労働省には、特別会計の予算を財源として事業を行っているものがある（別表61（182ページ）参照）。

このように、特別会計予算を財源として事業を実施する場合、その事業は当該特別会計の設置目的に合致したものであることが必要である。

例えば、厚生労働省は、労働保険特別会計雇用勘定により雇用保険二事業（18

年度以前は三事業）を行っており、これらは事業主の納付した保険料を財源にしている。これは、雇用上の諸問題を解決することが事業主にも一定の利益をもたらすと考えられることなどによるとされている。

このことから、同勘定により実施される技術協力も雇用保険二事業の一つと位置付けられており、事業主の納付した保険料を財源として実施されることから、事業実施に当たっては、財源を負担する事業主へのひ益についても留意することが必要であり、したがって、当該事業の評価を行うに当たっても、開発途上国の経済・社会の発展等のODAとして達成すべき目標に加えて、事業主へのひ益など特別会計設置の趣旨・目的への適合性についても評価することが必要となる。

同勘定により実施されている技術協力の評価について、次のとおり、特別会計の設置目的の面からの評価についてより分かりやすい評価指標とすることが必要であると認められる事態が見受けられた。

<事例40>

厚生労働省は、平成15年度から19年度までの毎年度、国際労働関係交流事業（19年度からは「国際労働関係事業」に名称変更）として、財団法人国際労働財団及び財団法人日本経団連国際協力センターに計25億5702万余円で委託して、各国の労働組合関係者等及び使用者団体関係者等の我が国への招へい、現地セミナーの開催等を実施している。

この事業は労働保険特別会計雇用勘定の予算を財源として実施されており、「各国の国内労働関係を安定させることにより、各国企業の事業の安定による我が国事業者との取引の安定や我が国事業者との経済連携のための人的基礎の構築を図り、ひいては我が国の雇用の安定に資するもの」（同省による「平成18年度の雇用保険三事業による事業の評価について」から抜粋）として雇用安定事業と位置付けられている（なお、18年度以前は雇用福祉事業と位置付けられていた。）。

厚生労働省は、雇用保険二事業に関する評価を実施しており、事業主団体の参画する「雇用保険二事業に関する懇談会」において当該評価指標や事業の精査、見直しなどが行われるとしている。そして、同省は、本事業については、直接的に評価・検証するための評価指標を設定することは困難な面もあるとして、19年度に「本事業により学んだ日本の労働法制及び労働慣行等の雇用安定政策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において実際に活用する割合が80%以上」という評価指標を設定し、この評価結果をもって特別会計の雇用安定事業の目的である我が国雇用の

安定という達成度の評価としている。

しかし、本件指標は、ODAとして達成すべき目標についての評価としての意義はあると考えられるが、我が国の雇用の安定のためにどのように寄与しているかについてはより分かりやすい評価指標とすることが必要であると認められる。

第3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

会計検査院は、5省に関するODAにつき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について、参議院から検査の要請を受けて検査を実施した。検査に当たっては、正確性、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業全般の状況を把握するとともに、援助の実施に係る契約その他の会計経理は適切に処理されているか、委託・補助等により事業を実施している場合、その相手方は適正に決定されているか、委託・補助等の相手方において当該事業に係る会計経理は適正に処理されているか、事業は計画どおりに進ちょくし、対象となる技術は目的どおり相手国側に移転されているか、移転された技術や供与された資機材等は相手国側において計画どおり十分に利用されているか、事業の効果等は適切に評価され、その結果は公開されているかなどに着眼して5省及び56団体（独立行政法人等17（独立行政法人10、国立大学法人6、事業団1）、学校法人6、公益法人等33（公益法人30、その他の団体3））において会計実地検査を行った。

検査の結果は、次のとおりである。なお、表23のとおり、上記の33公益法人等のうち22法人等は、競争性のない随意契約又は相手方を特定した補助の対象とされるなどしているもの（法令等により相手方が特定される場合を除く。）であり、また、33法人等のうち23法人等については、会計経理又は事業の実施に関して何らかの問題が見受けられた。

ア ODA事業予算の取扱い、DAC報告との関係等

ODA事業予算に対応する決算額が把握できないものが見受けられた。

また、開発途上国以外の国等に係るものであるなどのためDAC報告に含められていない経費をODA事業予算から支出しているものやDAC報告に含めることが可能であるのに含められていないものが見受けられた。（6ページ～13ページ参照）

イ 技術協力の実施状況

(ア) 府省庁間の連携、調整等について、各省は、公式・非公式を含む各種の会議の場等で連携、調整等を図っているとしている。ただし、情報共有・連携のために提供されている情報システムについて、必ずしも積極的に利用されていない状況が見受

けられた。また、JICAからの受託事業に係る委託費を別途に経理しているものが見受けられた。(13ページ～18ページ参照)

(イ) 事業の実施について、国の機関において、不要不急の物品を購入したり、ODAとは直接関係のない業務にODA事業予算を使用したり、契約を分割して随意契約で契約したりしているものや、独立行政法人の海外事務所における経理が会計規程にのっとって行われていないものが見受けられた。(18ページ～23ページ参照)

(ウ) 5省所管の技術協力は、委託・補助等により独立行政法人等又は公益法人等の団体が実施主体となって事業を行っているものが独立行政法人等で45.1%、公益法人等で41.4%、計86.6%（18年度事業費比）となっており、多くの事業が独立行政法人等又は公益法人等の団体によって実施されていた。

a 委託・請負の契約に当たっては、随意契約（競争性のないもの）の占める比率が17年度には件数比で73.6%であったものが19年度には25.6%、金額比で91.1%から40.5%と低下してきており、全般的には競争性の導入への取組が図られつつあった。

しかし、競争契約又は企画随契に移行するなどしていても応札者・応募者が1者のみにとどまっているものが、19年度で競争契約で70.3%、企画随契で61.6%存在した。

また、随意契約とする理由の妥当性に疑義があったり、随意契約により特定の相手方に委託しながら事業費の相当部分が第三者に再委託されていたり、契約方法を見直しているものの、その際に実質的に競争性を阻害するような条件を付していたりするものが見受けられた。(24ページ～33ページ参照)

b 補助金については、補助金の交付要綱等であらかじめ特定の団体を補助金の交付の相手方として特定しているものの占める比率が17年度には件数比で89.4%であったものが19年度には60.6%、金額比で82.1%から77.0%となっており、一部見直しが図られつつあった。しかし、これらの中には、交付要綱等で補助金の交付の相手方を特定しているのに、実際には一部の事業について第三者に委託して実施されているものが見受けられた。(33ページ～36ページ参照)

(エ) 委託・補助等を受け事業を実施している公益法人等の団体の状況については、補助対象経費の範囲が明確でなかったり、団体独自の事業がほとんどなく、団体の活動実態からして、当該団体を補助金交付の相手方としていることに疑義があったりするものが見受けられた。なお、調査した63公益法人等のうち、委託・補助等を行っている省等の出身者が常勤役職員として再就職しているものは50団体となっていた。(36ページ～39ページ参照)

団体における会計経理の状況については、補助事業に使用されない物品を購入したり、補助事業に関して十分な収入があって補助の必要がないのに補助対象とされていたり、補助事業に要する経費を適切に算定していなかったり、その他委託費や補助金の対象とされる人件費を明確に区分して算定していなかったりなどしているものが見受けられた。また、不確定要素が大きい事業について確定契約としたため、実績と乖離が生じているものが見受けられた。

さらに、委託を受けた個人において、委託費を別途に経理している事態が見受けられた。(40ページ～43ページ参照)

ウ 技術協力に係る援助の効果

(ア) 被援助国の需要の把握について、5省所管の技術協力は、JICAとは異なり、正式な公文書での要請なしに事業を行うものであるが、なかには、覚書その他特段の書面等の交換なしに事業を実施しているものが見受けられた。(43ページ～44ページ参照)

(イ) 事業の種別ごとの援助の効果

a 留学生の受入事業等

国費留学生について、学位の取得率は大学院レベルでは留学生全体の平均を上回っている。一方、開発途上国以外の先進国等の出身者も国費留学生等として採用されており、これらについて直接ODAとしての効果が認められるかについては疑義がある。また、留学生が我が国に対してどのような認識や印象を抱いて帰国しているかについては、統一的な調査・把握はされていなかった。さらに、個々の留学生に対する支援等において、不法在留状態の者、国外滞在中の者等に留学生給与を支給していたり、誤った留学生数に基づいて補助金を交付していたりしているものが見受けられた。

職業能力開発総合大学校に受け入れている留学生については、卒業後職業訓練指導員等となることが採用条件とされているのに、職業訓練指導員等となっていない者も見受けられた。(44ページ～53ページ参照)

b 研修生の受入事業

研修生の多くは自国等において民間会社に所属している者となっている。そして、研修生及び受入企業の選定が特定の企業グループに偏っているため、研修の効果の及ぶ範囲が限定的となっているものが見受けられた。また、比較的少数ではあるが、開発途上国以外の国の出身者も研修生として受け入れているものがあった。さらに、一部ではあるが、研修期間中に途中帰国・失そうが発生していたり、研修終了後の研修生の状況の把握が十分でなく研修の効果が発現しているか

どうかの確認が十分でなかったりするものが見受けられた。(53ページ～66ページ参照)

外国人研修・技能実習制度については、一部を除き、国が委託・補助等により直接研修を実施するのではなく、民間が主体となって実施されており、国は委託によりその事業の指導を行うなどしているにとどまっている。このため、他の研修生受入事業と単純に比較することはできないものの、実習に移行した後の技能検定等の受験率が低調にとどまっていたり、受入企業への巡回指導の際の確認対象を技能実習生のみとして研修生を対象としていない場合があったりしていた。また、同制度においては、他の研修事業に比べ途中帰国・失そうの発生率が高くなっていた。さらに、同制度中の建設分野に係る補助については、補助対象は全体のごく一部に限られており、助成を続ける意義、必要性等は低下してきていると認められた。(66ページ～77ページ参照)

c 専門家派遣事業

専門家派遣事業については、派遣する専門家の選定基準がないもの、派遣された専門家による報告書が作成されていないもの、派遣された専門家に対する評価を行っていないものなどが見受けられた。また、相手国側の事情による部分が多いものの、事業が計画どおりに進まなかったりしていないものや、事業終了後に指導対象とした事業の一部が自立的に発展していないものが見受けられた。(77ページ～84ページ参照)

d 施設、資機材等の調達・供与等

相手国側に供与した資機材等について、相手国側の事情による部分が多いものの、供与後に十分利用されていなかったり、故障していたりなどしているものが見受けられた。(84ページ～88ページ参照)

e 調査研究事業

調査研究事業を実施するに当たっては、相手国側からの要請等でなく、各省等の独自の判断によっているものが相対的に多くなっていた。調査研究に係る報告書は何らかの形で公開されているものが多かったが、ホームページで報告書の全部又は一部が公開されているものは3割未満となっており、ホームページ上では報告書が存在することすら容易には知ることができない状態のものも見受けられた。

個々の事業についてみると、作成した調査報告書や技術指針の記述・内容が十分とは言えないものとなっていたり、事業の実施に当たって相手国側の協力が十分に得られていなかったり、相手国側に技術移転が十分になされているかなどを

十分に検証できない状況となっていたり、システム等の開発内容の一部断念や作成後の公開までに時間を要していたり、事業を適切かつ効率的に実施していなかったりするものが見受けられた。

無償資金協力等の他の援助に結び付く案件を発掘・形成するための調査について、10年度から19年度までの10年間に実施されたもののうち、相手国から我が国に正式な援助要請があったものは27.3%、そのうち正式な援助に結び付いたものは21.9%となっていた。(88ページ～100ページ参照)

(ウ) 援助の効果についての評価の状況

5省は政策評価法に基づく評価の一環として、技術協力についても評価対象としている場合が多い。評価の時期・段階としては、事業の終了時又は事後に評価を実施しているものが多かった。なお、一部の省は、政策評価法に基づく評価以外の評価も実施していた。また、独立行政法人等は、技術協力事業について、通則法に基づく外部評価を受けるほか、独自の評価も実施しているものもあった。一方、委託・補助等を受けて事業を実施する団体については、法令上、評価の実施は義務付けられておらず、評価を実施していない場合が多いが、一部には評価を実施しているものがあった。

評価結果の公開については、法律に基づく評価の場合はすべて公開されていたが、それ以外の場合は、内部評価の結果を公開している団体は半数未満であった。

なお、JICAは、個別のプロジェクトを対象に事前、中間、終了時及び事後と一連の評価を実施しているが、小規模な案件の場合は簡易型の評価によっている。5省所管の技術協力は、金額、事業期間等の面で相対的に小規模なものが多いこともあり、JICAのようなプロジェクト単位での評価や継続的な評価を実施しているものは必ずしも多くなかった。

5省等が実施した個々の評価の内容をみると、評価指標としたアンケート調査の選択肢の内容等を前年度と変えているのに、そのことを明確に表示していないため、誤解を生じさせるおそれがあったり、特別会計により実施している技術協力事業について、当該特別会計の設置目的の面からの評価が分かりやすいものとなっていなかったりするものが見受けられた。(100ページ～115ページ参照)

(2) 所見

我が国のODAは、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として行われるものであり、今後も重要な政策分野として実施されていくことが見込まれる。一方、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、援助の実施に当たっては、より一層経済的、効率的に実施し、援助の効果が上

がるようにするとともに、実施した援助については我が国の国際貢献として正当な評価が得られることが望まれる。したがって、5省においては、外務省等との連携を図りつつ、次のような点に留意することにより、技術協力の適切な実施及び効果の確保に努める必要がある。

ア ODA事業予算の執行状況や予算のうちDAC報告に計上される部分を明確にすることにより、国会における予算・決算等の審議や国民による評価に資するものとする。また、DAC報告に含めることのできるものは遺漏なく報告し、我が国の国際貢献として正当な評価が得られるようにする。

イ 技術協力の実施に当たっては、

(ア) 引き続き府省庁間の連携、調整等に努め、それぞれの知見を活かしつつ、我が国全体としての効率的な事業の実施に努める。また、その際には情報システム等を積極的に活用するとともに、各省とJICAの間での委託により事業を実施する場合は、適切な経理処理を行う。

(イ) 直轄事業の実施に当たっては、関係法令等に従い、経済的、効率的な執行に努め、不要不急の調達を行うことなどのないようにする。また、予算執行に当たってODA事業予算とODA以外の予算との区分を明確にし、両者を混同したような執行は行わない。さらに、合理的な理由なく随意契約を行わない。

(ウ) 団体等に対する委託・補助等により事業を実施する場合、

a 団体等に対する委託又は請負により事業を実施する場合も、透明性、公平性の向上を図るなどのため、引き続き競争契約等の拡大に努め、合理的な理由なく随意契約を行わないようにする。また、契約方法を見直すに当たって実質的に競争性を阻害するような条件を付さないようにするなどして、複数の者から応札・応募が得られ、競争の実が上がるように努める。

b 団体等の行う事業に補助金を交付して事業を実施する場合についても、同種の事業を実施できる団体等がほかにはないことが客観的に明らかである場合を除き、交付要綱等で補助金交付の相手方をあらかじめ特定せず、公募等により広く希望者からの申請を受け付けることにより、透明性、公平性の向上に努める。

(エ) 委託・補助等に当たっては、補助対象経費の範囲を明確にするとともに、団体の活動実態を踏まえ適切な団体を交付の相手方とする。

委託・補助事業に使用する物品等の調達が適切に行われるようにする。また、十分な収入があるなど助成の必要が乏しいものは補助対象から除外するなどする。委託・補助事業等の経理に当たっては、事業を実施する団体等において、不適切な経理処理を行わないことはもちろん、人件費をはじめ事業に要した経費を明確に区分

して把握し、その根拠資料を整備しておくようにする。そして、各省等はそれらに基づき的確な精算、額の確定を行い、経済的、効率的に事業を実施する。

また、各省等は、団体等から見積書を徴する場合、業務の実態を反映したものとなっているか、その内容を精査及び確認する。さらに、不確定要素が大きい契約については、精算条項を導入するなどする。

ウ 技術協力の効果が十分なものとなるよう、

(ア) 事業を実施するに当たっては、相手国側の需要を的確に把握して、できる限り文書によって相互に確認する。また、需要の把握に当たっては、外務省、在外公館、JICA等の有している知見や情報も活用する。さらに、特に相手国側に費用負担が生じない場合等については、安易に要請が行われるおそれもあり得ることから、相手国側からの要請があるからといって、需要の把握が形式的にならないよう注意する。

(イ) 事業の種別ごとにみると、

a 留学生受入事業等については、開発途上国以外の国からの留学生に係る分を明らかにするなどして国会の審議や国民の評価に資するようにするとともに、留学生が我が国に対してどのような認識・印象を抱くに至っているかを把握してその結果をその後の施策に活用する。また、支援等を実施するに当たっては、留学生の在籍・在留状況を適切に把握した上で実行する。さらに、留学後特定分野に従事することを目的として受け入れる留学生については、その従事割合の向上に一層努める。

b 研修生の受入事業については、研修生や受入企業等が特定の企業グループ等に偏らず、効果が広く及ぶようにする。また、引き続き途中帰国・失そうの防止に努めるとともに、研修終了後特定分野に従事することを目的として受け入れる研修生等については、その進路の状況を把握して事業の効果を検証し、その結果をその後の施策に活用する。

外国人研修・技能実習制度については、実習移行後の技能検定の受験を促進するなど技能の修得状況の把握に努める。受入企業等に対して実施している巡回指導については、その効率的な実施に努める。また、途中帰国・失そうの原因を分析してその防止に努める。さらに、事業が普及して助成の必要性等が低下している場合には、助成の在り方について見直す。

c 専門家派遣事業については、派遣する専門家の選定について選定基準を設けるなど客観性の確保に努める。また、派遣された専門家による報告書の作成・提出を励行するとともに、専門家に対する評価を行い、これをその後の事業の実施、

専門家の選定等に活用する。さらに、相手国側の需要や事業を取り巻く状況を十分把握して事業の順調な進ちょくを図るとともに、専門家が帰国した後も指導した事業等が自立的に発展していけるよう、相手国側の実情に応じた指導の実施に一層努める。

d 資機材の供与については、相手国側の需要や事業を取り巻く状況を十分把握して、供与した資機材が有効に利用されるよう、相手国側の実情に応じた事業の実施に一層努める。

e 調査研究事業については、作成する報告書、技術指針等が調査研究目的に沿った十分な記述・内容のものとなるよう的確に確認・指示を行う。また、相手国側の事業実施機関と十分に調整した上で連携のとれた事業の実施に努めたり、相手国側に対する技術移転が目的どおり十分になされるよう、仕様書等の内容を明確にしたり、技術移転の実施方法の充実に努めたりする。システムの開発に当たっては、無理のない計画とするとともに、やむを得ず途中で断念する場合はできるだけ早期にその判断を行う。また、作成した報告書、システム等については速やかに公開して効果の早期発現を図るとともに、容量の問題でホームページ上への全体の掲載が困難な場合には、少なくともその件名、概要等の所在情報は掲載して国民の利便に資するようにする。その他事業の実施に当たっては、十分な計画に基づき適切かつ効率的な実施に努めるとともに、事業と関係のない支出を行うことなどのないようにする。

案件発掘・形成調査については、引き続き案件に具体化する割合の向上に努める。

(ウ) 援助の効果の評価については、JICAの知見等も参考にしつつ、積極的に評価を実施するとともに、法律に基づく評価以外の評価についても可能な限りその結果を公開する。前年度と評価の方法を変更して以前の評価との連続性に欠ける場合等はその旨を明確に説明するなど国民の誤解を生じるおそれのないようにする。また、特別会計により技術協力事業を実施している場合など事業が相手国側に対する援助に加え他の目的も併せ有する場合にはそちらの側面についても適切に評価を行う。

会計検査院としては、今後とも、技術協力が適切に実施され、援助の効果が十分に上がっているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする。

表23 会計実地検査を実施した公益法人等

省	公益法人等	技術協力に費等 係補助金団体算 の当該入決める 割合に占める (%)	再就職者		内部留保	委託・等 補助ける における契約方式等		団体における 会計経理の問題		事業の実施における問題	事例等
			役員 (人)	うち常勤役員 (人)		随意契約等	再委託等	対象経費の算定	その他		
文 部 科 学 省	(財)日本国際教育支援協会	5.9	該当なし			○		○			事例11
	ユネスコ・文化交流協会	18.0	2	0		○					事例16
	(財)ユネスコ・アジア文化センター	6.3	6	3		○		○			事例13 事例15
	(財)日本語教育振興協会	26.8	6	2	○			○			事例18
	社会福祉法人国際視覚障害者援護協会	34.2	該当なし			○					
厚 生 労 働 省	(財)国際研修協力機構	16.4	55	54		○		○		○	事例30 表6
	(財)国際労働財団	61.8	4	1				○		○	事例24 表6
	(財)日本経団連国際協力センター	64.1	3	2				○			表6
	中央職業能力開発協会	5.8	15	6							
	(財)日本ILO協会	28.5	3	1		○				○	事例23
	(社)国際厚生事業団	28.7	5	1			○	○			事例12 表6
	(財)結核予防会	0.1	4	3		○					
農 林 水 産 省	(財)海外漁業協力財団	7.1	11	7		○				○	事例28 事例29
	(社)国際農林業協働協会	2.3	9	4		○	○	○			事例14 表6
	(財)日本水土総合研究所	12.3	12	9		○				○	事例35
	(財)国際緑化推進センター	41.7	10	5						○	事例32 事例36
	(社)日本森林技術協会	3.7	36	29		○				○	事例33
	(社)海外林業コンサルタント協会	20.8	13	9						○	事例31
	(社)海外水産コンサルタント協会	46.7	3	1				○			事例19 表6

省	公益法人等	技術協力に費等 係補助金該団 が収入に占める 割合 (%)	再就職者		内部留保	委託・等ける 補助における契約 方式等		団体における 会計の問題		事業の実施に おける問題	事例等
			役職員 (人)	うち常勤役職員 (人)		随意契約等	再委託等	対象経費の算定	その他		
農 林 水 産 省	(社)国際農業者交流協会	9.9	3	1		○		○			表6
	(社)海外農業開発コンサルタンツ協会	37.8	1	1	○	○			○		事例38
	(社)海外農業開発協会	30.8	6	0		○					
経 済 産 業 省	(財)海外技術者研修協会	56.1	8	3		○		○			表6
	(財)海外貿易開発協会	66.8	7	4		○					
	(財)社会経済生産性本部	1.3	6	0							
	(財)留学生支援企業協力推進協会	36.9	1	1	○	○					
	(財)国際鉱物資源開発協力協会	4.8	5	3	○						
国 土 交 通 省	(社)国際建設技術協会	24.1	21	6	○	○		○			表6
	(社)海外運輸協力協会	29.0	8	5		○		○			表6
	(社)海外建設協会	13.5	8	2				○			表6
	(社)海外鉄道技術協力協会	2.8	1	1							
	(財)建設業振興基金	1.3	17	16	○	○				○	事例26
	(財)日本船員福利雇用促進センター	5.2	3	2		○				○	事例25
計 33団体			292	182	6	21	2	14	1	10	
						22		23			

- 注(1) (財)は財団法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である。
- 注(2) 「省」は、当該団体に対する委託費・補助金等の所管を示す。なお、(財)国際研修協力機構及び(財)留学生支援企業協力推進協会は、複数の省の所管の事業を実施しているため、事業費の最も大きい省に分類した。
- 注(3) 「技術協力に係る委託費・補助金等が当該団体の収入決算額に占める割合」は平成18年度、「再就職者」は19年4月1日、「内部留保」は18年度末の状況である。ただし、(社)海外農業開発協会の「技術協力に係る委託費・補助金等が当該団体の収入決算額に占める割合」は17年度、「再就職者」は18年4月1日、「内部留保」は17年度末の状況である。
- 注(4) 委託費・補助金等は、5省等から直接交付を受けているものであり、再委託、間接補助等を受けているものは含まない。
- 注(5) 再就職者について、(財)日本国際教育支援協会は、文部科学省から委託・補助等は受けておらず、独立行政法人日本学生支援機構から受けているものである。同機構からの再就職者を示している。
- 注(6) 「内部留保」については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に基づき、内部留保水準が30%を超える場合に「○」を付している。

別 表 目 次

別表1-1 5省における直轄事業の状況（平成18年度）	125
別表1-2 独立行政法人における直轄事業の状況（平成18年度）	126
別表2-1 5省における委託・補助等の状況（平成18年度総括表）	126
別表2-2 5省における委託・補助等の状況（平成18年度の省別上位5団体）	127
別表2-3 独立行政法人における委託・補助等の状況（平成18年度総括表）	129
別表2-4 独立行政法人における委託・補助等の状況（平成18年度の法人別上位5団体）	130
別表3-1 契約の状況（契約種別）（平成17年度～19年度）	131
別表3-2 契約の状況（契約方式）（平成17年度～19年度）	133
別表3-3 契約方式別の入札・応募者数の状況（平成17年度～19年度）	135
別表4-1 5省及び(独)日本学生支援機構における補助金交付の相手方の状況(件数ベース、平成17年度～19年度)	138
別表4-2 5省及び(独)日本学生支援機構における補助金交付の相手方の状況(補助金額ベース、平成17年度～19年度)	139
別表5 委託・補助等の相手方となっている公益法人等の概要	140
別表6 5省等における研修生受入事業の状況（平成18、19両年度）	142
別表7 研修生受入事業に係る研修期間の状況（平成18、19両年度）	145
別表8 研修生受入事業の実施体制の状況（平成18、19両年度）	145
別表9 実務研修を含む研修の実施状況（平成18、19両年度）	146
別表10 研修生の選定方法（平成18、19両年度）	146
別表11 研修生の派遣元（平成18、19両年度）	147
別表12 開発途上国以外の国からの研修生受入れ等（平成18、19両年度）	147
別表13 研修の効果測定の実施状況（平成18、19両年度）	148
別表14 研修終了後の状況の把握状況（平成18、19両年度）	148
別表15 研修終了後の研修関連職務への従事状況（平成18、19両年度）	149
別表16 研修終了後のフォローアップの実施状況（平成18、19両年度）	150
別表17 外国人研修・技能実習制度における「研修」と「技能実習」との主な違い	151
別表18 受入企業等の規模別の移行申請者数（平成18、19両年度）	151
別表19 受入企業等の業種別の移行申請者数（平成18、19両年度）	152

別表20	第一次受入機関の業態別の移行申請者数（平成18、19両年度）	152
別表21	技能実習に移行する研修生の評価試験の受験状況（平成18、19両年度）	153
別表22	技能実習生に対する評価試験の状況（平成18、19両年度）	154
別表23	巡回指導の指摘内容（平成18、19両年度）	155
別表24	技能検定基礎1級及び同3級の各合格者数（平成19年度）と移行申請者数の多い10都道府県の状況（平成17、18両年度）	156
別表25	巡回指導の実施結果（平成18、19両年度）	157
別表26	受入企業等の規模別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）	157
別表27	受入企業等の業種別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）	158
別表28	第一次受入機関の業態別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）	158
別表29	受入企業等の規模別の途中帰国者数及び失そう者数(平成18、19両年度)	159
別表30	受入企業等の業種別の途中帰国者数及び失そう者数(平成18、19両年度)	160
別表31	第一次受入機関の業態別の途中帰国者及び失そう者数(平成18、19両年度)	161
別表32	各種研修事業の受入企業等の従業員規模別の研修生数の比較表(平成19年度)	162
別表33	専門家派遣事業の実施状況	163
別表34	専門家派遣の平均派遣人日数（平成18、19両年度）	164
別表35	専門家派遣を主とする事業の専門家の平均派遣人日数（平成18、19両年度）	164
別表36	専門家の選定方法（平成18、19両年度）	164
別表37	専門家派遣事業報告書の作成状況等（平成18、19両年度）	165
別表38	専門家派遣事業の事業の実施体制別の報告書の作成状況及び公開状況（平成18、19両年度）	165
別表39	専門家派遣事業における派遣専門家に対する評価の実施状況（平成18、19両年度）	166
別表40	事業実施体制別の専門家に対する評価の実施状況（平成18、19両年度）	166
別表41	5省等における施設、資機材等の建設・調達等の状況(平成18、19両年度)	167
別表42	調査研究事業の実施状況（平成18、19両年度）	169
別表43	調査員の平均派遣人日数（平成18、19両年度）	170
別表44	技術移転の方法（平成18、19両年度）	170
別表45	調査報告書等の配布先（平成18、19両年度）	171
別表46	調査報告書等の公開の状況（平成18、19両年度）	171

別表47	システムの作成後の状況（平成15～19年度）	172
別表48	案件発掘・形成調査の実施状況等（平成10年度～19年度）	173
別表49	案件発掘・形成調査が我が国の援助として具体化している状況（平成10年度～19年度）	174
別表50	我が国の援助として具体化している案件についての援助の形態（平成10年度～19年度）	175
別表51	援助の効果についての評価の実施状況等	176
別表52	評価の対象とされた政策の政策体系における位置付け（平成17、18両年度）	177
別表53	政策評価の実施時期（平成17、18両年度）	177
別表54	政策評価の観点（平成17、18両年度）	178
別表55	政策評価の手法（平成17、18両年度）	178
別表56	団体における評価（独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価）の実施状況（平成17、18両年度）	179
別表57	団体における評価（独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価）の実施時期・段階（平成17、18両年度）	179
別表58	団体における評価（独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価）における外部評価の活用状況（平成17、18両年度）	180
別表59	団体における評価（独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価）の観点等（平成17、18両年度）	180
別表60	団体における評価（独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価）のうち内部評価の公開の状況（平成17、18両年度）	181
別表61	特別会計予算を財源にした技術協力（平成19年度）	182
別図1	研修終了後のフォローアップの実施対象者（平成18、19両年度）	183
別図2	企業単独型の研修生の受入れ	183
別図3	団体監理型の研修生の受入れ	184
別図4	団体監理型の受入研修生数	184
別図5	企業等の研修生及び技能実習生の受入状況（平成19年度）	185
別図6	企業等の1社等当たり従業員数、技能実習生数及び研修生数（平成19年度）	185

別表1-1 5省における直轄事業の状況(平成18年度)

(単位: 千円、%)

省	実施機関	技術協力事業費(決算額)			主な事業
		全体事業費	直轄事業費	構成比	
文部科学省	文部科学本省	32,192,284	22,598,234	70.19	国費留学生給与の支給等
	国立教育政策研究所	25,108	25,108	100.00	セミナーやワークショップの開催等
	文化庁	137,276	—	—	
	小 計	32,354,669	22,623,342	69.92	
厚生労働省	厚生労働本省	1,775,573	17,632	0.99	A S E A N地域労使問題政労使セミナー事業によるCLMV諸国での会合出席、日本ポリオ根絶委員会開催、海外向け資料作成、業務の実施に必要な諸経費等
	国立国際医療センター	725,773	307,573	42.37	開発途上国派遣専門家人材の養成、開発途上国で問題となっている疾患、開発途上国に適した保健医療技術の開発・移転等に関する調査研究等
	国立感染症研究所	126,939	126,939	100.00	エイズのウイルス感染診断検査技術講習、ポリオ根絶計画及び麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進
	国立身体障害者リハビリテーションセンター	12,235	12,235	100.00	リハビリテーションに関する技術指導書を作成、知識・技術の普及
	国立保健医療科学院	1,524	1,524	100.00	開発途上国の公衆衛生従事者の行政管理能力の向上を図るため、開発途上国の中堅公衆衛生従事者に対する研修の実施(JICA集団研修)
	小 計	2,642,045	465,904	17.63	
農林水産省	農林水産本省	1,097,337	43,588	3.97	外国旅費、備品等の購入等
	水産庁	1,264,230	11,631	0.92	外国旅費等
	林野庁	361,146	10,442	2.89	国際会議、諸謝金、外国旅費等
	小 計	2,722,714	65,662	2.41	
経済産業省	経済産業本省	14,718,757	25,603	0.17	アジア太平洋経済協力(APEC)の開催関係費等
	資源エネルギー庁	1,180,827	—	—	
	小 計	15,899,585	25,603	0.16	
国土交通省	国土交通本省	691,406	64,084	9.26	委員等旅費、外国旅費、備品・消耗品等の購入等
	国土地理院	27,179	3,945	14.51	調査用備品・消耗品等の購入等
	計	718,585	68,030	9.46	
合 計		54,337,600	23,248,543	42.78	

(注) 文部科学省及び経済産業省の技術協力事業の全体事業費からは、政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金10,573,201千円及び政府開発援助独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金8,257,390千円を除外している。

別表1-2 独立行政法人における直轄事業の状況(平成18年度)

(単位:千円、%)

独立行政法人	技術協力事業費(決算額)			主な事業
	全体事業費	直轄事業費	構成比	
(独)日本学生支援機構	10,046,063	8,294,017	82.55	私費外国人留学生への奨学金の支給 留学生に対する日本語教育など
(独)日本貿易振興機構	8,372,962	7,874,986	94.05	開発途上国等における各種制度の整備、運用への協力、産業育成支援 開発途上国・地域に関する基礎的・総合的研究、資料収集・情報提供、研究交流・人材育成 人件費、管理的経費、海外事務所維持経費など
計	18,419,025	16,169,003	87.78	

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) (独)日本学生支援機構については、予算の執行に当たり、ODA事業の予算執行額を把握していないため、予算上ODA事業のみが計上された科目に係る事業費等を計上している。

別表2-1 5省における委託・補助等の状況(平成18年度総括表)

(単位:千円、%、団体等)

省	各省における技術協力事業費(決算額)					委託・補助等の相手方団体等			
	全体事業費 ①	委託費・補助金等				独立行政法人等	公益法人等	株式会社 その他	計
		委託費・請負金額 ②	補助金 ③	計 ②+③	構成比 (②+③)／ ①				
文部科学省	32,354,669	174,252 (1.95)	8,745,188 (98.04)	8,919,441 (100.00)	27.56	10 5,409,044 (60.64)	5 333,472 (3.73)	212 3,176,923 (35.61)	227 8,919,441 (100.00)
厚生労働省	2,642,045	1,903,253 (87.46)	272,888 (12.53)	2,176,141 (100.00)	82.36	8 197,795 (9.68)	11 1,605,310 (78.59)	35 239,409 (11.72)	54 2,042,515 (100.00)
農林水産省	2,722,714	310,304 (11.67)	2,346,748 (88.32)	2,657,052 (100.00)	97.58	2 547,718 (20.61)	15 2,080,021 (78.28)	3 29,312 (1.10)	20 2,657,052 (100.00)
経済産業省	15,899,585	7,064,930 (44.50)	8,809,051 (55.49)	15,873,981 (100.00)	99.83	4 7,443,574 (46.89)	19 7,884,171 (49.66)	19 546,236 (3.44)	42 15,873,981 (100.00)
国土交通省	718,585	495,889 (76.22)	154,666 (23.77)	650,555 (100.00)	90.53	2 19,480 (3.04)	13 581,783 (90.86)	7 39,009 (6.09)	22 640,272 (100.00)
計	54,337,600	9,948,629 (32.85)	20,328,541 (67.14)	30,277,171 (100.00)	55.72	23 13,617,612 (45.19)	61 12,484,759 (41.43)	274 4,030,891 (13.37)	358 30,133,263 (100.00)

注(1) 「団体等」とは、団体及び個人である。

注(2) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人、国立大学法人及び日本私立学校振興・共済事業団である。

注(3) 「公益法人等」とは、財団法人、社団法人、任意団体等である。

注(4) 委託費・補助金等の括弧内は、計に対する割合である。

注(5) 委託・補助等の相手先団体等の上段は、1件300万円以上の委託・補助等の相手先となっている団体等の数である。また、下段は当該団体等に係る委託費・補助金等であり、括弧内は各省の委託・補助等の相手先団体等の計に占める割合である。

注(6) 団体等については1件300万円以上の団体等を集計しているため、委託費・補助金等の計とは一致しない。

注(7) 委託・補助等の相手先団体等には、複数の省に重複しているものがあるので、合計しても計の団体等数とは一致しない。

別表2-2 5省における委託・補助等の状況(平成18年度の省別上位5団体)

(単位：千円、%)

文部科学省	委託費・補助金等			構成比 (①+②) /③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
日本私立学校振興・共済事業団	—	5,247,000	5,247,000	58.82	留学生受入等に関し、間接補助事業者である私立大学等を設置する学校法人に対し補助金を交付する。
学校法人立命館	—	252,601	252,601	2.83	私立大学等を設置する学校法人が私費外国人留学生を対象とした授業料の免除事業を行う場合に、その授業料の一部を補助する。
ユネスコ・文化交流協会	—	233,818	233,818	2.62	間接補助事業者である(財)ユネスコ・アジア文化センター等に対し補助金を交付する。
(独)日本学生支援機構	—	118,699	118,699	1.33	学生支援機構が設置する留学生宿舍を修繕する。
学校法人大阪産業大学	—	106,701	106,701	1.19	私立大学等を設置する学校法人が私費外国人留学生を対象とした授業料の免除事業を行う場合に、その授業料の一部を補助する。
5団体計	—	5,958,819	5,958,819	66.80	
同省の委託・補助等の事業費計③			8,919,441		

注(1) (独)は独立行政法人、(財)は財団法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である(以下、各省とも同じ。)
 注(2) 構成比は、各省の委託費・補助金等の事業費計に対する当該団体の占める割合を示している(以下、各省とも同じ。)

(単位：千円、%)

厚生労働省	委託費・補助金等			構成比 (①+②) /③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
(財)国際研修協力機構	351,220	37,535	388,755	17.86	研修・技能実習制度の円滑かつ適正な推進のため、受入団体及び受入企業に対する巡回指導、研修指導員の養成、修得技能の認定の促進等を実施する。
(財)国際労働財団	289,291	—	289,291	13.29	開発途上国の労働組合関係者等の労働関係指導者を日本に招へいし、我が国の労使関係、労働事情等の研修プログラム等を実施する。
(財)日本経団連国際協力センター	212,267	50,209	262,476	12.06	開発途上国の使用者団体等で指導的役割を果たすことが期待されている人材を日本に招へいし、労使関係法、人事労務管理等の研修プログラム等を実施する。
中央職業能力開発協会	214,144	—	214,144	9.84	開発途上国の職業能力開発関係団体等の技能評価担当者を対象に、我が国の技能検定等の技能評価制度に係る研修等を実施する。
(財)日本ILO協会	23,427	159,641	183,068	8.41	将来自国の生産現場等において指導的役割を果たし得る技能労働者を対象に、企業等において職業訓練等を内容とする研修等を実施する。
5団体計	1,090,351	247,385	1,337,736	61.47	
同省の委託・補助等の事業費計③			2,176,141		

(単位：千円、%)

農林水産省	委託費・補助金等			構成比 (①+②) /③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
(財)海外漁業協力財団	—	1,169,285	1,169,285	44.00	漁業分野において専門家を派遣し、機材等を供与するとともに、開発途上国からの研修生の受入れを実施する。
(独)緑資源機構	18,756	511,496	530,252	19.95	地球規模で深刻化している砂漠化の防止や農地・土地侵食に必要な農業技術・手法の開発等の業務を実施する。
(社)国際農林業協働協会	55,229	128,032	183,261	6.89	諸外国の農業及び食糧等の動向に関する調査研究・広報等の実施、我が国の農林業協力NGOの活動支援等を実施する。
(財)日本水土総合研究所	103,398	51,864	155,262	5.84	海外農業農村開発に関する調査、開発途上国関係者との技術交流、国際的議論への参画、技術情報の収集及び技術支援等の業務を実施する。
(財)国際緑化推進センター	—	130,413	130,413	4.90	国際緑化の推進のため、人材の育成確保、民間協力活動の促進、普及啓発活動等を実施する。
5団体計	177,383	1,991,090	2,168,473	81.61	
同省の委託・補助等の事業費計③			2,657,052		

(単位：千円、%)

経済産業省	委託費・補助金等			構成比 (①+②) ／③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
(財) 海外技術者研修協会	164,636	5,757,303	5,921,939	37.30	開発途上国の経済産業の発展等に寄与するため、開発途上国の産業技術者等を対象とした研修事業を実施する。
(独) 国際協力機構	2,752,000	—	2,752,000	17.33	開発途上国に対し、鉱工業分野における開発計画等の立案段階から協力するため、相手国政府からの要請に基づいて技術調査団を派遣し、開発の可能性等の調査を実施する。
(独) 日本貿易振興機構	2,355,353	—	2,355,353	14.83	開発途上国における地球環境保全対策、持続的な経済成長に必要な既存プラントの改修等に関する円借款案件の迅速な発掘・形成を推進するための事業可能性調査等を実施する。
(財) 海外貿易開発協会	—	1,508,531	1,508,531	9.50	日系企業等の現地展開の円滑化・開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・技術等向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に我が国専門家を派遣し、助言・指導等を行う。
(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	1,185,296	1,185,296	7.46	開発途上国に固有な技術開発課題を解消するのみならず、自立的発展に不可欠となる研究開発能力の向上を図るため、我が国研究機関と相手国の研究機関との間で共同研究等を実施する。
5団体計	5,271,989	8,451,131	13,723,120	86.45	
同省の委託・補助等の事業費計③			15,873,981		

(単位：千円、%)

国土交通省	委託費・補助金等			構成比 (①+②) ／③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
(社) 国際建設技術協会	180,362	23,812	204,174	31.38	建設プロジェクトに関する調査及び我が国建設技術の紹介、移転等を実施する。
(社) 海外運輸協力協会	78,121	44,854	122,975	18.90	運輸基盤整備に関する調査及び開発途上国運輸部門に対する指導・助言等を実施する。
(社) 海外建設協会	52,284	—	52,284	8.03	建設プロジェクト、EPA建設市場等に関する調査等を実施する。
(社) 海外鉄道技術協力協会	44,854	—	44,854	6.89	開発途上国の鉄道専門家等の受入・研修、鉄道プロジェクトの調査等を実施する。
(財) 建設業振興基金	—	44,063	44,063	6.77	開発途上国からの建設研修生に対する建設技術・技能訓練等を実施する。
5団体計	355,621	112,729	468,351	71.99	
同省の委託・補助等の事業費計③			650,555		

別表2-3 独立行政法人における委託・補助等の状況(平成18年度総括表)

(単位:千円、%、団体等)

独立行政法人	各法人における技術協力事業費(決算額)					委託・補助等の相手先団体等			
	全体事業費 ①	委託費・補助金等				独立行政 法人等	公益 法人等	株式会社 その他	計
		委託費・請 負金額 ②	補助金 ③	計 ②+③	構成比 (②+③) / ①				
(独) 日本学生支援機構	10,046,063	1,231,710	40,000	1,271,710	12.65	0	1	26	27
						—	645,330	626,380	1,271,710
						(0.00)	(50.74)	(49.25)	(100.00)
(独) 日本貿易振興機構	8,372,962	300,756	—	300,756	3.59	0	1	23	24
						—	3,762	296,994	300,756
						(0.00)	(1.25)	(98.74)	(100.00)
計	18,419,025	1,532,467	40,000	1,572,467	8.54	0	2	48	50
						—	649,092	923,375	1,572,467
						(0.00)	(41.27)	(58.72)	(100.00)

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 「団体等」とは、団体及び個人である。

注(3) 委託・補助等の相手先団体等の上段は、1件300万円以上の委託・補助等の相手先となっている団体等の数である。また、下段は当該団体等に係る委託費・補助金等であり、括弧内は各法人の委託・補助等の相手先団体等の計に占める割合である。

注(4) 団体等については1件300万円以上の団体等を集計しているため、委託費・補助金等の計とは一致しない。

注(5) 委託・補助等の相手先団体等には、両法人に重複しているものがあるので、合計しても計の団体数等とは一致しない。

別表2-4 独立行政法人における委託・補助等の状況(平成18年度の法人別上位5団体)

(単位:千円、%)

(独) 日本学生支援機構	委託費・補助金等			構成比 (①+②) /③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
(財) 日本国際教育支援協会	645,330	—	645,330	50.74	国際交流会館等の管理運営業務
トップツアー株式会社	144,197	—	144,197	11.33	短期留学推進制度(受入)に係る航空券手配
近畿日本ツーリスト株式会社	132,531	—	132,531	10.42	帰国外国人留学生短期研究制度に係る往復航空券手配
株式会社コアズ	58,590	—	58,590	4.60	国際交流会館の警備業務
株式会社オーエンス	57,673	—	57,673	4.53	国際交流会館の清掃業務
5団体計	1,038,322	—	1,038,322	81.64	
同法人の委託・補助等の事業費計③			1,271,710		

注(1) (独)は独立行政法人、(財)は財団法人の略である。

注(2) 構成比は、委託費・補助金等の事業費計に対する当該団体の占める割合を示している(独)日本貿易振興機構も同じ。)

(単位:千円、%)

(独) 日本貿易振興機構	委託費・補助金等			構成比 (①+②) /③	主な事業
	委託費・ 請負金額 ①	補助金 ②	計 ①+②		
株式会社新東通信	113,031	—	113,031	37.58	開発途上国等の産業育成支援 (開発途上国「一村一品」空港展に係る業務等)
株式会社乃村工芸社	31,290	—	31,290	10.40	開発途上国等の産業育成支援 (マレーシア自動車産業展の企画、設計、運営業務)
丸善株式会社千葉営業部	25,050	—	25,050	8.32	開発途上国に関する資料収集・情報提供 (アジア経済研究所図書館閲覧業務等)
株式会社コーエイ総合研究所	17,719	—	17,719	5.89	開発途上国等における各種制度の整備、運用への協力 (「ASEAN物流円滑化支援」、「ASEAN物流マップ」調査)
鹿島メディアバインド株式会社	9,973	—	9,973	3.31	開発途上国に関する資料収集・情報提供 (アジア経済研究所図書館所蔵雑誌製本に係る業務)
5団体計	197,065	—	197,065	65.52	
同法人の委託・補助等の事業費計③			300,756		

別表3-1 契約の状況（契約種別）（平成17年度～19年度）

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）

下段：割合（単位：%）

省等	契約 種別 年度	委託契約		請負契約		計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
文部科学省	平成17	16 (100.0)	93,328 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (100.0)	93,328 (100.0)
	18	16 (100.0)	88,527 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (100.0)	88,527 (100.0)
	19	23 (100.0)	146,674 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (100.0)	146,674 (100.0)
文化庁	17	1 (50.0)	82,519 (59.9)	1 (50.0)	55,179 (40.0)	2 (100.0)	137,698 (100.0)
	18	1 (50.0)	30,546 (35.6)	1 (50.0)	55,179 (64.3)	2 (100.0)	85,725 (100.0)
	19	1 (50.0)	34,426 (38.7)	1 (50.0)	54,496 (61.2)	2 (100.0)	88,922 (100.0)
厚生労働省	17	97 (97.9)	3,134,982 (94.9)	2 (2.0)	168,000 (5.0)	99 (100.0)	3,302,982 (100.0)
	18	55 (100.0)	1,800,652 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	55 (100.0)	1,800,652 (100.0)
	19	55 (100.0)	1,772,504 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	55 (100.0)	1,772,504 (100.0)
農林水産省	17	20 (100.0)	466,389 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (100.0)	466,389 (100.0)
	18	16 (100.0)	265,367 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (100.0)	265,367 (100.0)
	19	15 (100.0)	261,931 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)	261,931 (100.0)
水産庁	17	1 (100.0)	35,659 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	35,659 (100.0)
	18	1 (100.0)	39,473 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	39,473 (100.0)
	19	1 (100.0)	41,345 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	41,345 (100.0)
林野庁	17	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	4,444 (100.0)	1 (100.0)	4,444 (100.0)
	18	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	5,463 (100.0)	1 (100.0)	5,463 (100.0)
	19	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	4,940 (100.0)	1 (100.0)	4,940 (100.0)
経済産業省	17	53 (100.0)	7,824,673 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	53 (100.0)	7,824,673 (100.0)
	18	42 (100.0)	5,884,102 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	42 (100.0)	5,884,102 (100.0)
	19	58 (98.3)	5,973,326 (97.3)	1 (1.6)	160,542 (2.6)	59 (100.0)	6,133,868 (100.0)
資源エネルギー庁	17	2 (100.0)	1,189,433 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	1,189,433 (100.0)
	18	3 (100.0)	1,180,827 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	1,180,827 (100.0)
	19	3 (100.0)	1,163,253 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	1,163,253 (100.0)
国土交通省	17	15 (31.9)	160,178 (36.1)	32 (68.0)	283,107 (63.8)	47 (100.0)	443,285 (100.0)
	18	14 (31.1)	147,739 (31.9)	31 (68.8)	314,909 (68.0)	45 (100.0)	462,648 (100.0)
	19	13 (35.1)	129,729 (31.7)	24 (64.8)	278,917 (68.2)	37 (100.0)	408,647 (100.0)
気象庁	17	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	18	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	6,213 (100.0)	1 (100.0)	6,213 (100.0)
	19	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
国土地理院	17	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	9,039 (100.0)	2 (100.0)	9,039 (100.0)
	18	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	16,744 (100.0)	3 (100.0)	16,744 (100.0)
	19	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	21,439 (100.0)	3 (100.0)	21,439 (100.0)
計	17	205 (84.3)	12,987,162 (96.1)	38 (15.6)	519,770 (3.8)	243 (100.0)	13,506,932 (100.0)
	18	148 (80.0)	9,437,236 (95.9)	37 (20.0)	398,510 (4.0)	185 (100.0)	9,835,746 (100.0)
	19	169 (84.9)	9,523,191 (94.8)	30 (15.0)	520,335 (5.1)	199 (100.0)	10,043,527 (100.0)
3か年度計		522 (83.2)	31,947,590 (95.6)	105 (16.7)	1,438,615 (4.3)	627 (100.0)	33,386,206 (100.0)

(注) 1件300万円以上の委託・請負契約について集計している（以下同じ。）。

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）

下段：割合（単位：%）

法人	契約 種別 年度	委託契約		請負契約		計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
(独) 日本学生支援機構	17	14 (100.0)	1,667,882 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (100.0)	1,667,882 (100.0)
	18	37 (100.0)	1,231,710 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (100.0)	1,231,710 (100.0)
	19	37 (97.3)	920,007 (93.8)	1 (2.6)	59,850 (6.1)	38 (100.0)	979,857 (100.0)
(独) 日本貿易振興機構	17	2 (5.2)	6,234 (2.1)	36 (94.7)	281,939 (97.8)	38 (100.0)	288,174 (100.0)
	18	4 (13.7)	130,751 (43.4)	25 (86.2)	170,005 (56.5)	29 (100.0)	300,756 (100.0)
	19	1 (3.4)	76,644 (28.7)	28 (96.5)	189,858 (71.2)	29 (100.0)	266,502 (100.0)
計	17	16 (30.7)	1,674,116 (85.5)	36 (69.2)	281,939 (14.4)	52 (100.0)	1,956,056 (100.0)
	18	41 (62.1)	1,362,461 (88.9)	25 (37.8)	170,005 (11.0)	66 (100.0)	1,532,467 (100.0)
	19	38 (56.7)	996,651 (79.9)	29 (43.2)	249,708 (20.0)	67 (100.0)	1,246,360 (100.0)
3か年度計		95 (51.3)	4,033,230 (85.1)	90 (48.6)	701,653 (14.8)	185 (100.0)	4,734,884 (100.0)

別表3-2 契約の状況(契約方式)(平成17年度～19年度)

上段: 件数、支払金額(単位: 千円)
下段: 割合(単位: %)

省等	契約方式	競争契約				競争契約計		随意契約								随意契約計		合 計	
		一般競争契約		指名競争契約		件数	支払金額	企画随契		公募随契		不落随契		従来型随契		件数	支払金額	件数	支払金額
		件数	支払金額	件数	支払金額			件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額				
文部科学省	平成17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	93,328	16	93,328	16	93,328
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	15	78,268	0	0	0	0	1	10,259	16	88,527	16	88,527
文化庁		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(93.7)	(88.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.2)	(11.5)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	1	28,897	0	0	1	28,897	22	117,777	0	0	0	0	0	0	22	117,777	23	146,674
		(4.3)	(19.7)	(0.0)	(0.0)	(4.3)	(19.7)	(95.6)	(80.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(95.6)	(80.2)	(100.0)	(100.0)
厚生労働省	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	137,698	2	137,698	2	137,698
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	85,725	2	85,725	2	85,725
農林水産省		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54,496	0	0	1	34,426	2	88,922	2	88,922
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(61.2)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(38.7)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
水産庁	17	0	0	1	150,150	1	150,150	11	73,400	0	0	0	0	87	3,079,432	98	3,152,832	99	3,302,982
		(0.0)	(0.0)	(1.0)	(4.5)	(1.0)	(4.5)	(11.1)	(2.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(87.8)	(93.2)	(98.9)	(95.4)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	14	88,613	0	0	0	0	41	1,712,039	55	1,800,652	55	1,800,652
林野庁		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.4)	(4.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(74.5)	(95.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	0	0	0	0	0	0	17	1,497,025	0	0	0	0	38	275,478	55	1,772,504	55	1,772,504
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(30.9)	(84.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(69.0)	(15.5)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
林野庁	17	0	0	0	0	0	0	8	119,335	0	0	0	0	12	347,054	20	466,389	20	466,389
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(40.0)	(25.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(60.0)	(74.4)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	15	243,711	0	0	0	0	1	21,656	16	265,367	16	265,367
林野庁		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(93.7)	(91.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.2)	(8.1)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	0	0	0	0	0	0	15	261,931	0	0	0	0	0	0	15	261,931	15	261,931
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
林野庁	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	35,659	1	35,659	1	35,659
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	1	39,473	0	0	0	0	0	0	1	39,473	1	39,473
林野庁		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	0	0	0	0	0	0	1	41,345	0	0	0	0	0	0	1	41,345	1	41,345
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
林野庁	17	0	0	0	0	0	0	1	4,444	0	0	0	0	0	0	1	4,444	1	4,444
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	1	5,463	0	0	0	0	0	0	1	5,463	1	5,463
林野庁		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	1	4,940	0	0	1	4,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,940
		(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)
経済産業省	17	0	0	0	0	0	0	36	795,303	0	0	0	0	17	7,029,370	53	7,824,673	53	7,824,673
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(67.9)	(10.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(32.0)	(89.8)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	1	19,635	0	0	1	19,635	34	1,483,372	0	0	1	7,489	6	4,373,606	41	5,864,467	42	5,884,102
資源エネルギー庁		(2.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(0.3)	(80.9)	(25.2)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(0.1)	(14.2)	(74.3)	(97.6)	(99.6)	(100.0)	(100.0)
	19	45	1,648,364	0	0	45	1,648,364	5	1,494,247	0	0	5	45,135	4	2,946,122	14	4,485,504	59	6,133,868
		(76.2)	(26.8)	(0.0)	(0.0)	(76.2)	(26.8)	(8.4)	(24.3)	(0.0)	(0.0)	(8.4)	(0.7)	(6.7)	(48.0)	(23.7)	(73.1)	(100.0)	(100.0)
資源エネルギー庁	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,189,433	2	1,189,433	2	1,189,433
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	0	0	0	0	0	0	2	29,901	0	0	0	0	1	1,150,925	3	1,180,827	3	1,180,827
国土交通省		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(66.6)	(2.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(97.4)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	2	463,227	0	0	2	463,227	0	0	0	0	0	0	1	700,026	3	1,163,253	3	1,163,253
		(66.6)	(39.8)	(0.0)	(0.0)	(66.6)	(39.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(60.1)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国土交通省	17	0	0	0	0	0	0	7	50,407	0	0	0	0	40	392,878	47	443,285	47	443,285
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.8)	(11.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(85.1)	(88.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	18	2	8,782	0	0	2	8,782	28	249,171	1	5,880	0	0	14	198,814	43	453,865	45	462,648
気象庁		(4.4)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(4.4)	(1.8)	(62.2)	(53.8)	(2.2)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(31.1)	(42.9)	(95.5)	(98.1)	(100.0)	(100.0)
	19	3	15,199	0	0	3	15,199	25	260,097	2	12,815	0	0	7	120,535	34	393,447	37	408,647
		(8.1)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(8.1)	(3.7)	(67.5)	(63.6)	(5.4)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(18.9)	(29.4)	(91.8)	(96.2)	(100.0)	(100.0)
気象庁	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	18	0	0	0	0	0	0	1	6,213	0	0	0	0	0	0	1	6,213	1	6,213
国土地理院		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
計	17	0	0	1	150,150	1	150,150	63	1,042,889	0	0	0	0	179	12,313,892	242	13,356,782	243	13,506,932
		(0.0)	(0.0)	(0.4)	(1.1)	(0.4)	(1.1)	(25.9)	(7.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(73.6)	(91.1)	(99.5)	(98.8)	(100.0)	(100.0)
	18	4	34,417	0	0	4	34,417	111	2,224,188	1	5,880	2	11,489	67	7,559,770	181	9,801,329	185	9,835,746
計		(2.1)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(2.1)	(0.3)	(60.0)	(22.6)	(0.5)	(0.0)	(1.0)	(0.1)	(36.2)	(76.8)	(97.8)	(99.6)	(100.0)	(100.0)
	19	53	2,167,841	1	4,461	54	2,172,302	86	3,682,189	3	67,311	5	45,135	51	4,076,583	145	7,871,224	199	10,043,527
		(26.6)	(21.5)	(0.5)	(0.0)	(27.1)	(21.6)	(43.2)	(36.6)	(1.5)	(0.6)	(2.5)	(0.4)	(25.6)	(40.5)	(72.8)	(78.3)	(100.0)	(100.0)
3か年度計		57	2,202,259	2	154,611	59	2,356,870	260	6,949,268	4	73,191	7	56,624	297	23,950,251	668	31,029,336	627	33,386,206
		(9.0)	(6.5)	(0.3)	(0.4)	(9.4)	(7.0)	(41.4)	(20.8)	(0.6)	(0.2)	(1.1)	(0.1)	(47.3)	(71.7)	(90.5)	(92.9)	(100.0)	(100.0)

注(1) 1件300万円以上の委託・請負契約について集計している(以下同じ。)

注(2) 括弧内は、合計に対する割合を示している(以下同じ。)

注(3) 不落随契とは、入札

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）
下段：割合（単位：%）

法人	契約 方式	競争契約				競争契約計				随意契約								合 計	
		一般競争契約		指名競争契約		件数	支払金額	件数	支払金額	企画随契		公募随契		不落随契		従来型随契		件数	支払金額
		件数	支払金額	件数	支払金額					件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額		
(独)日本学生支援機構	平成17	3	22,011	0	0	3	22,011	0	0	0	0	0	0	1	7,591	10	1,638,279	11	1,645,871
		(21.4)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(21.4)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.1)	(0.4)	(71.4)	(98.2)	(78.5)	(98.6)
																		(100.0)	(100.0)
18		20	235,621	0	0	20	235,621	1	12,600	1	4,301	4	31,143	11	948,043	17	996,089	37	1,231,710
		(54.0)	(19.1)	(0.0)	(0.0)	(54.0)	(19.1)	(2.7)	(1.0)	(2.7)	(0.3)	(10.8)	(2.5)	(29.7)	(76.9)	(45.9)	(80.8)	(100.0)	(100.0)
19		25	412,961	0	0	25	412,961	6	47,965	0	0	4	21,143	3	497,786	13	566,895	38	979,857
		(65.7)	(42.1)	(0.0)	(0.0)	(65.7)	(42.1)	(15.7)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	(10.5)	(2.1)	(7.8)	(50.8)	(34.2)	(57.8)	(100.0)	(100.0)
(独)日本貿易振興機構	17	10	120,318	13	77,249	23	197,567	0	0	0	0	0	0	15	90,606	15	90,606	38	288,174
		(26.3)	(41.7)	(34.2)	(26.8)	(60.5)	(68.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(39.4)	(31.4)	(39.4)	(31.4)	(100.0)	(100.0)
18		1	9,973	18	139,959	19	149,933	0	0	0	0	0	0	10	150,822	10	150,822	29	300,756
		(3.4)	(3.3)	(62.0)	(46.5)	(65.5)	(49.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(34.4)	(50.1)	(34.4)	(50.1)	(100.0)	(100.0)
19		7	139,121	9	52,650	16	191,772	4	18,199	0	0	0	0	9	56,531	13	74,730	29	266,502
		(24.1)	(52.2)	(31.0)	(19.7)	(55.1)	(71.9)	(13.7)	(6.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(31.0)	(22.2)	(44.8)	(28.0)	(100.0)	(100.0)
計	17	13	142,329	13	77,249	26	219,578	0	0	0	0	1	7,591	25	1,728,886	26	1,736,477	52	1,956,056
		(25.0)	(7.2)	(25.0)	(3.9)	(50.0)	(11.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.9)	(0.3)	(48.0)	(88.3)	(50.0)	(88.7)	(100.0)	(100.0)
18		21	245,595	18	139,959	39	385,554	1	12,600	1	4,301	4	31,143	21	1,098,866	27	1,146,912	66	1,532,467
		(31.8)	(16.0)	(27.2)	(9.1)	(59.0)	(25.1)	(1.5)	(0.8)	(1.5)	(0.2)	(6.0)	(2.0)	(31.8)	(71.7)	(40.9)	(74.8)	(100.0)	(100.0)
19		32	552,083	9	52,650	41	604,734	10	66,165	0	0	4	21,143	12	554,317	26	641,625	67	1,246,360
		(47.7)	(44.2)	(13.4)	(4.2)	(61.1)	(48.5)	(14.9)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(5.9)	(1.6)	(17.9)	(44.4)	(38.8)	(51.4)	(100.0)	(100.0)
3か年度計		66	940,007	40	269,860	106	1,209,867	11	78,765	1	4,301	9	59,878	58	3,382,070	79	3,525,016	185	4,734,884
		(35.6)	(19.8)	(21.6)	(5.6)	(57.2)	(25.5)	(5.9)	(1.6)	(0.5)	(0.0)	(4.8)	(1.2)	(31.3)	(71.4)	(42.7)	(74.4)	(100.0)	(100.0)

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）
下段：割合（単位：%）

省等	契約 方式	競争契約				競争契約計				随意契約								合 計	
		一般競争契約		指名競争契約		件数	支払金額	件数	支払金額	企画随契		公募随契		不落随契		従来型随契		件数	支払金額
		件数	支払金額	件数	支払金額					件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額		
5 省計	平成17	0	0	1	150,150	1	150,150	63	1,042,889	0	0	0	0	179	12,313,892	242	13,356,782	243	13,506,932
		(0.0)	(0.0)	(0.4)	(1.1)	(0.4)	(1.1)	(25.9)	(7.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(73.6)	(91.1)	(99.5)	(98.8)	(100.0)	(100.0)
18		4	34,417	0	0	4	34,417	111	2,224,188	1	5,880	2	11,489	67	7,559,770	181	9,801,329	185	9,835,746
		(2.1)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(2.1)	(0.3)	(60.0)	(22.6)	(0.5)	(0.0)	(1.0)	(0.1)	(36.2)	(76.8)	(97.8)	(99.6)	(100.0)	(100.0)
19		53	2,167,841	1	4,461	54	2,172,302	86	3,682,189	3	67,311	5	45,135	51	4,076,588	145	7,871,224	199	10,043,527
		(26.6)	(21.5)	(0.5)	(0.0)	(27.1)	(21.6)	(43.2)	(36.6)	(1.5)	(0.6)	(2.5)	(0.4)	(25.6)	(40.5)	(72.8)	(78.3)	(100.0)	(100.0)
2 法人計	17	13	142,329	13	77,249	26	219,578	0	0	0	0	1	7,591	25	1,728,886	26	1,736,477	52	1,956,056
		(25.0)	(7.2)	(25.0)	(3.9)	(50.0)	(11.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.9)	(0.3)	(48.0)	(88.3)	(50.0)	(88.7)	(100.0)	(100.0)
18		21	245,595	18	139,959	39	385,554	1	12,600	1	4,301	4	31,143	21	1,098,866	27	1,146,912	66	1,532,467
		(31.8)	(16.0)	(27.2)	(9.1)	(59.0)	(25.1)	(1.5)	(0.8)	(1.5)	(0.2)	(6.0)	(2.0)	(31.8)	(71.7)	(40.9)	(74.8)	(100.0)	(100.0)
19		32	552,083	9	52,650	41	604,734	10	66,165	0	0	4	21,143	12	554,317	26	641,625	67	1,246,360
		(47.7)	(44.2)	(13.4)	(4.2)	(61.1)	(48.5)	(14.9)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(5.9)	(1.6)	(17.9)	(44.4)	(38.8)	(51.4)	(100.0)	(100.0)
合計	17	13	142,329	14	227,399	27	369,729	63	1,042,890	0	0	1	7,592	204	14,042,779	268	15,093,260	295	15,462,989
		(4.4)	(0.9)	(4.7)	(1.4)	(9.1)	(2.3)	(21.3)	(6.7)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(69.1)	(90.8)	(90.8)	(97.6)	(100.0)	(100.0)
18		25	280,013	18	139,960	43	419,973	112	2,236,789	2	10,182	6	42,633	88	8,658,637	208	10,948,241	251	11,368,214
		(9.9)	(2.4)	(7.1)	(1.2)	(17.1)	(3.6)	(44.6)	(19.6)	(0.7)	(0.0)	(2.3)	(0.3)	(35.0)	(76.1)	(82.6)	(96.3)	(100.0)	(100.0)
19		85	2,719,925	10	57,112	95	2,777,037	96	3,748,355	3	67,311	9	66,278	63	4,630,906	171	8,512,851	266	11,289,888
		(31.9)	(24.0)	(3.7)	(0.5)	(35.7)	(24.5)	(36.0)	(33.2)	(1.1)	(0.5)	(3.3)	(0.5)	(23.6)	(41.0)	(64.2)	(75.4)	(100.0)	(100.0)
3か年度計		123	3,142,267	42	424,471	165	3,566,738	271	7,028,034	5	77,493	16	116,503	355	27,332,323	647	34,554,352	812	38,121,091
		(15.1)	(8.2)	(5.1)	(1.1)	(20.3)	(9.3)	(33.3)	(18.4)	(0.6)	(0.2)	(1.9)	(0.3)	(43.7)	(71.6)	(79.6)	(90.6)	(100.0)	(100.0)

別表3-3 契約方式別の入札・応募者数の状況（平成17年度～19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

省庁等	年度 入札・応募者数 契約方式	平成17				18				19				3か年度計			
		1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	合計
文部科学省	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	0	0	2	0	13	15	1	0	21	22	3	0	34	37
	公募随契	(-)	(-)	(-)	(-)	(13.3)	(0.0)	(86.6)	(100.0)	(4.5)	(0.0)	(95.4)	(100.0)	(8.1)	(0.0)	(91.8)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公募随契	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
厚生労働省	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	11	11	0	0	14	14	11	0	6	17	11	0	31	42
	公募随契	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(64.7)	(0.0)	(35.2)	(100.0)	(26.1)	(0.0)	(73.8)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	企画随契	5	1	2	8	9	3	3	15	12	1	2	15	26	5	7	38
	公募随契	(62.5)	(12.5)	(25.0)	(100.0)	(60.0)	(20.0)	(20.0)	(100.0)	(80.0)	(6.6)	(13.3)	(100.0)	(68.4)	(13.1)	(18.4)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	公募随契	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2
	公募随契	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
林野庁	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2
	公募随契	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)	(50.0)	(50.0)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	4	7	25	36	15	11	8	34	4	1	0	5	23	19	33	75
	公募随契	(11.1)	(19.4)	(69.4)	(100.0)	(44.1)	(32.3)	(23.5)	(100.0)	(80.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0)	(30.6)	(25.3)	(44.0)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
資源エネルギー庁	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画随契	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	2
	公募随契	(-)	(-)	(-)	(-)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 公募については、公募の結果、複数の応募者があれば企画競争等に移行することになるので、公募随契がなされるのはすべて応募者が1者の場合である（以下同じ。）。

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：％）

省等	年度 入札・応募者数 契約方式	平成17				18				19				3か年度計			
		1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	合計
国土交通省	競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (66.6)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
	一般競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (66.6)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
	指名競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	企画随契	6 (85.7)	1 (14.2)	0 (0.0)	7 (100.0)	27 (96.4)	0 (0.0)	1 (3.5)	28 (100.0)	23 (92.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	25 (100.0)	56 (93.3)	3 (5.0)	1 (1.6)	60 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
気象庁	競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	一般競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	指名競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	企画随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
国土地理院	競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	2 (66.6)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
	一般競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
	指名競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
	企画随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合計	競争契約	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	38 (70.3)	8 (14.8)	8 (14.8)	54 (100.0)	40 (67.7)	10 (16.9)	9 (15.2)	59 (100.0)
	一般競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	38 (71.6)	8 (15.0)	7 (13.2)	53 (100.0)	40 (70.1)	10 (17.5)	7 (12.2)	57 (100.0)
	指名競争契約	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
	企画随契	15 (23.8)	10 (15.8)	38 (60.3)	63 (100.0)	55 (49.5)	16 (14.4)	40 (36.0)	111 (100.0)	53 (61.6)	4 (4.6)	29 (33.7)	86 (100.0)	123 (47.3)	30 (11.5)	107 (41.1)	260 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：％）

法人	年度 入札・応募者数 契約方式	平成17				18				19				3か年度計			
		1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	合計
(株)日本学生支援機構	競争契約	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	7 (35.0)	3 (15.0)	10 (50.0)	20 (100.0)	6 (24.0)	2 (8.0)	17 (68.0)	25 (100.0)	13 (27.0)	8 (16.6)	27 (56.2)	48 (100.0)
	一般競争契約	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	7 (35.0)	3 (15.0)	10 (50.0)	20 (100.0)	6 (24.0)	2 (8.0)	17 (68.0)	25 (100.0)	13 (27.0)	8 (16.6)	27 (56.2)	48 (100.0)
	指名競争契約	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	企画随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.6)	6 (100.0)	3 (42.8)	2 (28.5)	2 (28.5)	7 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
(株)日本貿易振興機構	競争契約	1 (4.3)	5 (21.7)	17 (73.9)	23 (100.0)	1 (5.2)	2 (10.5)	16 (84.2)	19 (100.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	12 (75.0)	16 (100.0)	4 (6.8)	9 (15.5)	45 (77.5)	58 (100.0)
	一般競争契約	1 (10.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (14.2)	1 (14.2)	5 (71.4)	7 (100.0)	2 (11.1)	3 (16.6)	13 (72.2)	18 (100.0)
	指名競争契約	0 (0.0)	3 (23.0)	10 (76.9)	13 (100.0)	1 (5.5)	2 (11.1)	15 (83.3)	18 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.7)	9 (100.0)	2 (5.0)	6 (15.0)	32 (80.0)	40 (100.0)
	企画随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	4 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合計	競争契約	1 (3.8)	8 (30.7)	17 (65.3)	26 (100.0)	8 (20.5)	5 (12.8)	26 (66.6)	39 (100.0)	8 (19.5)	4 (9.7)	29 (70.7)	41 (100.0)	17 (16.0)	17 (16.0)	72 (67.9)	106 (100.0)
	一般競争契約	1 (7.6)	5 (38.4)	7 (53.8)	13 (100.0)	7 (33.3)	3 (14.2)	11 (52.3)	21 (100.0)	7 (21.8)	3 (9.3)	22 (68.7)	32 (100.0)	15 (22.7)	11 (16.6)	40 (60.6)	66 (100.0)
	指名競争契約	0 (0.0)	3 (23.0)	10 (76.9)	13 (100.0)	1 (5.5)	2 (11.1)	15 (83.3)	18 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.7)	9 (100.0)	2 (5.0)	6 (15.0)	32 (80.0)	40 (100.0)
	企画随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	10 (100.0)	3 (27.2)	2 (18.1)	6 (54.5)	11 (100.0)
	公募随契	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：%）

省等	年度		平成17				18				19				3か年度計			
	入札・応募者数		1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	計	1者	2者	3者以上	合計
5 省計	契約方式																	
	競争契約		0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	38 (70.3)	8 (14.8)	8 (14.8)	54 (100.0)	40 (67.7)	10 (16.9)	9 (15.2)	59 (100.0)
	一般競争契約		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	38 (71.6)	8 (15.0)	7 (13.2)	53 (100.0)	40 (70.1)	10 (17.5)	7 (12.2)	57 (100.0)
	指名競争契約		0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
	企画随契		15 (23.8)	10 (15.8)	38 (60.3)	63 (100.0)	55 (49.5)	16 (14.4)	40 (36.0)	111 (100.0)	53 (61.6)	4 (4.6)	29 (33.7)	86 (100.0)	123 (47.3)	30 (11.5)	107 (41.1)	260 (100.0)
2 法人計	公募随契		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	競争契約		1 (3.8)	8 (30.7)	17 (65.3)	26 (100.0)	8 (20.5)	5 (12.8)	26 (66.6)	39 (100.0)	8 (19.5)	4 (9.7)	29 (70.7)	41 (100.0)	17 (16.0)	17 (16.0)	72 (67.9)	106 (100.0)
	一般競争契約		1 (7.6)	5 (38.4)	7 (53.8)	13 (100.0)	7 (33.3)	3 (14.2)	11 (52.3)	21 (100.0)	7 (21.8)	3 (9.3)	22 (68.7)	32 (100.0)	15 (22.7)	11 (16.6)	40 (60.6)	66 (100.0)
	指名競争契約		0 (0.0)	3 (23.0)	10 (76.9)	13 (100.0)	1 (5.5)	2 (11.1)	15 (83.3)	18 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.7)	9 (100.0)	2 (5.0)	6 (15.0)	32 (80.0)	40 (100.0)
	企画随契		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	10 (100.0)	3 (27.2)	2 (18.1)	6 (54.5)	11 (100.0)
合計	公募随契		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	競争契約		1 (3.7)	8 (29.6)	18 (66.6)	27 (100.0)	10 (23.2)	7 (16.2)	26 (60.4)	43 (100.0)	46 (48.4)	12 (12.6)	37 (38.9)	95 (100.0)	57 (34.5)	27 (16.3)	81 (49.0)	165 (100.0)
	一般競争契約		1 (7.6)	5 (38.4)	7 (53.8)	13 (100.0)	9 (36.0)	5 (20.0)	11 (44.0)	25 (100.0)	45 (52.9)	11 (12.9)	29 (34.1)	85 (100.0)	55 (44.7)	21 (17.0)	47 (38.2)	123 (100.0)
	指名競争契約		0 (0.0)	3 (21.4)	11 (78.5)	14 (100.0)	1 (5.5)	2 (11.1)	15 (83.3)	18 (100.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	10 (100.0)	2 (4.7)	6 (14.2)	34 (80.9)	42 (100.0)
	企画随契		15 (23.8)	10 (15.8)	38 (60.3)	63 (100.0)	55 (49.1)	16 (14.2)	41 (36.6)	112 (100.0)	56 (58.3)	6 (6.2)	34 (35.4)	96 (100.0)	126 (46.4)	32 (11.8)	113 (41.6)	271 (100.0)
合計	公募随契		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)

別表4-1 5省及び(独)日本学生支援機構における補助金交付の相手方の状況(件数ベース、平成17年度～19年度)

上段：件数(単位：件)

下段：割合(単位：%)

省等	特定 状況 等 年度	補助金交付の相手方が特定の団体に限定されているもの				補助金交付の相手方が限定されていないもの			
		補助事業数計	団体の区分別補助事業数			補助事業数計	団体の区分別補助事業数		
			独立行政法人等	公益法人等	株式会社その他		独立行政法人等	公益法人等	株式会社その他
文部科学省	平成17	6 (85.71)	1 (16.66)	5 (83.33)	0 (0.00)	1 (14.28)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
	18	7 (87.50)	2 (28.57)	5 (71.42)	0 (0.00)	1 (12.50)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
	19	7 (87.50)	2 (28.57)	5 (71.42)	0 (0.00)	1 (12.50)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
厚生労働省	17	5 (100.00)	0 (0.00)	5 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	5 (100.00)	0 (0.00)	5 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	4 (100.00)	0 (0.00)	4 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
農林水産省	17	12 (75.00)	0 (0.00)	12 (100.00)	0 (0.00)	4 (25.00)	4 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	9 (64.28)	0 (0.00)	9 (100.00)	0 (0.00)	5 (35.71)	5 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	6 (42.85)	0 (0.00)	6 (100.00)	0 (0.00)	8 (57.14)	5 (62.50)	3 (37.50)	0 (0.00)
水産庁	17	8 (100.00)	0 (0.00)	8 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	8 (100.00)	0 (0.00)	8 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	9 (90.00)	0 (0.00)	9 (100.00)	0 (0.00)	1 (10.00)	0 (0.00)	1 (100.00)	0 (0.00)
林野庁	17	9 (100.00)	0 (0.00)	9 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	8 (100.00)	0 (0.00)	8 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	8 (100.00)	0 (0.00)	8 (100.00)	0 (0.00)
経済産業省	17	7 (100.00)	1 (14.28)	6 (85.71)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	7 (58.33)	1 (14.28)	6 (85.71)	0 (0.00)	5 (41.66)	0 (0.00)	3 (60.00)	2 (40.00)
	19	7 (58.33)	1 (14.28)	6 (85.71)	0 (0.00)	5 (41.66)	0 (0.00)	3 (60.00)	2 (40.00)
国土交通省	17	4 (100.00)	0 (0.00)	4 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	4 (100.00)	0 (0.00)	4 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	4 (100.00)	0 (0.00)	4 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
計	17	51 (91.07)	2 (3.92)	49 (96.07)	0 (0.00)	5 (8.92)	4 (80.00)	0 (0.00)	1 (20.00)
	18	48 (81.36)	3 (6.25)	45 (93.75)	0 (0.00)	11 (18.64)	5 (45.45)	3 (27.27)	3 (27.27)
	19	37 (61.66)	3 (8.10)	34 (91.89)	0 (0.00)	23 (38.33)	5 (21.73)	15 (65.21)	3 (13.04)
(独)日本学生支援機構	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (100.00)
合計	17	51 (89.47)	2 (3.92)	49 (96.07)	0 (0.00)	6 (10.52)	4 (66.66)	0 (0.00)	2 (33.33)
	18	48 (80.00)	3 (6.25)	45 (93.75)	0 (0.00)	12 (20.00)	5 (41.66)	3 (25.00)	4 (33.33)
	19	37 (60.65)	3 (8.10)	34 (91.89)	0 (0.00)	24 (39.34)	5 (20.83)	15 (62.50)	4 (16.66)

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) この表は、1件300万円以上の補助事業について集計している。

注(3) 補助事業数計の下段は、相手方が限定されている事業と限定されていない事業との割合を示している。

注(4) 団体の区分別補助事業数の下段は、それぞれ相手方が限定されている事業、限定されていない事業における割合を示している。

別表4-2 5省及び(独)日本学生支援機構における補助金交付の相手方の状況(補助金額ベース、平成17年度～19年度)

上段：補助金額(単位：千円)
下段：割合(単位：%)

省等	特定状況等 年度	補助金交付の相手方が特定の団体に限定されているもの				補助金交付の相手方が限定されていないもの			
		補助金額計	団体の区分別補助金額			補助金額計	団体の区分別補助金額		
			独立行政法人等	公益法人等	株式会社その他		独立行政法人等	公益法人等	株式会社その他
文部科学省	平成17	5,503,623 (63.69)	5,247,000 (95.33)	256,623 (4.66)	0 (0.00)	3,137,161 (36.30)	0 (0.00)	0 (0.00)	3,137,161 (100.00)
	18	5,608,960 (64.13)	5,365,699 (95.66)	243,261 (4.33)	0 (0.00)	3,136,228 (35.86)	0 (0.00)	0 (0.00)	3,136,228 (100.00)
	19	5,565,148 (63.92)	5,319,123 (95.57)	246,025 (4.42)	0 (0.00)	3,141,085 (36.07)	0 (0.00)	0 (0.00)	3,141,085 (100.00)
	17	280,676 (100.00)	0 (0.00)	280,676 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	272,888 (100.00)	0 (0.00)	272,888 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	238,949 (100.00)	0 (0.00)	238,949 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
厚生労働省	17	280,676 (100.00)	0 (0.00)	280,676 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	272,888 (100.00)	0 (0.00)	272,888 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	238,949 (100.00)	0 (0.00)	238,949 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	17	318,229 (44.76)	0 (0.00)	318,229 (100.00)	0 (0.00)	392,634 (55.23)	392,634 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	276,885 (35.12)	0 (0.00)	276,885 (100.00)	0 (0.00)	511,496 (64.87)	511,496 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	183,479 (23.64)	0 (0.00)	183,479 (100.00)	0 (0.00)	592,444 (76.35)	494,081 (83.39)	98,363 (16.60)	0 (0.00)
農林水産省	17	1,249,018 (100.00)	0 (0.00)	1,249,018 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	1,213,126 (100.00)	0 (0.00)	1,213,126 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	1,143,899 (96.45)	0 (0.00)	1,143,899 (100.00)	0 (0.00)	42,019 (3.54)	0 (0.00)	42,019 (100.00)	0 (0.00)
	17	356,477 (100.00)	0 (0.00)	356,477 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	345,241 (100.00)	0 (0.00)	345,241 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	335,693 (100.00)	0 (0.00)	335,693 (100.00)	0 (0.00)
水産庁	17	8,475,413 (100.00)	1,313,459 (15.49)	7,161,954 (84.50)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	8,310,574 (94.34)	1,185,296 (14.26)	7,125,278 (85.73)	0 (0.00)	498,476 (5.65)	0 (0.00)	296,414 (59.46)	202,062 (40.53)
	19	8,206,503 (94.71)	965,055 (11.75)	7,241,448 (88.24)	0 (0.00)	457,673 (5.28)	0 (0.00)	323,011 (70.57)	134,661 (29.42)
	17	161,287 (100.00)	0 (0.00)	161,287 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	18	154,666 (100.00)	0 (0.00)	154,666 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	19	147,374 (100.00)	0 (0.00)	147,374 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
林野庁	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
経済産業省	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
国土交通省	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
計	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
(独)日本学生支援機構	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
合計	17	16,344,723 (82.23)	6,560,459 (40.13)	9,784,264 (59.86)	0 (0.00)	3,529,795 (17.76)	392,634 (11.12)	0 (0.00)	3,137,161 (88.87)
	18	16,182,340 (79.60)	6,550,995 (40.48)	9,631,345 (59.51)	0 (0.00)	4,146,201 (20.39)	511,496 (12.33)	296,414 (7.14)	3,338,290 (80.51)
	19	15,485,354 (77.21)	6,284,179 (40.58)	9,201,174 (59.41)	0 (0.00)	4,568,915 (22.78)	494,081 (10.81)	799,087 (17.48)	3,275,746 (71.69)
	17	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	23,036 (100.00)
	18	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)
	19	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	40,000 (100.00)

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) この表は、1件300万円以上の補助事業について集計している。

注(3) 補助事業数計の下段は、相手方が限定されている事業と限定されていない事業との割合を示している。

注(4) 団体の区分別補助事業数の下段は、それぞれ相手方が限定されている事業、限定されていない事業における割合を示している。

別表5 委託・補助等の相手方となっている公益法人等の概要

上段：決算額、人数（単位：千円、人）
下段：割合（単位：％）

省等	公益法人等	収入決算額	技術協力に係る 委託費・補助金等	内部留保額 (内部留保水準)	再就職者					
					役員 ①		職員 ②		合計 ①+②	
					常勤数		常勤数		常勤数	
文部科学省	ユネスコ・文化交流協会	1,293,468	233,818 (18.0)		1	0	1	0	2	0
	(財)ユネスコ・アジア文化センター	865,228	55,179 (6.3)	239,843 (26.0)	4	1	2	2	6	3
	(財)日本体育協会	5,115,298	9,443 (0.1)	234,725 (5.0)	1	1	0	0	1	1
	(社)シャンティ国際ボランティア会	664,990	4,486 (0.6)		該当なし					
厚生労働省	(財)国際研修協力機構	2,472,172	405,886 (16.4)	458,866 (21.0)	3	2	52	52	55	54
	(財)国際労働財団	468,028	289,291 (61.8)	24,610 (5.3)	4	1	0	0	4	1
	(財)日本経団連国際協力センター	408,920	262,476 (64.1)	85,875 (20.3)	1	0	2	2	3	2
	中央職業能力開発協会	3,647,626	214,144 (5.8)		13	4	2	2	15	6
	(財)日本ILO協会	642,286	183,068 (28.5)	57,798 (20.0)	3	1	0	0	3	1
	(財)海外職業訓練協会	2,202,814	120,493 (5.4)	233,169 (12.3)	3	2	3	3	6	5
	(社)国際厚生事業団	328,998	94,494 (28.7)	15,725 (5.0)	5	1	0	0	5	1
	(財)アジア福祉教育財団	1,078,442	73,366 (6.8)		該当なし					
	(財)結核予防会	12,692,549	21,278 (0.1)	1,486,526 (6.3)	4	3	0	0	4	3
	(財)日中技能者交流センター	603,101	7,598 (1.2)	138,163 (30.0)	1	1	0	0	1	1
	中央労働災害防止協会	11,359,261	4,225 (0.0)		21	4	25	23	46	27
農林水産省	(財)海外漁業協力財団	16,454,811	1,169,285 (7.1)	1,835,090 (64.8)	6	2	5	5	11	7
	(社)国際農林業協働協会	7,688,451	183,261 (2.3)	151,719 (12.0)	7	2	2	2	9	4
	(財)日本水土総合研究所	1,259,067	155,262 (12.3)	285,993 (23.0)	5	2	7	7	12	9
	(財)国際緑化推進センター	312,740	130,413 (41.7)	26,658 (11.0)	9	4	1	1	10	5
	(社)日本森林技術協会	2,954,255	112,245 (3.7)	△ 72,578 (△3.0)	11	4	25	25	36	29
	(社)海外林業コンサルタント協会	492,057	102,583 (20.8)	63,860 (14.0)	7	3	6	6	13	9
	(社)海外水産コンサルタント協会	178,247	83,314 (46.7)	32,315 (19.0)	3	1	0	0	3	1
	(社)国際農業者交流協会	575,201	57,086 (9.9)	58 (0.0)	2	0	1	1	3	1
	(社)海外農業開発コンサルタント協会	94,432	35,753 (37.8)	182,160 (234.0)	1	1	0	0	1	1
	(財)国際開発センター	2,380,155	12,649 (0.5)	△ 76,355 (△5.0)	1	0	0	0	1	0
	(財)アジア人口・開発協会	237,294	10,427 (4.3)	△ 1,312 (△1.0)	1	0	0	0	1	0
	(社)日本エネルギー学会	159,149	10,202 (6.4)		該当なし					
	(社)農林放送事業団	557,983	7,988 (1.4)	33,453 (7.0)	9	1	1	1	10	2
	(財)農林統計協会	615,847	5,402 (0.8)	382,113 (87.0)	5	1	3	1	8	2
	(財)農村開発企画委員会	264,445	4,150 (1.5)	26,560 (15.0)	3	0	2	1	5	1
経済産業省	(財)海外技術者研修協会	10,550,063	5,921,939 (56.1)	418,278 (4.0)	7	2	1	1	8	3
	(財)海外貿易開発協会	2,257,204	1,508,531 (66.8)	△ 1,295,751 (△60.0)	4	2	3	2	7	4
	(財)社会経済生産性本部	11,627,537	161,558 (1.3)	1,501,797 (13.0)	6	0	0	0	6	0
	(社)日・タイ経済協力協会	189,131	64,273 (33.9)	59,303 (32.0)	4	0	0	0	4	0
	(財)日中経済協会	849,859	38,239 (4.4)	93,871 (10.0)	6	2	0	0	6	2

上段：決算額、人数（単位：千円、人）
下段：割合（単位：%）

省等	公益法人等	収入決算額	技術協力に係る 委託費・補助金等	内部留保額 (内部留保水準)	再就職者					
					役員 ①	職員 ②		合計 ①+②		
						常勤数	常勤数	常勤数	常勤数	
経済産業省	(財) 留学生支援企業協力推進協会	97,042	35,879 (36.9)	60,184 (74.0)	1	1	0	0	1	1
	(社) 日本産業機械工業会	695,818	17,493 (2.5)	168,652 (24.0)	2	2	1	1	3	3
	(社) ロシアNIS貿易会	468,215	17,467 (3.7)	△ 57,905 (△12.0)	1	1	0	0	1	1
	(社) 日本農業機械工業会	129,404	16,153 (12.4)	52,885 (51.0)	2	1	0	0	2	1
	(社) 産業環境管理協会	917,122	15,738 (1.7)	354,831 (25.0)	5	2	12	12	17	14
	(財) 国際鉱物資源開発協力協会	305,578	14,903 (4.8)	460,590 (149.0)	4	2	1	1	5	3
	(財) 国際情報化協力センター	685,414	12,997 (1.8)	167,761 (25.0)	6	1	0	0	6	1
	(財) 日本情報処理開発協会	4,416,053	12,191 (0.2)	1,959,506 (51.0)	9	5	0	0	9	5
	(社) 海外コンサルティング企業協会	143,250	9,634 (6.7)	399 (0.0)	該 当 な し					
	(財) 化学物質評価研究機構	7,029,771	9,055 (0.1)	353,193 (6.0)	1	1	0	0	1	1
	(社) 関西経済連合会	928,613	8,773 (0.9)	270,023 (31.0)	1	0	0	0	1	0
	日本機械輸出組合	1,663,592	7,933 (0.4)		1	1	0	0	1	1
	(財) ニューメディア開発協会	699,701	7,489 (1.0)	294,291 (43.0)	4	1	2	2	6	3
	(社) 日本鉄鋼連盟	4,655,209	3,920 (0.0)	772,563 (17.0)	2	2	0	0	2	2
国土交通省	(社) 国際建設技術協会	844,486	204,174 (24.1)	561,916 (65.1)	19	4	2	2	21	6
	(社) 海外運輸協力協会	423,443	122,846 (29.0)	△ 22,300 (△5.3)	5	2	3	3	8	5
	(社) 海外建設協会	386,121	52,284 (13.5)	101,899 (24.0)	8	2	0	0	8	2
	(社) 海外鉄道技術協力協会	1,597,709	44,854 (2.8)	△ 493,797 (△30.9)	1	1	0	0	1	1
	(財) 建設業振興基金	3,353,968	44,063 (1.3)	1,650 (50.0)	5	4	12	12	17	16
	(財) 日本船員福利雇用促進センター	798,863	42,066 (5.2)	141,518 (28.5)	2	1	1	1	3	2
	(財) 建設経済研究所	474,216	16,905 (3.5)	48,110 (10.0)	6	4	2	2	8	6
	(財) 海上保安協会	1,092,822	8,326 (0.7)	202,626 (27.0)	11	2	7	7	18	9
	(財) 日本自動車輸送技術協会	1,320,778	8,318 (0.6)	421,988 (39.8)	4	2	4	4	8	6
	(財) 日本開発構想研究所	466,051	8,190 (1.7)	215,380 (44.0)	該 当 な し					
	(財) 日本地図センター	1,255,748	6,744 (0.5)	697,146 (53.0)	8	5	11	10	19	15
	(財) 国際臨海開発研究センター	898,724	5,880 (0.6)	46,861 (6.0)	7	4	2	2	9	6
	計 61団体		139,288,850	12,671,005 (9.0)		276	99	204	196	480
(独) 日本学生支援機構	(財) 日本国際教育支援協会	10,913,365	645,330 (5.9)	1,247,137 (29.1)	該 当 な し					
(独) 日本貿易振興機構	(社) 日本経済団体連合会	7,865,207	3,762 (0.0)	3,231,915 (14.1)	該 当 な し					
計 2団体		18,778,572	649,092 (3.4)		0	0	0	0	0	0
合 計 63団体		158,067,422	13,320,097 (8.4)		276	99	204	196	480	295

- 注(1) (独)は独立行政法人、(財)は財団法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である。
 注(2) 収入決算額、委託費・補助金等は平成18年度、内部留保額は18年度末の金額である。
 注(3) 委託費・補助金等は、5省等から直接交付を受けているものであり、再委託、間接補助等を受けているものは含まない。
 注(4) 再就職者は、委託・補助等を行った省等に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員等を退職し、委託・補助等の相手方となっている公益法人等に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない（平成19年4月1日現在の人数）。
 注(5) (財) 国際研修協力機構及び(財) アジア福祉教育財団は、事業費の多い省に区分している。
 注(6) ユネスコ・文化交流協会、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会及び日本機械輸出組合は公益法人ではないため、また、(社) シャンティ国際ボランティア会、(財) アジア福祉教育財団及び(社) 日本エネルギー学会は、委託・補助等を行っている省が当該法人の所管省ではなく、把握していないため、それぞれの内部留保額を記載していない。

別表6 5省等における研修生受入事業の状況(平成18、19両年度)

省等	事業名	年度	研修期間 (日)	研修 の数	研修生 数 (人)	研修生入 日数 (人日)	研修生 派遣国 数 (国)	事業費 (千円)	構成比 (%)	研修の概要
文部科学省	アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	平成18	30～46	3	19	617	17	55,179	85.3	アジア太平洋地域の世界遺産等の文化財保護に関する国際協力を目的として、文化財の保存修復技術等について、同地域の関係諸国から現場担当者等を招へいして、専門的知識と技術を習得させるなどの研修を実施する。
		19	26～32	3	19	593	16	54,496	83.8	
	海外青少年スポーツ振興事業	18	6	1	28	168	14	9,443	14.6	アジア地域における青少年スポーツの振興を図るため、アジア近隣諸国からスポーツ活動に関わる青少年スポーツ指導者を受け入れ、我が国における青少年スポーツ活動状況等についての視察・研修事業を実施する。
		19	6	1	27	162	14	10,492	16.1	
	小計(18年度2事業)		6～46	4	47	785	31	64,622	100 <0.1>	
	小計(19年度2事業)		6～32	4	46	755	30	64,988	100 <0.2>	
	文部科学省全体の技術協力事業費	18						32,354,669		
厚生労働省	国際労働関係交流事業(労働組合関係)	18	14	1	99	1,302	66	244,185	23.8	アジア、アフリカ、中南米諸国等から若手の労組指導者を我が国に招へいし、産業、労働事情、労使関係等に対する理解を深めさせ開発途上国等における長期的な労使関係の安定を図るための研修を実施する。
		19	14	1	98	1,295	67	242,022	25.0	
	国際技能開発計画事業	18	152	1	214	32,600	13	159,641	15.5	開発途上国の国造りの基礎である人づくりへの貢献を目的に、開発途上国の民間企業の在職労働者を我が国に研修生として受け入れ、民間企業の生産現場を活用しながら技能のみならず品質管理、生産・工程管理等の能力を付与することにより、将来これら諸国の民間において指導的立場に立つ者を養成する。
		19	159	1	183	29,172	11	134,542	13.8	
	その他(18年度6事業)		12～224	6	215	9,145	45	621,395	60.6	
	その他(19年度6事業)		12～224	6	199	7,492	50	591,418	61.0	
	小計(18年度8事業)		12～224	8	528	43,047	124	1,025,221	100 <38.8>	
	小計(19年度8事業)		12～224	8	480	37,959	128	967,982	100 <39.9>	
	厚生労働省全体の技術協力事業費	18						2,642,045		
		19						2,421,601		
農林水産省	海外漁業人材育成事業	18	34～237	11	104	10,043	45	198,361	68.4	関係沿岸国の漁業管理、資源管理、漁撈、漁船機関、水産加工等に関する人材育成の需要に対して、当該国の漁業担当機関スタッフ、合併企業技術者、漁船員等を研修生として我が国に受け入れ、研修・教育機関、水産系企業の工場あるいは漁船で集团的に研修を実施する。
		19	31～234	10	95	9,049	36	179,575	66.1	
	アジア農業青年人材育成事業	18	326	1	58	18,908	4	57,086	19.6	アジア諸国から農業研修生を受け入れ、農場実習、学課研修等を通じて、我が国の農業技術等を修得させるとともに、地域社会における農業者との交流を通じて、相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的として研修を実施する
		19	325	1	53	17,225	4	56,535	20.8	
	その他(18年度2事業)		8～19	3	63	735	26	34,379	11.8	
	その他(19年度2事業)		8～19	3	61	708	23	35,199	12.9	
	小計(18年度4事業)		8～326	15	225	29,686	75	289,826	100 <10.6>	
	小計(19年度4事業)		8～325	14	209	26,982	63	271,309	100 <10.1>	
	農林水産省全体の技術協力事業費	18						2,722,714		
		19						2,667,690		

省等	事業名	年度	研修期間 (日)	研修 の数	研修生 数 (人)	研修生入 日数 (人日)	研修生 派遣国 数 (国)	事業費 (千円)	構成比 (%)	研修の概要
経済産業省	経済産業人材育成支援研修事業	18	15～139	2	4,737	417,166	118	5,744,048	95.5	開発途上国の産業技術者等に対し、開発途上国の産業界の要望等を踏まえた研修を実施することにより、人材育成を通じた技術移転による産業水準の向上と相互友好の増進を図る。
		19	16～149	2	4,732	435,012	91	5,868,713	98.9	
	アセアン産業構造高度化事業	18	5	1	67	335	1	64,273	1.0	グローバル化の進展に伴い、我が国と緊密な経済的相互依存関係にあるASEAN諸国の産業構造高度化にとって重要な中小企業育成及び産業情報化を推進するため、特にタイをモデルとしてこれらに係る産業人材の育成を図るための研修を実施する。
		19	4	1	68	294	1	64,390	1.0	
	その他(18年度2事業)	7～8	3	245	2,553	8	202,875	3.3		
	小計(18年度4事業)	5～139	6	5,049	420,054	127	6,011,196	100 ＜37.8＞		
	小計(19年度2事業)	4～149	3	4,800	435,306	92	5,933,103	100 ＜37.1＞		
	その他事業における研修生受入事業の計(18年度3事業)	5～70	8	367	20,727	43	1,845,330	＜11.6＞		
	その他事業における研修生受入事業の計(19年度5事業)	5～349	12	389	16,282	54	3,049,716	＜19.1＞		
	計(18年度7事業)	5～139	14	5,416	440,781	170	7,856,526	＜49.4＞		
	計(19年度7事業)	4～349	15	5,189	451,588	146	8,982,819	＜56.4＞		
経済産業省全体の技術協力事業費	18						15,899,585			
	19						15,980,263			
国土交通省	海外建設研修生受入事業	18	31～180	2	54	7,634	4	64,531	44.7	開発途上国からの要請にこたえ、建設現場で直接施工に携わる建設技能者に我が国の技能・技術を移転し、これからの国の社会資本整備の効率化や質の向上に寄与し、建設現場における円滑な技術移転等による人づくりを通じた国際貢献の積極的な推進を図る目的で研修を実施する。
		19	31～180	2	48	7,150	4	57,100	42.5	
	開発途上国船員養成事業	18	404	1	38	17,158	4	42,066	29.1	開発途上国の船員養成を支援するため、東南アジア諸国の船員教育機関の学生又は卒業生を我が国に受け入れ、研修を実施し、国際条約に定める船舶職員となるための資格を付与する目的で研修を実施する。
		19	404	1	38	16,188	4	40,349	30.0	
	その他(18年度2事業)	11～187	2	10	462	6	37,626	26.0		
	その他(19年度2事業)	11～174	2	10	436	7	36,726	27.3		
	小計(18年度4事業)	11～404	5	102	25,254	14	144,223	100 ＜20.0＞		
	小計(19年度4事業)	11～404	5	96	23,774	15	134,177	100 ＜20.2＞		
	国土交通省全体の技術協力事業費	18						718,585		
		19						661,772		
小計	小計(18年度22事業)	5～404	38	5,951	518,826	371	7,535,089	＜13.8＞		
	小計(19年度20事業)	4～404	34	5,631	524,776	328	7,371,559	＜15.2＞		
	計(18年度25事業)	5～404	46	6,318	539,553	414	9,380,420	＜17.2＞		
	計(19年度25事業)	4～404	46	6,020	541,058	382	10,421,275	＜21.6＞		
	5省の技術協力事業費	18						54,337,600		
		19						48,239,924		

省等	事業名	年度	研修期間 (日)	研修 の数	研修生 数 (人)	研修生入 日数 (人日)	研修生 派遣国 数 (国)	事業費 (千円)	構成比 (%)	研修の概要
(独) 日本貿易振興機構	開発専門家の育成	18	100	1	14	1,400	14	82,191	84.4	我が国の援助拡大に伴い、経済協力に携わる人材育成が急務となっていることにかんがみ、開発途上国の開発問題全般に対処できる開発専門家を育成することを目的として研修を実施する。
		19	103	1	13	1,339	13	73,343	100	
	その他(18年度1事業)		10	1	4	40	2	15,084	15.5	
	小計(18年度2事業)		10~100	2	18	1,440	16	97,275	100 <1.1>	
	小計(19年度1事業)		103	1	13	1,339	13	73,343	100 <0.9>	
	その他事業における研修生受入事業の計(18年度3事業)		7~11	3	23	237	10	103,290	<1.2>	
	その他事業における研修生受入事業の計(19年度2事業)		8~9	2	4	34	3	23,678	<0.3>	
	計(18年度5事業)		7~100	5	41	1,677	26	200,566	<2.3>	
	計(19年度3事業)		8~103	3	17	1,373	16	97,021	<1.2>	
	(独) 日本貿易振興機構全体の技術協力事業費	18						8,372,962		
		19						7,625,142		
計	小計(18年度24事業)		5~404	40	5,969	520,266	387	7,632,364	<12.1>	
	小計(19年度21事業)		4~404	35	5,644	526,115	341	7,444,902	<13.3>	
	計(18年度30事業)		5~404	51	6,359	541,230	440	9,580,986	<15.2>	
	計(19年度28事業)		4~404	49	6,037	542,431	398	10,518,297	<18.8>	
	5省等の技術協力事業費	18						62,710,562		
		19						55,865,067		

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 本表における文部科学省及び経済産業省全体の技術協力事業費からは、それぞれ政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金10,573,201千円及び政府開発援助独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金8,257,390千円を除いている。

注(3) 構成比中<>書きは、5省が所管する技術協力事業費に占める研修生受入事業を含む事業費の金額の割合である。

注(4) 同一人が複数の研修を受講している場合、それぞれの研修生数に含めており、研修生数の計も純計ではなく総計としている。

別表7 研修生受入事業に係る研修期間の状況（平成18、19両年度）

(単位：件、人、%)

省等	研修 期間 年度	1日～15日			16日～30日			31日～90日			91日以上			計		
		研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比
文部科学省	平成18年度	1	28	59.5	1	2	4.2	2	17	36.1	0	0	0%	4	47	100
	19年度	1	27	58.6	1	2	4.3	2	17	36.9	0	0	0%	4	46	100
厚生労働省	18年度	4	220	41.6	0	0	0	2	77	14.5	2	231	43.7%	8	528	100
	19年度	4	214	44.5	0	0	0	2	69	14.3	2	197	41.0%	8	480	100
農林水産省	18年度	2	42	18.6	1	21	9.3	8	66	29.3	4	96	42.6%	15	225	100
	19年度	2	41	19.6	2	21	10	5	57	27.2	5	90	43.0%	14	209	100
経済産業省	18年度	10	2,366	43.6	0	0	0	3	289	5.3	1	2,761	50.9%	14	5,416	100
	19年度	8	353	6.8	1	2,046	39.4	1	20	0.3	5	2,770	53.3%	15	5,189	100
国土交通省	18年度	1	8	7.8	0	0	0	1	14	13.7	3	80	78.4%	5	102	100
	19年度	1	8	8.3	0	0	0	1	10	10.4	3	78	81.2%	5	96	100
小計	18年度	18	2,664	42.1	2	23	0.3	16	463	7.3	10	3,168	50.1%	46	6,318	100
	19年度	16	643	10.6	4	2,069	34.3	11	173	2.8	15	3,135	52.0%	46	6,020	100
(独) 日本貿易振興機構	18年度	4	27	65.8	0	0	0	0	0	0	1	14	34.1%	5	41	100
	19年度	2	4	23.5	0	0	0	0	0	0	1	13	76.4%	3	17	100
計	18年度	22	2,691	42.3	2	23	0.3	16	463	7.2	11	3,182	50.0%	51	6,359	100
	19年度	18	647	10.7	4	2,069	34.2	11	173	2.8	16	3,148	52.1%	49	6,037	100
		40	3,338	26.9	6	2,092	16.8	27	636	5.1	27	6,330	51.0%	100	12,396	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 構成比は、研修生数の合計に占める各研修期間ごとの研修生数の割合である。

別表8 研修生受入事業の実施体制の状況（平成18、19両年度）

(単位：件、人、%)

省等	年度	直轄			委託			請負			補助			計		
		研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比	研修 の数	研修生 数	左の構 成比
文部科学省	平成18年度	0	0	0	0	0	0	3	19	40.4	1	28	59.5	4	47	100
	19年度	0	0	0	0	0	0	3	19	41.3	1	27	58.6	4	46	100
厚生労働省	18年度	1	8	1.5	5	289	54.7	0	0	0	2	231	43.7	8	528	100
	19年度	1	12	2.5	5	271	56.4	0	0	0	2	197	41.0	8	480	100
農林水産省	18年度	0	0	0	2	42	18.6	0	0	0	13	183	81.3	15	225	100
	19年度	0	0	0	2	41	19.6	0	0	0	12	168	80.3	14	209	100
経済産業省	18年度	0	0	0	5	283	5.2	0	0	0	9	5,133	94.7	14	5,416	100
	19年度	0	0	0	5	252	4.8	0	0	0	10	4,937	95.1	15	5,189	100
国土交通省	18年度	0	0	0	1	8	7.8	1	2	1.9	3	92	90.1	5	102	100
	19年度	0	0	0	1	8	8.3	1	2	2	3	86	89.5	5	96	100
小計	18年度	1	8	0.1	13	622	9.8	4	21	0.3	28	5,667	89.6	46	6,318	100
	19年度	1	12	0.1	13	572	9.5	4	21	0.3	28	5,415	89.9	46	6,020	100
(独) 日本貿易振興機構	18年度	5	41	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	41	100
	19年度	2	15	88.2	1	2	11.7	0	0	0	0	0	0	3	17	100
計	18年度	6	49	0.7	13	622	9.7	4	21	0.3	28	5,667	89.1	51	6,359	100
	19年度	3	27	0.4	14	574	9.5	4	21	0.3	28	5,415	89.6	49	6,037	100
		9	76	0.6	27	1,196	9.6	8	42	0.3	56	11,082	89.3	100	12,396	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 構成比は、研修生数の合計に占める直轄、委託、請負、及び補助の研修生数の割合である。

別表9 実務研修を含む研修の実施状況（平成18、19両年度）

省等	年度	研修 の数	研修生数 (A) (人)	実務研修を含む研修				実務研修を含まない研修			
				研修 の数	研修生数 (B) (人)	割合 C=B/A (%)	研修期間 (日)	研修 の数	研修生数 (D) (人)	割合 E=D/A (%)	研修期間 (日)
文部科学省	平成18年度	4	47	0	0	0	—	4	47	100	6～46
	19年度	4	46	0	0	0	—	4	46	100	6～32
厚生労働省	18年度	8	528	1	214	40.5	152	7	314	59.4	12～224
	19年度	8	480	1	183	38.1	159	7	297	61.8	12～224
農林水産省	18年度	15	225	4	94	41.7	55～326	11	131	58.2	8～216
	19年度	14	209	4	109	52.1	48～325	10	100	47.8	8～216
経済産業省	18年度	14	5,416	4	3,050	56.3	59～139	10	2,366	43.6	5～15
	19年度	15	5,189	5	2,770	53.3	94～349	10	2,419	46.6	5～40
国土交通省	18年度	5	102	1	40	39.2	180	4	62	60.7	11～404
	19年度	5	96	1	38	39.5	180	4	58	60.4	11～404
小計	18年度	46	6,318	10	3,398	53.7	55～326	36	2,920	46.2	5～404
	19年度	46	6,020	11	3,100	51.4	48～349	35	2,920	48.5	5～404
(独) 日本貿易振興機構	18年度	5	41	0	0	0	—	5	41	100	7～100
	19年度	3	17	0	0	0	—	3	17	100	8～103
計	18年度	51	6,359	10	3,398	53.4	55～326	41	2,961	46.5	5～404
	19年度	49	6,037	11	3,100	51.3	48～349	38	2,937	48.6	5～404
		100	12,396	21	6,498	52.4	55～349	79	5,898	47.5	5～404

(注) (独) は独立行政法人の略である。

別表10 研修生の選定方法（平成18、19両年度）

省等	年度	研修 の数	研修生の選定方法													(A+B+C)
			左のう ち実務 研修を 含む研 修	派遣国の 省庁等の 機関に 所属して いる者 から選 定	左のう ち実務 研修を 含む研 修	委託先又 は補助先 の関連団 体に所属 している 者から選 定	左のう ち実務 研修を 含む研 修	(B) 以外 の民間会 社に所属 している 者から選 定	左のう ち実務 研修を 含む研 修	試験の実 施による 選定	左のう ち実務 研修を 含む研 修	公募によ る選定	左のう ち実務 研修を 含む研 修	その他	左のう ち実務 研修を 含む研 修	
				(A)		(B)		(C)								
文部科学省	平成18年度	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	19年度	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
厚生労働省	18年度	8	1	3	1	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	8
	19年度	8	1	3	1	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	8
農林水産省	18年度	15	4	8	1	0	0	7	2	0	0	2	0	2	1	13
	19年度	14	4	8	1	0	0	6	2	0	0	2	0	2	1	12
経済産業省	18年度	14	4	6	1	1	0	5	1	1	0	9	4	6	1	8
	19年度	15	5	5	1	1	0	5	1	0	0	11	5	7	1	7
国土交通省	18年度	5	1	2	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	4
	19年度	5	1	2	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	4
小計	18年度	46	10	21	3	5	0	17	5	3	1	13	4	8	2	35
	19年度	46	11	21	3	5	0	16	5	2	1	14	5	9	2	34
(独) 日本貿易振興機構	18年度	5	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
	19年度	3	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
計	18年度	51	10	23	3	6	0	20	5	3	1	13	4	8	2	40
	19年度	49	11	22	3	6	0	18	5	2	1	14	5	9	2	37
		100	21	45	6	12	0	38	10	5	2	27	9	17	4	77

注(1) (独) は独立行政法人の略である。

注(2) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても研修の数と一致しない場合がある。なお、A+B+Cの数値は純計である。

注(3) 「その他」は、国際機関による選定などである。

別表11 研修生の派遣元（平成18、19両年度）

(単位：人、％)

省等	年度	研修生数		研修生の派遣元別の内訳								
		(A)	うち実務研修を含む研修	省庁等の国・地方の機関(公務員)			民間会社			その他		
				(B)	うち実務研修を含む研修	構成比(B/A)	(C)	うち実務研修を含む研修	構成比(C/A)	(D)	うち実務研修を含む研修	構成比(D/A)
文部科学省	平成18年度	47	0	34	0	72.3	0	0	0	13	0	27.6
	19年度	46	0	35	0	76.0	0	0	0	11	0	23.9
厚生労働省	18年度	528	214	29	7	5.4	373	207	70.6	126	0	23.8
	19年度	480	183	25	5	5.2	328	177	68.3	127	1	26.4
農林水産省	18年度	225	94	67	0	29.7	86	28	38.2	72	66	32.0
	19年度	209	109	72	2	34.4	74	46	35.4	63	61	30.1
経済産業省	18年度	5,416	3,050	291	1	5.3	5,094	3,034	94	34	0	0.6
	19年度	5,189	2,770	254	3	4.8	4,867	2,751	93.7	59	0	1.1
国土交通省	18年度	102	40	48	0	47.0	54	40	52.9	0	0	0
	19年度	96	38	48	0	50.0	48	38	50	0	0	0
小計	18年度	6,318	3,398	469	8	7.4	5,607	3,309	88.7	245	66	3.8
	19年度	6,020	3,100	434	10	7.2	5,317	3,012	88.3	260	62	4.3
(独)日本貿易振興機構	18年度	41	0	21	0	51.2	20	0	48.7	0	0	0
	19年度	17	0	14	0	82.3	2	0	11.7	1	0	5.8
計	18年度	6,359	3,398	490	8	7.7	5,627	3,309	88.4	245	66	3.8
	19年度	6,037	3,100	448	10	7.4	5,319	3,012	88.1	261	62	4.3
		12,396	6,498	938	18	7.5	10,946	6,321	88.3	506	128	4.0

(注) (独)は独立行政法人の略である。

別表12 開発途上国以外の国からの研修生受入れ等（平成18、19両年度）

(単位：人、％、千円)

省等	年度	研修生数	全体事業費	開発途上国及び開発途上国以外の国からの受入人数の区分				
				開発途上国からの受入れ		開発途上国以外の国からの受入れ		
				人数	構成比(B/A)	人数	構成比(C/A)	開発途上国以外の者に係る事業費
文部科学省	平成18年度	47	31,252	35	74.4	12	25.5	3,446
	19年度	46	33,302	38	82.6	8	17.3	3,718
厚生労働省	18年度	528	0	528	100	0	0	0
	19年度	480	0	480	100	0	0	0
農林水産省	18年度	225	7,195	216	96.0	9	4.0	414
	19年度	209	7,370	205	98.0	4	1.9	184
経済産業省	18年度	5,416	0	5,416	100	0	0	0
	19年度	5,189	0	5,189	100	0	0	0
国土交通省	18年度	102	0	102	100	0	0	0
	19年度	96	0	96	100	0	0	0
小計	18年度	6,318	38,448	6,297	99.6	21	0.3	3,860
	19年度	6,020	40,673	6,008	99.8	12	0.1	3,902
(独)日本貿易振興機構	18年度	41	0	41	100	0	0	0
	19年度	17	0	17	100	0	0	0
計	18年度	6,359	38,448	6,338	99.6	21	0.3	3,860
	19年度	6,037	40,673	6,025	99.8	12	0.1	3,902
		12,396	79,121	12,363	99.7	33	0.2	7,763

(注) (独)は独立行政法人の略である。

別表13 研修の効果測定の実施状況（平成18、19両年度）

（単位：件、％）

省等	年度	研修の数 (A)	効果測定の実施状況				効果測定を実施している場合の効果測定の方法					
			実施 (B)	構成比 (B/A)	未実施 (C)	構成比 (C/A)	試験	調査票	レポート の提出	発表・討 論	指導員に よる評価 書の作成	調査票の み実施
文部科学省	平成18年度	4	4	100	0	0	0	4	3	0	0	1
	19年度	4	4	100	0	0	0	4	3	0	0	1
厚生労働省	18年度	8	8	100	0	0	1	4	7	7	3	0
	19年度	8	8	100	0	0	1	4	7	7	3	0
農林水産省	18年度	15	15	100	0	0	0	12	3	6	11	0
	19年度	14	14	100	0	0	0	10	4	7	10	0
経済産業省	18年度	14	13	92.8	1	7.1	0	11	0	6	0	7
	19年度	15	14	93.3	1	6.6	0	13	0	5	0	9
国土交通省	18年度	5	5	100	0	0	1	2	1	0	2	2
	19年度	5	5	100	0	0	1	2	1	0	2	2
小計	18年度	46	45	97.8	1	2.1	2	33	14	19	16	10
	19年度	46	45	97.8	1	2.1	2	33	15	19	15	12
(独)日本貿易振興機構	18年度	5	4	80.0	1	20.0	1	4	1	4	1	0
	19年度	3	3	100	0	0	1	3	1	3	1	0
計	18年度	51	49	96.0	2	3.9	3	37	15	23	17	10
	19年度	49	48	97.9	1	2.0	3	36	16	22	16	12
		100	97	97.0	3	3.0	6	73	31	45	33	22

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 効果測定の方法は、複数回答のため、各項目の数値を合計しても効果測定を実施している研修の数と一致しない場合がある。

別表14 研修終了後の状況の把握状況（平成18、19両年度）

（単位：件、人、％）

省等	年度	研修の数 (A)	左の研修 生数 (B)	研修終了 後の状況 の把握を 行っている 研修の 数 (C)	左の研修 生数 (D)	研修終了 後の状況 の把握を 行っていない 研修の 数	左の研修 生数	研修終了 後の状況 の把握を 行っている 研修の 割合 E=C/A	研修終了 後の状況 の把握を 行っている 研修生 数の割合 F=D/B
文部科学省	平成18年度	4	47	3	19	1	28	75.0	40.4
	19年度	4	46	3	19	1	27	75.0	41.3
厚生労働省	18年度	8	528	6	435	2	93	75.0	82.3
	19年度	8	480	6	399	2	81	75.0	83.1
農林水産省	18年度	15	225	7	84	8	141	46.6	37.3
	19年度	14	209	7	78	7	131	50.0	37.3
経済産業省	18年度	14	5,416	3	20	11	5,396	21.4	0.3
	19年度	15	5,189	2	22	13	5,167	13.3	0.4
国土交通省	18年度	5	102	2	46	3	56	40.0	45.0
	19年度	5	96	2	46	3	50	40.0	47.9
小計	18年度	46	6,318	21	604	25	5,714	45.6	9.5
	19年度	46	6,020	20	564	26	5,456	43.4	9.3
(独)日本貿易振興機構	18年度	5	41	4	37	1	4	80.0	90.2
	19年度	3	17	3	17	0	0	100	100
計	18年度	51	6,359	25	641	26	5,718	49.0	10.0
	19年度	49	6,037	23	581	26	5,456	46.9	9.6
		100	12,396	48	1,222	52	11,174	48.0	9.8

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 研修終了後の状況の把握を行っている研修の場合も、必ずしも研修生全員の状況が把握できているわけではないが、DはCに係る研修生全員の数を計上している。

別表15 研修終了後の研修関連職務への従事状況（平成18、19両年度）

(単位：人、％)

省等	年度	研修終了後の状況を把握している人数 (A) (人)	研修終了後の状況		研修終了後の状況を把握する母数 (C) (人)	研修終了後の状況を把握している者の割合 D=A/C (%)	研修関連業務に従事している者の割合 E=B/A (%)
			研修関連業務に従事 (B) (人)	研修関連業務以外に従事等 (人)			
文部科学省	平成18年度	11	11	0	19	57.8	100
	19年度	13	13	0	19	68.4	100
厚生労働省	18年度	402	357	45	432	93.0	88.8
	19年度	278	243	35	297	93.6	87.4
農林水産省	18年度	52	42	10	84	61.9	80.7
	19年度	36	33	3	78	46.1	91.6
経済産業省	18年度	8	8	0	11	72.7	100
	19年度	26	26	0	28	92.8	100
国土交通省	18年度	41	41	1	53	77.3	100
	19年度	7	7	1	8	87.5	100
小計	18年度	514	459	56	599	85.8	89.2
	19年度	360	322	39	430	83.7	89.4
(独)日本貿易振興機構	18年度	36	36	0	37	97.2	100
	19年度	17	17	0	17	100	100
計	18年度	550	495	56	636	86.4	90.0
	19年度	377	339	39	447	84.3	89.9
		927	834	95	1,083	85.5	89.9

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 本表の「年度」は、研修の実施年度ではなく、研修生の状況の把握時点の属する年度であり、研修によっては、過去からの研修生の状況を一齐に調査していることから、本表の対象となる研修生と別表14の対象となる研修生とは一致しない。

別表16 研修終了後のフォローアップの実施状況（平成18、19両年度）

（単位：件、人）

省等	年度	研修の数		研修後の フォロー アップを 行っている 研修の 数	左の研修 生数	フォローアップの方法			研修後の フォロー アップを 行ってい ない研修 の数	左の研修 生数
			左の研修 生数			研修生派 遣国へ調 査団又は 調査員の 派遣	研修関連 書籍・資 料等の送 付	その他		
文部科学省	平成18年度	4	47	3	19	0	3	0	1	28
	19年度	4	46	3	19	0	3	0	1	27
厚生労働省	18年度	8	528	8	528	5	4	4	0	0
	19年度	8	480	8	480	5	3	4	0	0
農林水産省	18年度	15	225	6	131	5	0	1	9	94
	19年度	14	209	6	125	5	0	1	8	84
経済産業省	18年度	14	5,416	8	5,069	3	4	3	6	347
	19年度	15	5,189	8	4,986	3	6	1	7	203
国土交通省	18年度	5	102	1	40	0	0	1	4	62
	19年度	5	96	1	38	0	0	1	4	58
小計	18年度	46	6,318	26	5,787	13	11	9	20	531
	19年度	46	6,020	26	5,648	13	12	7	20	372
(独)日本貿易振興機構	18年度	5	41	1	4	0	0	1	4	37
	19年度	3	17	2	4	0	0	2	1	13
計	18年度	51	6,359	27	5,791	13	11	10	24	568
	19年度	49	6,037	28	5,652	13	12	9	21	385
		100	12,396	55	11,443	26	23	19	45	953

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) フォローアップの方法は複数回答である。

別表17 外国人研修・技能実習制度における「研修」と「技能実習」との主な違い

項 目	研修	技能実習
在留資格	「研修」	「特定活動」
活動内容	我が国の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動 「実務研修」：商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修	実践的な技術等を修得するため、我が国の公私の機関との雇用契約に基づいて行う活動 (63種116作業)
修得技能水準の目標	技能検定基礎2級相当（研修期間1年の場合）	技能検定基礎1級相当（1年目） 技能検定3級相当（2年目）
技能修得のための担保措置	「研修計画」の作成、履行	「技能実習計画」の作成、履行
受入機関等の責務	生活指導員・研修指導員の配置	
	研修計画の作成・履行	技能実習計画の作成・履行
	宿泊施設の確保	宿泊施設の確保
		労働関係法令等の遵守
団体監理型における団体の責務	第一次受入機関は、3か月に1回研修の実施状況について監査を行い、地方入国管理局へ報告	
労働者性の有無	無し	有り

別表18 受入企業等の規模別の移行申請者数（平成18、19両年度）

従業員規模	平成18年度				19年度				移行申請者の増加 人数 C=B-A (人)	移行申請者の増加 率 D=C/A (%)
	受入企業 等数 (社等)	左のうち 団体監理 型 (社等)	移行申請 者数 A (人)	左のうち 団体監理 型 (人)	受入企業 等数 (社等)	左のうち 団体監理 型 (社等)	移行申請 者数 B (人)	左のうち 団体監理 型 (人)		
1～4人	2,656	2,656	4,818	4,818	2,971	2,971	5,357	5,357	539	11.1
5～9人	3,690	3,689	8,080	8,078	4,390	4,388	9,438	9,434	1,358	16.8
10～19人	3,370	3,370	7,820	7,820	3,809	3,808	8,746	8,745	926	11.8
20～49人	2,900	2,883	7,077	7,045	3,523	3,499	8,483	8,443	1,406	19.8
50～99人	2,168	2,117	7,800	7,658	2,579	2,522	9,042	8,889	1,242	15.9
100～199人	1,210	1,133	5,886	5,607	1,420	1,345	6,875	6,569	989	16.8
200～299人	478	435	2,786	2,544	575	518	3,195	2,912	409	14.6
300人～999人	494	407	3,875	3,186	673	577	4,982	4,290	1,107	28.5
1000人以上	247	189	2,863	2,054	363	284	4,059	2,976	1,196	41.7
不明	5	5	11	11	0	0	0	0	-11	-100.0
計	17,218	16,884	51,016	48,821	20,303	19,912	60,177	57,615	9,161	17.9

注(1) 従業員数には、技能実習生の数を含んでいる。

注(2) 受入企業等数は、技能実習生の受入申請の1件ごとの延べ数である。

別表19 受入企業等の業種別の移行申請者数（平成18、19両年度）

業種	平成18年度		19年度		移行申請者の増加 人数 C=B-A (人)	移行申請者の増加 率 D=C/A (%)
	受入企業 等数 (社等)	移行申請 者数 A (人)	受入企業 等数 (社等)	移行申請 者数 B (人)		
農業	2,157	3,341	2,574	4,045	704	21.0
漁業	169	304	184	318	14	4.6
建設	1,493	3,930	2,003	5,275	1,345	34.2
食料品製造	1,764	6,117	1,929	6,797	680	11.1
繊維・衣服	4,928	15,072	4,967	14,871	-201	-1.3
機械・金属	3,655	12,557	4,687	15,907	3,350	26.6
その他	3,136	9,695	4,080	12,964	3,269	33.7
計	17,302	51,016	20,424	60,177	9,161	17.9

注(1) 従業員数には、技能実習生の数を含んでいる。

注(2) 受入企業等数は、技能実習生の受入申請の1件ごとの延べ数である。

注(3) 同一企業等で複数の業種の技能実習生を受け入れている場合は、それぞれの業種の企業等数に含めている。

別表20 第一次受入機関の業態別の移行申請者数（平成18、19両年度）

業態	平成18年度				19年度				移行申請者の増加 人数 C=B-A (人)	移行申請者の増加 率 D=C/A (%)
	第一次受 入機関数 (社等)	受入企業 等数 (社等)	構成比 (%)	移行申請 者数 A (人)	第一次受 入機関数 (社等)	受入企業 等数 (社等)	構成比 (%)	移行申請 者数 B (人)		
商工会議所・商工会	190	503	3.1	1,603	189	484	2.5	1,510	-93	-5.8
協同組合等の中小企業 団体	3,841	13,359	76.7	39,166	4,932	15,941	78.4	47,189	8,023	20.4
農業協同組合、農業技 術協力を行う公益法人	133	901	2.3	1,189	171	1,078	2.3	1,391	202	16.9
民法第34条による社 団・財団法人	255	1,303	8.2	4,212	332	1,527	8.0	4,821	609	14.4
企業単独型	0	334	4.3	2,195	391	391	4.2	2,562	367	16.7
その他	198	821	5.1	2,651	250	882	4.4	2,704	53	1.9
計	4,617	17,221	100	51,016	6,265	20,303	100	60,177	9,161	17.9

(注) 構成比は、移行申請者数の合計に占める業態別の移行申請者数の割合である。

別表21 技能実習に移行する研修生の評価試験の受験状況（平成18、19両年度）

(単位：人、%)

試験種別	項目 試験実施主体	技能検定基礎2級・JITCO認定評価システム初級					
		平成18年度			19年度		
		受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率	受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率
		A	B	C=B/A	E	F	G=F/E
技能検定	各都道府県職業能力開発協会	39,362	37,262	95.8	46,061	43,313	95.3
JITCO 認定評価 システム	全国農業会議所	3,395	3,372		4,017	3,957	
	社団法人大日本水産会	293	293		339	339	
	社団法人日本建設機械化協会	121	120		167	165	
	社団法人日本缶詰協会	146	146		157	157	
	社団法人日本食鳥協会	558	558		570	570	
	全国水産加工業協同組合連合会	4,136	4,130		4,542	4,532	
	財団法人日本綿業技術・経済研究所	728	720		747	745	
	社団法人日本溶接協会	3,518	3,495		5,086	5,023	
	小計	12,895	12,834		15,625	15,488	
	計	52,257	50,096		61,686	58,801	

(注) 「受験申請者数又は受験者数」は、技能検定については受験申請者数、JITCO認定評価システムについては受験者数である。

別表22 技能実習生に対する評価試験の状況（平成18、19両年度）

(1) 技能検定基礎1級・JITCO認定評価システム中級

(単位：人、%)

項 目		技能検定基礎1級・JITCO認定評価システム中級									
		平成18年度					19年度				
		受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	17年度移 行申請者 数	17年度移 行申請者 に対する 受験率	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率	受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	18年度移 行申請者 数	18年度移 行申請者 に対する 受験率	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率
		A	B	C	D=A/C	E=B/A	F	G	H	I=F/H	J=G/F
技能検定	各都道府県職業能力開発協会	402	381				330	305			
JITCO 認定評価 システム	全国農業会議所	1	0				—	—			
	社団法人大日本水産会	10	10				—	—			
	社団法人日本建設機械化協会	—	—				—	—			
	社団法人日本缶詰協会	—	—				—	—			
	社団法人日本食鳥協会	10	10				21	21			
	全国水産加工業協同組合連合会	—	—				5	4			
	財団法人日本綿業技術・経済研 究所	—	—				6	6			
	社団法人日本溶接協会	—	—				0	0			
	小計	21	20				32	31			
	計	423	401				362	336			

(2) 技能検定3級・JITCO認定評価システム専門級

(単位：人、%)

項 目		技能検定3級・JITCO認定評価システム専門級									
		平成18年度					19年度				
		受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	16年度移 行申請者 数	16年度移 行申請者 に対する 受験率	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率	受験申請 者数又は 受験者数	合格者数	17年度移 行申請者 数	17年度移 行申請者 に対する 受験率	受験申請 者数又は 受験者数 に対する 合格率
		A	B	C	D=A/C	E=B/A	F	G	H	I=F/H	J=G/F
技能検定	各都道府県職業能力開発協会	255	238				342	306			
JITCO 認定評価 システム	全国農業会議所	1	0				—	—			
	社団法人大日本水産会	—	—				—	—			
	社団法人日本建設機械化協会	—	—				—	—			
	社団法人日本缶詰協会	8	8				20	20			
	社団法人日本食鳥協会	4	4				4	4			
	全国水産加工業協同組合連合会	—	—				—	—			
	財団法人日本綿業技術・経済研 究所	—	—				—	—			
	社団法人日本溶接協会	—	—				—	—			
	小計	13	12				24	24			
	計	268	250				366	330			

注(1) 「受験申請者数又は受験者数」は、技能検定については受験申請者数、JITCO認定評価システムについては受験者数である。

注(2) 移行申請者数からは移行取下げ者の数を除いている。

別表23 巡回指導の指摘内容（平成18、19両年度）

(単位：％、ポイント)

主な指導項目			平成18年度			19年度			増加ポイント F-C
			指導先受入企業等	指摘件数	指摘率	指導先受入企業等	指摘件数	指摘率	
			A	B	C=B/A	D	E	F=E/D	
文書指導項目	実施体制	技能実習生と移行者の不一致	6,206	1	0	8,041	2	0.0	0.0
		申請技能実習場所との不一致		62	0.9		85	1.0	0.1
	技能修得	技能実習計画の進捗よく状況が計画と大きく異なる		9	0.1		13	0.1	0.0
		書面による労働条件の明示なし		18	0.2		32	0.3	0.1
	労働条件	不適正な賃金控除		42	0.6		43	0.5	-0.1
		最低賃金割れ		24	0.3		64	0.7	0.4
	健康安全	定期健康診断の未実施		126	2.0		173	2.1	0.1
口頭指導項目	技能修得	技能検定等の受験予定なし	6,206	2,652	42.7	8,041	3,620	45.0	2.3
		技能実習記録の未作成		1,298	20.9		1,582	19.6	-1.3
	保険措置	雇用保険の未加入		996	16.0		1,147	14.2	-1.8
		労災保険の未加入		318	5.1		419	5.2	0.1
		厚生年金の未加入		1,103	17.7		1,212	15.0	-2.7
		厚生年金の非適用		655	10.5		739	9.1	-1.4
		健康保険の未加入		1,099	17.7		1,209	15.0	-2.7
		健康保険の非適用		652	10.5		736	9.1	-1.4

注(1) 「技能実習生と移行者の不一致」とは、実際に実習を行っていた技能実習生と移行申請された者とは異なる場合であり、「申請技能実習場所との不一致」とは、技能実習場所が無届けで変更されている場合のことである。

注(2) 指導先受入企業等数は訪問指導数の合計である。

注(3) 1企業等につき、二つ以上の問題があった場合には、それぞれの指摘件数に含めているため、指摘件数の計は企業等数を上回る場合がある。

別表24 技能検定基礎1級及び同3級の各合格者数(平成19年度)と移行申請者数の多い10都道府県の状況(平成17、18両年度)

(1) 平成19年度基礎1級合格者数上位10都道府県

順位	都道府県	平成19年度基礎1級		
		合格者数 (人)	18年度移行申請者数 (人)	順位
1	秋田県	81	501	36
2	岩手県	74	556	34
3	宮城県	52	566	33
4	山形県	39	426	37
5	青森県	27	395	41
6	徳島県	13	977	19
7	岐阜県	4	4,231	2
8	愛知県	3	5,070	1
8	北海道	3	1,257	14
8	福島県	3	711	25
8	大分県	3	404	40
その他36都府県		3	35,922	
計		305	51,016	

移行申請者数上位10都道府県

順位	都道府県	18年度移行申請者数 (人)	19年度基礎1級	
			合格者数 (人)	順位
1	愛知県	5,070	3	8
2	岐阜県	4,231	4	7
3	茨城県	2,612	0	14
4	静岡県	2,320	0	14
5	広島県	2,264	2	12
6	三重県	2,080	0	14
7	大阪府	1,617	1	13
8	千葉県	1,616	0	14
9	兵庫県	1,615	0	14
10	埼玉県	1,491	0	14
その他37都道府県		26,100		295
計		51,016		305

(2) 平成19年度3級合格者数上位10都道府県

順位	都道府県	平成19年度3級		
		合格者数 (人)	17年度移行申請者数 (人)	順位
1	秋田県	108	565	24
2	岩手県	86	522	29
3	島根県	33	540	28
4	福島県	32	616	22
5	茨城県	10	2,104	3
6	福井県	10	1,304	11
7	兵庫県	7	1,394	7
8	宮城県	5	424	37
9	東京都	4	490	32
10	北海道	3	1,107	12
10	徳島県	3	961	15
その他36府県		5	30,966	
計		306	40,993	

移行申請者数上位10都道府県

順位	都道府県	17年度移行申請者数 (人)	19年度3級	
			合格者数 (人)	順位
1	岐阜県	3,620	0	16
2	愛知県	3,453	2	12
3	茨城県	2,104	10	5
4	広島県	1,837	0	16
5	三重県	1,756	0	16
6	静岡県	1,578	0	16
7	兵庫県	1,394	7	7
8	愛媛県	1,357	0	16
9	千葉県	1,332	0	16
10	大阪府	1,330	0	16
その他37都道府県		21,232		287
計		40,993		306

(注) 網掛けの部分は、合格者がいなかった府県である。

別表25 巡回指導の実施結果（平成18、19両年度）

(単位：％、ポイント)

従業員規模	平成18年度					19年度					増加ポイント	
	巡回指導 を実施した 受入企業 等数	結果				巡回指導 を実施した 受入企業 等数	結果				文書指導	口頭指導
		文書指導	左の 指摘率	口頭指導	左の 指摘率		文書指導	左の 指摘率	口頭指導	左の 指摘率		
1～4人	791	10	1.2	731	92.4	898	56	6.2	836	93.0	5.0	0.6
5～9人	1,418	28	1.9	1,263	89.0	1,804	59	3.2	1,674	92.7	1.3	3.7
10～19人	1,293	24	1.8	1,081	83.6	1,730	41	2.3	1,546	89.3	0.5	5.7
20～49人	1,265	30	2.3	1,065	84.1	1,786	49	2.7	1,563	87.5	0.4	3.4
50～99人	761	17	2.2	606	79.6	940	16	1.7	812	86.3	-0.5	6.7
100～199人	418	8	1.9	342	81.8	528	7	1.3	455	86.1	-0.6	4.3
200～299人	124	1	0.8	96	77.4	168	1	0.5	146	86.9	-0.3	9.5
300人～999人	104	1	0.9	87	83.6	158	4	2.5	146	92.4	1.6	8.8
1000人以上	31	0	0	22	70.9	29	0	0	26	89.6	0	18.7
不明	1	0	0	1	100	—	—	—	—	—	—	—
計	6,206	119	1.9	5,294	85.3	8,041	233	2.8	7,204	89.5	0.9	4.2

別表26 受入企業等の規模別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）

従業員規模	平成18年度					19年度					移行取下 げ者の増 加人数	移行取下 げ者の増 加率
	移行取下 げ書提出 受入企業 等数	移行取下 げ者数 A	左のうち 団体監理 型 (人)	18年度移 行申請者 数 B	18年度移 行申請者 に対する 割合 C=A/B (%)	移行取下 げ書提出 受入企業 等数	移行取下 げ者数 D	左のうち 団体監理 型人数 (人)	19年度移 行申請者 数 E	19年度移 行申請者 に対する 割合 F=D/E (%)		
	(社等)	(人)	(人)	(人)	(%)	(社等)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
1～4人	146	194	194	4,818	4.0	158	195	195	5,357	3.6	1	0.5
5～9人	223	277	277	8,080	3.4	206	282	282	9,438	2.9	5	1.8
10～19人	152	189	189	7,820	2.4	138	185	185	8,746	2.1	-4	-2.1
20～49人	132	199	199	7,077	2.8	134	176	176	8,483	2.0	-23	-11.5
50～99人	86	127	124	7,800	1.6	119	166	162	9,042	1.8	39	30.7
100～199人	70	107	93	5,886	1.8	58	83	78	6,875	1.2	-24	-22.4
200～299人	21	48	47	2,786	1.7	31	50	43	3,195	1.5	2	4.1
300人～999人	28	47	32	3,875	1.2	51	61	53	4,982	1.2	14	29.7
1000人以上	18	49	42	2,863	1.7	36	81	68	4,059	1.9	32	65.3
不明	—	—	—	11	0	—	—	—	—	—	—	—
計	876	1,237	1,197	51,016	2.4	931	1,279	1,242	60,177	2.1	42	3.3

注(1) J I T C Oが移行取下げ書を受理した日を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は取下げ書1件ごとの延べ数である。

別表27 受入企業等の業種別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）

業種	平成18年度				19年度				移行取下げ者の増加人数 G=D-A (人)	移行取下げ者の増加率 H=G/A (%)
	移行取下げ書提出受入企業等数	移行取下げ者数	18年度移行申請者数	18年度移行申請者に対する割合	移行取下げ書提出受入企業等数	移行取下げ者数	19年度移行申請者数	19年度移行申請者に対する割合		
	(社等) A (人)	B (人)	C=A/B (%)		(社等) D (人)	E (人)	F=D/E (%)			
農業	128	165	3,341	4.9	106	126	4,045	3.1	-39	-23.6
漁業	11	12	304	3.9	4	5	318	1.5	-7	-58.3
建設	105	140	3,930	3.5	131	181	5,275	3.4	41	29.2
食料品製造	101	202	6,117	3.3	80	128	6,797	1.8	-74	-36.6
繊維・衣服	215	304	15,072	2.0	202	283	14,871	1.9	-21	-6.9
機械・金属	159	202	12,557	1.6	198	242	15,907	1.5	40	19.8
その他	157	212	9,695	2.1	210	314	12,964	2.4	102	48.1
計	876	1,237	51,016	2.4	931	1,279	60,177	2.1	42	3.3

注(1) J I T C Oが移行取下げ書を受理した日を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は取下げ書1件ごとの延べ数である。

別表28 第一次受入機関の業態別の移行取下げ者数（平成18、19両年度）

業態	平成18年度					19年度					移行取下げ者の増加人数 G=D-A (人)	移行取下げ者の増加率 H=G/A (%)
	移行取下げ書提出受入企業等数	移行取下げ者数	構成比	18年度移行申請者数	18年度移行申請者数に対する割合	移行取下げ書提出受入企業等数	移行取下げ者数	構成比	19年度移行申請者数	19年度移行申請者数に対する割合		
	(社等) A (人)	B (人)	(%)	C=A/B (%)		(社等) D (人)	E (人)	(%)	F=D/E (%)			
商工会議所・商工会	20	26	2.1	1,603	1.6	29	36	2.8	1,510	2.3	10	38.4
協同組合等の中小企業団体	717	1,009	81.5	39,166	2.5	748	1,028	80.3	47,189	2.1	19	1.8
農業協同組合、農業技術協力を行う公益法人	36	41	3.3	1,189	3.4	35	38	2.9	1,391	2.7	-3	-7.3
民法第34条による社団・財団法人	39	68	5.4	4,212	1.6	53	82	6.4	4,821	1.7	14	20.5
企業単独型	22	40	3.2	2,195	1.8	25	37	2.8	2,562	1.4	-3	-7.5
その他	42	53	4.2	2,651	1.9	41	58	4.5	2,704	2.1	5	9.4
計	876	1,237	100	51,016	2.4	931	1,279	100	60,177	2.1	42	3.3

注(1) J I T C Oが移行取下げ書を受理した日を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は取下げ書1件ごとの延べ数である。

注(3) 構成比は、技能実習移行取下げ者数合計に占める業態別の技能実習移行取下げ者数の割合である。

別表29 受入企業等の規模別の途中帰国者数及び失そう者数（平成18、19両年度）

(1) 途中帰国者

従業員規模	平成18年度					19年度					途中帰国者の増加 人数	途中帰国者の増加 率
	途中帰国 報告に係 る受入企 業等数	途中帰国 者数	左のうち 団体監理 型	17,18両 年度の移 行申請者 数	17,18両 年度の移 行申請者 数に対する割合	途中帰国 報告に係 る受入企 業等数	途中帰国 者数	左のうち 団体監理 型	18,19両 年度の移 行申請者 数	18,19両 年度の移 行申請者 数に対する割合		
	(社等)	A (人)		B (人)	C=A/B (%)	(社等)	D (人)		E (人)	F=D/E (%)	G=D-A (人)	H=G/A (%)
1～4人	483	628	628	—	—	743	917	917	10,175	9.0	289	46.0
5～9人	526	662	662	—	—	983	1,293	1,293	17,518	7.3	631	95.3
10～19人	373	485	485	—	—	613	866	866	16,566	5.2	381	78.5
20～49人	283	401	395	—	—	471	670	659	15,560	4.3	269	67.0
50～99人	248	341	328	—	—	450	647	635	16,842	3.8	306	89.7
100～199人	181	320	289	—	—	318	566	530	12,761	4.4	246	76.8
200～299人	70	130	93	—	—	119	217	200	5,981	3.6	87	66.9
300人～999人	104	176	150	—	—	165	276	238	8,857	3.1	100	56.8
1000人以上	69	153	111	—	—	136	252	180	6,922	3.6	99	64.7
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	11	0	—	—
計	2,337	3,296	3,141	92,009	3.5	3,998	5,704	5,518	111,193	5.1	2,408	73.0

(2) 失そう者

従業員規模	平成18年度					19年度					失そう者の増加 人数	失そう者の増加 率
	失そう者 報告に係 る受入企 業等数	失そう者 数	左のうち 団体監理 型	17,18両 年度の移 行申請者 数	17,18両 年度の移 行申請者 数に対する割合	失そう者 報告に係 る受入企 業等数	失そう者 数	左のうち 団体監理 型	18,19両 年度の移 行申請者 数	18,19両 年度の移 行申請者 数に対する割合		
	(社等)	A (人)		B (人)	C=A/B (%)	(社等)	D (人)		E (人)	F=D/E (%)	D-A (人)	(D-A)/A (%)
1～4人	159	197	197	—	—	194	237	237	10,175	2.3	40	20.3
5～9人	282	341	341	—	—	361	441	441	17,518	2.5	100	29.3
10～19人	217	271	271	—	—	290	347	347	16,566	2.0	76	28.0
20～49人	219	276	276	—	—	288	356	354	15,560	2.2	80	28.9
50～99人	181	233	228	—	—	222	284	282	16,842	1.6	51	21.8
100～199人	102	141	138	—	—	140	197	187	12,761	1.5	56	39.7
200～299人	36	52	47	—	—	53	66	64	5,981	1.1	14	26.9
300人～999人	54	87	76	—	—	84	129	120	8,857	1.4	42	48.2
1000人以上	41	70	61	—	—	43	68	61	6,922	0.9	-2	-2.8
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	11	0	—	—
計	1,291	1,668	1,635	92,009	1.8	1,675	2,125	2,093	111,193	1.9	457	27.3

注(1) 途中帰国日・所在不明日（失そう日）を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は途中帰国報告書・所在不明報告書1件ごとの延べ数である。

別表30 受入企業等の業種別の途中帰国者数及び失そう者数（平成18、19両年度）

(1) 途中帰国者

業種	平成18年度				19年度				途中帰国者の増加 人数	途中帰国者の増加 率
	途中帰国 報告受入 企業等数	途中帰国 者数	17、18両 年度の移 行申請者 数	17、18両 年度の移 行申請者 数に対する 割合	途中帰国 報告受入 企業等数	途中帰国 者数	18、19両 年度の移 行申請者 数	18、19両 年度の移 行申請者 数に対する 割合		
	(社等)	A (人)	B (人)	C=A/B (%)	(社等)	D (人)	E (人)	F=D/E (%)		
農業	415	502	6,099	8.2	758	895	7,386	12.1	393	78.2
漁業	13	16	584	2.7	26	33	622	5.3	17	106.2
建設	170	232	6,589	3.5	352	503	9,205	5.4	271	116.8
食料品製造	281	482	10,961	4.3	458	700	12,914	5.4	218	45.2
繊維・衣服	694	1,024	29,361	3.4	1,075	1,679	29,943	5.6	655	63.9
機械・金属	403	540	21,460	2.5	705	989	28,464	3.4	449	83.1
その他	361	500	16,955	2.9	624	905	22,659	3.9	405	81.0
計	2,337	3,296	92,009	3.5	3,998	5,704	111,193	5.1	2,408	73.0

(2) 失そう者

業種	平成18年度				19年度				失そう者の増加 人数	失そう者の増加 率
	失そう者 報告受入 企業等数	失そう者 数	17、18両 年度の移 行申請者 数	17、18両 年度の移 行申請者 数に対する 割合	失そう者 報告受入 企業等数	失そう者 数	18、19両 年度の移 行申請者 数	18、19両 年度の移 行申請者 数に対する 割合		
	(社等)	A (人)	B (人)	C=A/B (%)	(社等)	D (人)	E (人)	F=D/E (%)		
農業	88	102	6,099	1.6	117	134	7,386	1.8	32	31.3
漁業	0	0	584	0.0	5	6	622	0.9	6	—
建設	223	308	6,589	4.6	343	445	9,205	4.8	137	44.4
食料品製造	102	141	10,961	1.2	168	238	12,914	1.8	97	68.7
繊維・衣服	273	354	29,361	1.2	285	356	29,943	1.1	2	0.5
機械・金属	317	404	21,460	1.8	394	484	28,464	1.7	80	19.8
その他	289	359	16,955	2.1	365	462	22,659	2.0	103	28.6
計	1,292	1,668	92,009	1.8	1,677	2,125	111,193	1.9	457	27.3

注(1) 途中帰国日・所在不明日（失そう日）を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は途中帰国報告書・所在不明報告書1件ごとの延べ数である。

別表31 第一次受入機関の業態別の途中帰国者及び失そう者数（平成18、19両年度）

(1) 途中帰国者

業態	平成18年度					19年度					途中帰国者の増加 人数	途中帰国者の増加 率
	途中帰国 報告に係 る受入企 業等数	途中帰国 報告者数	構成比	17、18両 年度の移 行申請者 数	17、18両 年度の移 行申請者 数に対する 割合	途中帰国 報告に係 る受入企 業等数	途中帰国 報告者数	構成比	18、19両 年度の移 行申請者 数	18、19両 年度の移 行申請者 数に対する 割合		
	(社等) A	(人) A	(%) C	(人) B	(%) C=A/B	(社等) D	(人) D	(%) E	(人) E	(%) F=D/E	(人) G=D-A	(%) (D-A)/A
商工会議所・商工会	45	61	1.8	2,863	2.1	97	151	2.6	3,113	4.8	90	147.5
協同組合等の中小 企業団体	1,755	2,494	75.6	71,292	3.4	3,030	4,386	76.8	86,355	5.0	1,892	75.8
農業協同組合、農 業技術協力を行う 公益法人	221	259	7.8	2,385	10.8	354	391	6.8	2,580	15.1	132	50.9
民法第34条による 社団・財団法人	170	222	6.7	6,574	3.3	258	315	5.5	9,033	3.4	93	41.8
企業単独型	71	155	4.7	4,086	3.7	103	186	3.2	4,757	3.9	31	20.0
その他	75	105	3.1	4,809	2.1	156	275	4.8	5,355	5.1	170	161.9
計	2,337	3,296	100	92,009	3.5	3,998	5,704	100	111,193	5.1	2,408	73.0

(2) 失そう者

業態	平成18年度					19年度					失そう者の増加 人数	失そう者の増加 率
	失そう者 報告受入 企業等数	失そう者 数	構成比	17、18両 年度の移 行申請者 数	17、18両 年度の移 行申請者 数に対する 割合	失そう者 報告受入 企業等数	失そう者 数	構成比	18、19両 年度の移 行申請者 数	18、19両 年度の移 行申請者 数に対する 割合		
	(社等) A	(人) A	(%) C	(人) B	(%) C=A/B	(社等) D	(人) D	(%) E	(人) E	(%) F=D/E	(人) G=D-A	(%) (D-A)/A
商工会議所・商工会	34	43	2.5	2,863	1.5	42	63	2.9	3,113	2.0	20	46.5
協同組合等の中小 企業団体	989	1,293	77.5	71,292	1.8	1,344	1,712	80.5	86,355	1.9	419	32.4
農業協同組合、農 業技術協力を行う 公益法人	17	17	1.0	2,385	0.7	12	12	0.5	2,580	0.4	-5	-29.4
民法第34条による 社団・財団法人	179	223	13.3	6,574	3.3	185	223	10.4	9,033	2.4	0	0
企業単独型	22	33	1.9	4,086	0.8	21	32	1.5	4,757	0.6	-1	-3.0
その他	50	59	3.5	4,809	1.2	71	83	3.9	5,355	1.5	24	40.6
計	1,291	1,668	100	92,009	1.8	1,675	2,125	100	111,193	1.9	457	27.3

注(1) 途中帰国日・所在不明日（失そう日）を基準日として整理している。

注(2) 受入企業等数は途中帰国報告書・所在不明報告書1件ごとの延べ数である。

注(3) 構成比は、途中帰国者又は失そう者の合計に占める業態別の途中帰国者数又は失そう者数の割合である。

別表32 各種研修事業の受入企業等の従業員規模別の研修生数の比較表（平成19年度）

従業員規模	外国人研修・技能実習制度							産業技術者育成支援 研修事業			国際技能開発計画事業		
	企業単独型		団体監理型		合計		構成比 (%)	企業数	研修生 数 (人)	構成比 (%)	企業数	研修生 数 (人)	構成比 (%)
	企業数	移行申 請者数 (人)	企業等 数	移行申 請者数 (人)	企業数	移行申 請者数 (人)							
1～4人	0	0	2,971	5,357	2,971	5,357	8.9	0	0	0	0	0	0
5～9人	2	4	4,388	9,434	4,390	9,438	15.6	1	8	0.2	0	0	0
10～19人	1	1	3,808	8,745	3,809	8,746	14.5	1	2	0.0	0	0	0
20～49人	24	40	3,499	8,443	3,523	8,483	14.0	27	66	2.3	1	1	0.8
50～99人	57	153	2,522	8,889	2,579	9,042	15.0	36	105	3.6	2	5	4.2
100～199人	75	306	1,345	6,569	1,420	6,875	11.4	51	243	8.5	2	9	7.5
200～299人	57	283	518	2,912	575	3,195	5.3	29	127	4.4	0	0	0
300人～999人	96	692	577	4,290	673	4,982	8.2	81	316	11.0	4	16	13.4
1000人以上	79	1,083	284	2,976	363	4,059	6.7	124	1,987	69.6	12	88	73.9
計	391	2,562	19,912	57,615	20,303	60,177	100	350	2,854	100	21	119	100

(注) 構成比は、移行申請者又は研修生の合計に占める従業員規模別の移行申請者数又は研修生数の割合である。

別表33 専門家派遣事業の実施状況

省等	事業名	平成18年度						19年度						事業概要
		事業数 (件)	派遣 延べ 国数 (国)	派遣 件数 (件)	派遣 回数 (回)	専門家 派遣総 人数 (人日)	事業費 (千円)	事業数 (件)	派遣 延べ 国数 (国)	派遣 件数 (件)	派遣 回数 (回)	専門家 派遣総 人数 (人日)	事業費 (千円)	
文部科学省	主な事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の専門家派遣事業 の計	1	2	2	3	7,877	—	2	3	3	4	7,891	—	
	計	1	2	2	3	7,877	—	2	3	3	4	7,891	—	
厚生労働省	主な事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の専門家派遣事業 の計	1	6	4	4	32	—	1	3	3	3	30	—	
	計	1	6	4	4	32	—	1	3	3	3	30	—	
農林水産省	水産技術普及事業	1	12	12	20	3,784	305,139	1	11	11	21	4,565	302,639	関係沿岸国の水産業振興に資するため、流通・加工改善、資源調査、増養殖等の協力に対する専門家を派遣し、必要な技術普及等を行う。 太平洋地域の関係沿岸国の水産業振興に資するため、アドバイザーと当該分野に精通した専門家を派遣するなどし、水産関連施設等の修理・修復等に関する技術移転を行うとともに、漁民組織の活性化を図るための助言等を行う。
	巡回普及指導整備事業	1	9	9	40	2,324	281,956	1	9	9	33	2,276	287,536	
	その他	4	7	7	16	2,635	383,828	5	11	11	22	2,302	325,548	
	小計	6	28	28	76	8,743	970,924	7	31	31	76	9,143	915,724	
	その他の専門家派遣事業 の計	3	11	10	10	193	—	3	8	8	8	191	—	
	計	9	39	38	86	8,936	—	10	39	39	84	9,334	—	
経済産業省	経済産業人材育成支援専門家派遣事業	1	240	240	240	41,292	1,225,372	1	245	245	245	39,594	1,216,504	開発途上国における裾野産業分野の製造技術や経営管理技術の改善向上に必要な人材を育成するため、開発途上国の企業、民間団体等に我が国の専門家を派遣し、助言・指導を行う。 開発途上国における貿易投資の円滑化に向けたソフトインフラ整備を推進するため、現地業界団体等に対して我が国から専門家を派遣し、指導・助言を行う。
	貿易投資円滑化支援事業	1	39	39	141	5,003	665,685	1	30	30	185	4,246	1,428,252	
	その他	2	45	46	48	4,969	515,943	3	61	63	65	8,813	513,328	
	小計	4	324	325	429	51,264	2,407,001	5	336	338	495	52,653	3,158,084	
	その他の専門家派遣事業 の計	3	13	10	21	314	—	2	10	7	19	308	—	
	計	7	337	335	450	51,578	—	7	346	345	514	52,961	—	
国土交通省	主な事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の専門家派遣事業 の計	1	9	20	20	309	—	1	10	19	19	326	—	
	計	1	9	20	20	309	—	1	10	19	19	326	—	
5省計		19	393	399	563	68,732	—	21	401	409	624	70,542	—	
(独)日本学生支援機構	主な事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の専門家派遣事業 の計	1	5	9	9	88	—	1	5	8	8	95	—	
	計	1	5	9	9	88	—	1	5	8	8	95	—	
(独)日本貿易振興機構	開発途上国投資アドバイザー派遣事業	1	4	10	10	3,428	211,937	1	3	7	7	2,356	131,160	アジア企業との取引や現地進出を円滑に進めるため、日系企業等を対象に可能性調査、トラブル対応等現地事業全般に関する相談業務や現地投資環境に関わる情報収集等の支援活動を行う。 開発途上国の輸出産業育成のため、輸入されていない途上国製品を発掘・収集したり、日本への輸出希望企業に対し、助言等を行う。
	地域有望産品輸出産業育成	—	—	—	—	—	—	1	6	10	13	116	43,173	
	その他	8	27	45	45	455	224,802	8	18	18	22	234	112,537	
	小計	9	31	55	55	3,883	436,739	10	27	35	42	2,706	286,871	
	その他の専門家派遣事業 の計	4	13	17	17	149	—	1	1	2	2	14	—	
	計	13	44	72	72	4,032	—	11	28	37	44	2,720	—	
5省等計		33	442	480	644	72,852	—	33	434	454	676	73,357	—	

- 注(1) (独)は独立行政法人の略である。
 注(2) 主な事業には、専門家派遣を主として実施しているものを記載している。
 注(3) その他の専門家派遣事業には、他の事業に合わせて実施しているものを記載している。
 注(4) 派遣件数は、専門家派遣を実施した案件数である。
 注(5) 派遣回数は、各案件ごとに派遣相手国に実際に専門家を派遣した回数である。

別表34 専門家派遣の平均派遣入日数（平成18、19両年度）

（単位：件、％）

省等	平均派遣入日数		15人日以内		15人日超～30人日以内		30人日超～60人日以内		60人日超		計	
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
文部科学省	0	0	1	33.3	0	0	2	66.6	3	100		
厚生労働省	2	100	0	0	0	0	0	0	2	100		
農林水産省	3	15.7	2	10.5	2	10.5	12	63.1	19	100		
経済産業省	2	14.2	2	14.2	4	28.5	6	42.8	14	100		
国土交通省	0	0	2	100	0	0	0	0	2	100		
小計	7	17.5	7	17.5	6	15.0	20	50.0	40	100		
(独)日本学生支援機構	2	100	0	0	0	0	0	0	2	100		
(独)日本貿易振興機構	16	66.6	6	25.0	0	0	2	8.3	24	100		
小計	18	69.2	6	23.0	0	0	2	7.6	26	100		
計	25	37.8	13	19.6	6	9.0	22	33.3	66	100		

（注）（独）は独立行政法人の略である。

別表35 専門家派遣を主とする事業の専門家の平均派遣入日数（平成18、19両年度）

（単位：件、％）

省等	平均派遣入日数		15人日以内		15人日超～30人日以内		30人日超～60人日以内		60人日超		計	
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
農林水産省	0	0	1	7.6	0	0	12	92.3	13	100		
経済産業省	2	22.2	1	11.1	0	0	6	66.6	9	100		
(独)日本貿易振興機構	11	57.8	6	31.5	0	0	2	10.5	19	100		
計	13	31.7	8	19.5	0	0	20	48.7	41	100		

（注）（独）は独立行政法人の略である。

別表36 専門家の選定方法（平成18、19両年度）

（単位：件、％）

省等	専門家の選定方法					専門家選定基準の有無					
	公募	関連業界団体の推薦	事業主体の職員から選抜	その他	計	有り	構成比	無し	構成比	計	構成比
文部科学省	0	2	1	0	3	0	0	3	100	3	100
厚生労働省	0	0	2	0	2	0	0	2	100	2	100
農林水産省	0	3	2	17	19	15	78.9	4	21.0	19	100
経済産業省	1	5	4	10	14	12	85.7	2	14.2	14	100
国土交通省	0	0	2	2	2	0	0	2	100	2	100
小計	1	10	11	29	40	27	67.5	13	32.5	40	100
(独)日本学生支援機構	2	2	0	0	2	2	100	0	0	2	100
(独)日本貿易振興機構	11	16	4	0	24	24	100	0	0	24	100
小計	13	18	4	0	26	26	100	0	0	26	100
計	14	28	15	29	66	53	80.3	13	19.6	66	100

注(1)（独）は独立行政法人の略である。

注(2) 専門家の選定方法は、複数回答のため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

別表37 専門家派遣事業報告書の作成状況等（平成18、19両年度）

(単位：件、%)

省等	報告書有り												報告書無し		計	
	事業数		構成比		公開有り		全文をホームページで公開		国会図書館等に納本		その他		公開無し		事業数	構成比
					事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比		
文部科学省	3	100	1	33.3	0	0	1	100	0	0	2	66.6	0	0	3	100
厚生労働省	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	100	2	100
農林水産省	19	100	4	21.0	0	0	2	50.0	2	50.0	15	78.9	0	0	19	100
経済産業省	14	100	6	42.8	2	33.3	4	66.6	0	0	8	57.1	0	0	14	100
国土交通省	2	100	2	100	0	0	0	0	2	100	0	0	0	0	2	100
小計	38	95.0	13	34.2	2	15.3	7	53.8	4	30.7	25	65.7	2	5.0	40	100
(独) 日本学生支援機構	2	100	0	0	—	—	—	—	—	—	2	100	0	0	2	100
(独) 日本貿易振興機構	22	91.6	2	9.0	0	0	2	100	0	0	20	90.9	2	8.3	24	100
小計	24	92.3	2	8.3	0	0	2	100	0	0	22	91.6	2	7.6	26	100
計	62	93.9	15	24.1	2	13.3	9	60.0	4	26.6	47	75.8	4	6.0	66	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 「公開有り」、「公開無し」の構成比は、各省等の報告書有りの事業数に対する割合である。

注(3) 「全文をホームページで公開」、「国会図書館等に納本」、「その他」の構成比は、各省等の公開有りの事業数に対する割合である。

別表38 専門家派遣事業の事業の実施体制別の報告書の作成状況及び公開状況（平成18、19両年度）

(単位：件、%)

省等	直轄				委託				請負				補助				計			
	報告書の有無		左のうち公開したもの		報告書の有無		左のうち公開したもの		報告書の有無		左のうち公開したもの		報告書の有無		左のうち公開したもの		報告書の有無		左のうち公開したもの	
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
文部科学省	0	2	0	0	—	—	—	—	0	1	1	100	—	—	—	—	0	3	1	33.3
厚生労働省	2	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	0	0
農林水産省	—	—	—	—	0	2	2	100	—	—	—	—	0	17	2	11.7	0	19	4	21.0
経済産業省	—	—	—	—	0	4	2	50.0	—	—	—	—	0	10	4	40.0	0	14	6	42.8
国土交通省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2	2	100	0	2	2	100
小計	2	2	0	0	0	6	4	66.6	0	1	1	100	0	29	8	27.5	2	38	13	32.5
(独) 日本学生支援機構	0	2	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2	0	0
(独) 日本貿易振興機構	2	22	2	8.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	22	2	8.3
小計	2	24	2	7.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	24	2	7.6
計	4	26	2	6.6	0	6	4	66.6	0	1	1	100	0	29	8	27.5	4	62	15	22.7

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 構成比は、省等別に各実施体制で実施された事業全体に対して、報告書を作成し公開していたものの割合である。

別表39 専門家派遣事業における派遣専門家に対する評価の実施状況(平成18、19両年度)

(単位: 件、%)

省等	評価有り		評価基準有り		評価基準無し		評価無し		計	
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
文部科学省	1	33.3	0	0	1	100	2	66.6	3	100
厚生労働省	0	0	—	—	—	—	2	100	2	100
農林水産省	12	63.1	12	100	0	0	7	36.8	19	100
経済産業省	12	85.7	10	83.3	2	16.6	2	14.2	14	100
国土交通省	0	0	—	—	—	—	2	100	2	100
小計	25	62.5	22	88.0	3	12.0	15	37.5	40	100
(独)日本学生支援機構	0	0	—	—	—	—	2	100	2	100
(独)日本貿易振興機構	2	8.3	2	100	0	0	22	91.6	24	100
小計	2	7.6	2	100	0	0	24	92.3	26	100
計	27	40.9	24	88.8	3	11.1	39	59.0	66	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 「評価基準有り」及び「評価基準無し」の構成比は、各省等の評価有りの事業数に対する割合である。

別表40 事業実施体制別の専門家に対する評価の実施状況(平成18、19両年度)

(単位: 件、%)

省等	直轄				委託				請負				補助				計			
	専門家の評価有無		左のうち評価基準有り		専門家の評価有無		左のうち評価基準有り		専門家の評価有無		左のうち評価基準有り		専門家の評価有無		左のうち評価基準有り		専門家の評価有無		左のうち評価基準有り	
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
文部科学省	2	0	0	0	—	—	—	—	0	1	0	0	—	—	—	—	2	1	0	0
厚生労働省	2	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	0	0
農林水産省	—	—	—	—	2	0	0	0	—	—	—	—	5	12	12	70.5	7	12	12	63.1
経済産業省	—	—	—	—	0	4	4	100	—	—	—	—	2	8	6	60.0	2	12	10	71.4
国土交通省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	0	0	2	0	0	0
小計	4	0	0	0	2	4	4	66.6	0	1	0	0	9	20	18	62.0	15	25	22	55.0
(独)日本学生支援機構	2	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	0	0
(独)日本貿易振興機構	22	2	2	8.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	2	2	8.3
小計	24	2	2	7.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	2	2	7.6
計	28	2	2	6.6	2	4	4	66.6	0	1	0	0	9	20	18	62.0	39	27	24	36.3

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 構成比は、省等別に各実施体制で実施された事業全体に対して、評価基準を定めていたものの割合である。

別表41 5省等における施設、資機材等の建設・調達等の状況（平成18、19両年度）

（単位：件、千円）

省等	年度	事業名	実施体制	使用場所	施設の建設		実証プラント設備		調査・研究用機器等		車両		その他		建設・調達合計		供与等の有無等	供与等の額	備考
					件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額			
文部科学省	平成18	留学生交流の推進	補助	国内									1	73,416	1	73,416			(独) 日本学生支援機構
		18年度計											1	73,416	1	73,416			
	19	留学生交流の推進	補助	国内									1	71,868	1	71,868			(独) 日本学生支援機構
		19年度計											1	71,868	1	71,868			
		文部科学省(2事業) 計											2	145,284	2	145,284			
厚生労働省	18	エイズ研究センター経費	直轄	国内					2	11,139					2	11,139			国立感染症研究所
		ポリオ根絶計画推進等経費	直轄	国内					1	4,275					1	4,275			国立感染症研究所
		国立国際医療センター研究所経費	直轄	国内					4	33,936					4	33,936			国立国際医療センター
		18年度計							7	49,350					7	49,350			
	19	ハンセン病国際研究協力推進費	直轄	国内					1	3,375					1	3,375			国立感染症研究所
		ポリオ根絶計画推進等経費	直轄	国内					1	8,914					1	8,914			国立感染症研究所
		国立国際医療センター研究所経費	直轄	国内					2	3,777					2	3,777			国立国際医療センター
		麻疹根絶計画等推進費	直轄	国内					1	1,713					1	1,713			国立感染症研究所
		19年度計							5	17,781					5	17,781			
		厚生労働省(7事業) 計							12	67,132					12	67,132			
農林水産省	18	国際資源環境対策事業	補助	海外					3	62,948	2	15,722			5	78,671	供与(5)	78,671	(財) 海外漁業協力財団
		政府開発援助謝金等	補助	海外									3	8,505	3	8,505			
		地域漁業振興協力事業	補助	海外	1	6,644			3	381,329	1	2,027			5	390,001	供与(5)	390,001	(財) 海外漁業協力財団
		18年度計			1	6,644			6	444,278	3	17,750	3	8,505	13	477,178		468,673	
	19	国際資源環境対策事業	補助	海外					2	25,070					2	25,070	供与(2)	25,070	(財) 海外漁業協力財団
		水産協力コンボイメント開発事業	委託	海外			1	6,530							1	6,530	貸与(1)	6,530	(社) 海外水産コンサルタント協会
		政府開発援助謝金等	補助	海外									3	7,350	3	7,350			
		地域漁業振興協力事業	補助	海外	1	14,668			4	356,581	2	7,408			7	378,658	供与(7)	378,658	(財) 海外漁業協力財団
		19年度計			1	14,668	1	6,530	6	381,652	2	7,408	3	7,350	13	417,609		410,259	
		農林水産省(7事業) 計			2	21,313	1	6,530	12	825,931	5	25,159	6	15,855	26	894,788		878,933	
経済産業省	18	経済産業人材育成支援事業費補助金	補助	海外					1	4,095	1	9,782			2	13,877			
		研究協力推進事業	補助	海外	1	2,471	1	177,416	1	98,099					3	277,987	事後譲渡(1)	19,014	(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構
			国内				1	36,434	1	17,265					2	53,699			
		18年度計			1	2,471	2	213,850	3	119,460	1	9,782			7	345,565		19,014	
	19	経済産業人材育成支援事業費補助金	補助	海外					1	16,800					1	16,800			
			国内										1	2,124	1	2,124			
		研究協力推進事業	補助	海外	1	5,369	1	125,083	1	65,629					3	196,082			(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構
			国内				1	53,954	1	25,093					2	79,048			
		19年度計			1	5,369	2	179,038	3	107,523			1	2,124	7	294,055			
		経済産業省(4事業) 計			2	7,840	4	392,889	6	226,983	1	9,782	1	2,124	14	639,620		19,014	
国土交通省	18	アジア太平洋地域地震変動監視事業	請負	海外					1	4,000					1	4,000			
		18年度計							1	4,000					1	4,000			
		国土交通省(1事業) 計							1	4,000					1	4,000			
小計					4	29,153	5	399,419	31	1,124,046	6	34,941	9	163,264	55	1,750,825		897,947	

省等	年度	事業名	実施体制	使用場所	施設の建設		実証プラント設備		調査・研究用機器等		車両		その他		建設・調達合計		供与等の有無等	供与等の額	備考	
					件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額	件数	建設・調達金額				
(独) 日本学生支援機構	18	留学生に対する日本語教育	直轄	国内									1	13,398	1	13,398				
		留学生宿舎等の設置及び運営	直轄、請負	国内									12	477,382	12	477,382				
		18年度計											13	490,780	13	490,780				
	19	留学生に対する日本語教育	請負	国内									2	3,441	2	3,441				
		留学生宿舎等の設置及び運営	直轄、請負	国内									19	164,593	19	164,593				
		19年度計											21	168,034	21	168,034				
(独) 日本学生支援機構 (4事業) 計												34	658,815	34	658,815					
(独) 日本貿易振興機構	18	アジア研・管理的経費	直轄	国内									5	20,013	5	20,013				
		海外事務所維持経費	直轄	海外							8	77,859	5	14,059	13	91,919				
		開発途上国に関する資料収集・情報提供	直轄	国内									1	7,476	1	7,476				
		18年度計									8	77,859	11	41,548	19	119,408				
	19	海外事務所維持経費	直轄	海外							8	53,490	2	19,827	10	73,317				
		19年度計									8	53,490	2	19,827	10	73,317				
(独) 日本貿易振興機構 (4事業) 計											16	131,350	13	61,375	29	192,726				
小計											16	131,350	47	720,191	63	851,541				
計					4	29,153	5	399,419	31	1,124,046	22	166,292	56	883,455	118	2,602,367	海外のうち		897,947	
					うち海外 (60.2%)	4	29,153	3	309,030	17	1,014,555	22	166,292	13	49,741	59	1,568,773	うち供与 (19)	872,403	
					うち国内 (39.7%)			2	90,389	14	109,490			43	833,713	59	1,033,593	うち貸与 (1)	6,530	
うち補助事業 (64.2%)					4	29,153	4	392,889	18	1,052,914	6	34,941	9	163,264	41	1,673,163	うち事後譲渡 (1)	19,014		

注 (1) (独) は独立行政法人、(財) は財団法人、(社) は社団法人のそれぞれの略である。

注 (2) 建設・調達金額が150万円以上 (海外で使用するものは200万円以上) の施設、資機材等を対象とした。

注 (3) 事業等別に、対象とした施設、資機材等を施設の建設、実証プラント設備、調査・研究用機器等、車両、その他に分類したものをそれぞれ1件とした。

注 (4) 建設・調達金額には、ODA事業予算以外の予算を財源としている部分、補助の相手方である団体等の自己負担部分等を含む。

別表42 調査研究事業の実施状況(平成18、19両年度)

(単位: 件、千円、%)

省等	年度	事業数	事業費	構成比
文部科学省	平成18年度	4	5,641	0
	19年度	4	6,549	0
	計	8	12,190	0
厚生労働省	18年度	4	722,444	8.7
	19年度	5	592,652	8.2
	計	9	1,315,096	8.5
農林水産省	18年度	25	1,054,304	12.7
	19年度	23	1,031,388	14.4
	計	48	2,085,692	13.5
経済産業省	18年度	30	5,966,328	71.9
		(1)	(2,752,000)	(33.1)
	19年度	34	5,085,513	71.0
		(1)	(2,750,000)	(38.4)
	計	64	11,051,841	71.5
		(2)	(5,502,000)	(35.6)
国土交通省	18年度	22	254,506	3.0
	19年度	19	176,562	2.4
	計	41	431,068	2.7
小計	18年度	85	8,003,223	96.5
	19年度	85	6,892,664	96.3
	計	170	14,895,887	96.4
(独) 日本学生支援機構	18年度	1	118	0
	19年度	1	1,199	0
	計	2	1,317	0
(独) 日本貿易振興機構	18年度	16	289,886	3.4
	19年度	20	260,892	3.6
	計	36	550,778	3.5
小計	18年度	17	290,004	3.4
	19年度	21	262,091	3.6
	計	38	552,095	3.5
計	18年度	102	8,293,227	100
	19年度	106	7,154,755	100
	計	208	15,447,982	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 括弧書きは、(独)国際協力機構に対する委託であり、内数である。

別表43 調査員の平均派遣入日数(平成18、19両年度)

(単位: 件、%)

平均派遣入日数 省等	15日以内		15日超～30日以内		30日超～60日以内		60日超		計	
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
文部科学省	3	75.0	0	0	0	0	1	25.0	4	100
厚生労働省	5	62.5	2	25.0	1	12.5	0	0	8	100
農林水産省	8	16.6	6	12.5	14	29.1	20	41.6	48	100
経済産業省	10	20.8	6	12.5	13	27.0	19	39.5	48	100
国土交通省	20	54.0	8	21.6	3	8.1	6	16.2	37	100
小計	46	31.7	22	15.1	31	21.3	46	31.7	145	100
(独)日本学生支援機構	2	100	0	0	0	0	0	0	2	100
(独)日本貿易振興機構	5	14.7	7	20.5	15	44.1	7	20.5	34	100
小計	7	19.4	7	19.4	15	41.6	7	19.4	36	100
計	53	29.2	29	16.0	46	25.4	53	29.2	181	100

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 海外現地調査を実施していない事業は除いている。

注(3) 1事業については、派遣入日数が不明であるため除いている。

別表44 技術移転の方法(平成18、19両年度)

(単位: 件、%)

(単位：件、%)

省等	相手国に技術移転しているもの		技術移転の方法								相手国に技術移転していないもの		事業数
			調査結果を調査報告書、マニュアル等の成果物に取りまとめ、相手国側に提供しているもの		調査結果についてセミナー、ワークショップ等を開催して技術移転しているもの		調査結果について専門家を派遣して技術移転しているもの		調査結果を取りまとめるとともに相手国側から研修員を受け入れて技術を移転しているもの				
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比			
文部科学省	2	25.0	2	100	0	0	0	0	0	0	6	75.0	8
厚生労働省	7	77.7	7	100	3	42.8	2	28.5	0	0	2	22.2	9
農林水産省	39	81.2	36	92.3	20	51.2	2	5.1	2	5.1	9	18.7	48
経済産業省	30	46.8	22	73.3	20	66.6	7	23.3	5	16.6	34	53.1	64
国土交通省	29	70.7	21	72.4	10	34.4	2	6.8	2	6.8	12	29.2	41
小計	107	62.9	88	82.2	53	49.5	13	12.1	9	8.4	63	37.0	170
(独)日本学生支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100	2
(独)日本貿易振興機構	6	16.6	5	83.3	1	16.6	0	0	0	0	30	83.3	36
小計	6	15.7	5	83.3	1	16.6	0	0	0	0	32	84.2	38
計	113	54.3	93	82.3	54	47.7	13	11.5	9	7.9	95	45.6	208

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 技術移転の方法の中には、複数回答があるため、各項目の数値を合計しても事業数の計とは一致しない場合がある。

別表45 調査報告書等の配布先(平成18、19両年度)

(単位:件、%)

省等	調査報告書等の配布先												事業数
	自省等内の関係 課等		我が国の援助実 施機関		相手国側の関係 機関		国際機関		大使館		その他		
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
文部科学省	7	87.5	5	62.5	5	62.5	2	25.0	4	50.0	5	62.5	8
厚生労働省	3	33.3	4	44.4	1	11.1	0	0	3	33.3	6	66.6	9
農林水産省	41	85.4	25	52.0	19	39.5	6	12.5	23	47.9	25	52.0	48
経済産業省	50	78.1	10	15.6	18	28.1	7	10.9	13	20.3	11	17.1	64
国土交通省	27	65.8	19	46.3	13	31.7	4	9.7	10	24.3	13	31.7	41
小計	128	75.2	63	37.0	56	32.9	19	11.1	53	31.1	60	35.2	170
(独)日本学生 支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50.0	2
(独)日本貿易 振興機構	33	91.6	22	61.1	15	41.6	1	2.7	6	16.6	34	94.4	36
小計	33	86.8	22	57.8	15	39.4	1	2.6	6	15.7	35	92.1	38
計	161	77.4	85	40.8	71	34.1	20	9.6	59	28.3	95	45.6	208

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても事業数と一致しない場合がある。

別表46 調査報告書等の公開の状況(平成18、19両年度)

(単位:件、%)

省等	調査・研 究数(A)	公開している		公開方法								公開していない	
		(A)に 対する割合	全文を ホームページ で公開	構成比	要約を ホームページ で公開	構成比	国会図 書館等 に納本	構成比	その他	構成比		(A)に 対する割合	
文部科学省	8	8	100	2	25.0	2	25.0	6	75.0	2	25.0	0	0
厚生労働省	9	7	77.7	6	85.7	0	0	1	14.2	0	0	2	22.2
農林水産省	48	31	64.5	15	48.3	2	6.4	19	61.2	3	9.6	17	35.4
経済産業省	64	53	82.8	9	16.9	4	7.5	41	77.3	1	1.8	11	17.1
国土交通省	41	14	34.1	1	7.1	0	0	2	14.2	9	64.2	27	65.8
小計	170	113	66.4	33	29.2	8	7.0	69	61.0	15	13.2	57	33.5
(独)日本学生 支援機構	2	1	50.0	1	100	0	0	0	0	0	0	1	50.0
(独)日本貿易 振興機構	36	35	97.2	0	0	1	2.8	32	91.4	2	5.7	1	2.7
小計	38	36	94.7	1	2.7	1	2.7	32	88.8	2	5.5	2	5.2
計	208	149	71.6	34	22.8	9	6.0	101	67.7	17	11.4	59	28.3

注(1) (独)は独立行政法人の略である。

注(2) 公開方法は複数回答のため、各項目の数値を合計しても公開している事業数の計とは一致しない場合がある。

別表47 システムの作成後の状況(平成15～19年度)

(単位:件、%)

省		作成数	相手国側への提供		公開状況			ホームページでの公開 までに要した期間			運用状況		
			有	無	ホーム ページ による 公開	電子媒 体の配 付によ る公開	未公開	事業 終了後 1年 以内	事業 終了後 1年超 2年以内	事業 終了後 2年超	運用中	運用 停止中	運用 廃止
文部 科学省	件数	1 (0) [0] <1>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <1>	1 (0) [0] <1>	0 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <1>	0 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <1>	0 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>
	割合	10.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	農林 水産省	件数	8 (2) [0] <6>	3 (0) [0] <3>	5 (2) [0] <3>	5 (0) [0] <5>	4 (2) [0] <2>	1 (0) [0] <1>	4 (0) [0] <4>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <1>	6 (1) [0] <5>	2 (1) [0] <1>
割合		80.0	37.5	62.5	62.5	50.0	12.5	80.0	0.0	20.0	75.0	25.0	0.0
国土 交通省		件数	1 (0) [1] <0>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [1] <0>	1 (0) [1] <0>	0 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [1] <0>	0 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <0>	0 (0) [0] <0>
	割合	10.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	計	件数	10 (2) [1] <7>	3 (0) [0] <3>	7 (2) [1] <4>	7 (0) [1] <6>	4 (2) [0] <2>	1 (0) [0] <1>	6 (0) [1] <5>	0 (0) [0] <0>	1 (0) [0] <1>	8 (1) [0] <6>	2 (1) [0] <1>
割合		100.0	30.0	70.0	70.0	40.0	10.0	85.7	0.0	14.2	80.0	20.0	0.0

注(1) 厚生労働省については、システムの作成はない。

注(2) 経済産業省、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本貿易振興機構は調査研究にかかるシステムの作成がないため、除外している。

注(3) ()は委託事業、[]は請負事業、< >は補助事業によるもので、すべて内数である。

注(4) 「作成数」の割合は各省等の合計数に対する割合である。「相手国側への提供」、「公開状況」、「運用状況」の割合は、各省等ごとの作成数に対する割合であり、「ホームページでの公開までに要した期間」の割合は各省等ごとのホームページによる公開数に対する割合である。

注(5) 「公開状況」は複数回答のため、各項目の数値を合計しても作成数と一致しない場合がある。

別表48 案件発掘・形成調査の実施状況等(平成10年度～19年度)

省	事業名	年度	事業実施主体	事業実施体制	調査団 人数 (人)	調査団の構成				
						各省職員 (%)	事業実施 団体の職 員 (%)	大学の研 究者等 (%)	コンサル タント会 社等の職 員 (%)	その他 (%)
厚生労働省	開発途上国福祉専門家養成等事業	平成10～15	(社) 国際厚生事業団	委託	72	5.5	5.5	12.5	37.5	38.8
	東南アジア諸国等福祉医療協力費	16～19	(社) 国際厚生事業団	委託	65	18.4	12.3	6.1	29.2	33.8
農林水産省	海外農業開発事業事前調査事業	10～19	(社) 海外農業開発コンサルタンツ協会	補助	1,281	0	0.1	0	99.8	0
	海外農林業開発協力促進事業	10～17	(社) 海外農業開発協会	補助	143	0	12.5	15.3	1.3	70.6
	農林水産業資金協力促進検討調査委託事業	10～12	(社) 海外農業開発協会	委託	28	0	25.0	0	64.2	10.7
	農林水産業個別協力戦略推進事業	13～17	(社) 海外農業開発協会	補助	33	0	54.5	0	45.4	0
	海外漁業開発事業	10～17	(社) 海外水産コンサルタンツ協会	補助	378	0	0.2	0	63.7	35.9
	海外漁業協力効率化促進事業	18、19	(社) 海外水産コンサルタンツ協会	補助	44	0	4.5	0	77.2	18.1
	海外林業開発協力事業事前調査事業	10、11	(社) 海外林業コンサルタンツ協会	補助	45	0	48.8	2.2	48.8	0
	政府間林業協力推進調査事業	12～16	(社) 海外林業コンサルタンツ協会	補助	35	0	60.0	2.8	31.4	5.7
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	17～19	(社) 海外林業コンサルタンツ協会	補助	32	0	59.3	3.1	37.5	0
経済産業省	援助信用商業可能性等調査事業	15～19	公益法人、民間会社等16団体	委託	209	0	0	0	100	0
	海外開発計画調査事業	15～19	(独) 国際協力機構	委託	334	7.4	50.8	0.8	30.5	10.1
	開発途上国民生活事業環境整備支援事業	15～19	公益法人、民間会社等36団体	委託	630	0.1	0	0.6	99.2	0
	地球環境・プラント活性化事業等調査事業	10～19	(独) 日本貿易振興機構等4団体	委託	1,852	0	0	0	100	0
国土交通省	プロジェクト形成推進事業	10～19	(社) 海外運輸協力協会、(社) 海外建設協会、(社) 国際建設技術協会	委託等	528	0	54.5	0	43.5	0.3
	民間・民活協力支援事業	10～19	(社) 海外運輸協力協会	補助	553	0	1.9	0.5	96.9	0.5
計	17				6,262	0.6	9.4	0.7	83.5	5.4

注(1) (独)は独立行政法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である。

注(2) 経済産業省の海外開発計画調査事業については、同事業の実施主体である(独) 国際協力機構の文書管理規程による資料保管期限が5年間であるため、過去5年間で調査の対象とした。

また、その他の事業について、年度が「10～19」以外となっているものは、記載の年度においてのみ事業が実施されたものである。

注(3) 調査団の構成員については一部不明のものがあるため、調査団の構成割合を合計しても100%にならないものがある。

別表49 案件発掘・形成調査が我が国の援助として具体化している状況(平成10年度～19年度)

(単位:件、%)

省	事業名	調査件数(A)	調査実施年度	①相手国からの正式な援助要請があったもの		②交換公文の締結等がなされ正式な援助に結び付いたもの	
				案件数		案件数	
					(A)に対する左の割合		(A)に対する左の割合
厚生労働省	開発途上国福祉専門家養成等事業	17	平成10～15	6	35.2	5	29.4
	東南アジア諸国等福祉医療協力費	14	16～19	6	42.8	2	14.2
農林水産省	海外農業開発事業事前調査事業	568	10～19	75	13.2	75	13.2
	海外農林業開発協力促進事業	33	10～17	1	3.0	0	0
	農林水産業資金協力促進検討調査委託事業	7	10～12	3	42.8	3	42.8
	農林水産業個別協力戦略推進事業	8	13～17	4	50.0	0	0
	海外漁業開発事業	198	10～17	105	53.0	72	36.3
	海外漁業協力効率化促進事業	19	18、19	11	57.8	5	26.3
	海外林業開発協力事業事前調査事業	19	10、11	5	26.3	5	26.3
	政府間林業協力推進調査事業	11	12～16	2	18.1	2	18.1
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	10	17～19	1	10.0	0	0
経済産業省	援助信用商業可能性等調査事業	27	15～19	13	48.1	10	37.0
	海外開発計画調査事業	72	15～19	71	98.6	70	97.2
	開発途上国民生活事業環境整備支援事業	78	15～19	0	0	0	0
	地球環境・プラント活性化事業等調査事業	239	10～19	65	27.1	26	10.8
国土交通省	プロジェクト形成推進事業	148	10～19	32	21.6	32	21.6
	民間・民活協力支援事業	270	10～19	75	27.7	75	27.7
計		17	1,738	475	27.3	382	21.9

注(1) 農林水産省の海外農林業開発協力促進事業の目的は、独立行政法人国際協力機構の開発投融資事業(平成15年9月で廃止)や民間直接投資による農林業開発協力を推進することであり、調査件数(33件)のうち民間企業等が独自資金により事業化した案件が9件(27.2%)ある。

注(2) 経済産業省の海外開発計画調査事業については、同事業の実施主体である独立行政法人国際協力機構の文書管理規程による資料保管期限が5年間であるため、過去5年間で調査の対象とした。
また、その他の事業について、年度が「10～19」以外となっているものは、記載の年度においてのみ事業が実施されたものである。

注(3) 農林水産省の海外農業開発事業事前調査事業及び国土交通省の2事業については、「①相手国からの正式な援助要請があったもの」の正確な件数を把握できなかったため、「②交換公文の締結等がなされ正式な援助に結び付いたもの」の件数を記載している。

別表50 我が国の援助として具体化している案件についての援助の形態 (平成10年度～19年度)

(単位：件)

省	事業名	調査件数	交換公文の締結等がなされ正式な援助に結び付いたもの	我が国の援助の形態						
				無償資金協力	技術協力(技術協力プロジェクト)	技術協力(開発調査)	技術協力(専門家派遣)	有償資金協力(円借款)	有償資金協力(SAPROF)	その他
厚生労働省	開発途上国福祉専門家養成等事業	17	5	2	0	2	0	0	0	1
	東南アジア諸国等福祉医療協力費	14	2	0	2	0	0	0	0	0
農林水産省	海外農業開発事業事前調査事業	568	75	15	0	57	0	5	0	0
	海外農林業開発協力促進事業	33	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産業資金協力促進検討調査委託事業	7	3	1	1	0	0	1	0	0
	農林水産業個別協力戦略推進事業	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	海外漁業開発事業	198	72	57	7	1	7	0	0	0
	海外漁業協力効率化促進事業	19	5	5	0	0	0	0	0	0
	海外林業開発協力事業事前調査事業	19	5	1	0	4	0	0	0	0
	政府間林業協力推進調査事業	11	2	0	1	1	0	0	0	0
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	援助信用商業可能性等調査事業	27	10	0	0	0	0	10	0	0
経済産業省	海外開発計画調査事業	72	70	0	0	70	0	0	0	0
	開発途上国民生活事業環境整備支援事業	78	0	0	0	0	0	0	0	0
	地球環境・プラント活性化事業等調査事業	239	26	0	0	0	0	26	0	0
	プロジェクト形成推進事業	148	32	12	1	16	2	4	0	0
国土交通省	民間・民活協力支援事業	270	75	14	4	24	13	13	7	0
計		17	1,738	382	107	175	22	59	7	1

注(1) SAPROFとは、円借款の要請、又は要請の打診があった事業に関し、事業の必要性は認められるものの、実施に至るまでには更に事業内容の確認が必要と判断された場合に国際協力銀行において実施される補完的な調査である。

注(2) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても「交換公文の締結等がなされ正式な援助に結び付いたもの」の数に一致しない場合がある。

別表51 援助の効果についての評価の実施状況等

区分 省・団体	内部評価			外部評価		
	実 施	うち当該 技術協力 事業を 取り出 し実施	評価結果 の公開	実 施	うち当該 技術協力 事業を 取り出 し実施	評価結果 の公開
1. 政策評価法に基づく評価						
文部科学省	○	○	○			
厚生労働省	○	○	○			
農林水産省	○	○	○			
経済産業省	○	○	○			
国土交通省	○		○			
2. 独立行政法人通則法に基づく評価						
(独) 日本学生支援機構				○	○	○
(独) 日本貿易振興機構				○	○	○
3. 上記1、2以外の評価						
文部科学省				○	○	
厚生労働省	○	○	○	○	○	
農林水産省						
経済産業省						
国土交通省						
(独) 緑資源機構	○	○	○	○	○	○
(独) 新エネルギー・産業 技術総合開発機構	○	○	○	○	○	○
(独) 日本貿易振興機構	○	○		○	○	○
(独) 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	○	○		○	○	○
(独) 国際協力機構	○	○	○			
(財) ユネスコ・アジア文 化センター	○	○		○	○	○
(財) 日本体育協会	○	○				
中央職業能力開発協会	○	○		○	○	
(財) 海外漁業協力財団	○	○		○	○	○
(社) 国際農業者交流協会	○	○				
(財) 海外技術者研修協会	○	○	○	○	○	○
(財) 海外貿易開発協会	○	○		○	○	
(社) 海外運輸協力協会	○	○		○	○	

注(1) (独)は独立行政法人、(財)は財団法人、(社)は社団法人のそれぞれの略である。

注(2) 「○」は実施しているものを示す。

注(3) 国土交通省は、従来は一部の技術協力事業についてのみ政策評価法に基づく評価を実施していたが、今後、すべてについて実施する予定である。

注(4) 3.の独立行政法人等及び公益法人等については、評価を実施している団体のみ記載している。

注(5) (財) 海外漁業協力財団は、従来は内部評価の結果を公開していなかったが、平成20年7月から19年度実施分以降を公開している。

別表52 評価の対象とされた政策の政策体系における位置付け(平成17、18両年度)

(単位:件)

省	区分	政策 (狭義)	施策	事務事業	個別事業	その他	計
文部科学省		0	0	3	1	0	3
厚生労働省		0	0	9	1	1	10
農林水産省		11	57	0	57	0	57
経済産業省		0	20	20	0	0	20
国土交通省		0	1	0	0	0	1
計		11	78	32	59	1	91

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

別表53 政策評価の実施時期(平成17、18両年度)

(単位:件)

省	区分	事前評価	中間評価	終了時評価	事後評価	その他	計
文部科学省		2	0	0	3	0	3
厚生労働省		0	2	1	7	0	10
農林水産省		0	7	46	6	0	57
経済産業省		20	0	0	17	0	20
国土交通省		0	0	1	0	0	1
計		22	9	48	33	0	91

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

別表54 政策評価の観点(平成17、18両年度)

(単位:件)

省 政策評価 の観点	必要性	効率性	有効性	妥当性	インパ クト	自立発 展性	その他	計
文部科学省	2	2	2	1	1	0	3	3
厚生労働省	9	9	9	0	0	0	8	10
農林水産省	21	57	57	57	46	46	0	57
経済産業省	20	20	20	20	20	0	0	20
国土交通省	1	0	1	0	0	0	0	1
計	53	88	89	78	67	46	11	91

(注) 複数回答があるため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

別表55 政策評価の手法(平成17、18両年度)

(単位:件)

区分 所管	客観性のある 数値目標	定量化した数 値目標	数値目標なし	計
文部科学省	1	1	2	3
厚生労働省	9	2	1	10
農林水産省	11	46	0	57
経済産業省	16	7	4	20
国土交通省	0	0	1	1
計	37	56	8	91

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

別表56 団体における評価(独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価)の実施状況(平成17、18両年度)

(単位: 団体)

団体の種類 所管	独立行政法人		公益法人等		計	
		うち評価を実施しているもの		うち評価を実施しているもの		うち評価を実施しているもの
文部科学省	1	0	7	2	8	2
厚生労働省	1	0	11	1	12	1
農林水産省	4	1	21	2	25	3
経済産業省	4	4	24	2	28	6
国土交通省	3	0	16	1	19	1
計	11	5	74	8	85	13

注(1) 「所管」は、当該団体に対する委託費・補助金等の所管を示す。

注(2) 独立行政法人については、農林水産省と経済産業省に独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構がそれぞれ重複して計上されているため、計では重複分を差し引いている。

注(3) 公益法人等については、文部科学省と厚生労働省に財団法人アジア福祉教育財団、厚生労働省と国土交通省に財団法人国際研修協力機構、農林水産省と経済産業省に財団法人国際開発センター、経済産業省と国土交通省に社団法人海外鉄道技術協力協会及び財団法人日本自動車輸送技術協会がそれぞれ重複して計上されているため、計では重複分を差し引いている。

別表57 団体における評価(独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価)の実施時期・段階(平成17、18両年度)

(単位: 団体)

所管 区分	事前評価		中間評価		終了時評価		事後評価(狭義)		計	
	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等
文部科学省	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2
厚生労働省	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
農林水産省	0	1	0	1	1	2	1	1	1	2
経済産業省	2	2	2	2	2	2	1	2	4	2
国土交通省	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1
小計	2	5	2	3	3	7	2	6	5	8
計	7		5		10		8		13	

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計と一致しない場合がある。

別表58 団体における評価(独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価)における外部評価の活用状況(平成17、18両年度)

(単位: 団体、%)

所管 区分	外部評価を活用しているもの		外部評価を活用していないもの		計	
		構成比		構成比		構成比
文部科学省	1	50.0	1	50.0	2	100
厚生労働省	1	100	0	0	1	100
農林水産省	2	66.6	1	33.3	3	100
経済産業省	5	83.3	1	16.6	6	100
国土交通省	1	100	0	0	1	100
計	10	76.9	3	23.0	13	100

別表59 団体における評価(独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価)の観点等(平成17、18両年度)

(単位: 団体)

所管 区分	妥当性		有効性		効率性		インパクト		自立発展性		その他		計	
	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等	独立行政法人	公益法人等
文部科学省	0	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
厚生労働省	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
農林水産省	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	2	1	2
経済産業省	3	2	3	2	3	2	2	1	2	2	2	1	4	2
国土交通省	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
小計	4	5	4	6	4	5	3	4	3	5	2	4	5	8
計	9		10		9		7		8		6		13	

(注) 複数回答のため、各項目の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

別表60 団体における評価(独立行政法人通則法に基づく評価以外の評価)のうち内部評価
の公開の状況(平成17、18両年度)

(単位: 団体、%)

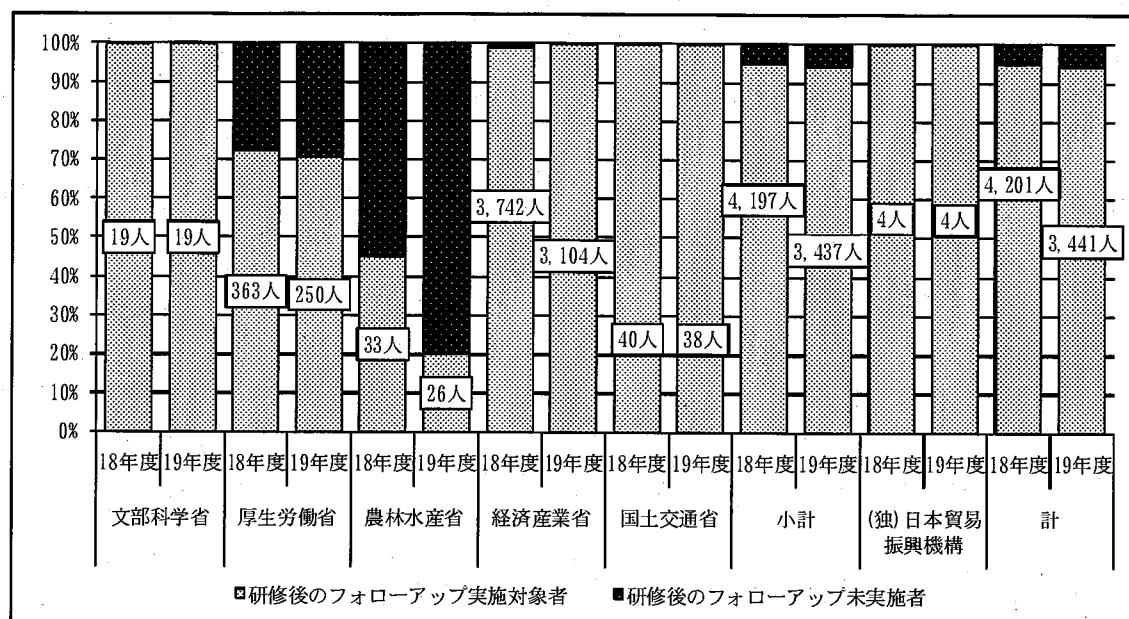
区分 所管	公開		非公開		計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
文部科学省	0	0	2	100	2	100
厚生労働省	0	0	1	100	1	100
農林水産省	1	33.3	2	66.6	3	100
経済産業省	3	50.0	3	50.0	6	100
国土交通省	0	0	1	100	1	100
計	4	30.7	9	69.2	13	100

別表61 特別会計予算を財源にした技術協力（平成19年度）

特別会計	事業名	決算額	事業と特別会計の設置目的との関係
国立高度専門医療センター特別会計	国際医療協力局人材養成事業	1,538千円	国立高度専門医療センター特別会計は、国立高度専門医療センターの円滑な運営と経理を目的として、その経理を一般会計と区分して行うために設置されている。左の3事業も国立高度専門医療センターの一つである国立国際医療センターにおいて実施されるものであることから、同特別会計を財源とする事業に位置付けられている。
	国際医療協力研究委託費	427,334千円	
	国立国際医療センター研究所経費	167,152千円	
労働保険特別会計雇用勘定	国際労働関係事業委託費	463,419千円	本事業は、アジア等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者等の事業参加者に労使関係法、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図ることにより、我が国の雇用の安定に資するとして、労働保険特別会計雇用勘定を財源とする雇用保険二事業のうち雇用安定事業に位置付けられている。
	ASEAN地域労使問題政労使セミナー	22,105千円	本事業は、ASEAN地域における労使関係問題に関する調査、研究を目的としており、その成果を現地企業と取引する日本企業や現地の活躍する日系企業の現地における労使関係問題に関するリスク影響の検討に活かすことにより我が国の雇用情勢の安定に資するとして、労働保険特別会計雇用勘定を財源とする雇用保険二事業のうち雇用安定事業に位置付けられている。
	技能実習制度推進事業費	141,570千円 (上記のほか一般会計からの支出分238,429千円)	本事業は、技能実習生が雇用関係の下でより実効ある技能移転のための活動を行うものであり、労働者としての側面も有することから、労働保険特別会計雇用勘定を財源とする雇用保険二事業のうちの能力開発事業に位置付けられる。技能実習の適正な活動の確保を図ることは国際協力としての本制度の理念を担保するために必要不可欠であるとして、ODA経費として一般会計と雇用勘定の双方の負担とされている。
労働保険特別会計労災勘定	アジア労働安全衛生技術協力実施費	2,985千円	現地企業等の労働災害防止活動の向上が、日本から派遣された労働者の安全及び衛生の確保につながるとして、労働保険特別会計労災勘定を財源とする事業に位置付けられている。

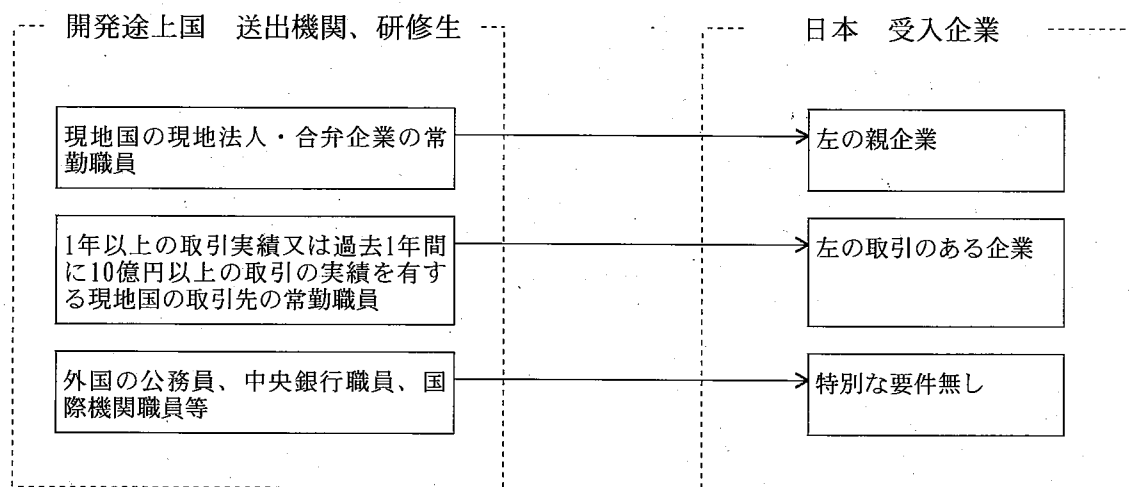
(注) 上記のほか、平成15年度には、国立学校特別会計予算を財源として行われる事業があった。

別図1 研修終了後のフォローアップの実施対象者（平成18、19両年度）

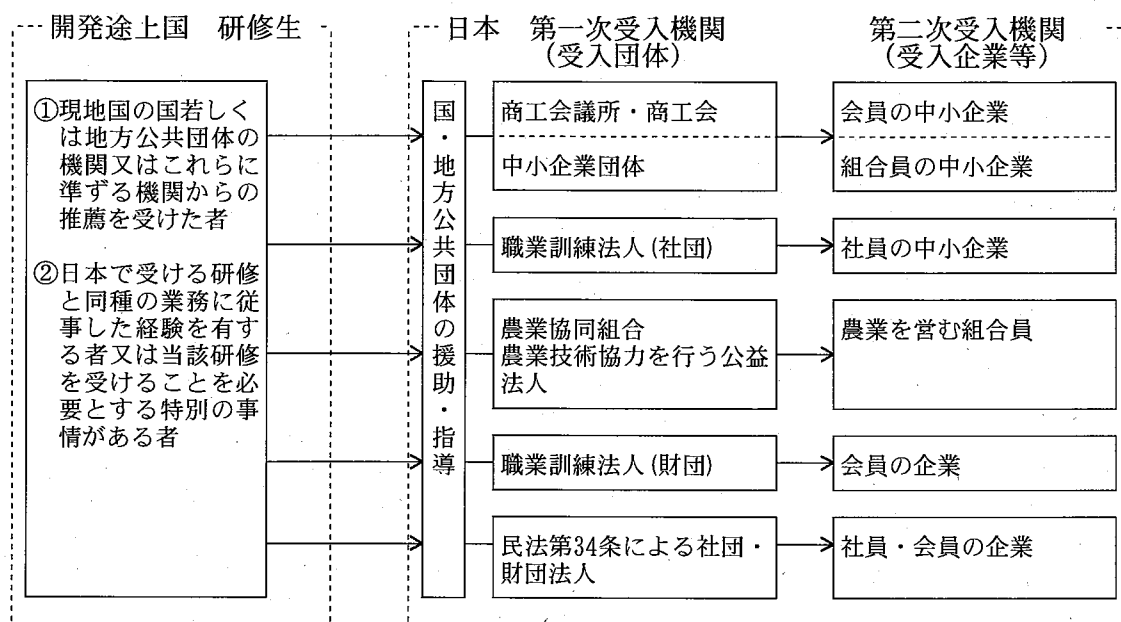


(注) (独)は独立行政法人の略である。

別図2 企業単独型の研修生の受入れ



別図3 団体監理型の研修生の受入れ

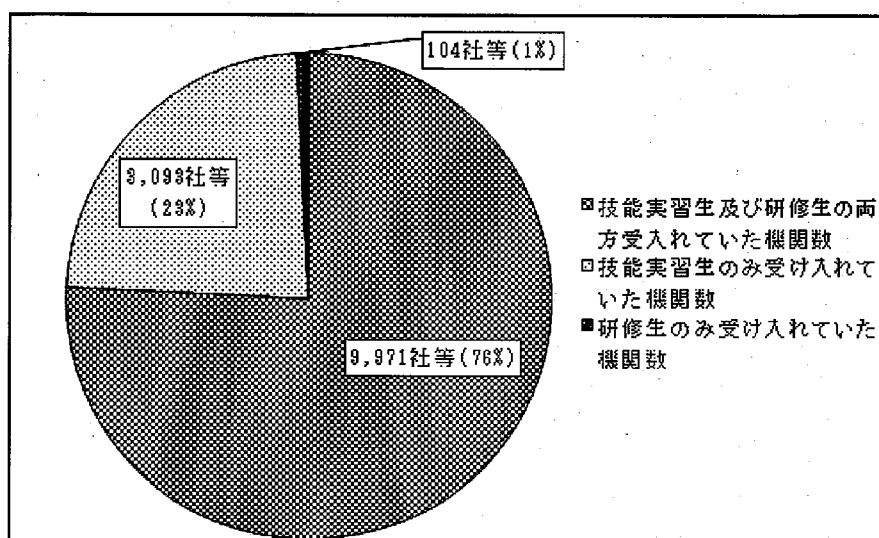


別図4 団体監理型の受入研修生数

第一次受入機関	第二次受入機関	常勤職員総数	研修生数
商工会議所・商工会 中小企業団体	会員の中小企業 組合員の中小企業	201人以上300人以下 101人以上200人以下 51人以上100人以下 50人以下	15人 10人 6人 3人
職業訓練法人(社団)	社員の中小企業		
農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	研修生数	2人
職業訓練法人(財団)	会員の企業	研修生数	常勤職員総数の5%以内
民法第34条による社団法人・財団法人	会員の企業		

(注) 研修生の受入人数は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等により、企業単独型の場合は受入企業の常勤職員総数の5%までと規定されているが、団体監理型の場合は、一般に、常勤職員総数が50人までの企業では研修生3人まで受入れが可能となっている。研修生の人数は常勤職員総数を超えてはならないとされているが、既に技能実習に従事している技能実習生は常勤職員総数に算入してよいとされていることから、例えば、日本人の常勤職員が3人いて、毎年受入れを行えば3年目には、既存の技能実習生6人（実習1年目、2年目各3人）及び新規の研修生3名の計9人まで受入れが可能となる。また、最初の受入れの年に日本人等の常勤職員がいれば2年目以降は技能実習生以外の常勤職員がいなくても研修生の受入れが可能となる。

別図5 企業等の研修生及び技能実習生の受入状況（平成19年度）



(注) 本図は、JITCOが、技能実習生の就業環境を改善するため、平成19年11月末時点で技能実習生を受け入れている受入企業等（19,212社等）を対象に自主点検表を送付し、得られた回答（15,428社等、回答率80.3%）に基づき、会計検査院が作成したものである（別図6も同じ。）。

別図6 企業等の1社等当たり従業員数、技能実習生数及び研修生数（平成19年度）

